

平成28年度 業務実績等報告書

独立行政法人製品評価技術基盤機構

目 次

行政執行法人 年度評価 総合評定	2
行政執行法人 年度評価 項目別評定総括表	3
行政執行法人 年度評価 項目別評定調書	4
Ⅰ. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項	4
Ⅰ-1 製品安全	4
Ⅰ-2 化学物質管理	38
Ⅰ-3 バイオテクノロジー	85
Ⅰ-4 適合性認定	125
Ⅰ-5 国際評価技術	156
Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項	171
業務運営の効率化	171
Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項	177
財務内容の改善	177
Ⅳ. その他業務運営に関する重要事項	183
その他 マネジメント	183

行政執行法人 年度評価 総合評定

1. 全体の評定					
評定 (S、A、B、C、D)	A:質的に優れている	(参考)主務省令期間における過年度の総合評定の状況			
		27年度	28年度	29年度	30年度
		B	A		
評定に至った理由	<p>経済産業省の「独立行政法人評価の基本方針」に基づき評価を行い、項目別評価において一部に B 相当の業務はあるものの、多くの業務において、自発的な取組や政策ニーズへの対応を行い、事業計画の所期の目標を上回り社会・産業界等に大きく貢献したため、S または A 相当であると判断し、総合評定を A とした。</p> <p>なお、この評定は、以下の外部委員で構成する「NITE 評価・計画諮問会議」(平成 29 年 5 月 30 日開催)において、「妥当」であるとの評価を受けている。</p> <p>(NITE 評価・計画諮問会議)</p> <p>向殿 政男 議長 (明治大学 名誉教授)</p> <p>植田 章夫 委員 (三菱ケミカル株式会社 代表取締役 専務執行役員)</p> <p>菊池 純一 委員 (青山学院大学法学部・大学院法学研究科 教授)</p> <p>高橋 洋子 委員 (北里大学 北里生命科学研究所 名誉教授)</p> <p>筑紫 みずえ 委員 (株式会社グッドバンカー 代表取締役社長)</p> <p>藤澤 浩道 委員 (元 IEC 副会長)</p>				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	各分野で事業計画を上回る成果をあげている。具体的には国際評価技術分野において、短期間で前例もなく高い安全性が求められる大型試験施設を立ち上げるとともに、積極的な顧客開拓やサービスの充実により、初年度からほぼフル稼働で 20 社からの依頼試験を実施し、さらに、取得したデータが既に製品販売や認証取得につながるなど産業発展に具体的に貢献したことや、製品安全分野、化学物質管理分野、バイオテクノロジー分野が有する知見や技術を最大限に活かし、制度合理化を図るべく関係機関に積極的に働きかけを行った結果、法令改正や規格策定等につながるなど、具体的に国民の安全確保や事業者の負担軽減による産業の促進に貢献したことなどを高く評価。
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	目標、計画になく項目別評価に反映されていない事項などはなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	—
その他改善事項	—
主務大臣による監督命令を検討すべき事項	—

4. その他事項	
監事等からの意見	
その他特記事項	

行政執行法人 年度評価 項目別評定総括表

中期計画(年度計画)	年度評価					項目別 調書No.	備考
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
製品安全	A	A				I-1	なし
化学物質管理	B	A				I-2	なし
バイオテクノロジー	A	A				I-3	なし
適合性認定	B	B				I-4	なし
国際評価技術	B	S				I-5	なし

中期計画(年度計画)	年度評価					項目別 調書No.	備考
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度		
II. 業務運営の効率化に関する事項							
業務運営の効率化	B	B				II	なし

III. 財務内容の改善に関する事項							
財務内容の改善	B	B				III	なし

IV. その他業務運営に関する重要事項							
その他マネジメント	B	A				IV	なし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1	製品安全		
業務に関連する政策・施策	6 保安・安全 6-2 製品安全	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	独立行政法人製品評価技術基盤機構法 消費生活用製品安全法(消安法) 電気用品安全法(電安法) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 ガス事業法 工業標準化法 家庭用品品質表示法
当該項目の重要度、難易度	【重要度、難易度:高】 1.(4) 製品事故の再発・未然防止に向けた取組	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0479、0480

2. 主要な経年データ													
② 要なアウトプット(アウトカム)情報								② 主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の原因究明調査の実施件数	全件実施	(参考)過去3年平均 970件	—	—	—	862件 (全件実施) 特定保守製品等の経年劣化調査との合計	754件	予算額(千円)	8,417,379 の内数	9,526,907 の内数	22,542,448 の内数	7,286,793	1,932,512
消費生活用製品安全法に基づく特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査の実施件数	全件実施	(参考)過去3年平均 970件(※上欄と同数)	—	—	—	862件 (全件実施) 重大製品事故の原因究明調査との合計	754件	決算額(千円)	7,309,699 の内数	7,706,062 の内数	17,752,154 の内数	6,887,327	1,981,828
非重大製品事故の原因究明調査実施件数	非重大製品事故として受け付けた全数を実施	(参考)過去3年平均 2,622件	—	—	—	1,313件 (全件実施)	1,419件	経常費用(千円)	1,927,032	1,955,763	2,290,373	1,999,717	2,002,259
因果関係究明・解析のための取組テーマ数	【重要度:高】【難易度:高】10件	(参考)平成27年度実績:9件(うち5件は28年度へ継続)	—	—	—	—	10件	経常利益(千円)	▲1,979	▲16,729	2,397	▲12,445	1,558
情報入手元の機関数	【重要度:高】【難易度:高】5社	2社(指標なし)	—	—	—	—	13社	行政サービス実施コスト(千円)	—	—	—	2,282,036	2,546,283

各法律に基づく立入検査及び適合性検査の実施件数	全件実施	(参考)過去3年平均 256件	—	—	—	合計 256件 (全件実施)	246件	従事人員数	408の内数	407の内数	422の内数	122	122
消費生活用製品安全法の技術基準適合確認試験の実施件数	製造事業者等からの依頼に基づき全数を実施	(参考)過去3年平均 30件	—	—	—	—	26件						
技術基準・規格等の提案に資する取組み件数	3件。なお、その際、製品事故の未然防止効果の高い技術基準・規格等の提案に繋げるよう努めるものとする。	—	—	—	—	3件	3件						
整合規格案の技術評価件数	全件実施	(参考)平成26年度実績 14件(平成26年度から実施)	—	—	—	26件	37件						
事業者向けのセミナー等情報提供件数	29件以上	(参考)内訳: 2件(業務報告会)、2件(社会人講座での講座開設)、24件(製品安全情報マガジンの発行)、1件(生活安全ジャーナルWeb版の発行)	—	—	—	—	29件						
消費者向けのセミナー等情報提供件数	26件以上	(参考)内訳: 12件(プレス発表)、14件(製品安全セミナー等への講師派遣)	—	—	—	—	26件						
海外連携機関からの情報収集及び経済産業省等への情報提供件数	24件以上	—	—	—	—	—	26件						

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
Ⅱ-1. 製品安全分野	I-1. 製品安全分野		<p>機構は、消費生活用製品安全法に基づき、経済産業大臣からの指示で重大製品事故(危害が重大(死亡、重傷病事故(治療期間 30 日以上)、後遺障害、一酸化炭素中毒、火災(消防が確認したもの)等)な製品事故)に係る「消費生活用製品の安全性に関する技術上の調査」及び「特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査」を実施している。また、経済産業省の通達に基づき通知された非重大製品事故(重大製品事故以外)の事故原因調査を実施し、これらの結果は、事故の再発・未然防止の観点から、広く公表して情報提供するとともに、経済産業省に報告し、必要に応じて行政措置等に活用されている。</p> <p>さらに、製品安全 4 法(消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス、液化石油ガス)及び工業標準化法に基づく指示により、製造・輸入事業者に対する立入検査を実施し、結果を経済産業省に報告。その結果を踏まえて、経済産業省は必要な行政措置を実施し、事業者の法令遵守の確保を図っている。</p> <p>加えて、電気用品安全法等の性能規定化を受けて民間が作成した整合規格案について、技術基準省令の要求事項を満足するか技術評価を実施し、その結果を踏まえて経済産業省から事業者が利用する安全規格として提供されている。</p>	<p>全体評価:A</p> <p>指標を含め事業計画の初期の目標を全て達成したことに加え、以下について、機構独自の知見・技術や連携を生かして主体的に取組を行い、行政や産業界、国民に積極的に働きかけることにより、社会や産業界に対し事業計画で求められる水準を超える効果を生み出し、安全・安心な国民生活や健全で持続性のある産業発展に貢献した。</p> <p>○機構の調査結果を踏まえた製品事故防止措置(リコール)</p> <p>事業者において原因が特定できず、対策が取られていない事故のうち、多発性や重篤な被害を生じた製品事故について、機構自らの活動として、機構が有する原因究明技術を結集して原因を究明し、再発防止に結び付けたことは、同種製品を製造する事業者における同種事故の未然防止や、より安全な製品の設計、製造のための技術情報としての活用につながり、安全な製品の普及に大きく貢献。</p> <p>○機構内連携による繊維製品事故の原因究明と再発防止への貢献</p> <p>T シャツの皮膚障害については、製品安全分野の事故原因究明に係る総括の下、機構の内部連携を機動的に活用し他分野の技術や知見も結集して取り組むことにより、迅速に事故原因の特定を行うことができた。</p> <p>製品そのもの、製造プロセス、サプライチェーンでのやり取りまでが対象となり、複雑化する事故原因の解明は、様々な専門性を有し迅速かつ機動的な連携が可能な機構にしかできない取組であり、これまでの原因解明から新たな取り組み方の事例を構築したことは、計画を超える大きな成果。</p> <p>さらに、機構が実施した事故原因究明が、厚労省から関連する業界への通知や、都道府県や業界団体の取組につながったことは、同様の事故の再発防止による国民の安全確保にも多大な貢献。</p> <p>○ウォーターサーバーの熱湯による乳幼児やけど事故の未然防止</p> <p>機構が有する国内屈指の人間計測技術と規格基準策定技術を業界団体に提供するだけでなく、業界団体の指針策定や認証制度創設に積極的に関与した。その結果、今後 1 年以内に全国の普及台数の 4 割以上が安全な認証製品に置き換わることで、効果的な製品事故の未然防止につながり、増加する乳幼児のやけど事故の減少が期待されることは、計画を超える大きな成果。</p> <p>○サイレントチェンジ対策の重要性についての事業者への周知徹底</p> <p>機構の裏付けデータを基に、サイレントチェンジの実態や事故防止の情報を機構の業務報告会や民間団体のセミナーで積極的に情報発信し、サイレントチェンジという概念を広めたことは、マスコミ、業界団体、個別企業の意識向上と取組強化につながり、社会全体の製品安全に貢献したことは、計画を超えた大きな成果。</p> <p>○製品安全情報の積極的な提供</p> <p>事故の危険性を、機構が有する事実に基づくデータや分かりやすい映像により工夫して提供することで、新聞・テレビに多く取り上げられ、その結果として国民の安心・安全に貢献したことは事業計画を超える大きな成果。(新聞報道 155 件:前年比 137%、テレ</p>

				<p>び放送(全国放映)79件:前年比 105%)</p> <p>YouTube など、新たなメディアに対しても取り組み、より幅広い年齢層への情報提供を進めたことは計画を超える大きな成果。</p> <p>(NITE 評価・計画諮問会議 委員からのコメント)</p> <p>・繊維製品事故の原因究明について、機構内で連携し、成果をあげているのは評価できる。</p>							
<p>1.重大製品事故及び経年劣化に関する技術上の調査・分析並びに非重大製品事故等の収集及び調査・分析</p> <p>(1)消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の原因究明調査について、経済産業省の指示に基づき、警察、消防、消費生活センター等の関係機関と連携し、可能な限り迅速かつ的確に実施する。その際、リスク分析などにより、事故の多発性、被害の重篤性を考慮し、緊急性</p>	<p>1. 重大製品事故及び経年劣化に関する技術上の調査・分析並びに非重大製品事故等の収集及び調査・分析</p> <p>(1)消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の原因究明調査について、経済産業省の指示に基づき、警察、消防、消費生活センター等の関係機関と連携し、可能な限り迅速かつ的確に実施する。その際、リスク分析などにより、事故の多発性、被害の重篤性を考慮し、緊急性</p>	<p>・消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の原因究明調査の実施件数(全件実施)</p> <p>(参考)過去3年平均 970件</p>	<p>1. 重大製品事故及び経年劣化に関する技術上の調査・分析並びに非重大製品事故等の収集及び調査・分析</p> <p>事業計画(1)~(3)にある製品事故については、いずれも評価指標にある原因究明調査を全件実施した。詳細は以下のとおり。</p> <p>なお、製品安全センターでは、大阪本部移転に伴う事故調査業務等の実施への影響に対して、関係課、支所に担当する調査を再配分し、迅速、的確な調査実施に努め、評価指標にある重大等の技術調査、非重大の原因究明調査を全件実施した。</p> <p>(1)消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の原因究明調査</p> <p>(2)特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査</p> <p>消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の原因究明調査について、経済産業省の指示に基づき、全件原因究明調査を実施した。</p> <p>また、消費生活用製品安全法に基づく特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査についても、経済産業省の指示に基づき、全件調査を実施した。</p> <table border="1" data-bbox="676 1209 1659 1367"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>重大製品事故の受付件数</th> <th>重大製品事故の調査指示件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>793</td> <td>754</td> </tr> </tbody> </table>	年度	重大製品事故の受付件数	重大製品事故の調査指示件数	平成 28 年度	793	754	<p>重大製品事故の原因究明調査、経年劣化に関する技術上の調査及び非重大製品事故の原因究明調査について、消防、警察等の関係機関との合同調査並びに精度を高めるための事故品確保に努め、適切に実施した。</p> <p>消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の原因究明調査を全件実施し、指標を達成した。</p> <p>消費生活用製品安全法に基づく特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査を全件実施し、指標を達成した。</p>	
年度	重大製品事故の受付件数	重大製品事故の調査指示件数									
平成 28 年度	793	754									

<p>の高い案件については優先的に実施する。</p> <p>(2) 消費生活用製品安全法に基づく特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査について、経済産業省の指示に基づき、警察、消防、消費生活センター等の関係機関と連携し、可能な限り迅速かつ的確に実施する。</p>	<p>については優先的に実施する。</p> <p>(2) 消費生活用製品安全法に基づく特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査について、経済産業省の指示に基づき、警察、消防、消費生活センター等の関係機関と連携し、可能な限り迅速かつ的確に実施する。</p>	<p>・消費生活用製品安全法に基づく特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査の実施件数(全件実施) (参考)過去3年平均970件(※) ※重大製品事故1件につき(1)と同時に指示があるため、実施件数は(1)に同数となる。</p>	<p>(3)非重大製品事故の原因究明調査 非重大製品事故に係る製造事業者等からの報告・通知に基づき、受け付けた1,419件について、以下の表のとおり全件原因究明調査を実施した。</p> <table border="1" data-bbox="700 1373 1448 1518"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>機構が受け付けた非重大製品事故の件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年度</td> <td>1,419</td> </tr> </tbody> </table>	年度	機構が受け付けた非重大製品事故の件数	平成28年度	1,419	<p>非重大製品事故の原因究明調査を全件実施し、指標を達成した。</p> <p>(通則法第28条の4に基づく評価結果の反映状況) 平成27年度の主務大臣による評価で出された意見「製品事故について全件の原因究明を行い、さらには再発防止に取り組んだことは高く評価できる。特に消費者にとって、原因が特定されていなかった自転車やリチウムイオン電池の事故原因究明は大きな成果である。」を反映して、製品事故の原因究明において、機構の技術力を生かして事業者が特定できなかった事故原因を究明し、製品事故の再発防止(7件、約47万台のリコール)に結び付けるなど、引き続き製品事故の再発防止に貢献した。</p>
年度	機構が受け付けた非重大製品事故の件数							
平成28年度	1,419							
<p>上記(1)~(3)に関連して、以下の①~④のとおり、収集した事故情報について、リスク</p>								

分析を実施し、緊急性の高い案件の選択に資するとともに、重大性の高い事故については、分析結果を経済産業省に報告した。また、警察、消防、消費生活センター、国民生活センター等関連機関との積極的な連携、専門技術者、外部有識者の知見の活用、事故の多発性、被害の重篤性等を考慮し、緊急性の高い案件は優先的に調査を実施した。

①リスク分析の活用

●リスク分析の実施

収集した製品事故情報 2,487 件(注 1)について、事故の多発性、被害の重篤性などを考慮し、リスクが高く原因究明の緊急性の高い案件を選択するために、機構独自のリスク分析方法(R-Map 法)を用いて分析した。その結果は、事故原因に基づく事業者による製品事故再発防止対策の妥当性判断に活用し、適切な市場措置の実施につなげた。

注 1： 事故収集件数はのべ数であり、重複案件を含む。

●リスク低減の具体的な方策に関するコメントを毎週経済産業省に報告

重大製品事故について、リスクアセスメントの観点からリスク低減の具体的な方策に関するコメントを中心に毎週、経済産業省に報告した。このコメントは行政による事業者の改善措置の要否を検討するための有効な参考資料として活用された。

②警察、消防、消費生活センター、国民生活センター等関連機関との積極的な連携

これらの機関に対して積極的に情報提供や合同調査の働きかけを行い、必要な情報収集等を実施している。

なお、燃焼技術センターは、警察との積極的な連携のための情報提供、技術協力等を行っており、群馬県警本部刑事部長から感謝状及び楯を授与された(平成 29 年 1 月 12 日付)。

●全国の消防機関、警察、消費生活センター等からの事故情報の収集件数

下表のとおり、全国の消防・警察、全国の都道府県や市町村の消費生活センターから事故情報を収集した。

年度	事故情報収集	事故情報収集源の内訳				
		事業者等	経済産業省	消防・警察	消費生活センター	その他(注 2)
平成 28 年度	2,487	1,070	969	308	119	21

注 2： その他は、自治体、病院等からの通知及びインターネットを含む新聞情報

●全国の消防機関、警察等との合同調査等の実施

下表のとおり、製品事故の原因究明調査を的確に実施するために、関係機関・関係者等に依頼して事故を起こした製品の確認を行うとともに事故品の入手に努めた。さらに、事業者等との現場調査、全国各地の消防との合同調査、警察との合同調査を実施した。

年度	事故品確認件数		事業者等との現場調査	消防との合同調査	警察との合同調査
		うち、事故品入手件数			
平成28年度	843	627	17	331	32

●全国の消防機関、警察、消費生活センター等への講師派遣や研修受入れの実施

下表のとおり、製品事故に関する情報収集、合同調査等を積極的に推進するため、全国の関係機関からの研修受入、講師派遣を積極的に実施した。

年度	消防機関(火災調査員)に対する研修受入件数(受講者数)	警察・消防、消費生活センター、消費者団体への講師派遣件数(受講者数)
平成28年度	6件 (141機関 318人)	49件 (2,324人)

●東京消防庁の主催する検討会への委員派遣

平成27年度に引き続き、東京消防庁の主催する「電気火災の抑制方法に関する検討部会」に委員を派遣し、東京消防庁が所有する電気火災(電気製品や屋内配線からの出火等)のデータの分析方法及び分析結果の活用方法に対して助言した。電気火災の抑制方策のためにに関する提言のとりまとめに協力した。また、燃焼技術センターにおいて、電気ストーブの衣類等の接触出火実験を行い、電気火災の実態把握のための補足データ取得に協力した。

東京消防庁は当該提言を活用し、工業会や消費者等に対して、電気火災事故防止に関する情報提供、安全啓発等を実施する予定。

件名	件数	内容
警察・消防等が主催する委員会等への委員派遣	1件	東京消防庁「電気火災の抑制方法に関する検討部会」への委員派遣(実験協力を含む。)

●国民生活センターとの協力

消費者への安全啓発・注意喚起、製品事故調査に関して、双方における効果的な運用のため、実務者会議を毎月1回開催して情報共有、調整等を実施した。

また、国民生活センターが開催する商品テスト分析・評価委員会に委員として参加し、商品テスト業務に協力するとともに、国民生活センターの主催する研修に講師を派遣し、講演を実施した(2回派遣、受講者131名)。

案件名	件数
実務者会議(TV会議)	12件
商品テスト分析・評価委員会	7件

案件名	内容
平成 28 年度消費生活相談員研修 専門・事例講座(製品の安全性と表示)	<p>全国消費生活相談員及び行政職員に対して行った講座への講師派遣。</p> <p>機構の製品事故調査の役割、機構への事故通知の際の留意点、消費生活センターとの関係等と併せて、製品事故事例の再現映像を交えて説明。</p> <p>【実績】</p> <p>平成 28 年度:2 回(131 名)</p>

③専門技術者、外部有識者の知見の活用

製品の多機能化や高度化が進む製品事故の原因究明のためには、専門技術者、外部有識者の知見は必要不可欠である。重大製品事故の原因調査指示の中で件数の多い家電製品の火災事故調査には、機構内部だけでは対応しきれず、迅速性を求められる事故調査があるため、十分な専門知識を有した家電製造事業者、第三者検査機関等の OB(40 人)を製品事故調査員として積極的に招へいた。また、事故発生メカニズムの究明、調査結果の分析等については、技術アドバイザーとして 11 人に依頼して原因究明の高度化、製品の安全設計情報の取りまとめ等を行った。

年度	製品事故調査員	技術アドバイザー
平成 28 年度	40 人	11 人

④事故の多発性、被害の重篤性等を考慮し、緊急性の高い案件は優先的に調査

経済産業省から平成 28 年 6 月 13 月に調査指示があった電動立ち乗り二輪車の案件について、緊急性が高いとして優先的に調査し、電池(リチウムイオンバッテリー)が事故原因であることを経済産業省に迅速に報告し、リコールを促した。

(4)製品事故の再発・未然防止に向けた取組

(【重要度:高】【難易度:高】の業務への取組及び成果)

流通事業者 2 社、SNS サービス提供事業者、インターネット通販事業者計 13 社から情報を入手し、事故発生に至る可能性のある予兆情報を抽出し、機構の事故情報と照合して、未然防止のための活用を実施した。

また、「洗濯機」、「エアコン」の事故発生シナリオを整理し、予兆事象を活用した製品事故予測システムの開発を開始した。

さらに、リチウムイオン電池の発火に関するデータ整備等 4 テーマに取り組み、技術データを収集して、調査手法の確立、判断基準の明確化等の実現により調査するとともに、機構内連携により短期間で繊維製品事故の原因究明を行うなど具体的な成果につなげた。

(4) 事故調査から得られる技術的な知見を活用するとともに、重大製品事故及び非重大製品事故が発生する以前の段階での情報収集に努め、原因調査・分析等を行うことにより、製品事故の

(4) 事故調査から得られる技術的な知見を活用するとともに、重大製品事故及び非重大製品事故が発生する以前の段階での情報収集に努め、原因調査・分析等を行うことにより、製品事故の再発

<p>再発・未然防止に向けた取組を行う。 また、再発・未然防止の取組により得られた技術的知見により、事故原因不明率の減少や原因調査期間の短縮、規格・基準への反映等の製品安全に対する波及効果の高い活用を行う。</p> <p>【重要度：高】【難易度：高】 (理由：製品事故のより早期の再発・未然防止のために、予兆事象の抽出、事故発生シナリオの作成、データの蓄積・実証試験等のこれまでにない新たな取組を開始し、さらに、調査・分析のみならず、製品安全に対する波及効果を得るためには短期間</p>	<p>・未然防止に向けた取組を行う。 また、再発・未然防止の取組により得られた技術的知見により、事故原因不明率の減少や原因調査期間の短縮、規格・基準への反映等の製品安全に対する波及効果の高い活用を行う。【重要度：高】【難易度：高】 (理由：製品事故のより早期の再発・未然防止のために、予兆事象の抽出、事故発生シナリオの作成、データの蓄積・実証試験等のこれまでにない新たな取組を開始し、さらに、調査・分析のみならず、製品安全に対する波及効果を得るためには短期間</p>				
--	--	--	--	--	--

<p>で製品安全に資する成果につなげる必要があり、重要度、難易度ともに高い。）</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 製品事故に至っていないが重大製品事故の恐れがある事案について、リスク分析、実証試験等を行い、その結果を経済産業省及び事業者へ報告し、注意喚起を行う。</p> <p>イ 製品に使用される、部品及び材料の性能・品質の劣化等と製品事故との因果関係の究明・解析を行い、事故発生メカニズム等を解明し、事故調査レベルの向上を図る。</p>	<p>に資する成果につなげる必要があり、重要度、難易度ともに高い。）</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 製品事故に至っていないが重大製品事故の恐れがある事案について、リスク分析、実証試験等を行い、その結果を経済産業省及び事業者へ報告し、注意喚起を行う。</p> <p>イ 製品に使用される、部品及び材料の性能・品質の劣化等と製品事故との因果関係の究明・解析を行い、事故発生メカニズム等を解明し、事故調査レベルの向上を図る。</p>	<p>・因果関係究明・解析のための取組テーマ数(10件) (参考)平成27年度実績:9件(うち5件は28年度へ継続)</p>	<p><u>ア 製品事故に至っていないが重大製品事故の恐れがある事案に係るリスク分析、実証試験</u></p> <p>製品事故に至っていないが、重大製品事故の恐れがある事案は無かった。</p> <p><u>イ 製品に使用される部品及び材料の性能・品質の劣化等と製品事故との因果関係の究明・解析の実施による事故発生メカニズム等を解明</u></p> <p>●事故原因究明の精度向上並びに迅速化及び効率化のための原因究明手法開発</p> <p>機構が実施する製品事故原因究明をより迅速、的確に進めるため、原因究明手法の開発、技術データの取得を進め、リチウムイオン電池の発火に関するデータ整備等4テーマに取り組み、原因究明に有益な技術データを活用した調査、調査手法の確立、判断基準の明確化等を実現した。</p>	<p>因果関係究明・解析のための取組テーマ数 10 件を実施し、指標を達成した。</p>
---	--	--	---	--

テーマ	内容	実施年度	実施場所
リチウムイオン電池の発火に関する基礎データ整備	<p>充電後のスマートフォン用電池について、外部短絡試験、落下試験など、計 27 回の発火痕跡作製実験を行った。</p> <p>これまでの実験で破裂、発火に至ったサンプルがないことから、落下後の試料バッテリーのうち、破壊実験後も動作可能と思われるサンプルについて、充放電操作を行い、発火、発煙等の現象の有無を観察したが、破裂、発火したものはなかったことから、平成 29 年度は試験条件を変更して試験を行い、発火痕跡の作製を行う。</p> <p>なお、本取組により、安全に蓄電池破裂実験が実施できるようになったことから、今後、破裂時の挙動等のデータを蓄積することによって、熱暴走時の挙動解明への利用が期待される。</p>	平成 27 年度～	燃焼技術センター
消費生活用製品の燃焼状態と発生ガスの関係調査に向けた各種分析装置を用いた燃焼生成ガス分析	<p>消費生活用製品の燃焼状態と発生ガスの関係調査に向けた各種分析装置を用いた燃焼生成ガス分析を実施する。</p> <p>家電製品に用いられる ABS 樹脂、紙フェノール(難燃性 HB 及び V0)、ガラスエポキシ、ガラスコンポジットエポキシの 5 種類の材料について、実験を実施した。併せて、小型の家電製品の実証燃焼と上記 5 種類の試験片のデータとの関係について整理した。</p>	平成 27 年度～	燃焼技術センター

			<p>4 軸振動試験装置を使用した、自転車の破損事故原因究明技術の強化</p> <p>事故が発生した自転車の使用状況(実走行時のひずみ)を4軸振動試験装置を用いて再現させるため、平成27年度までに一般用自転車を対象とした試験条件、試料設置方法等を確立するとともに、データ処理手順等を明確に定めた原因究明の手順書を作成した。これによって一般道等の通常、走行することが想定される道路における走行状況を再現でき、短期間で製品の評価が可能となり、大幅な原因究明調査の効率化が実現した。</p> <p>平成28年度は対象を折り畳み自転車として、ひずみ再現手法の構築及びその方法による疲労耐久試験の実施を計画し、平成28年9月末時点で手法を確立、疲労耐久試験にも着手した。</p> <p>平成29年2月までに4軸振動試験機による実走行疲労耐久試験で2台の破断試料を取得した。破断状態の解析を行ったところ、破壊起点は通常走行で最も引っ張り応力が加わる部位ではなく、折り畳みヒンジ側面に認められた。今回の検証により通常走行でも想定外の破断挙動を示すことが判明した。平成29年度も引き続き4軸振動試験機による破断試料の取得と破断状態の解析を継続する予定。</p>	平成26年度～平成29年度	九州支所	
			<p>電気製品のはんだ不良による事故について</p> <p>家電製品の電子基板において、鉛フリーはんだで発生するはんだの割れの原因に特徴的な要因があるか調査し、はんだ不良が疑われる場合の原因究明に活用する。</p> <p>平成28年度は、鉛フリーはんだとして主流となっている3Agはんだよりも銀の量が少ない鉛フリーはんだについてデータを収集した結果、鉛フリーはんだを使用した場合は3Agはんだと比較して割れの起こりやすさ等の特徴が確認できた。</p> <p>この調査結果から、今後、鉛フリーはんだの割れを伴う製品事故において、原因不明率の減少と調査期間の短縮化が期待される。</p>	平成26年度～平成28年度	中部支所	
<p>●事故発生メカニズム解明のための深掘り調査</p> <p>製品事故の原因究明を行う他、製品事故の未然防止の観点から事故発生メカニズム等の解明(深掘り)を行い、機構における技術的知見の向上を図るとともに、解明結果を取りまとめ、製品の安全設計に資する技術情報として事業者を提供した。</p>						

		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="626 81 795 134">テーマ</th> <th data-bbox="795 81 1662 134">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="626 134 795 590">変質灯油による火災事故の未然防止</td> <td data-bbox="795 134 1662 590"> <p>平成 27 年度までに工業会に提供した、日光の影響を受けやすいポリタンクは灯油が変質しやすいとの調査結果より、平成 28 年度に工業会から提供された、日光の影響を受けにくい改良ポリタンクの屋外暴露試験を実施し、評価を実施する。評価結果より、灯油の変質を抑制できる保管容器が確立され、どの様な容器が灯油の変質抑制に効果があるか等の技術情報を工業会へ提供することで、製品の設計に反映され、灯油が変質しない容器の普及に繋がり、事故の未然防止を図る。</p> <p>工業会から提供された当該ポリタンク試料を評価し、灯油の変質抑制を確認した。</p> <p>工業会は測定結果を活用して、灯油の変質しない容器を開発し、事故の未然防止を図ることが期待される。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="626 590 795 1583">機構内連携による繊維製品事故の原因究明と再発防止への貢献</td> <td data-bbox="795 590 1662 1583"> <p>政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容 機構の取組が特に社会や産業界に大きく貢献した内容</p> <p>平成 28 年 9 月 10 日に開催されたマリンスポーツイベントで大会事務局が選手及びスタッフ用に配布した T シャツを着用したところ、火傷のような皮膚炎が発症する事故が多数発生した。</p> <p><u>事故原因の特定にあたり、製品安全分野の事故原因究明に係る総括の下、機構の内部連携を機動的に活用し</u>、バイオテクノロジー分野が有する FT-MS(フーリエ変換質量)等の分析・同定に係るノウハウ及び設備を活用し、迅速な定量分析と原因物質の同定を実施するとともに、化学物質管理分野において、検出された成分の有害性評価と人体への暴露量からリスク評価を実施した。</p> <p>その結果、プリント前処理剤として使用された物質のうち、製品から検出された塩化ジデシルジメチルアンモニウム(DDAC)が皮膚障害を起こす曝露量まで残留する製造工程に問題があったことを約 3 ヶ月という短期間で特定した。</p> <p>さらに、資材メーカー、加工剤メーカー及び製造事業者間における化学物質の情報共有のあり方を把握することによって、今後の事故の未然防止につながった。</p> <p>なお、機構の調査結果を元に、厚生労働省は都道府県等に対し、<u>再発防止を図るよう通知</u>(マリンスポーツイベントで配布された T シャツによる健康被害について(平成 28 年 12 月 22 日))するとともに、一般社団法人日本オリジナル T シャツ協会は、プリント加工業者や資材メーカーに対して、<u>安全性の根拠の提示や加工試験を確実に実施するよう呼びかけた</u>。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="626 1583 795 1988">スライド式圧力なべにおける不完全嵌合状態での加圧状態の確認</td> <td data-bbox="795 1583 1662 1988"> <p>重大製品事故調査の過程で、一部のスライド式圧力なべ(片手なべ)の中には、蓋を完全にはめ合わせなくても、50kPa まで加圧し、その後、消火して圧力を低下させ、内圧が 10kPa になった状態でも、取っ手が動く(開蓋できる)構造の製品があることを確認した。(技術基準：本体とふたとのはめ合わせが不完全な場合、蒸気が漏れる構造を有し、この状態において加熱したとき、内圧が 5.0kPa 以上にならない構造を有すること。)</p> <p>直ちに技術基準に抵触しているとは言えないが、事故の未然防止のため、経済産業省及び関係業界等に情報提供を行った。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	テーマ	内容	変質灯油による火災事故の未然防止	<p>平成 27 年度までに工業会に提供した、日光の影響を受けやすいポリタンクは灯油が変質しやすいとの調査結果より、平成 28 年度に工業会から提供された、日光の影響を受けにくい改良ポリタンクの屋外暴露試験を実施し、評価を実施する。評価結果より、灯油の変質を抑制できる保管容器が確立され、どの様な容器が灯油の変質抑制に効果があるか等の技術情報を工業会へ提供することで、製品の設計に反映され、灯油が変質しない容器の普及に繋がり、事故の未然防止を図る。</p> <p>工業会から提供された当該ポリタンク試料を評価し、灯油の変質抑制を確認した。</p> <p>工業会は測定結果を活用して、灯油の変質しない容器を開発し、事故の未然防止を図ることが期待される。</p>	機構内連携による繊維製品事故の原因究明と再発防止への貢献	<p>政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容 機構の取組が特に社会や産業界に大きく貢献した内容</p> <p>平成 28 年 9 月 10 日に開催されたマリンスポーツイベントで大会事務局が選手及びスタッフ用に配布した T シャツを着用したところ、火傷のような皮膚炎が発症する事故が多数発生した。</p> <p><u>事故原因の特定にあたり、製品安全分野の事故原因究明に係る総括の下、機構の内部連携を機動的に活用し</u>、バイオテクノロジー分野が有する FT-MS(フーリエ変換質量)等の分析・同定に係るノウハウ及び設備を活用し、迅速な定量分析と原因物質の同定を実施するとともに、化学物質管理分野において、検出された成分の有害性評価と人体への暴露量からリスク評価を実施した。</p> <p>その結果、プリント前処理剤として使用された物質のうち、製品から検出された塩化ジデシルジメチルアンモニウム(DDAC)が皮膚障害を起こす曝露量まで残留する製造工程に問題があったことを約 3 ヶ月という短期間で特定した。</p> <p>さらに、資材メーカー、加工剤メーカー及び製造事業者間における化学物質の情報共有のあり方を把握することによって、今後の事故の未然防止につながった。</p> <p>なお、機構の調査結果を元に、厚生労働省は都道府県等に対し、<u>再発防止を図るよう通知</u>(マリンスポーツイベントで配布された T シャツによる健康被害について(平成 28 年 12 月 22 日))するとともに、一般社団法人日本オリジナル T シャツ協会は、プリント加工業者や資材メーカーに対して、<u>安全性の根拠の提示や加工試験を確実に実施するよう呼びかけた</u>。</p>	スライド式圧力なべにおける不完全嵌合状態での加圧状態の確認	<p>重大製品事故調査の過程で、一部のスライド式圧力なべ(片手なべ)の中には、蓋を完全にはめ合わせなくても、50kPa まで加圧し、その後、消火して圧力を低下させ、内圧が 10kPa になった状態でも、取っ手が動く(開蓋できる)構造の製品があることを確認した。(技術基準：本体とふたとのはめ合わせが不完全な場合、蒸気が漏れる構造を有し、この状態において加熱したとき、内圧が 5.0kPa 以上にならない構造を有すること。)</p> <p>直ちに技術基準に抵触しているとは言えないが、事故の未然防止のため、経済産業省及び関係業界等に情報提供を行った。</p>	
テーマ	内容										
変質灯油による火災事故の未然防止	<p>平成 27 年度までに工業会に提供した、日光の影響を受けやすいポリタンクは灯油が変質しやすいとの調査結果より、平成 28 年度に工業会から提供された、日光の影響を受けにくい改良ポリタンクの屋外暴露試験を実施し、評価を実施する。評価結果より、灯油の変質を抑制できる保管容器が確立され、どの様な容器が灯油の変質抑制に効果があるか等の技術情報を工業会へ提供することで、製品の設計に反映され、灯油が変質しない容器の普及に繋がり、事故の未然防止を図る。</p> <p>工業会から提供された当該ポリタンク試料を評価し、灯油の変質抑制を確認した。</p> <p>工業会は測定結果を活用して、灯油の変質しない容器を開発し、事故の未然防止を図ることが期待される。</p>										
機構内連携による繊維製品事故の原因究明と再発防止への貢献	<p>政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容 機構の取組が特に社会や産業界に大きく貢献した内容</p> <p>平成 28 年 9 月 10 日に開催されたマリンスポーツイベントで大会事務局が選手及びスタッフ用に配布した T シャツを着用したところ、火傷のような皮膚炎が発症する事故が多数発生した。</p> <p><u>事故原因の特定にあたり、製品安全分野の事故原因究明に係る総括の下、機構の内部連携を機動的に活用し</u>、バイオテクノロジー分野が有する FT-MS(フーリエ変換質量)等の分析・同定に係るノウハウ及び設備を活用し、迅速な定量分析と原因物質の同定を実施するとともに、化学物質管理分野において、検出された成分の有害性評価と人体への暴露量からリスク評価を実施した。</p> <p>その結果、プリント前処理剤として使用された物質のうち、製品から検出された塩化ジデシルジメチルアンモニウム(DDAC)が皮膚障害を起こす曝露量まで残留する製造工程に問題があったことを約 3 ヶ月という短期間で特定した。</p> <p>さらに、資材メーカー、加工剤メーカー及び製造事業者間における化学物質の情報共有のあり方を把握することによって、今後の事故の未然防止につながった。</p> <p>なお、機構の調査結果を元に、厚生労働省は都道府県等に対し、<u>再発防止を図るよう通知</u>(マリンスポーツイベントで配布された T シャツによる健康被害について(平成 28 年 12 月 22 日))するとともに、一般社団法人日本オリジナル T シャツ協会は、プリント加工業者や資材メーカーに対して、<u>安全性の根拠の提示や加工試験を確実に実施するよう呼びかけた</u>。</p>										
スライド式圧力なべにおける不完全嵌合状態での加圧状態の確認	<p>重大製品事故調査の過程で、一部のスライド式圧力なべ(片手なべ)の中には、蓋を完全にはめ合わせなくても、50kPa まで加圧し、その後、消火して圧力を低下させ、内圧が 10kPa になった状態でも、取っ手が動く(開蓋できる)構造の製品があることを確認した。(技術基準：本体とふたとのはめ合わせが不完全な場合、蒸気が漏れる構造を有し、この状態において加熱したとき、内圧が 5.0kPa 以上にならない構造を有すること。)</p> <p>直ちに技術基準に抵触しているとは言えないが、事故の未然防止のため、経済産業省及び関係業界等に情報提供を行った。</p>										
			<p>業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献</p> <p>T シャツの皮膚障害については、製品安全分野の事故原因究明に係る総括の下、機構の内部連携を機動的に活用し他分野の技術や知見も結集して取り組むことにより、迅速に事故原因の特定を行うことができた。</p> <p>製品そのもの、製造プロセス、サプライチェーンでのやり取りまでが対象となり、複雑化する事故原因の解明は、様々な専門性を有し迅速かつ機動的な連携が可能な機構にしかできない取組であり、これまでの原因解明から新たな取組み方の事例を構築したことは、計画を超える大きな成果。</p> <p>さらに、機構が実施した事故原因究明が、厚労省から関連する業界への通知や、都道府県や業界団体の取組みにつながったことは、同様の事故の再発防止による国民の安全確保にも多大な貢献。</p>								

			<p>電動立ち乗り二輪車事故の原因究明</p> <p>平成28年5月に購入して間もない電動立ち乗り二輪車から出火し、出火元の住宅が全焼、ほか3棟が類焼する事故が発生した。機構は緊急性が高いと判断して優先的に調査し、リチウムイオン蓄電池(LiB)が事故原因であることを経済産業省に迅速に報告し、リコールを促したところ。</p> <p>米国消費者製品安全委員会(CPSC)、オーストラリア競争消費者委員会(ACCC)は、電動立ち乗り二輪車に使用されているLiBから出火する事故を受けて、厳格な基準適合や使用差し止めの措置を講じているところ。</p> <p>乗物に用いられるLiBは高密度、高出力のものが多く、ノートパソコン等のモバイル用と比べて事故発生時には相当の拡大被害が予想されることから、早期の原因究明により、今後の事故の未然防止につながる可能性がある。</p> <p>スマートフォン用充電・信号ケーブルの端子部の発熱性</p> <p>濡ったタオルを枕の上に敷いて就寝したところ、電源に接続されたUSB変換ケーブルのコネクターがタオルの下にあり、顔に化学火傷を負う事故が発生した。</p> <p>同等品での再現試験でコネクター上に強酸、強アルカリの生成が確認され、サードパーティー品も含め同種事故の発生が予測されることから、類似製品についても当該事象が発生するか等について確認を行った。</p> <p>類似製品3銘柄について、再現試験を実施した結果、3銘柄とも、コネクター上に強酸、強アルカリが生成することを確認した。今後、事業者、消費者に情報提供を行うことで、同種事故の再発・未然防止に資する。</p> <p>コーヒー焙煎機事故の原因究明</p> <p>近年、市場に特定のメーカーのコーヒー焙煎機から発火する事故が発生している。原因は使用者が豆がらを廃棄せずに継続して使用したことによって、豆がらが過熱し発火に至ったため、使用者の誤使用と判断されたが、豆がらの残留が確認できない構造のため、そのまま使用する可能性が考えられる。</p> <p>そこで、機構は、類似の製品によっても事故が発生する可能性があると考えられることから、当該製品と同等構造を有する自社製品及び他社製品について、安全性の確認を行った。</p> <p>その結果、豆がらの残留が目視できる構造のもの、同種の構造であっても、残留した豆がらが蓄積される位置が異なるもの、使用途中に豆がらを破棄しないと自動で停止する設計にしているものなど、設計に違いあることが分かった。</p> <p>この調査結果を基に、発火リスク低減のための構造要件、技術情報をとりまとめ、消費者、事業者へ情報提供を行う。</p>	
<p>政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容</p>			<p>●迅速な事故原因調査の実施</p> <p>重大製品事故の原因究明調査に当たっては、十分な検討を行うことによる技術的な裏付けを明確にすることが求められる一方で、事故の更なる発生を防止するためには迅速に結論を出すことが重要である。そこで、機構では、個々の案件について経済産業省の指示や製造事業者からの報告等を受けてから処理が完了するまでのスケジュール管</p>	

理を行っている。その結果、平成 28 年度では 3 か月以内に 82.9%の案件は調査が終了している。これにより、原因究明結果を経済産業省や製造事業者等に迅速にフィードバックすることができ、その後の事業者等による迅速なリコールや製品回収の実施等につなげることで事故の再発防止に大きく貢献した。

年度	3 か月以内の調査終了率(%)
平成 28 年度	82.9

政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容

●機構内の他分野との連携による合理的な事故原因究明の推進

下表のとおり、機構内の他分野の専門性が製品事故原因分析に活用可能である事例については、積極的に連携を図ることで組織内のリソースの有効活用を図りつつ、迅速な事故原因究明の推進につなげた。

機構内分野名	連携内容
化学物質管理分野	化学物質起因が疑われる製品事故(接触皮膚炎及び VOC 等放散・吸入)において、化学物質管理分野の化学物質リスク評価結果をパッチテストが実施できない案件に活用し、原因究明率の向上を図った。
化学物質管理分野	デカブロモジフェニルエーテル(DBDE)について、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下「化審法」という。)の第一種特定化学物質(以下「一特」という。)指定のため、当該物質を使用した製品からの放散、吸着データを取得し提供した。
化学物質管理分野	化審法のリスク評価に必要な、長期使用製品からの化学物質の環境への排出を検討するため、軟質塩化ビニルシートに含有されているフタル酸エステルやその他 VOC 成分の放散速度の測定を平成 29 年度から実施するにあたって、試料(PVC フィルム)を入手した。
バイオテクノロジー分野、化学物質管理分野	「機構内連携による繊維製品事故の原因究明と再発防止への貢献」を参照 平成 28 年 9 月 10 日に開催されたマリンスポーツイベントで発生した事故について、バイオテクノロジー分野、化学物質管理分野と連携し、原因物資の定量分析、リスク評価を実施。 機構の取組により、厚生労働省から地方公共団体及び工業会あてに、製品の安全性確保を求める行政通知が発出された。
バイオテクノロジー分野	皮膚障害案件の原因化学物質を特定するため、バイオテクノロジー分野が保有する FT-MS(フーリエ変換質量分析計)を用いて実施。平成 29 年 3 月末までに 16 件実施済み。
国際評価技術分野	蓄電池センターに CO2 噴射による局所消火を採用するため、燃焼技術センターの CO2 消火の事例を提供するとともに、燃焼技術センターにおいて、CO2 を用いた消火の実地訓練の協力を行った。

●製造事業者との技術支援に係る連携

事業者の製品安全に対する自主的な取組を促進するため、下表のとおり実験施設を活用し、事業者への技術支援を計画した。

そのうち、燃焼技術センターでは、平成 29 年 2 月までに電子辞書、タブレット端末、プリンター等の燃焼性確認実験などを事業者等と共同で実施し、事業者のより安全な製品設計の取組を支援するとともに、機構は同種事故原因究明調査における燃焼実験のための技術情報を蓄積した。

連携内容	連携した製造事業者等	施設名
電子辞書、プリンター付き電卓、タブレット端末、プリンターの燃焼性確認実験(延べ7日間実施)	電気関係	燃焼技術センター 製品燃焼実験施設
消火布による消火実験(9試料、延べ2日間実施)	繊維関係団体	燃焼技術センター 製品燃焼実験施設
延長コードの過電流による発火実験及び紫外線センサーでの発火検知の検証(延べ2日間実施)	電気関係	燃焼技術センター 製品燃焼実験施設
ポリエチレンタンクの紫外線透過性	プラスチック関係団体	製品安全センター 製品安全技術課

●経済産業省の施策への技術的支援

経済産業省からの要請に基づき、機構の技術的知見、試験施設等を活用した行政施策の支援を実施した。

製品	内容
レーザーポインター	平成 27 年度に実施した捜査機関から経済産業省に対して囑託された鑑定において、経済産業省から消費生活用製品安全法に基づく技術基準の適合確認のためのレーザー出力クラス測定依頼があり、測定を実施した結果、技術基準違反が判明した。 平成28年度も経済産業省から、同様の測定依頼があり、測定を実施し経済産業省に報告した。 経済産業省は、機構の調査結果を捜査機関に情報提供し、機構の測定結果が証拠の一つに採用され、違法レーザーポインターを販売する業者の摘発につながった。

政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容

機構の取組が特に社会や産業界に大きく貢献した内容

●機構の独自技術による原因究明調査が事業者の迅速なリコールにつながり製品事故防止に繋がった例

機構が事故原因究明を行い、経済産業省がリコール措置の必要性を判断する情報

業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献

事業者において原因が特定できず、対策が取られていない事故のうち、多発性や重篤な被害を生じた製品事故について、機構自らの活動として、機構が有する原因究明技術を結集して原因を究明し、再発防止に結び付けたことは、同種製品を製造する事業者における同種事故の未然防止や、より安全な製品の設計、製造のための技術情報

を提供した。経済産業省において、事業者から聞き取りが行われ、その結果、37件、約626万台のリコールにつながった。これにより、当該製品事故の再発防止に資するとともに、当該製品を製造する事業者における同種事故の防止や、より安全な製品の設計、製造のための技術情報として活用された。

このうち、多発性や重篤な被害を生じた次の電気こたつ、圧力鍋、セラミックファンヒーター、壁掛け式扇風機、除湿機、自転車、モバイルバッテリーの7件の製品事故については、事業者において原因を特定できず、対策が取れなかったが、機構の技術力を生かして事故原因を究明し、製品事故の再発防止(約47万台のリコール)に結び付けた。

製品	内容	備考
電気こたつ	電気こたつのヒーターユニットが脱落し、周囲を焦がした事故が17件発生した。機構がヒーターユニットをやぐらに固定するブラケット(ポリカーボネート製)の分析を行った結果、リンの混入が判明し、ヒーターユニットの落下原因は、リンが湿気と化学反応して生成されたリン酸によってポリカーボネートの加水分解が促進されてブラケットの軟化温度が低下したため、使用中にブラケットのねじ穴部分が軟化してヒーターユニットの荷重により徐々に変形し、やぐらに保持できなくなり、ヒーターユニットが落下した可能性が高い旨、事業者に伝えた。事業者は、リンが混入したロットが特定できないため、全ロットに落下事故のリスクがあるとして対象製品の回収及び返金のリコール措置を実施し、同種事故の再発防止につながった。	対象台数 151,006台
圧力鍋	圧力鍋のふたが外れ、内容物が飛び散り、やけどを負う事故が3件発生(平成23年2月～平成24年1月)。事業者が調査した結果、設計不良が疑われたが、具体的な原因は特定できていなかった。機構が新たに発生(平成26年10月)した同種事故を調査した結果、ふたと本体間に設計に起因する“あそび”があること、“あそび”により、嵌合状態が不十分になることが判明し、消費生活用製品安全法の技術基準に規定される試験時圧力よりも高い圧力の時にふたが外れ、内容物が吹き出すことを再現確認。事業者はその旨を伝えたところ、事業者は、販売店等にある流通在庫を全て回収し、顧客情報を基に直接連絡し回収するとともに、顧客情報がない場合は事業者のホームページ上で告知する回収措置を実施し、同種事故の再発防止につながった。	対象台数約 1,000台

としての活用につながり、安全な製品の普及に大きく貢献。

			セラミックファンヒーター	セラミックファンヒーターを使用中に当該製品を焼損する事故が 2 件発生。機構が調査した結果、ヒーターとリード線を接続している端子のかしめ不足により、端子部の温度が上昇し、リード線の塩ビ被覆が耐熱限界を超え、塩素ガスが発生して、端子部の腐食が進み、溶断スパーク、発火に至ることが判明。さらに同等品を入手し、リード線を断線する「いじわる試験」を実施し、事故品と同様にかしめ部の温度上昇を確認。事業者はその旨を伝えたところ、事業者は当該製品を無償交換する措置を実施し、同種事故の再発防止につながった。	対象台数 3,728 台	
			壁掛け式扇風機	壁掛け式扇風機から出火し周辺を焼損した重大事故について、機構が調査した結果、「モーター取り付け工程において、モーターリード線を首振り部に挟み込んだため、使用時の首振り運転により断線し短絡・スパークし出火したものと推定。事業者はその旨を伝えたところ、事業者は当該製品を交換・設置する措置を実施し、同種事故の再発防止につながった。	対象台数 146,797 台	
			除湿機	除湿機の周辺を焼損する事象について同種事故が過去 3 件(うち 2 件が重大)あり、機構が調査した結果、転倒防止スイッチの接点形状に問題があると推定し、事業者へ追加調査を指示した。事業者が追加調査を行った結果、製造上の品質管理不足が主要因であることが判明し、要因の詳細が分からないままリコール対応(部品交換)した。機構は事故調査結果を事業者に提供し、事業者は後継機種等の設計に活用して事故発生の未然防止を図った。	対象台数 26,551 台	
			自転車	自転車で走行中、空回りしたペダルで足に裂傷を負う事故が 3 件発生。機構が調査したところ、フリーホイール内部にあるラチェット機構のギヤ部分の成形工程において、ギヤ部分の肉厚不足等の成形不良があったため、走行中に歯飛びが生じ、ペダルが空回りして裂傷を負ったものと推定された。事業者はその旨を伝えたところ、事業者は当該製品を無償点検する措置を実施し、同種事故の再発防止につながった。	対象台数 116,528 台	

<p>ウ 製品事故の予兆を捉えることによって製品事故の未然防止対策を図ることを目指し、流通事業者、医療機関等民間機関が保有する情報の入手に努める。</p>	<p>・情報入手元の機関数 (5社)</p>	<table border="1" data-bbox="673 90 1629 506"> <tr> <td data-bbox="673 90 854 506">モバイルバッテリー</td> <td data-bbox="854 90 1412 506">リチウムイオンバッテリーを搭載したモバイルバッテリーを充電中に発火する事故が3社4製品で合計22件発生。バッテリーセルが異常発熱するきっかけとなる内部短絡の原因の特定はできなかった。当該製品は、バッテリーセルの内部短絡を検知するなどの装置がなく、安全に機能停止することが困難である旨を事業者に伝えたところ、いずれの事業者も当該製品回収する措置を実施し、同種事故の再発防止につながった。</td> <td data-bbox="1412 90 1629 506">3社4製品の対象台数合計 23,144台</td> </tr> </table> <p>ウ 流通事業者、医療機関等民間機関が保有する情報の入手</p> <p>製品事故の予兆情報を協力協定締結流通事業者2社、SNSサービス提供事業者、インターネット通販事業者計13社から製品ユーザーの書き込み情報を入手。事故発生に至る可能性のある情報の抽出を試行した。</p> <p>以下の情報確認を行い、製品事故防止への活用を検討した。</p> <p>ア社: タンス転倒に関する情報 イ社: 電気ケトルでうどんを茹でる使い方に関する情報の有無 ウ社: スマートウォッチ発火ニュースに関する情報の有無 エ社: パソコン電源故障に関する情報の有無 オ社: 電気掃除機の使用に関する情報の有無 カ社: 電気掃除機の発火に関する情報の有無 キ社: 携帯音楽プレーヤーの発火に関する情報の有無 ク社: スマートフォンの発火に関する情報の有無</p> <p>入手した製品ユーザー情報のうち、予兆と考えられるものについては、機構の事故情報と照合、注目するなど、未然防止のための活用を図った。</p> <p>この他の取組として、機構が保有する事故情報の活用を図るため、事故発生シナリオの整理を「洗濯機」、「エアコン」の2品目について実施した。このシナリオを活用した製品事故予測システムの開発を開始した。製造事業者における製品設計や流通事業者における製品販売後の製品事故の未然防止につながることを期待される。</p> <p>政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容</p> <p>●AI、IoT 技術を活用した事故未然防止機能実装製品の安全性評価技術に関する調査(フィージビリティスタディー(FS)調査)【FSチーム】</p> <p>暮らしの中に AI、IoT 技術を活用した製品が普及する中、機構が今後も製品安全を推進する組織としてどのような取組ができるか、①AI・IoT 技術を活用した製品のリスクの把握、②機構が保有する事故情報の活用、③他機関との連携(国及び業界の動向把握を含む)の3つの視点をもとに、調査(フィージビリティスタディ)を行った。</p> <p>結果、①AI・IoT 技術を活用した製品について、我々が現状扱っている製品事故の視点でのリスクはあまり増大しないこと、②AI・IoT 技術や機構が保有する事故情報を駆使すれば、現状の製品事故のリスクの減少(事故調査の助けを含む)に貢献できること、③国や業界は既に AI・IoT 促進事業を複数立ち上げており、機構が更に新たな事業を立ち上げるより、既存の事業に協力する(既存事業の付加価値を増す)方が製品安全の推進に貢献できる可能性が高いことが判明した。</p> <p>平成29年度以降、既存事業に関与することを模索することとした。</p>	モバイルバッテリー	リチウムイオンバッテリーを搭載したモバイルバッテリーを充電中に発火する事故が3社4製品で合計22件発生。バッテリーセルが異常発熱するきっかけとなる内部短絡の原因の特定はできなかった。当該製品は、バッテリーセルの内部短絡を検知するなどの装置がなく、安全に機能停止することが困難である旨を事業者に伝えたところ、いずれの事業者も当該製品回収する措置を実施し、同種事故の再発防止につながった。	3社4製品の対象台数合計 23,144台	<p>事業者等13社から、事故発生に至る可能性のある製品情報を入手し、指標を達成した。</p> <p>(通則法第28条の4に基づく評価結果の反映状況)</p> <p>平成27年度の主務大臣による評価で出された意見「製品事故の再発・未然防止の取組については、引き続き機構に蓄積された技術的な知見の活用や関係機関との連携により、未知のリスクの究明や予兆現象の活用といった視点を持って活動を継続すること。」を反映して、機構は、蓄積された事故データから、事故発生シナリオを整理して、予兆現象を活用したツールの開発を平成27年度に引き続き実施した。</p>
モバイルバッテリー	リチウムイオンバッテリーを搭載したモバイルバッテリーを充電中に発火する事故が3社4製品で合計22件発生。バッテリーセルが異常発熱するきっかけとなる内部短絡の原因の特定はできなかった。当該製品は、バッテリーセルの内部短絡を検知するなどの装置がなく、安全に機能停止することが困難である旨を事業者に伝えたところ、いずれの事業者も当該製品回収する措置を実施し、同種事故の再発防止につながった。	3社4製品の対象台数合計 23,144台				

<p>2. 立入検査・適合性検査等</p> <p>(1)消費生活用製品安全法に基づく製造事業者等に対する立入検査及び適合性検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。</p> <p>(2)電気用品安全法に基づく製造事業者等に対する立入検査及び適合性検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。</p> <p>(3)ガス事業法に基づく製造事業者等に対する立入検査及び適合性検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。</p> <p>(4)液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律</p>	<p>2. 立入検査・適合性検査等</p> <p>(1)消費生活用製品安全法に基づく製造事業者等に対する立入検査及び適合性検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。</p> <p>(2)電気用品安全法に基づく製造事業者等に対する立入検査及び適合性検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。</p> <p>(3)ガス事業法に基づく製造事業者等に対する立入検査及び適合性検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。</p> <p>(4)液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律</p>	<p>・各法律に基づく立入検査及び適合性検査の実施件数(全件実施)(参考)過去3年平均256件</p>	<p>2. 立入検査・適合性検査等</p> <p><u>(1)消費生活用製品安全法に基づく製造事業者等に対する立入検査及び適合性検査</u></p> <p><u>(2)電気用品安全法に基づく製造事業者等に対する立入検査及び適合性検査</u></p> <p><u>(3)ガス事業法に基づく製造事業者等に対する立入検査及び適合性検査</u></p> <p><u>(4)液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく製造事業者等に対する立入検査及び適合性検査</u></p> <p><u>(5)工業標準化法に基づく製造事業者等に対する立入検査</u></p> <p>下表のとおり経済産業省の指示に基づき、平成28年度合計246件全件を的確に実施した。</p> <table border="1" data-bbox="727 630 1632 1134"> <thead> <tr> <th>立入検査区分</th> <th>実施件数/指示件数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">製品安全4法に基づく立入検査</td> </tr> <tr> <td>(1)消費生活用製品安全法</td> <td>40件/40件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2)電気用品安全法</td> <td>139件/139件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3)ガス事業法</td> <td>6件/6件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4)液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律</td> <td>16件/16件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5)工業標準化法に基づく立入検査</td> <td>45件/45件</td> <td>レディーミキスト コンクリート</td> </tr> </tbody> </table>	立入検査区分	実施件数/指示件数	備考	製品安全4法に基づく立入検査			(1)消費生活用製品安全法	40件/40件		(2)電気用品安全法	139件/139件		(3)ガス事業法	6件/6件		(4)液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	16件/16件		(5)工業標準化法に基づく立入検査	45件/45件	レディーミキスト コンクリート	<p>製造事業者等に対する立入検査及び適合性検査等について、指標も含め計画を達成した。</p> <p>(1)消費生活用製品安全法、(2)電気用品安全法、(3)ガス事業法、(4)液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、(5)工業標準化法に関する製造事業者等に対する立入検査を全件実施した。</p>
立入検査区分	実施件数/指示件数	備考																							
製品安全4法に基づく立入検査																									
(1)消費生活用製品安全法	40件/40件																								
(2)電気用品安全法	139件/139件																								
(3)ガス事業法	6件/6件																								
(4)液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	16件/16件																								
(5)工業標準化法に基づく立入検査	45件/45件	レディーミキスト コンクリート																							

<p>る法律に基づく製造事業者等に対する立入検査及び適合性検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。</p> <p>(5)工業標準化法に基づく製造事業者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。</p> <p>(6)家庭用品品質表示法に基づく製造事業者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。</p> <p>(7)消費生活用製品安全法に基づき製造事業者等に課せられる技術基準適合確認の一部試験について、製造事業者等からの依頼に</p>	<p>る法律に基づく製造事業者等に対する立入検査及び適合性検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。</p> <p>(5)工業標準化法に基づく製造事業者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。</p> <p>(6)家庭用品品質表示法に基づく製造事業者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。</p> <p>(7)消費生活用製品安全法に基づき製造事業者等に課せられる技術基準適合確認の一部試験について、製造事業者等からの依頼に</p>	<p>・消費生活用製品安全法の技術基準適合確認試験の実施件数(製造事業者等からの依頼に基づき全数を実施) (参考)過去3年平均</p>	<p><u>(6)家庭用品品質表示法に基づく製造事業者等に対する立入検査</u> 平成 28 年度は経済産業省の指示はなかったため、実績なし。</p> <p><u>(7)消費生活用製品安全法に基づき製造事業者等に課せられる技術基準適合確認の一部試験</u> 登山用ロープは消費生活用製品安全法の特定製品に指定されており、滑落時における身体を保護するため、国が示した試験の基準に適合し、その旨を示すマーク(PSC)を表示しなければ販売できないことになっている。機構は、基準で定められている落下衝撃試験及びせん断衝撃試験を行う試験施設を保有している唯一の機関である。 また、登山用ロープのほか、消防・自衛隊等で使用される救助用ロープ等の試験についても、機構が、試験を実施できる唯一の機関である。 これらの試験について、事業者からの依頼に基づき、平成 28 年度は下表のとおり、依頼件数 26 件(うち登山用ロープ 49 本、その他のロープ 16 本)の全数について試験を実施した。</p>	<p>(6)家庭用品品質表示法に関する製造事業者等に対する立入検査について、経済産業省の指示はなかった。</p> <p>(7)民間企業からの依頼に基づく、登山用ロープ等に係る技術基準適合確認試験の実施について、計画を達成した。</p>
---	---	---	--	---

基づき、的確に実施する。	基づき、的確に実施する。	30 件	年度	依頼件数	内訳		
			平成 28 年度	26	登山用ロープ:49 本 その他のロープ:16 本		

<p>3. 技術基準・規格等の提案活動の強化 (1)技術基準・規格等の提案 事故原因究明結果を踏まえ、事故の未然防止に資する技術基準、規格等の整備・見直しを 目指し、経済産業省や関連民間団体に対し、技術的支援や提案を行う。</p>	<p>3. 技術基準・規格等の提案活動の強化 (1)技術基準・規格等の提案 事故原因究明結果を踏まえ、事故の未然防止に資する技術基準・規格等の整備・見直しを 目指し、経済産業省や関連民間団体に対し、技術的支援や提案を行う。</p>	<p>・技術基準・規格等の提案に資する取組件数(3件。なお、その際、製品事故の未然防止効果の高い技術基準・規格等の提案に繋げるよう努めるものとする。)</p>	<p>3. 技術基準・規格等の提案活動の強化 (1)技術基準・規格等の提案 事故原因究明結果を踏まえ、事故の未然防止に資する技術基準、規格等の整備・見直しについて、経済産業省や関連民間団体に対し、技術的支援や提案を行った。</p> <p>●技術基準・規格等の提案に資する取組 下表のとおり、技術基準・規格等の提案に資する取組について、製品事故の未然防止効果の高い技術基準・規格等の提案を3件実施した。</p> <table border="1" data-bbox="685 506 1679 1959"> <thead> <tr> <th data-bbox="685 506 736 590"></th> <th data-bbox="736 506 908 590">テーマ</th> <th data-bbox="908 506 1041 590">実施年度</th> <th data-bbox="1041 506 1679 590">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="685 590 736 1377">1</td> <td data-bbox="736 590 908 1377">チャイルドレジスタンス機能の標準化</td> <td data-bbox="908 590 1041 1377">平成 28 年度～</td> <td data-bbox="1041 590 1679 1377">平成 26 年度に実施したウォーターサーバーによる乳幼児のやけど事故防止対策事業において、チャイルドロックをうたった製品でも、乳幼児が容易に解除できるものが出回っていることが判明。 これを受け、CR 機能(チャイルドレジスタンス機能(幼児が製品を簡単に操作できないようにする仕組み))について、消費生活用製品全般に活用可能な共通安全仕様を作成することを目的として、CR 機能を有する製品調査、強制法規、ISO 等の既存規格調査及び事故情報の分析を行い、優先して規格案の作成を行う製品群を以下のとおり抽出した。平成 29 年度は、この結果を受けて規格案の策定を行う。 ※製品群の抽出 成人が使用する機器で、子供が取り扱うことで事故の発生する製品カテゴリーのうち、事故件数・事故の重篤性を評価し、事故防止対策の優先度が高い製品群として、ミキサー、炊飯器等の生活家電を抽出した。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="685 1377 736 1959">2</td> <td data-bbox="736 1377 908 1959">乳幼児用製品に関する共通安全対策</td> <td data-bbox="908 1377 1041 1959">平成 24 年度～</td> <td data-bbox="1041 1377 1679 1959">平成 27 年度までに作成した 3 つのハザード別共通規格に続く、標準化のテーマ候補選定のため、機構の事故情報から乳幼児用製品に関する事故を抽出し、事故事案ごとに ISO/IEC Guide50: 2014 で規定するハザード別に分類し、危害の程度を加味したリスク分析を行い、優先して対策すべきハザードの特定を行った。平成 29 年度は、この結果を受けて規格案の策定を行う。 ※ハザードの特定 NITE 事故情報データベースから、乳幼児用製品による事故(1726 件)を分析し、製品事故の未然防止に有効性が高いと考えられるハザードとして、「鋭利なエッジ及び尖端部ーエッジ部分への接触」を抽出した。</td> </tr> </tbody> </table>		テーマ	実施年度	内容	1	チャイルドレジスタンス機能の標準化	平成 28 年度～	平成 26 年度に実施したウォーターサーバーによる乳幼児のやけど事故防止対策事業において、チャイルドロックをうたった製品でも、乳幼児が容易に解除できるものが出回っていることが判明。 これを受け、CR 機能(チャイルドレジスタンス機能(幼児が製品を簡単に操作できないようにする仕組み))について、消費生活用製品全般に活用可能な共通安全仕様を作成することを目的として、CR 機能を有する製品調査、強制法規、ISO 等の既存規格調査及び事故情報の分析を行い、優先して規格案の作成を行う製品群を以下のとおり抽出した。平成 29 年度は、この結果を受けて規格案の策定を行う。 ※製品群の抽出 成人が使用する機器で、子供が取り扱うことで事故の発生する製品カテゴリーのうち、事故件数・事故の重篤性を評価し、事故防止対策の優先度が高い製品群として、ミキサー、炊飯器等の生活家電を抽出した。	2	乳幼児用製品に関する共通安全対策	平成 24 年度～	平成 27 年度までに作成した 3 つのハザード別共通規格に続く、標準化のテーマ候補選定のため、機構の事故情報から乳幼児用製品に関する事故を抽出し、事故事案ごとに ISO/IEC Guide50: 2014 で規定するハザード別に分類し、危害の程度を加味したリスク分析を行い、優先して対策すべきハザードの特定を行った。平成 29 年度は、この結果を受けて規格案の策定を行う。 ※ハザードの特定 NITE 事故情報データベースから、乳幼児用製品による事故(1726 件)を分析し、製品事故の未然防止に有効性が高いと考えられるハザードとして、「鋭利なエッジ及び尖端部ーエッジ部分への接触」を抽出した。	<p>技術基準・規格等の提案活動の強化について、下記のとおり指標も含めて計画を達成した。 製品事故の未然防止効果の高い技術基準、規格等の提案に資する取組(指標:3件)を実施し、指標を達成するとともに、事業者による安全な製品の設計・開発に貢献した。</p>
	テーマ	実施年度	内容													
1	チャイルドレジスタンス機能の標準化	平成 28 年度～	平成 26 年度に実施したウォーターサーバーによる乳幼児のやけど事故防止対策事業において、チャイルドロックをうたった製品でも、乳幼児が容易に解除できるものが出回っていることが判明。 これを受け、CR 機能(チャイルドレジスタンス機能(幼児が製品を簡単に操作できないようにする仕組み))について、消費生活用製品全般に活用可能な共通安全仕様を作成することを目的として、CR 機能を有する製品調査、強制法規、ISO 等の既存規格調査及び事故情報の分析を行い、優先して規格案の作成を行う製品群を以下のとおり抽出した。平成 29 年度は、この結果を受けて規格案の策定を行う。 ※製品群の抽出 成人が使用する機器で、子供が取り扱うことで事故の発生する製品カテゴリーのうち、事故件数・事故の重篤性を評価し、事故防止対策の優先度が高い製品群として、ミキサー、炊飯器等の生活家電を抽出した。													
2	乳幼児用製品に関する共通安全対策	平成 24 年度～	平成 27 年度までに作成した 3 つのハザード別共通規格に続く、標準化のテーマ候補選定のため、機構の事故情報から乳幼児用製品に関する事故を抽出し、事故事案ごとに ISO/IEC Guide50: 2014 で規定するハザード別に分類し、危害の程度を加味したリスク分析を行い、優先して対策すべきハザードの特定を行った。平成 29 年度は、この結果を受けて規格案の策定を行う。 ※ハザードの特定 NITE 事故情報データベースから、乳幼児用製品による事故(1726 件)を分析し、製品事故の未然防止に有効性が高いと考えられるハザードとして、「鋭利なエッジ及び尖端部ーエッジ部分への接触」を抽出した。													

3	プラスチック燃焼試験方法の国際標準化活動(IEC/TC89)	平成24年度～	IEC TS 60695-11-11(耐火性試験－試験炎－非接触火炎源からの着火に関する熱流束特性の求め方)の第2版が2月に発行され、IEC規格化に向けた技術的課題解消に向け、5月の国際会議で承認された新たなラウンドロビントテスト(国際共同実験)を実施し、IEC/TC89国内委員会、プロジェクトリーダーと連携し、WG12に提案する規格案を作成し3月に提出。 なお、平成28年10月5日に国際電気標準会議(IEC)より、燃焼技術センター職員がIEC1906賞を2007年に続き2度目の受賞を果たした。
---	--------------------------------	---------	---

また、以下のとおり規格案作成後のフォローアップを行った。

政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容

機構の取組が特に社会や産業界に大きく貢献した内容

①ウォーターサーバーの熱湯による乳幼児のやけど事故の未然防止

平成26年度経済産業省受託事業で機構が提言した火傷事故防止対策に加え、機構が開発した温水用蛇口の操作力測定試験方法や業界認証制度を適切に運用するための知見の提供により、ウォーターサーバーの業界団体である日本宅配水&サーバー協会(JDSA)が平成28年4月に「乳幼児の火傷事故対策に関する指針」を策定し、指針に適合する製品に適合マークを貼付する認証制度が平成29年4月1日からスタートすることとなった。

これにより1年以内には全国の普及台数の4割(約150万台)以上が認証製品に置き換わる見込み。

②乳幼児用製品に関する共通安全対策

平成27年度までに作成した3つの共通規格(案)のJIS化に関し、経済産業省の平成29年度標準化事業「乳幼児製品の共通試験方法－隙間・開口部による身体挟み込みに関するJIS開発」(H29-31FY)として採択(注:他の2規格案は、平成30年度以降に開発の予定。)され、今後、原案作成団体の募集を経て、JIS化の作業が始まる。国家規格として多くの分野の事業者がこの規格を利用することで、乳幼児の事故の未然防止が期待される。

また、国際標準化のNP(新規提案)に向け、国内のISO/COPOLCO(消費者政策委員会)やISO/TC159(人間工学)の関係者と連携を行った。

③靴の耐滑性試験方法の開発

平成27年度に機構が作成した靴の耐滑性試験方法(案)に基づき、一般社団法人日本スポーツ用品工業会(JASPO)の会員企業、民間試験機関を含めたラウンドロビントテストを実施し、これらの結果を基に、JASPOの協力の下で、業界規格策定に向けた調整を行った。

●民間団体等への技術支援等

民間団体の標準化に係る33の委員会に委員として参加し、製品の安全性向上や規格等の質の向上につながる発言や意見の提出を行った。これらのうち、2つの委員会では委員長として参加し、規格案の取りまとめに携わった。

特に、「浴槽用手すり」のJIS原案、「ベビーカー」のSG基準案(平成29年4月制定予定)、「Assistive products for tissue integrity when lying down(全身床ずれ防

業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献

機構が有する国内屈指の人間計測技術と規格基準策定技術を業界団体に提供するだけでなく、業界団体の指針策定や認証制度創設に積極的に関与した。その結果、今後1年以内に全国の普及台数の4割以上が安全な認証製品に置き換わることで、効果的な製品事故の未然防止につながり、増加する乳幼児のやけど事故の減少が期待されることは、計画を超える大きな成果。

<p>(2)技術基準整備の支援 製品安全制度の国際整合化に対応するため、経済産業省における電気用品安全法に係る技術基準体系の整備を経済産業省の要請に基づき支援する。</p>	<p>(2)技術基準整備の支援 製品安全制度の国際整合化に対応するため、経済産業省における電気用品安全法に係る技術基準体系の整備を経済産業省の要請に基づき支援する。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 経済産業省からの要請に基づき、電気用品安全</p>	<p>・整合規格案の技術評価件数(全件実施) (参考)平成</p>	<p>止用具等)の ISO/CD (Committee Draft)、ISO/DIS 19894 Walking trolleys-Requirements and test methods)には、機構が開発した試験方法、基準等が採用された。</p> <p>【平成 27 年度までの取組による実績】 過去に機構が支援した標準化関係委員会において、多くの規格原案が JIS 規格として制定/改正された。</p> <p>T9256-1(在宅用床ずれ防止用具－第 1 部:マットレスの種類) T9256-2(在宅用床ずれ防止用具－第 2 部:静止形交換マットレス) T9256-3(在宅用床ずれ防止用具－第 3 部:圧切替形マットレス) T9201 (手動車椅子) T9203 (電動車椅子) T9254 (在宅用電動介護用ベッド) T9208 (ハンドル形電動車椅子) Z8050 (安全側面－規格及びその他の仕様書における子どもの安全の指針) T9263 (シルバーカー)</p> <p><u>(2)技術基準整備の支援</u> 製品安全制度の国際整合化に対応するため、経済産業省における電気用品安全法に係る技術基準の整備を支援した。</p> <p><u>ア 整合規格案の技術評価</u></p>	<p>経済産業省に要請に基づき、整合規格案の技術評価を全件実施し、指標を達成した。</p>	
--	--	---------------------------------------	--	---	--

法に係る整合規格(※)の整備を支援する。

(※整合規格:電気用品安全法の技術基準省令(性能規定)に整合しているJIS等の規格。)

26年度実績
14件(平成26年度から実施)

年度	技術評価 実施規格数	対象電気用品
平成28年度	37件 (全件実施)	管形ヒューズ、その他の包装ヒューズ、放電灯用電子安定器、配線器具、電気こんろ、電気天火、電気フライヤー、電気ホットプレート、電気なべ、電気ポンプ、電気はんだこて、電気トースター、電気食器洗浄機、浴槽用電気気泡発生器、ジュースャー、投げ込み湯沸器、電熱ボード、電気くん蒸殺虫器等

平成26年度から技術評価を実施し、平成26年度14件、平成27年度26件、平成28年度37件の合計77件報告したうち、70件は既に整合規格として取り入れられた(平成29年3月31日現在)。

平成29年度分について、平成29年3月23日に20件の技術評価依頼があり、29年度(4月)の回答を目指し、前倒して評価を実施中。

イ 電気用品安全法の規制対象範囲の適正化

欧州の新たな規制体制並びに、電気用品に係る国際規格及び国際規格の国内取り入れ状況を把握し、経済産業省における電気用品安全法施行業務の支援に備えた。

電気用品安全法の規制対象範囲の適正化(大括り化)に必要な政省令等の改正案について検討し、関係者の意見をとりまとめ、課題とともに経済産業省に報告した。また、大括り化に伴う事業者の事務簡素化についても整理した。

さらに、技術基準の性能規定化に伴う自己適合証明の評価スキーム試案について検討し、経済産業省に報告した。

イ 経済産業省からの要請に基づき、電気用品に係る国際規格の動向を把握しつつ、電気用品安全法の規制対象範囲の適正化について、関係業界、登録検査機関及び消費者団体の意見をとりまとめ、経済産業省に報告する。

(※整合規格:電気用品安全法の技術基準省令(性

	能規定)に 整合してい るJIS等の 規格。)				
--	----------------------------------	--	--	--	--

<p>4. 製品安全レベルの向上に資する取組 製品供給者(事業者)及び製品使用者(消費者)の製品安全に対する意識レベルを向上させるため、有用な情報を積極的に提供する。また、輸入製品による事故防止の強化に向けて、海外の製品安全情報の収集・提供を行う。</p>	<p>4. 製品安全レベルの向上に資する取組 製品供給者(事業者)及び製品使用者(消費者)の製品安全に対する意識レベルを向上させるため、有用な情報を積極的に提供する。また、輸入製品による事故防止の強化に向けて、海外の製品安全情報の収集・提供を行う。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p>	<p>・事業者向けのセミナー等情報提供件数(29件以上) (参考)内訳: 2件(業務報告会)、2件(社会人講座での講座開設)、24件(製品安全情報マガジンの発行)、1件</p>	<p>4. 製品安全レベルの向上に資する取組 製品供給者(事業者)及び製品使用者(消費者)の製品安全に対する意識レベルの向上のため、機構による事故原因究明結果及び製品の安全使用に関する注意喚起情報を積極的に提供し、業務報告会、社会人講座の開設、製品安全情報マガジンの発行による事業者向け情報提供を 29 件、プレス発表による消費者向け注意喚起を 12 件、海外における製品安全情報及び製品リコール情報の収集、経済産業省への提供を 26 件、それぞれの確に行った。</p> <p>また、輸入製品のうち製品事故の多い生産国に対しては、製品安全に関する連携を行い、国内における事故発生情報の共有を図るなど製品事故防止のため取組を実施した。</p>		
	<p>ア 事業者の製品安全レベルの向上に資する取組として、使用者特性・ライフサイクルを考慮した安全設計や事故発生メカニズムに関する技術情</p>		<p>ア 事業者の製品安全レベルの向上に資する取組 事業者を中心とした製品安全情報の周知・情報提供の取組では、機構が自発的に実施している活動として、下表のとおり、事故動向や最新の事故原因解析技術を紹介する業務報告会を 2 件開催し、東京・大阪で合計 560 名の参加を得た(事業者 426 名、消防 37 名、消費生活センター・消費者団体 25 名ほか)。また、製品安全の体系的な説明を行う NITE 講座の開催(応募者数:大阪 47 名、東京 50 名)、E メールマガジンとしての製品安全情報マガジン(PS マガジン)を、7,600 名を超える読者に毎月 2 回配信などの取組を行った。</p> <p>また、NITE 講座については、大阪会場は前年の倍。東京会場は定員 50 名の応募があり、大阪会場、東京会場の全 24 回の講座終了後のアンケートから、講座内容に対し、9 割近い受講生が満足・やや満足と回答があり、高い評価を得た。</p>	<p>事業者に対する製品安全情報の提供、社会人講座での講座開設等による情報提供について、計画を着実に実施し、29 件の情報提供を行った。</p> <p>また、事業者における安全な製品設計、開発に関する情報の提供により、国民の安全確保に貢献した。</p> <p>社会人講座については、ほぼ定員いっぱいとなり、講義内容に対する評価も高かった。</p> <p>講義を通じて、製品事故の現状、リスク評価、リコールや法制度等事故防止に関する基礎知識を提供することで、これからの企業等における製品安全対策の向上につながる事が期待できる。</p>	

報、販売・流通事業者が持つクレーム情報の分析結果等について、セミナー・講演会、ホームページ、メールマガジン等を通じて提供する。

(生活安全ジャーナル Web 版の発行)

項目	件数	内容
業務報告会	2	東京・大阪各 1 回開催。事故動向及び最新の事故原因解析技術を口頭及びポスターセッションで紹介。東京会場は、339 名、大阪会場は、221 名、計 560 名が参加。内訳は、事業者:426 名、消防:37 名、消費生活センター・消費者団体:25 名、その他:72 名)
社会人講座での講座開設	2 (大阪、東京各 1 回)	NITE 講座 大阪、東京でそれぞれ 12 回、全 24 回開催 (受講者数:のべ約 850 名)
製品安全情報マガジンの発行	25	毎月 2 回と業務報告会 PR 用特別号 1 回発行 登録者数は平成 28 年度末 7,620 名
生活安全ジャーナルの発行	0	平成 28 年 3 月に第 17 号を発刊 ※平成 28 年度から休刊
合計	29	

他機関からの依頼に基づく、事業者を中心とした周知・情報提供の取組では、下表のとおり、国、自治体等が主催する展示会への出展、消防、公共団体、大学、業界団体等からの講師派遣依頼に対して、講師派遣を計 117 件実施し、事業者の製品安全レベル向上を目指した。

項目	件数	内容
国、自治体等主催の展示会への出展	28	大阪府消費者フェアにぎわい広場他
消防、公共団体等への講師派遣等(再掲)	49	消費生活講座他
大学、業界団体等への講師派遣	36	製品のリスクアセスメント他
中小家電販売業団体への講師派遣	2	兵庫県、滋賀県
製品安全コミュニティー(経済産業省が製品安全に積極的に取り組んでいる企業・団体に対して表彰する「製品全対策優良企業表彰」で表彰された企業等が参加する会合)における講演	2	製品安全コミュニティーにおいて、機構の事故情報収集制度に関連して、事業者の活用が期待される「事故情報データベース」、「経年劣化事故データベース」の紹介、利用方法等について説明。 大阪、東京で各 1 回開催
合計	117	

	<p>イ 消費者の製品安全レベルの向上に資する取組として、誤使用・不注意による事故事例、事故防止のための注意点等について、記者説明会、注意喚起リーフレット、ホームページ、小中高校</p> <p>・消費者向けのセミナー等情報提供件数(26件以上) (参考)内訳: 12件(プレス発表)、14件(製品安全セミナー等への講師派遣)</p>	<p>政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容 機構の取組が特に社会や産業界に大きく貢献した内容</p> <p>●サイレントチェンジによる製品事故の未然防止のための情報提供</p> <p>近年、製品事故の原因として、製品に使用される材料が当初の仕様でなく、強度や耐熱性が劣るものに無断で変更された(サイレントチェンジ)ために、電源コードの断線、発火等に至る事故が発生していることから、機構は再発防止のため、業務報告会(11月)、業界団体主催のセミナー(3月)、事業者相談等において、事業者に対して、調査結果に基づくサイレントチェンジの実態と、事故防止のための具体的対策について情報提供を実施した。</p> <p>その結果、複数の業界専門誌にサイレントチェンジに関する記事が掲載される等、サイレントチェンジの問題が広く周知され、メーカーにおいて供給される部品に対する調達基準の改訂や、定期的な監視の一層の強化等、対策に取り組む企業が増加した。</p> <p>●安全な製品の流通を目的とした修理受付情報等を基にした不具合情報の分析結果の提供</p> <p>協力協定締結流通事業者2社から受領した修理受付情報等から、事故発生に至る可能性のある不具合情報を分析・抽出し、これと併せて機構が保有する類似事故情報等を当該事業者提供した。これにより、当該流通事業者の自主的な製品安全活動の促進が期待される。</p> <p>●安全な製品の設計、製造を目的とした製品事故情報の収集・原因究明の事例集の提供</p> <p>これまで機構の製品事故情報の収集・原因究明で培われた成果を基に、事業者に製品安全情報を提供し、安全な製品を設計、製造に資することを目的とした事例集の作成を行い、関係業界の意見を聴取するとともに、事業者向けに説明会を東京・大阪で実施し、事例集を98者に対し、約200部配布して情報提供した。</p> <p>イ 消費者の製品安全レベルの向上に資する取組 政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容 機構の取組が特に社会や産業界に大きく貢献した内容</p> <p>●プレス発表による製品事故の注意喚起</p> <p>消費者を中心とした製品安全情報の周知・情報提供の取組では、下表のとおり、プレス発表において、TV報道・新聞報道を通じた一般消費者向けに誤使用・不注意による事故やリコール製品による事故に関する注意喚起を12件(テーマ)実施し、消費者の製品安全レベルの向上を目指している。</p> <p>なお、プレス発表は、伝わりやすさや、報道実績の確保を目指して、事実に基づくデータと分かりやすい映像を提供しているほか、報道機関での取組の定着を目指して毎月1回定期的な発表を実施した。さらに、機構各所においてプレス発表に併せて各管内(各県別)における事故情報を取りまとめて管内の報道機関に情報提供した。</p> <p>経済産業省が企画する製品安全セミナーでは、14件講師派遣を行った。</p>	<p>業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献</p> <p>機構の調査結果を基に、サイレントチェンジの実態や事故防止の情報を機構の業務報告会や民間団体のセミナーで積極的に情報発信し、サイレントチェンジという概念を広めたことは、マスコミ、業界団体、個別企業の意識向上と取組強化につながり、社会全体の製品安全に貢献したことは、計画を超えた大きな成果。</p> <p>消費者に対する製品安全情報の提供、プレス発表等による情報提供について、計画を着実に実施し、26件の情報提供を行った。</p> <p>また、消費者への安全啓発、注意喚起に関する情報提供により、国民の安全確保に貢献した。</p> <p>業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献</p> <p>事故の危険性を、機構が有する事実に基づくデータや分かりやすい映像により工夫して提供することで、新聞・テレビに多く取り上げられ、その結果として国民の安心・安全に貢献したことは、事業計画を超える大きな成果。(新聞報道155件:前年比137%、テレビ放送(全国放映)79件:前年比105%)</p> <p>YouTubeなど、新たなメディアに対しても取り組み、より幅広い年齢層への情報提供を進めたことは計画を超える大きな成果。</p> <p>(通則法第28条の4に基づく評価結果の反映状況)</p> <p>平成27年度の主務大臣による評価で出された意見「広報について、メディアの露出は目に見えて多くなっており知名度は確実にあがっている。テレビ報道でも頻繁に取り上げられており、消費者にとってインパクトの大きい情報発信を行っている。」を反映し</p>
--	--	---	---

生向けセミナー等を通じて提供する。

項目	件数	内容
プレス発表	12	毎年、事故の発生が多い扇風機や暖房機器をはじめとする季節的に事故発生が予想される製品や緊急で周知が必要とされる製品事故をテーマに選定し、原則毎月1回、誤使用やリコールに関する注意喚起を中心にプレス発表を実施。再現映像を用いて説明するとともに報道機関に提供し、広く周知しやすい環境を整備。
製品安全セミナー等への講師派遣	14	経済産業省が北海道、東北、関東、中部、関西、中国、四国、九州で開催したセミナー等に講師を派遣
合計	26	

取材対応等、製品安全情報のマスコミへの情報提供を積極的に進めた結果、新聞には155件(うち5大紙46件)が報道(1面広告に換算して約1億円以上の取組に相当)されたほか、テレビ等の報道は167件(うち全国放送79件)、のべ3時間53分58秒放送(15秒CM換算に換算して約5億円以上の取組に相当)され、消費者の安全・安心な生活の確保に対して、事故の未然防止に貢献するとともに、事業者の行う自社同種製品への注意喚起に協力した。

また、雑誌等への記事掲載が39件、うち出版社からの求めに応じた寄稿が10件あり、製品安全の啓発、技術情報の提供を行った。

項目	件数	備考
新聞掲載	155 ※46	※うち5大紙:読売、朝日、毎日、産経、日経(全国版)の掲載件数
テレビ等の報道	167 ※79	※うち全国放送された件数
雑誌等への記事掲載	39 ※10	※うち出版社等からの求めに応じて寄稿した件数
合計	361	

●事故防止を目的としたリーフレット、ミニポスター等の作成

プレス発表に合わせて作成したポスター動画を製品群ごとに分類し、機構のホームページに掲載して公開した(14件)。

また、新たに開設したYouTube NITEチャンネルに、誤使用事故の注意を分かりやすくまとめた動画を公開し、より広い世代への情報提供を目指す取組を開始した。

て、広報活動においては、特に社会的に関心が高い製品事故(モバイルバッテリー)やタイムリーな製品事故(投光器の熱による発火)等をテーマに情報提供するなど、迅速かつ効率的に広報活動を行った。

項目	件数	内容
事故防止注意喚起ハンドブックの作成・ホームページ掲載	1	身・守りハンドブックを3年ぶりに更新し、最新の事故情報を盛り込んだ内容に刷新。17,000部発行し、講演や見学会を通し、消費者への注意喚起に活用。
ミニポスターの作成・ホームページ掲載	13	プレス発表に際して新規作成し、記者説明会場に掲示したポスターで、事故の再現実験映像とともに、ホームページで紹介。
合計	14	

●製品安全の意識の向上を目的とした、他機関からの依頼に基づく周知・情報提供の取組

文部科学省が取り組む「土曜学習応援団」のアピールイベントにおいて、対象となる学校関係者に対して、製品安全に係るテーマについてプレゼンテーションを行った。

●製品安全の意識の向上を目的とした、大学教育機関との連携に基づく製品安全に係る情報提供の取組

平成29年度より製品安全講座を開始するにあたり、講座の趣旨、魅力を伝えるためのシンポジウムへの参加及び開講準備を実施した。

当該講座を受講により、消費者として、より安全な生活の実現のために何が必要か考える力が養われるとともに、将来、企業で製品の設計、製造、販売に携わる際に、講座で得た製品安全の知識を活かし、製品安全に資することが期待される。

ウ 海外連携機関から得られた海外の製品安全施策、リコール情報等を経済産業省へ提供

CPSC(米国消費者製品安全委員会)や欧州委員会等から得られた製品安全施策に関する情報や事故情報を毎月定期的に経済産業省に報告し、経済産業省はこれらの情報を技術基準等の参考としている。

海外で実施された消費生活用製品に係るリコールのうち、日本でも販売されている可能性が高い製品については、経済産業省に情報提供を行い、経済産業省は当該情報を基に輸入事業者・販売事業者に日本での流通情報を確認している。平成28年度は、12回(25件)の情報提供のうち、5件(電動剪定機、自転車等)について、国内約3万台のリコール措置に結びついた。この取組により、海外で問題になっている新製品の情報を経済産業省に提供することにより、日本での事故の未然防止や減少が期待される。

また、海外における電動立ち乗り二輪車の事故や規制状況を提供し、経済産業省から流通事業者向けに注意喚起文書が送付された。この情報提供により、経済産業省から当該製品を扱う可能性のあるオンライン・通販販売事業者への注意喚起がなされ、販売に際し注意することが見込まれる。

ウ 米国消費者製品安全委員会(CPSC)、欧州委員会(EC)等の海外連携機関から得られた海外の製品安全施策、リコール情報等を経済産業省へ提供する。また、海外機関との連携により、海外製造

・海外連携機関からの情報収集及び経済産業省等への情報提供件数(24件以上)

海外関係機関から入手した海外の製品安全に係る情報について、計画を着実に実施し、26件の情報を経済産業省に提供した。

機構が行った海外リコール情報の経済産業省への提供によって、国内事業者によるリコールに結び付いたことにより、同種製品事故の再発防止に貢献した。

事業者への連携先からの対応等によりグローバルな製品事故未然防止を図る。

項目	件数	内容
海外製品安全情報の経済産業省への提供	14	経済産業省との連絡会報告 12件、発注対応2件(通販事業者向けに海外における電動立ち乗り二輪車の規制状況、外国製スマートフォンに対する米国の原因究明状況と今後の規制方針) 海外における製品安全施策(米国:幼児用フックオンチェア、ベビーカー規則案等)や海外での事故発生状況(電動立ち乗り二輪車事故状況(米国、オーストラリア)、家具の転倒事故、ブラインドコードへの取組等)を報告。海外の規制情報等を提供することにより、経済産業省の技術基準等検討の参考情報として活用されている。
海外リコール情報の経済産業省への提供	12	海外でリコールされている製品で、日本にも流通している可能性のある製品について情報提供を行っている。これを受けて逐一経済産業省は当該製品の輸入・製造事業者に日本での流通状況を確認するなど、グローバル製品の日本国内でのリコール状況の確認等への活用されている。
合計	26	

上記の活動を補完するものとして、以下のとおり、日本における中国製品のリコール情報の中国への提供、製品安全に係る国際会議の参加及び海外関係機関との連携を着実に実施した。

項目	件数	備考
日本における中国製品のリコール情報を中国に提供	12	リコール報告:4月~3月 12件 日本で実施された中国製品のリコール情報を、機構と協力協定を締結しているCAIQ(中国検疫科学検疫科学研究院:中国において事故分析、リスクアセスメントを担当)に提供。当該機関は中国での製品安全等の統括機関であるAQSIQ(中国国家質量検疫総局)と連携して中国企業の設計・製造状況を調査し、必要に応じ対応措置(輸出製品のチェック等)を実施することとなっている。
国際会議(ICPHSO:国際消費者製品健康安全機構)への参加	2	ICPHSO(11月ベルギー開催、2月米国開催)に出席し、予兆分析などの機構の取組を紹介するとともに、日本における安全の考え方とリスクアセスメントへの取組の現状を報告し、関係機関と意見交換を実施。また、海外の製品安全動向についての情報を収集した。
合計	14	

			<p>●海外関係機関との連携</p> <p>①台湾 BSMI との更なる連携強化 日台製品安全協力覚書締結(平成 28 年 11 月)を踏まえ、機構は台湾 BSMI と製品安全に係る情報共有、人材交流等について連携を強化した。今後、リコール情報、事故究明に係る情報等が共有され、日台間で輸出入、流通する製品の安全性の向上が期待される。</p> <p>②機構と米国 CPSC の人材交流プログラムによる交流 平成 28 年度は CPSC 職員が人材交流プログラムにより来日し、機構の製品事故調査等の業務に参加した。平成 29 年度は機構職員が訪米予定。今後も人的協力関係を築き、製品事故の未然再発防止に資する技術情報の共有体制を構築する。</p> <p>③東南アジアへの製品安全文化の普及 経済産業省「平成 29 年度制度・事業環境整備事業(技術協力課)」を活用し、東南アジアの政府機関、民間に対する日本の事故原因究明技術等の提供を図り、国内に輸出される製品の安全性向上に資する。</p>		
--	--	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p> <p>特になし。</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
I-2	化学物質管理			
業務に関連する政策・施策	6 保安・安全 6-4 化学物質管理	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	独立行政法人製品評価技術基盤機構法 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化学物質審査規制法、化審法) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化学物質排出把握管理促進法、化管法) 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(化学兵器禁止法、化兵法)	
当該項目の重要度、難易度	【難易度:高】 1. (2) 化学物質名称原案の提供 1. (3) リスク評価の加速化及び新規審査・確認の合理化への取組 【重要度、難易度:高】 4. (2) 国内外の動向等を調査・分析し国等へ報告・提言	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0479、0480	

2. 主要な経年データ													
(ア) 要なアウトプット(アウトカム)情報							②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
届出された製造・輸入数量等についての技術的な確認・整理件数	全件実施	(参考)平成26年度実績 12,403件(一般化学物質)、 312件(優先評価化学物質) (平成26年度から実施)	—	—	—	・製造/輸入数量等の技術的確認・整理を行い、物質リストを作成 97,951件 ・製造・輸入数量の集計物質数 一般化学物質 6,718物質 優先評価化学物質 152物質	・製造/輸入数量等の技術的確認・整理を行い、物質リストを作成 98,539件 ・製造・輸入数量の集計物質数 一般化学物質 6,667物質 優先評価化学物質 163物質	予算額(千円)	8,417,379 の内数	9,526,907 の内数	22,542,448 の内数	1,559,494	1,224,314
化学物質のスクリーニング評価及びリスク評価Iに関する国に対する情報提供物質数	全件実施	(参考)平成26年度実績 7,162物質(スクリーニング評価)(平成26年度からカウント方法を変更)、過去3年平均107物質(リスク評価I)	—	—	—	・スクリーニング評価の実施延べ7,214物質 ・リスク評価の実施 評価I:延べ160物質(全件実施)	・スクリーニング評価の実施延べ7,243物質 ・リスク評価の実施 評価I:延べ169物質(全件実施)	決算額(千円)	7,309,699 の内数	7,706,062 の内数	17,752,154 の内数	1,532,405	1,195,449
リスク評価IIに関する国に対する情報提供物質数	全件実施	(参考)平成26年度実績 3物質(平成26年度から実施)	—	—	—	評価II:7物質(全件実施)	評価II:9物質(全件実施)	経常費用(千円)	1,183,639	1,139,677	1,375,091	1,132,532	1,193,162

新規化学物質の事前審査・確認に関する資料案作成件数	全件実施	(参考)過去3年平均 391件	—	—	—	・新規化学物質届出の事前審査に関する資料案作成件数 333件 (全件実施)	新規化学物質届出の事前審査に関する資料案作成件数 307件 (全件実施)	経常利益(千円)	7,027	3,456	▲4,952	▲25,708	4,790
構造活性相関手法による予測結果の国への提供物質数	全件実施	(参考)過去3年平均 293件	—	—	—	—	構造活性相関手法による予測結果の国への提供 194物質(全件実施)	行政サービス実施コスト(千円)	—	—	—	1,144,796	1,209,046
少量新規化学物質、中間物等の申出書類の技術的事項の確認件数	全件実施	(参考)過去3年平均 35,497件(少量新規)、246件(中間物等)	—	—	—	・少量新規化学物質製造等の申出書の内容確認、数量調整作業等件数 36,370件 ・中間物等の申出書類について内容確認、指摘事項の作成等件数 187件 (全件実施)	・少量新規化学物質製造等の申出書の内容確認、数量調整作業等件数 35,759件 ・中間物等の申出書類について内容確認、指摘事項の作成等件数 153件 (全件実施)	従事人員数	408の内数	407の内数	422の内数	68	66
GLPに係る試験施設の基準適合確認件数	全件実施	(参考)過去3年平均 3件	—	—	—	4件 (全件実施)	3件 (全件実施)						
化審法に基づく立入検査の実施件数	全件実施	(参考)過去3年平均 33件(中間物等)、過去2年平均 10件(少量新規)(平成25年度から実施)	—	—	—	・中間物等の確認に係る事業所に対する立入検査の実施件数 29件 ・少量新規化学物質の立入検査の実施件数 16件 (全件実施)	・中間物等の確認に係る事業所に対する立入検査の実施件数 31件 ・少量中間物等の確認に係る事業所に対する立入検査の実施件数 4件(平成28年度から実施) ・少量新規化学物質の立入検査の実施件数 15件 (全件実施)						
新たな化学物質の名称原案作成物質数	全件実施	(参考)過去3年平均 498物質	—	—	—	・化審法の新規審査判定時に名称付与した件数 207件 ・化審法の優先評価化学物質候補物質に対し名称付与した件数 22件 ・労働安全衛生法(安衛法)の届出情報に基づき公示名称案を作成した件数 972件 (全件実施)	・化審法の新規審査判定時に名称付与した件数 200件 ・化審法の優先評価化学物質候補物質に対し名称付与した件数 16件 ・労働安全衛生法(安衛法)の届出情報に基づき公示名称案を作成した件数 902件 (全件実施)						

3 省共同化学物質データベースシステムのデータ更新件数	全件実施	(参考)過去3年平均 584 件(審査用資料及び審査シート入力件数)	—	—	—	—	データ更新 306 件 (全件実施)							
化審法データベース(J-CHECK)のデータ更新回数	6 回以上	—	—	—	—	—	更新 9 回							
PRTR データ集計の実施件数	全件実施	(参考)過去3年平均 36,372 件(届出データの記録・集計件数)	—	—	—	—	・届出データの記録・集計件数 35,573 件 (全件実施)	・届出データの記録・集計件数約 35,274 件 (全件実施)						
PRTR データの解析の実施件数	全件実施	(参考)過去3年平均 12 物質(自主管理計画に基づく有害大気汚染物質について届出排出量の推移・削減状況等の解析物質数)	—	—	—	—	・自主管理計画に基づく有害大気汚染物質について届出排出量の推移・削減状況等の解析物質数 12 物質 (全件実施)	・自主管理計画に基づく有害大気汚染物質について届出排出量の推移・削減状況等の解析物質数 12 物質 (全件実施)						
化兵法に基づく国際機関による検査等への立会い実施件数、実態調査件数	全件実施	(参考)過去3年平均 23 件(国際検査の立会い実施件数)、5 件(実態調査件数)	—	—	—	—	・国際機関による検査等の立会い実施件数 21 件 ・事前調査の実施件数 20 件 ・実態調査の実施件数 3 件 (全件実施)	・国際機関による検査等の立会い実施件数 21 件 ・事前調査の実施件数 19 件 ・実態調査の実施件数 3 件 (全件実施)						
化兵法に基づく立入検査の実施件数	全件実施	(参考)過去3年平均 6 件	—	—	—	—	・化学兵器禁止法第 33 条第 4 項に基づく立入検査件数 13 件(全件実施)	・化学兵器禁止法第 33 条第 4 項に基づく立入検査件数 13 件(全件実施)						
化学物質総合情報提供システムにおける、化学物質の安全性等に関する国内外情報の更新回数	6 回以上。なお、その際、最新の法規制情報やリスク評価結果等、関係者に有用	—	—	—	—	—	6 回	8 回						

	な情報の更新を行うよう努める。													
化学物質総合情報提供システムにおける検索回数	269 万リクエスト/年	—	—	—	—	—	298 万リクエスト/年							
AJCS D の更新件数	日 ASEAN 経済産業協力委員会化学産業ワーキンググループでの合意に基づき全数を実施	—	—	—	—	構築	提供された全データの更新実施							
3 省から提供された GHS 分類結果の提供物質数	全物質実施	(参考)過去 3 年平均 172 物質	—	—	—	—	181 物質(全件実施)							
日本独自の暴露係数・シナリオの情報提供件数	1 カテゴリー(※)	—	—	—	—	—	1 カテゴリー							
研修等を通じた技術支援の取組回数	5 回	—	—	—	—	—	16 回							
化学物質管理に関する社会人講座の開催	1 件	—	—	—	—	—	2 件							

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
Ⅱ－２．化学物質管理分野	Ⅰ－２．化学物質管理分野			<p>全体評価:A</p> <p>指標を含め事業計画を全て達成したことに加え、以下について、機構独自の知見・技術や連携を生かして主体的に取組を行い、行政や産業界、国民に積極的に働きかけることにより、社会や産業界に対し事業計画で求められる水準を超える効果を生み出し、安全・安心な国民生活や健全で持続性のある産業発展に貢献した。</p> <p>○化学物質の環境への排出量予測技術等による化審法改正案への貢献</p> <p>法規制等の業務により得られたデータ、技術を基に、排出量予測技術や排出量の見える化を行ったことにより、排出量ベースの制度への見直し、構造活性相関(QSAR)手法の開発及び複雑な化学式をコード化する表記法(SMILES)の導入による手続きの迅速化、簡略化を可能とする化審法改正につながったことは、安全性を担保しつつ、化学産業推進にも貢献する大きな業績。</p> <p>現行制度での売上の喪失は化学業界で約 861 億円/年、サプライチェーン全体で約 4,706 億円/年(経済産業省試算)。</p> <p>○高分子化合物の新規化学物質としての審査・運用の合理化案の提案</p> <p>機構の化審法審査の知見や届出試験データを生かして、高分子フロッスキーム試験項目の合理化案を自ら策定し、それが 3 省により実際の法令運用に採用され、産業界の審査に係る負担を軽減したことは、計画を超える大きな成果。</p> <p>高分子化合物の試験項目が半減することにより、1 物質あたりの試験費用(約 300 万円)が半減され、日本全体で新規化学物質届出の年間あたりの試験コスト約 3 億円が削減される見通し。</p> <p>○化学物質のスクリーニング評価・リスク評価の加速化への積極的貢献</p> <p>機構のスクリーニング評価やリスク評価の知見を生かして確立、提案した解離性物質や船底塗料用防汚剤のリスク評価方法(高い難易度を達成)を、国が実際に活用したことは、国際的目標(WSSD2020 年目標)達成に向けた我が国の取組を加速する、計画を超える大きな成果。</p> <p>○機構内連携による繊維製品事故の原因究明と再発防止への貢献(再掲)</p> <p>製品安全分野から依頼されたTシャツによる皮膚障害については、バイオテクノロジー分野が測定した物質や含有量を元に、化学物質管理分野のリスク評価技術を活かし、人体に与える影響を評価することにより、迅速に事故の原因を特定することができた。</p> <p>複雑化する事故原因の解明は、様々な専門性を有し迅速かつ機動的な連携が可能な機構にしかできない取組であり、これまでの原因解明から新たな取り組み方の事例を構築したことは、計画を超える大きな成果。</p> <p>さらに、機構が実施した事故原因究明が、厚労省から関連する業界への通知や、都道府県や業界団体の取組につながったことは、同様の事故の再発防止による国民の安全確保にも多大な貢献。</p> <p>(NITE 評価・計画諮問会議 委員からのコメント)</p> <p>・化審法改正はメーカーにとって大きなメリットがあり、機構が今回の法改正の合理性を</p>

				<p>科学的に裏付ける根拠を提示したことは大きな貢献。</p> <p>・化学物質総合情報提供システム(NITE-CHRIP)は化学関連のサプライチェーン全体で利用している。これほどまとまっているデータベースは日本では他になく、デファクトスタンダードとなっている。特に、事業者が化学物質を扱う際には、信頼される根拠情報となっている。メンテナンスにコストがかかっているとは思いますが、最新の情報への更新を維持し続けて欲しい。</p>	
<p>1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の執行支援・執行業務</p> <p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下「化審法」という。)の執行等を支援するため、新規化学物質に係る審査支援等を的確に実施するとともに、化学物質管理制度の着実な運用に資するためのリスク評価等を実施する。</p>	<p>1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の執行支援・執行業務</p> <p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下「化審法」という。)の執行等を支援するため、新規化学物質に係る審査支援等を的確に実施するとともに、化学物質管理制度の着実な運用に資するためのリスク評価等を実施する。</p>		<p>1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の執行支援・執行業務</p> <p>化審法は、人の健康と生態系に影響を及ぼすおそれがある化学物質による環境汚染を防止するために、新しく製造・輸入される化学物質の安全性を上市する前に審査する制度を設けるとともに、化学物質の有害性の情報や事業者から報告された製造・輸入量などに基づいてリスクを評価し、その化学物質の有する性状等に応じて、製造、輸入、使用等を規制する法律である。</p> <p>機構は、化審法に関する事業者からの相談、事業者から国に提出された安全性試験データの精査と審査資料の作成、化学物質の構造と有害性との相関関係を予測する手法である構造活性相関(QSAR)の活用、審査の合理化の提案などを通じて、国の審査等の執行を技術的に支援している。また、化審法に基づく事業者からの届出や調査、審査により得られた情報と、技術的知見を生かして化学物質のリスク評価を実施するとともに、リスク評価手法の提案や改良を行っている。</p>		
<p>(1)リスク評価・新規化学物質の事前審査等</p> <p>化審法における化学物質のスクリーニング評価及びリスク評価(※)に関</p>	<p>(1)リスク評価・新規化学物質の事前審査等</p> <p>化審法における化学物質のスクリーニング評価及びリスク評価(※)に関</p>		<p>(1)リスク評価・新規化学物質の事前審査等</p>		

<p>連して、経済産業省の要請に基づき、国が実施する評価に必要な情報を提供する。また、化審法に基づく新規化学物質の事前審査・確認に関する資料案作成、GLP(優良試験所基準(Good Laboratory Practice))に係る試験施設の基準適合確認、製造事業者等に対する立入検査等を実施する。</p>	<p>連して、経済産業省の要請に基づき、国が実施する評価に必要な情報を提供する。また、化審法に基づく新規化学物質の事前審査・確認に関する資料案作成、GLP(優良試験所基準(Good Laboratory Practice))に係る試験施設の基準適合確認、製造事業者等に対する立入検査等を実施する。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>①化学物質のリスク評価等</p> <p>ア 化審法に基づき経済産業省に届出された製造・輸入数量等について、経済産業省の要請に基づ</p>	<p>・届出された製造・輸入数量等についての技術的な確認・整理件数(全件実施)(参考)平成26年度実績</p>	<p>①化学物質のリスク評価等</p> <p>ア 化審法に基づき経済産業省に届出された製造・輸入数量等について、技術的な確認・整理、物質リスト作成及び製造・輸入数量等の集計の実施</p> <p>●製造/輸入数量等の技術的な確認・整理、物質リスト作成(全件実施)</p> <p>化審法に基づき経済産業省に届け出られた製造・輸入数量情報について届出された物質名が対象物質であるかなどの技術的な確認・整理を全件実施し、この確認結果を用いて、事業者が化審法の製造・輸入数量届出に使用する物質リスト(化審法に登録されている化学物質と規制対象に指定されている化学物質のリスト)について延べ1,132件の修正や追加、削除等を行い、平成29年度届出のための最新版の物質リスト98,539件を機構ホームページより公開した。これは、機構は届け出られる前まで知り得</p>	<p>製造・輸入数量等について、技術的な確認・整理を全件実施し、物質ごとの製造・輸入数量等を集計するとともに一般化学物質のスクリーニング評価案及び優先評価化学物質のリスク評価案を作成、国に対する情報提供を全件実施し、計画どおり達成した。</p>	
--	--	---	--	--	--

き、技術的な確認・整理を行い物質リストを作成するとともに、物質ごとに製造・輸入数量等を集計する。

12,403 件 (一般化学物質)、312 件 (優先評価化学物質)(平成 26 年度から実施)

なかった情報を素早くかつ的確に分析し、以降事業者がより正しく製造・輸入数量届出を行えるようにするための法施行上重要な作業である。

●製造・輸入数量の集計(全件実施)

化審法に基づき経済産業省に届出され、機構にて技術的な確認等の精査を行った製造・輸入数量情報を集計、一般化学物質(化審法に登録されている化学物質のうち、いかなる規制対象にも指定されていない化学物質) 6,667 物質及び優先評価化学物質(人の健康と生態系に影響を及ぼす懸念がありリスク評価を優先的に行うべきと判断された化学物質) 163 物質の製造・輸入数量の集計結果を経済産業省に報告し、それぞれ経済産業省から製造・輸入数量を合計した数量が公表された。

製造/輸入数量等の技術的確認	平成 28 年度版化審法物質リストに掲載したレコード数 うち、追加、修正及び削除したレコード数	(全数) 98,539 件 うち、1,132 件
製造・輸入数量の集計物質数	一般化学物質	6,667 物質
	優先評価化学物質	163 物質

イ 経済産業省の要請に基づき、一般化学物質のスクリーニング評価案及び経済産業大臣、厚生労働大臣及び環境大臣が指定した優先評価化学物質(以下「優先評価化学物質」という。)のリスク評価案を作成し、経済産業省、厚生労働省及び環境省(以下「3 省」という。)に提供する。

・化学物質のスクリーニング評価及びリスク評価 I に関する情報提供物質数(全件実施)(参考)平成 26 年度実績 7,162 物質(スクリーニング評価)(平成 26 年度からカウント方法を変更)、過去 3 年平均 107 物質(リスク評価 I)
・リスク評価 II に関する情報提供物質数(全件実施)(参考)平成

イ 一般化学物質のスクリーニング評価案及び優先評価化学物質のリスク評価案の作成・提供、評価手法に関する技術ガイダンスの作成や更新の支援

●一般化学物質のスクリーニング評価案の作成と提供(全件実施)

一般化学物質について、化審法に基づき届出された製造・輸入数量情報を用いて環境中への排出量を算出し、物質ごとに排出量に応じたクラス分け(暴露クラス付け)を行い、有害性情報を踏まえて人の健康と生態系に影響を及ぼす懸念があり優先評価化学物質に指定するべきかスクリーニング評価を行った。また、排出量の算出等の段階においては、類似した構造を持つ物質群を含む混合物について、その構造や取扱い実態等から、スクリーニング評価を実施する物質単位を検討した。

評価用物質単位での一般化学物質の排出量の算出を行った物質数は、11,924 物質であった。この排出量算出結果を用いて暴露クラス付けを行った物質数は、7,677 物質であった。この暴露クラス付けの結果と厚生労働省、環境省から提供された有害性情報からスクリーニング評価を実施した物質数は、生態影響として 7,215 物質、ヒト健康影響として 6,933 物質であった。

一般化学物質のスクリーニング評価の実施	一般化学物質の排出量の算出物質数	11,924 物質
	一般化学物質の暴露クラス付けを実施した物質数	7,677 物質
	一般化学物質のスクリーニング評価を実施した物質数	合計(重複あり) 7,243 物質
		生態影響: 7,215 物質 ヒト健康影響: 6,933 物質
類似した物質群を含む混合物について、その構造や取扱い実態等から、スクリーニング評価単位を検討した物質数	0 物質	※平成 28 年度の評価対象には、検討が必要な物質がなかったため。

26年度実績
3物質、平成
27年度実績
7物質(平成
26年度から
実施)

●優先評価化学物質のリスク評価案の作成と提供(全件実施)

優先評価化学物質のリスク評価は、より規制の厳しい第二種特定化学物質(人又は動植物への長期毒性があり、環境中に存在する濃度が人の健康と生態系に影響を及ぼすと懸念される化学物質)に指定する必要性について科学的根拠に基づいて評価し、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が判断することを目的として行われる。

リスク評価は、長期毒性のデータを得ていない段階での「リスク評価(一次)」と、有害性調査指示等により得た長期毒性のデータを用いる「リスク評価(二次)」とに大きく分かれている。さらに、リスク評価(一次)では、リスク評価を進める優先順位付けを行う「評価Ⅰ」、取扱い情報の報告を求めるべき用途について判断するための「評価Ⅱ」、取扱い情報や追加モニタリングデータ等も用いて有害性調査指示について判断するための「評価Ⅲ」の三段階に分かれている。

優先評価化学物質のリスク評価(評価Ⅰ及び評価Ⅱ)を実施するため、評価Ⅰについては、製造数量等の届出データを用いた評価を生態影響について75物質、ヒト健康影響について122物質実施した。

評価Ⅱについては、「評価Ⅱの実施スケジュール」に掲げられている平成28年度に実施すべき優先評価化学物質9物質(1,2-ジクロロプロパン、プロモetan、ナフタレン等)について、全件実施し、経済産業省、厚生労働省、環境省(以下、「3省」という。)にその情報を提供した。なお、従来の評価手法が適用できない解離性物質については、後述する評価手法を検討、確定した上で評価を行った。機構が作成したリスク評価書や評価に関連する資料を用いて3省合同審議会で審議が行われた。平成28年度の実績は、前年度実績の7物質を上回った。

「評価Ⅱの実施スケジュール」にある平成33年度までの評価Ⅱ実施予定物質数58物質に対し、平成28年度までに19物質が終了した。

優先評価化学物質のリスク評価(評価Ⅱ)を実施するためには、評価対象物質の各種物理化学性状等の物質特性情報が必要不可欠であることから、今後の実施スケジュールや製造輸入数量の変化等を見据えながら272物質について物質特性情報を整備した。

優先評価化学物質のリスク評価の実施	リスク評価実施に向けた物理化学的性状に係る各種データを整備した物質数	272物質
	製造数量等の届出データを用いた優先評価化学物質の評価Ⅰを実施した物質数	合計(重複あり)169物質
		生態影響:75物質 ヒト健康影響:122物質
優先評価化学物質について、評価Ⅱを実施した物質数	合計	9物質
	生態影響:7物質 ヒト健康影響:3物質	

●評価Ⅱを適切に実施するための検討と提案

リスク評価の加速化が審議会で議論される中、既存の手法では適切な評価ができなかった解離性物質及び船底塗料用防汚剤について、我が国において初めてリスク評価手法を確立し、平成28年度は2物質の評価に適用し、評価書を審議会に報告した(1.(3)ア「評価Ⅱを適切に実施するための解離性物質・船底塗料用防汚剤に関する検討と提案」参照)。

また、化審法対象物質を含有する長期間に渡って使用される製品からの排出係数の検討や、新たに用途分類を設ける必要がある用途及び用途分類や排出係数の見直しが必要だと考えられる用途に対し、調査及び検討を行った。その結果について、環境省と合同で化学物質の排出挙動に造詣の深い専門家らによる検討委員会を4回開催し、機構の案について検討を行った。

② 新規化学物質の審査・確認等

ア 経済産業省の要請に基づき、新規化学物質の届出を行う事業者に対し、国による審査に係る技術的事項について相談に応じるとともに、新規化学物質の届出資料を確認し、修正等の助言を行う。併せて、国に対し審査資料の作成を支援する。

・新規化学物質の事前審査・確認に関する資料作成件数(全件実施)
(参考)過去3年平均 391件

イ 経済産業省の要請に基づき、分解性及び蓄積性に関する構造活性相関(※1)手法による予測結果

・構造活性相関手法による予測結果の国への提供物質数(全件実施)
(参考)過去3年平均 293件

②新規化学物質の審査・確認等

ア 事業者からの技術的事項の相談への対応、新規化学物質の届出資料の確認・修正等の助言、国の審査資料の作成支援(全件実施)

新規化学物質の届出に関する事業者からの技術的事項の相談 683 件に対応した。届出された新規化学物質の分解性、蓄積性、高分子フロッスキーム試験の試験報告書やその試験の妥当性等について 307 件確認し、必要に応じて届出事業者に試験報告書の修正等の助言を行った。確認した試験報告書等から試験結果を要約整理した審査シートを作成し、化学物質審議会審査部会に説明した。
事業者の利便性の向上及び行政負担の軽減のため、試験方法の省略等の条件を明確化し、機構ホームページ上のよくあるお問合せ(FAQ)に 16 件追加掲載した。

新規化学物質の事前審査等	事業者からの技術的事項の相談への対応件数	683 件
	届出された分解性、蓄積性等の試験データの確認件数	307 件

イ 分解性及び蓄積性に関する構造活性相関手法による予測結果についての国の審査への情報提供(全件実施)

QSAR は、物質の化学構造上の特徴や物理化学的性質と生物学的活性(生分解性、生物濃縮性、各種毒性エンドポイント等)の統計学的な関係性を示したものであり、構造的に類似した化学物質の生物学的活性を予測する手法として用いられている。
分解性及び蓄積性に関して、化審法新規化学物質 194 物質について QSAR による予測結果を取りまとめ、新規化学物質の審査等の参考資料として化学物質審議会審査部会に提出し説明した。また、過去に判定された物質に対する分解性及び蓄積性の QSAR による予測結果について解析し、具体的な行政利用の方策についてとりまとめ、経済産業省の委託委員会にて説明し、今後の進め方等について了承された。

新規化学物質の届出に係る審査支援等を的確に全件実施し、計画どおり達成した。

QSAR による予測結果の国への提供を全件実施し、計画どおり達成した。

について、新規化学物質の国の審査に必要な情報を国に提供する。

ウ 経済産業省の要請に基づき、少量新規化学物質、中間物等(※2)の申出書類に対し、化学物質の構造や環境中への排出等の技術的事項の確認を行う。

・少量新規化学物質、中間物等の申出書類の技術的事項の確認件数(全件実施)(参考)過去3年平均35,497件(少量新規)、222件(中間物等)

ウ 少量新規化学物質、中間物等の申出書類の技術的事項についての確認(全件実施)

事業者による少量新規化学物質(年間の製造・輸入数量が日本全国で合計1トン以下の新規化学物質として3大臣(経済産業省、厚生労働省、環境省)の確認を受けたもの。)の申出について、構造式と構造コードの主要元素の数、環の数や主要官能基など化学構造に関する技術的事項の内容が妥当かどうか、同じ構造コードの場合に構造式を見て同一物質か異なる物質か判断し数量調整が必要かどうかについて、35,759件確認した。

中間物(他の物質の原料としてすべて消費される新規化学物質で3大臣の確認を受けたもの)等については153件確認し、適切な申出書の作成に貢献した。

中間物等の業務については、3省と機構の役割、過去の経緯及び手続き等の認識を共有するとともに、技術的事項については、10名以上の機構担当職員の知見や技術の向上のため、経済産業省と機構の関係部署の職員による担当者会議を初めて実施した。この会議による意見交換で中間物等の業務における疑問点なども解決し、立入検査等の推進に寄与することができた。

新規化学物質の事前確認等	少量新規化学物質製造等の申出書の内容確認等件数	35,759件 ※昨年同期は36,370件
	中間物等の申出書類について内容確認、指摘事項の作成等件数	153件

エ GLP(優良試験所基準(Good Laboratory Practice))に係る試験施設の基準適合確認

経済産業省の要請に基づき、化審法の新規化学物質の審査等で用いる安全性試験の信頼性を確保する試験所における管理、試験実施、報告などに関する優良試験所基準(GLP)に係る試験施設の基準適合確認についての書面審査、現地査察、報告書案の作成等技術支援協力を全件実施した。

試験施設に関する書面審査、現地査察及び報告書(案)作成件数	3件
-------------------------------	----

エ GLP(優良試験所基準(Good Laboratory Practice))に係る試験施設の基準適合確認を経済産業省の指示に基づき実施する。

・GLPに係る試験施設の基準適合確認件数(全件実施)(参考)過去3年平均3件

少量新規化学物質、中間物等の申出確認に係る支援等を的確に全件実施し、計画どおり達成した。

化審法に基づく優良試験所基準(GLP)に係る試験施設の基準適合確認について、技術支援を的確に全件実施し、計画どおり達成した。

	<p>オ 化審法に基づく製造事業者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。また、経済産業省の要請に基づき、3省における立入検査計画の作成及び少量中間物等(※2)の立入検査マニュアルの改定を支援する。</p>	<p>・化審法に基づく立入検査の実施件数(全件実施) (参考)過去3年平均31件(中間物等)、過去3年平均12件(少量新規)</p>	<p>オ 立入検査の実施</p> <p>●経済産業省の指示に基づく立入検査の実施(全件実施)</p> <p>新規化学物質であっても予定されている製造等の取扱い方法から見て、環境汚染を生じる恐れがない中間物等の場合及び少量新規化学物質として3大臣の確認を受けて製造・輸入をしている事業所に対して、経済産業省の指示を受けて3省合同で31事業所(中間物等31件、少量中間物等4件、少量新規15件)に対して立入検査を的確に実施した。具体的な立入検査結果の指摘事項として、環境放出量の算定根拠となるデータを保有していなかったことや化学物質の組成の分析データが申出の範囲外であったことなどの不適切事項を指摘した。指摘事項については、適切な管理のために根拠データの取り直しや組成範囲の記載修正等の是正対応を事業者から文書にて提出させることにより、適切な法令遵守に貢献した(指摘事項無し2事業所を除き、29事業所中24事業所が是正済。現在是正途中もあり)。</p> <p>また、3省が立案した中間物等の立入検査計画(32件(平成28年9月～平成29年6月))について機構より修正意見や代案を提案し、立入検査計画の決定に寄与した。</p> <table border="1" data-bbox="676 793 1644 961"> <tr> <td>中間物等の確認に係る事業所に対する立入検査の実施件数</td> <td>31件</td> </tr> <tr> <td>少量中間物等の確認に係る事業所に対する立入検査の実施件数</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>少量新規化学物質の立入検査の実施件数</td> <td>15件</td> </tr> </table> <p>※少量中間物等の立入検査は平成28年度より実施</p> <p>●少量中間物の立入検査マニュアル改定等</p> <p>平成28年度下期から新たに実施された少量中間物等の立入検査に先立ち、立入検査マニュアル改定等の検討を3省と行い、機構より新しい記載様式等を作成し提案した。この記載様式は、事業者が立入検査時に作成する資料として環境放出量の記載内容を1ページに集約できるよう簡略化した新しい記載様式を提案した。また、機構は中間物等の既存プロセスフロー資料等の有効活用を提案し、現場の確認方法として、環境放出量確認は全ての放出箇所ではなく一部の主要な放出箇所を確認する方法を提案し、それらが採用され、平成28年度からこれらの記載様式や現場の確認方法等が立入検査に活用され、事業者の負担を大きく軽減した。少量中間物の立入検査等に係る事業者負担は中間物等と比較し、3倍の効率化が図られた。</p> <p>新たに、立入検査実施予定の少量中間物等の立入検査マニュアルや実施に係る方法について、経済産業省、厚生労働省、環境省の関係省庁と4回の検討会を実施し、現行の中間物等の立入検査に比べ事業者への負担軽減となる書類の作成として、簡略化した環境放出量の記載様式、製造現場のプロセスフロー図による現場の確認方法等の提案を行い、簡略化した記載様式等が現在少量中間物等の立入検査に採用され実施した。</p>	中間物等の確認に係る事業所に対する立入検査の実施件数	31件	少量中間物等の確認に係る事業所に対する立入検査の実施件数	4件	少量新規化学物質の立入検査の実施件数	15件	<p>化審法における経済産業大臣の指示に基づく立入検査等を的確に全件実施し、計画どおり達成した。</p>	
中間物等の確認に係る事業所に対する立入検査の実施件数	31件										
少量中間物等の確認に係る事業所に対する立入検査の実施件数	4件										
少量新規化学物質の立入検査の実施件数	15件										
<p>(2)化学物質名称原案の提供 化審法等における新</p>	<p>(2)化学物質名称原案の提供 化審法等における新</p>	<p>・新たな化学物質の名称原案作成物質数(全</p>	<p>(2)化学物質名称原案の提供</p> <p>●化審法に関連する化学物質名称原案の検討及び経済産業省への提供</p> <p>化審法の新規化学物質について、経済産業省の要請に基づき、以下のとおり新規化学物質判定時の名称200件(全件)及び優先評価化学物質候補となる化学物質の名称原案16件(全件)を作成し、経済産業省に提供した。その結果、3省から機構の提</p>	<p>新たに公示する物質の名称案を全件作成し、計画どおり達成した。</p>							

<p>たに公示される化学物質について、経済産業省の要請に基づき、公示名称の原案を提供する。また、名称については国際的ルールや化学物質関係法令との一層の整合を図る。【難易度：高】(理由：短期間に最新の国際命名ルール(IUPAC2013命名法)を事業者に普及させ、平成29年度から化審法へ導入できるよう準備することや、より広い化学物質管理関連法令と化学物質名称の一層の整合を図ることは難易度が高い。)</p>	<p>たに公示される化学物質について、経済産業省の要請に基づき、公示名称の原案を提供する。また、名称については国際的ルールや化学物質関係法令との一層の整合を図る。【難易度：高】(理由：短期間に最新の国際命名ルール(IUPAC2013命名法)を事業者に普及させ、平成29年度から化審法へ導入できるよう準備することや、より広い化学物質管理関連法令と化学物質名称の一層の整合を図ることは難易度が高い。)</p>	<p>件実施) (参考)過去3年平均498物質</p>	<p>案した原案のとおり、これらの物質名称が公示された。</p> <table border="1" data-bbox="676 174 1647 321"> <tr> <td>化審法公示名称原案の作成</td> <td>新規審査判定時に名称付与した件数</td> <td>200件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>優先評価化学物質候補の名称付与した件数</td> <td>16件</td> </tr> </table> <p>●労働安全衛生法に関連する公示名称原案の検討及び厚生労働省への提供</p> <p>厚生労働省からの要請に基づき、新たに労働安全衛生法(安衛法)の新規化学物質の公示名称作成を開始し、902件(全件)を作成し厚生労働省に提供した。その結果、厚生労働省から機構が提案した原案のとおりこれらの化学物質の名称が公示された。</p> <table border="1" data-bbox="676 695 1647 779"> <tr> <td>安衛法公示名称原案の作成</td> <td>安衛法の届出情報に基づき公示名称案を作成した件数</td> <td>902件</td> </tr> </table> <p>●毒物及び劇物取締法に関連する名称の確認</p> <p>機構が化審法及び安衛法の公示名称原案を一定のルールに基づいて作成していることについて、厚生労働省から評価され、同省から新たな要請があった。厚生労働省の審議会開催前に毒物及び劇物取締法(毒劇法)の名称17件について、規制対象とする化学物質の範囲が化学物質名称と合致しているかどうか、国際的に統一された化学物質の名称付与の方法(IUPAC命名法)に則った化学物質名称かどうかについて確認、政令名称案を作成し、同省に提供した。</p> <p>機構が平成27年度に確認、政令名称案を作成した名称は、機構の作成した名称のとおり、平成28年7月1日に9物質が厚生労働省から告示された。</p> <p>化学物質の名称は、法律によらず一定のルールに基づき策定することが、事業者や消費者の混乱を防止する観点から極めて重要であり、この点から機構の原案提供は大きな役割を果たしている。</p> <p>●化学物質名称付与ルールの国際標準の採用</p> <p>IUPAC命名法の20年ぶりの大幅改訂を受けて、改訂版IUPAC命名法を化審法及び安衛法の公示名称をつける際のルールへの適用について検討を進めることを経済産業省に提案し、平成30年4月届出以降の公示分について改訂版IUPAC命名法により名称付与することになった。安衛法についても、経済産業省を通じて厚生労働省と調整し決定した。</p> <p>改訂版IUPAC命名法の和訳を作成する日本化学会からの協力要請により、平成26年度の機構成果物である改訂版IUPAC命名法の逐語訳を提供し、改訂版IUPAC命名法の和訳版が平成29年4月3日付で平成29年3月下旬出版された。(出版物には、当機構が協力したことが記載されている。)経済産業省及び厚生労働省から、事業者が改訂版IUPAC命名法に対応できる状況が整うことが確認されれば、改訂版IUPAC命名法へ移行するとの意向を受け、積極的に出版に協力した。</p> <p>今後の化学物質管理関連法令の公示名称の改訂版IUPAC命名法の導入に対応するための準備として、安衛法の新規化学物質のうち82件について試行的に名称付与</p>	化審法公示名称原案の作成	新規審査判定時に名称付与した件数	200件		優先評価化学物質候補の名称付与した件数	16件	安衛法公示名称原案の作成	安衛法の届出情報に基づき公示名称案を作成した件数	902件	<p>毒劇法に基づき平成28年7月1日に指定された9物質の毒物・劇物の政令名称全てに機構が提案した化学物質名がはじめて採用された。</p> <p>これにより、今後化審法、安衛法及び毒劇法で公示される名称は、同一のルールによることになり、事業者や消費者の混乱を防止する観点から極めて重要な役割を果たしている。</p> <p>【難易度：高】の業務への取組及び成果)</p> <p>改訂版IUPAC命名法の早期の法律への導入を目指し、日本化学会と協力して日本語翻訳版を出版し、改訂版IUPAC命名法に移行する上で必須である事業者に普及させる目処を立てた。また、化審法、安衛法を所管する3省4部局に法律への導入を働きかけ、平成30年度届出分から改訂版IUPAC命名法に基づいて公示名称を付与することが決定した。</p>
化審法公示名称原案の作成	新規審査判定時に名称付与した件数	200件											
	優先評価化学物質候補の名称付与した件数	16件											
安衛法公示名称原案の作成	安衛法の届出情報に基づき公示名称案を作成した件数	902件											

			<p>した。</p> <p>化学物質名称付与ルールの新しい国際標準である改訂版IUPAC命名法が導入されることにより、事業者の国際取引時の利便性向上に貢献した。</p>		
<p>(3)リスク評価の加速化及び新規審査・確認の合理化への取組</p> <p>豊富な技術的な知見とデータを活用し、より効果的・効率的な評価手法開発、改良等による更なるリスク評価手法等の高度化を検討し、リスク評価の加速化や新規審査・確認の合理化を目指す。</p> <p>【難易度：高】</p> <p>(理由：これまでにない先駆的な技術的手法を確立し、化審法関係省庁や関係有識者間で調和の取れた合意形成を図るための、より高度な技術情報を提供することは、難易度が</p>	<p>(3)リスク評価の加速化及び新規審査・確認の合理化への取組</p> <p>豊富な技術的な知見とデータを活用し、より効果的・効率的な評価手法開発、改良等による更なるリスク評価手法等の高度化を検討し、リスク評価の加速化や新規審査・確認の合理化を目指す。</p> <p>【難易度：高】</p> <p>(理由：これまでにない先駆的な技術的手法を確立し、化審法関係省庁や関係有識者間で調和の取れた合意形成を図るための、より高度な技術情報を提供することは、難易度が</p>		<p>(3)リスク評価の加速化及び新規審査・確認の合理化への取組</p> <p>政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容</p> <p>機構の取組が特に社会や産業界に大きく貢献した内容</p> <p>●改正化審法への支援</p> <p>化審法規制等の業務により得られた技術を生かして、以下のとおり、制度の合理化に資する提案を行った。機構の提案を活用し、平成 29 年 5 月 30 日に改正化審法が成立した。</p> <p>(安全性が確保されていることの説明支援)</p> <p>我が国の少量及び低生産量新規化学物質の確認制度については、製造・輸入量ベースの個社及び全国数量上限が存在するため、個社数量上限を超えなくても全国数量上限を超える場合には、国による数量調整が行われる。これにより、各事業者の製造・輸入量は按分で減じられるため、事業者は製造・輸入量を予見できず、事業機会を失うケースが生じている。こういった弊害に対応するために、次の趣旨の改正を行うことにより、全国数量上限が事実上増加し、数量調整が行われるケースが減少し、事業者の予測可能性が高まると予想されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少量新規化学物質制度については、全国数量上限を製造・輸入数量 1tから環境推計排出量 1tに変更 ・低生産量新規化学物質制度については、全国数量上限を製造・輸入数量 10tから環境推計排出量 10tに変更 <p>他方、このような変更を行っても、環境汚染によって人健康や生態系への悪影響が生じないように安全性との両立が確保されていることの説明が必要である。</p> <p>上記改正案について、少量新規化学物質制度については第一種特定化学物質を、低生産量新規化学物質制度については第二種特定化学物質を用いて、全国数量上限値の環境排出量が毎年継続的に排出されたものと仮定して、既知の毒性値と化審法の運用において実績のあるモデルによる暴露推計値を用いてリスク推計を実施し、いずれもリスク懸念がない旨を経済産業省に報告した。本報告については、化審法の改正に係る国の審議会に提出され、上記改正案に関して安全性が確保されていることの説明材料とされた。</p> <p>(セイフティーネットの構築)</p> <p>安全性との両立を着実に確保する観点から、これまで機構が蓄積している、構造的類似性の判断基準、利用する QSAR モデルの特定、QSAR モデルを用いた分解性や蓄積性の評価の前提条件や評価方法等の知見について整理し、有害性が強く懸念される化学物質が環境中に排出されたケースを想定したセイフティーネットを構築し経済産業省に報告した。</p> <p>化審法改正の国会審議での政府参考人における「既知見による判断によって化審法の目的を維持し」との発言に対応するものであり、改正化審法の実効性を高めて質的向上につながる大きな貢献である。</p> <p>1)少量新規化学物質制度については、当該制度を利用して第一種特定化学物質相当の物質が製造・輸入されることを未然防止するため、法第 3 条第 1 項第 5 号の不確認の運用を着実に導入すべく、その適用要件である第一種特定化学物質や監視化学物質との構造的類似性の判断基準、利用する QSAR モデルの特定、QSAR モデルを</p>	<p>業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献</p> <p>法規制等の業務により得られたデータ、技術を基に、排出量予測技術や排出量の見える化を行ったことにより、排出量ベースの制度への見直し、QSAR 手法の開発及び SMILES の導入による手続きの迅速化、簡略化を可能とする、化審法改正につながったことは、安全性を担保しつつ、化学産業推進にも貢献する大きな業績。</p> <p>現行制度での売上の喪失は化学業界で約 861 億円/年、サプライチェーン全体で約 4,706 億円/年(経済産業省試算)。</p> <p>【難易度：高】の業務への取組及び成果)</p> <p>解離性物質及び船底塗料用防汚剤に対し、業界団体や専門家の意見も聴取しつつ、我が国において初めてリスク評価手法を確立した上で、評価Ⅱの 2 物質に適用し、評価書を化審法関係省庁の審議会に報告した。</p>	

<p>高い。)</p>	<p>高い。)</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p>		<p>用いた分解性や蓄積性の評価の前提条件や評価方法について整理するとともに運用を想定した評価フローにとりまとめた。</p> <p>2)低生産量新規制度については、当該制度を利用して第二種特定化学物質や優先評価化学物質相当の物質がノーマークで製造・輸入され、リスク懸念ある状況が放置されることを未然防止するため、優先評価化学物質相当の物質に対して法第5条第4項第2号による不確認とすることの適用可否、法的効果とその取扱い、運用フロー等を整理した。</p> <p>(申出処理の効率化)</p> <p>これらの現行の確認制度に係る申出数は毎年増加傾向にあることに加え、見直しにより全国数量上限を変更することで、更に増えることも予測される。これらに対応して効率的に名寄せ作業を行うために、複雑な化学式をコード化する表記法(SMILES)も申出に必要な情報として記載させるべく、<u>過去の申出物質を参照して SMILES 作成のためのルール作りの検討</u>を行い、<u>ルール案について経済産業省に提案</u>した。併せて、SMILESが作成可能な構造式描画ソフトやSMILES正規化ソフトウェアの適用の可否についても確認を行った。</p> <p>平成29年4月の参議院での化審法改正法案審議(参議院審議 第193国会【常会】経済産業委員会(第6回))における質疑において、SMILESの導入により、少量新規化学物質の名寄せ作業(同一物質の判別)を効率化し、現在年4回の受付回数を増やし、できる限り事業者のチャンスを失わないようにしていきたいと経済産業大臣から発言があった。機構が提案した SMILES が導入されることにより、人手に頼っていた作業を電子処理に移行できるだけでなく、QSAR を用いた申出物質の安全性確認も容易に可能となる。改正後の運用に関して、行政コストの低減を図るだけでなく速やかな安全性の確保にも対応するものである。</p> <p>(用途分類・排出係数の見直し)</p> <p>現行のリスク評価で使用される用途分類について、過去5年間の運用を通じて浮上してきた課題や指摘に対して、用途分類・排出係数を整備してきた経験に基づいて対応し適正化を図るものであるが、当該用途分類は、今後整備予定の特例制度専用の用途分類・排出係数の基礎となるものであることから、法改正に関するスケジュールにあわせて検討を進めつつ経済産業省に報告・提言してきたものである。</p> <p>改正化審法では、特例制度の全国数量上限値を環境排出量ベースで運用することになるため、数量調整の有無の判断のために事業者から申請等される製造・輸入量を環境排出量に換算する必要がある。これらの整備には、前回の法改正で導入されたリスク評価に使用する用途分類・排出係数をベースに検討することが想定されている。</p> <p>一方、現行のリスク評価で使用される用途分類・排出係数については、過去5年間の運用を通じて種々の課題が浮上しており、審議会でもいくつかの指摘が挙げられている。</p> <p>そこで、これらの課題や指摘に対応し適正化を図るための<u>用途分類の見直し案について検討し、経済産業省へ次の報告・提言</u>を行った。</p> <p>1)想定される排出シナリオや排出係数との関係が不適切と考えられる用途分類(発砲剤、着色剤、芳香剤・消臭剤、プロセス油の基油及び添加剤)について、見直し案を報告・提言した。</p> <p>2)事業者からの問合せ等を踏まえて、製造・輸入数量等の届出の際に支障が生じる可能性のある用途分類(レジスト材、固形燃料や建築資材)について、用途分類の見直し</p>	
-------------	--------------------------------------	--	--	--

案や新設案を報告・提言した。

また、本見直し案による一般化学物質等に係る製造・輸入数量等の届出への影響を把握すべく経済産業省とともに一般社団法人日本化学工業協会、一般社団法人化粧品工業協会及び日本化学品輸出入協会等を通じて産業会への説明も開始しており、2)の対応については業界団体から助かるとの意見もいただいている。今後対応する排出係数についても見直しを進める。

政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容

機構の取組が特に社会や産業界に大きく貢献した内容

ア スクリーニング評価やリスク評価の加速化等新たな手法の確立に向けた検討

●評価Ⅱを適切に実施するための解離性物質・船底塗料用防汚剤に関する検討と提案

平成 29 年度以降に予定していた解離性物質のリスク評価手法確立について、事前の検討等を行う過程で、平成 33 年度までの評価スケジュールを滞りなく実行するためには、平成 28 年度中に解離性物質のリスク評価手法の確立が必要であることにいち早く気づき、3 省等に先駆けて手法の確立を行った。具体的には、実際に解離性物質のリスク評価が可能となるように既存のリスク評価手法に EU-REACH(欧州連合(EU)における「化学品の登録・評価・認可及び制限に関する規則(REACH: Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals)」)用に開発された解離性物質の評価手法を日本の実情に合わせてどのように組み込むのかについて検討を行った。この検討結果をもとに、解離性物質のリスク評価手法を明確化したガイダンス文書(機構案)を作成し、ホームページから公開した。

また、解離性物質の評価Ⅱを実施するため、評価対象物質の物理化学性状の収集を行い評価に用いるべき物理化学性状を専門家委員会に提案・了承されたことから、それら物理化学性状を用いて評価Ⅱを実施して 3 省に提案を行った。この評価Ⅱの結果については、3 省の審議会において審議され了承された。

また、リスク評価の加速化が審議会で議論される中、既存手法では評価ができなかった船底塗料用防汚剤について、業界団体と共同で専門家の意見も聴取しつつ欧米で使用実績がある海域中濃度推計モデルを基に日本の実情に合わせた手法の開発を進めた。

EU-REACH 用に開発された多媒体モデル等に導入されている解離性物質の評価手法を採用し、既存の評価Ⅱ用の暴露評価手法に追加するため、我が国の環境等に適応することを考慮して一部を改良することとした。この追加・改良等作業においては、科学的な有効性を十分に担保したうえで、既存の評価手法との整合性だけでなく評価の効率性等も加味し、一般的かつ実績がある手法を導入することができた。

その結果、様々な物質に適応可能な評価手法の確立の重要性をよく理解していた機構が中心となり検討を推し進め、評価書の作成までこぎ着けた。また、船底塗料用防汚剤には、欧米で使用実績がある海域中濃度推計モデルを採用するため、評価Ⅱでは限られた化審法の情報からどのようにして我が国の港湾での海域中濃度を推計できるかを検討した。特殊な用途であるため、使用実態を把握している業界団体や科学的な知見を持つ専門家と丁寧な議論を重ね、評価Ⅱで実際に適用できる手法を確立した。

解離性物質及び船底塗料用防汚剤について我が国において初めてリスク評価手法を確立し、平成 33 年度までに国がリスク評価を計画している全 39 物質のうち、18 もの船底塗料用防汚剤や解離性物質に対する評価実施の目処を立てた。平成 28 年度は、評価Ⅱの 2 物質に適用し、評価書を審議会に報告した。

ア スクリーニング評価やリスク評価の加速化、精度向上等新たな手法の確立を目指し、検討を行い経済産業省に提案する。

業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献

機構のスクリーニング評価やリスク評価の知見を生かして確立し、提案した解離性物質や船底塗料用防汚剤のリスク評価方法(高い難易度を達成)を、国が実際に活用したことは、国際的目標(WSSD2020 年目標)達成に向けた我が国の取組を加速する計画を超える大きな成果。

●NITE 化学物質評価促進事業

本事業は、平成 25 年度のスクリーニング評価の結果から有害性評価が未実施のまま環境中に放出されている可能性のあると考えられる約 6000 の化学物質について、信頼性があるとされる公知の情報の他、企業情報や *in silico*(データをもとにコンピュータを用いる物理化学的性状や有害性の評価)手法も活用して有害性情報をまとめ、おおよそのリスクレベルを把握する検討を行った機構独自の事業であり、平成 28 年 2 月にホームページよりその結果を公表した。これまでに毎月約 2000 件のアクセス数があり、化審法のスクリーニング評価にも大いに活用され(有害性評価値の付与数が前年比で 2.5 倍)、評価の促進に大いに貢献することができた。

政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容

機構の取組が特に社会や産業界に大きく貢献した内容

イ 少量新規化学物質の確認方法の合理化【1. (3)「●改正化審法への支援」の「申出処理の効率化」の再掲】

現行の少量新規化学物質制度に係る申出数は毎年増加傾向にあることに加え、見直しにより全国数量上限を変更することで、更に増えることも予測される。これらに対応して効率的に名寄せ作業を行うために、SMILES も申出に必要な情報として記載させるべく、過去の申出物質を参照して SMILES 作成のためのルール作りの検討を行い、ルール案について経済産業省に提案した。併せて、SMILES が作成可能な構造式描画ソフトや SMILES 正規化ソフトウェアの適用の可否についても確認を行った。

平成 29 年 4 月の参議院での化審法改正法案審議(参議院審議 第 193 国会【常会】経済産業委員会(第 6 回))における質疑において、SMILES の導入により、少量新規化学物質の名寄せ作業(同一物質の判別)を効率化し、現在年 4 回の受付回数を増やし、できる限り事業者のチャンスを失わないようにしていきたいと経済産業大臣から発言があったところ。機構が提案した SMILES が導入されることにより、人手に頼っていた作業を電子処理に移行できるだけでなく、QSAR を用いた申出物質の安全性確認も容易に可能となる。改正後の運用に関して、行政コストの低減を図るだけでなく速やかな安全性の確保にも対応するもの。

ウ 分解性及び反復投与毒性に関する構造活性相関手法による予測結果についての国の審査への適用に向けた検討等

●分解性に関する構造活性相関手法の国の審査への適用範囲拡大等の検討

分解性に関する QSAR について、国の審査への適用範囲拡大や生成変化物の推定基準の確立を目指すため、新たなデータを追加し、予測結果の向上を図る必要がある。そこで、機密情報である新規化学物質のデータを利用してよいか等について業界団体の協力を得て届出事業者と調整を行い、新規化学物質に関する試験データの利用に関する了承を得た。新規化学物質 600 物質の分解度試験データ等を入力し生分解性予測モデル(CATALOGIC)の改良を行った。

なお、平成 27 年度に新規化学物質 500 物質のデータ入力を行う改良を行っており、その結果一部精度向上が図られたことについて業界団体に報告し、更なる本業務推進の理解を得た。

●反復投与毒性に関する構造活性相関手法の国の審査での活用に向けた技術的な検討

構造活性相関(物質の化学構造の特徴又は物理化学的性質と、毒性等との相関関

イ 少量新規化学物質の申請に対する確認方法の合理化を目指し、検討し経済産業省に提案する。

ウ 分解性に関する構造活性相関手法において、適切な国の審査の実施に向け、データの追加による新規化学物質の審査への適用範囲拡大や生成変化物の推定基準の

業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献(再掲)

法規制等の業務により得られたデータ、技術を基に、排出量予測技術や排出量の見える化を行ったことにより、排出量ベースの制度への見直し、QSAR 手法の開発及び SMILES の導入による手続きの迅速化、簡略化を可能とする、化審法改正につながったことは、安全性を担保しつつ、化学産業推進にも貢献する大きな業績。

現行制度での売上の喪失は化学業界で約 861 億円/年、サプライチェーン全体で約 4,706 億円/年(経済産業省試算)。

確立を目指し検討する。
また、反復投与毒性に関する構造活性相関手法が化審法で活用されることを目指し、技術的な検討を行う。

エ 新規化学物質の審査・運用の合理化に向けた検討を行い、経済産業省に提案す

係)の予測精度向上や、より効果的な予測手法開発の取組に必要な国内外の情報を収集整理し、反復投与毒性に関する構造活性相関のシステム(HESS: Hazard Evaluation Support System Integrated Platform)の略。化学物質間のデータの比較や分子構造などにより、化学物質の分類を行うことで未試験化学物質の反復投与毒性の評価を支援するシステム)に関連する試験データ等を追加した。さらに、平成 27 年度に開催した化学物質 *in silico*(データをもとにコンピュータを用いる物理化学的性状や有害性の評価)評価検討会の議論に基づき、国内外の *in silico* 評価手法に関する調査結果に関する報告書を取りまとめ日本語版及び英語版を公開した。

反復投与毒性の予測手法の調査・検討	反復投与毒性に関する構造活性相関(HESS)への追加物質数 反復投与毒性試験データ 毒性作用機序情報 新規カテゴリー	84 物質 3 物質 75 カテゴリー
-------------------	---	---------------------------

HESS の活用促進を図るため国立医薬品食品衛生研究所と覚書を締結した。また、HESS に入力するため、平成 15 年度以降公示された化審法新規化学物質等の反復投与毒性試験 129 試験の情報を整理した。平成 29 年度に国立医薬品食品衛生研究所にそれら情報を提供する予定。

● **反復投与毒性に関する構造活性相関手法の技術的な検討**

経済協力開発機構(OECD)ガイダンス文書の作成に寄与するため、化審法新規化学物質の類推による生物蓄積性評価に関するケーススタディ 1 件及び反復投与毒性試験におけるカテゴリーアプローチ(構造類似性に対し、有害性が類似または規則的なパターンを示す物質群をグループ化して評価する方法)に関するケーススタディ1件について、機構が有する知見を基に作成・提案した。平成 27 年度に OECD 事務局に提案されたケーススタディは全 4 件あり、そのうち、日本からは 2 件、残りはカナダ 1 件、カナダ・米国共同 1 件であった。平成 27 年度に当該ケーススタディについて専門家レビューを受け、平成 28 年 6 月に開催された上位会合であるハザード評価タスクフォースにて了承され、平成 28 年 10 月に OECD のホームページから公開された。

なお、OECD 事務局が、関連会合のメンバーに対して、当該提案されたケーススタディが了承された場合、各国等が評価を受け入れるか聴取したところ、以下の国・機関から採用の意向が示された。

- ・化審法新規化学物質の類推による生物蓄積性評価に関するケーススタディ
EU ECHA(欧州化学品庁)、BIAC(経済産業諮問委員会)
- ・反復投与毒性試験におけるカテゴリーアプローチに関するケーススタディ
スウェーデン、オランダ、米国、カナダ

エ **新規化学物質の審査・運用の合理化に向けた取組**

政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容

機構の取組が特に社会や産業界に大きく貢献した内容

● **高分子化合物の試験の合理化**

高分子については、低分子に比べて一般に低懸念と認識されており、高分子フロースキーム試験という簡易的な試験方法での安全性評価が実施されているが、過度に厳密な試験が行われている可能性があり、過去の試験成績を解析することで、不

業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献

機構の化審法審査の知見や届出試験データを生かして、高分子フロースキーム試験項目の合理化案を自ら策定し、それが 3 省により実際の法令運用に採用され、産業界の審査に係る負担を軽減したことは、計画を超える大きな成果。

高分子化合物の試験項目が半減(21 項目 → 9 項目)することにより、1 物質あたりの試験費用(約 300 万円)が半減され、日本全体で新規化学物質届出の年間あたりの

る。

要な試験項目を洗い出して削減し、事業者への負担を軽減できる可能性がある。

新規化学物質の審査の知見から、これまでに判定された試験結果と判定結果を用いて、安全性を確保しつつ、以下 1)から 3)の試験項目の削減について検討した。

- 1) 安定性試験及び溶解性試験における pH1.2 及び pH7 の試験項目の削減
- 2) 安定性及び溶解性試験における重量測定試験項目の削減
- 3) 溶解性試験における脂溶性溶媒の試験の削減

従来の高分子フロッスキーム試験と比べて試験項目数が半減し(21 項目 → 9 項目)、ほぼ半分の試験コスト(試験費用:約 300 万円 → 約 150 万円)で同等の安全性を確認できる試験方法を確立し、経済産業省に提案した。

高分子フロッスキームの試験方法及び判定基準に係る局長通知等の同改正案は、29 年度に化審法 3 省合同審議会での審議、パブリックコメントを経て改正される見込である。

新規化学物質届出のうち約 3 割を占める高分子化合物の年間届出数(年間約 200 件)を踏まえると年間 3 億円程度のコストダウンが見込まれ、事業者への負担軽減に大きく貢献した。

●試験の合理化に関するその他の検討

化学物質の構造、水溶解度及び分解度試験結果を解析し、水溶解度の値により分解度試験の実施を省略可能な評価方法に関する化学物質の構造に関する適用条件や範囲について、精査を進めて、平成 29 年度の審議会に諮ることを目指す。

化審法においては、分解度試験により分解生成物(変化物)が生じた場合、その変化物を同定分析することも求められている。親物質と変化物の極性に関する知見を踏まえて、親物質の分解度試験及び蓄積性試験の結果から、変化物の分析結果が無くても、変化物を含む当該物質の分解性及び蓄積性の判定が可能となるよう、親物質より変化物の極性が高いと考えられる物質群の抽出について検討し、とりまとめ、その結果と運用の変更案を経済産業省に提出した。当該提案が採用された場合、化審法以外の OECD のテストガイドラインの分解度試験の受入れがこれまでより容易になる。

●審査・運用の合理化済み案件を活用した届出等の実績

イオン性化合物の蓄積性審査	試験期間: 約 6 ヶ月 → 約 1 ヶ月 試験費用: 約 700 万円 → 約 100 万円	8 件 うち 6 件は化審法の審査に適用済み
有機化合物の蓄積性審査	試験魚数: 約 4 割減 試験費用: 約 700 万円 → 約 450 万円	0 件
少量中間物制度	申請書類: 約 1/4 約 25 頁 → 約 6 頁	200 件

●審査・運用の合理化に向けた情報の収集・提供

事業者の利便性の向上及び行政負担の軽減のため、試験方法の省略等の条件を明確化し、機構ホームページ上の FAQ に 16 件追加掲載した。【1. (1)②アの再掲】

今後の新規化学物質の審査や運用の合理化に向けて検討するため、職員を米国環境保護庁(EPA)に派遣し、化学物質管理に係る新規化学物質の審査に係る知見を中心に、米国と日本の化学物質管理に関する制度、取組の違いなどについての機構と EPA との情報交換を行った。また、EPA から QSAR モデルの改良のため日本が有する

試験コスト約 3 億円が削減される見通し。

			情報の提供を依頼された。EPAにおけるQSARモデル(BIOWIN5及び6)の改良は、官民の化学物質管理におけるQSARの利用拡大につながるものであり、機構としてもQSARモデルの利用を積極的に推進していることから、当該情報を整理し英訳して提供した。																	
(4)化審法 関連情報の 整備・提供 事業者の化学物質管理 等に資するため化審法 関連業務で 得られた情報 を整備・ 提供する。	(4)化審法 関連情報の 整備・提供 事業者の化学物質管理 等に資するため化審法 関連業務で 得られた情報 を整備・ 提供する。 具体的には、以下の 業務を実施する。 ア 経済産業省の要請 に基づき、新規化学物質 等に関する国への届 出情報や3省が保有す る情報を取 載した3省 共同化学物質 データベース システムについて、 システムの維持管理、 データの更新を行う。 また、必要に応じて 業務効率化のための 改良を行う。	・3省共同化学物質データベースシステムのデータ更新件数(全件実施)(参考)過去3年平均584件(審査用資料及び審査シート入力件数)	(4)3省(経済産業省、厚生労働省、環境省)共同化学物質データベースの運用・改修等 <u>ア 3省共同化学物質データベースシステム(内部版)の運用</u> 3省の化審法新規化学物質審査担当者、中間物等申出書確認担当者及び中間物等立入検査担当者等が過去の審査や確認結果との整合性、類似物質の試験データ届出や申出書の内容を確認するため、新規化学物質等に関する安全性情報を一元的に管理した3省共同化学物質データベースシステムの運用を行った。運用に際しては関連する届出書や申出書、試験報告書等の入力を遅滞なく進めた。また、サーバのリース期間終了に伴い、新たなサーバを導入するとともにシステムの移行を業務に影響を及ぼすこと無く適切に行った。 <table border="1"> <tr> <td>新規化学物質届出資料、審査シート等の入力件数</td> <td>306件</td> </tr> <tr> <td>官報公示情報</td> <td>177件</td> </tr> <tr> <td>中間物等に係る申出書・確認書の入力件数</td> <td>186件</td> </tr> <tr> <td>中間物等に係る実績報告書の入力件数</td> <td>1283件</td> </tr> <tr> <td>少量中間物等に係る申出書・確認書の入力件数</td> <td>493件</td> </tr> <tr> <td>少量中間物等に係る実績報告書の入力件数</td> <td>354件</td> </tr> <tr> <td>報告された有害性情報のデータ入力件数</td> <td>184件</td> </tr> <tr> <td>低懸念ポリマー(PLC)届出物質のデータ入力件</td> <td>20件</td> </tr> </table> 事業者の化学物質の自主的管理を支援するため、3省共同化学物質データベースシステムに登録している審査シート(化審法の試験結果を要約整理したもの)85件について公開のための加工作業を行い、関係省の確認を経た後、3省共同化学物質データベースシステム(公開版:J-CHECK)にて公開した。	新規化学物質届出資料、審査シート等の入力件数	306件	官報公示情報	177件	中間物等に係る申出書・確認書の入力件数	186件	中間物等に係る実績報告書の入力件数	1283件	少量中間物等に係る申出書・確認書の入力件数	493件	少量中間物等に係る実績報告書の入力件数	354件	報告された有害性情報のデータ入力件数	184件	低懸念ポリマー(PLC)届出物質のデータ入力件	20件	3省共同化学物質データベースシステムのデータ更新を全件実施し、計画及び指標を達成した。
新規化学物質届出資料、審査シート等の入力件数	306件																			
官報公示情報	177件																			
中間物等に係る申出書・確認書の入力件数	186件																			
中間物等に係る実績報告書の入力件数	1283件																			
少量中間物等に係る申出書・確認書の入力件数	493件																			
少量中間物等に係る実績報告書の入力件数	354件																			
報告された有害性情報のデータ入力件数	184件																			
低懸念ポリマー(PLC)届出物質のデータ入力件	20件																			

	<p>イ 化審法の規制情報、リスク評価結果、有害性情報等を収載した化審法データベース(J-CHECK)を公開するとともに、システムの維持管理、適時データ更新を行う。また、必要に応じ業務効率化のための改良を行い、国の円滑な情報提供を支援する。</p>	<p>・化審法データベース(J-CHECK)のデータ更新回数(6回以上)</p>	<p>イ 化審法データベース(J-CHECK)の運用・データ追加等</p> <p>J-CHECK は、化審法に係る法規制情報や国で取得された有害性情報などについて事業者を中心に広く一般に提供するデータベースであり、3 省からの依頼により、機構においてシステムの維持管理を行うとともに機構ホームページで公開している。</p> <p>提供情報の拡張や効率的な運用を図るため、3省との調整の上、化審法既存化学物質安全性点検の試験報告書等の試験内容が一目でわかるような表示の改良及び化審法の優先評価化学物質への指定や取り消し等の履歴について根拠(リスク評価)も含めて時系列に表示する改修を実施した。また、情報を適切かつ最新なものに保つため、軽微な修正を含めて合計 9 回の更新を行った。</p> <table border="1" data-bbox="670 506 1644 804"> <tr> <td>更新回数</td> <td colspan="2">9 回</td> </tr> <tr> <td>化審法関連情報の更新件数</td> <td colspan="2">約 33,000 件</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">分解性試験、蓄積性試験、生態影響試験(底質毒性試験を含む)のデータ(IUCLID形式)の追加件数</td> <td>日本語</td> <td>480 物質 705 件 (約 10,000 項目)</td> </tr> <tr> <td>英語</td> <td>約 1000 物質約 1700 件 (約 14,000 項目)</td> </tr> <tr> <td>利用者による検索数(日英合算)</td> <td colspan="2">約 50 万リクエスト</td> </tr> </table>	更新回数	9 回		化審法関連情報の更新件数	約 33,000 件		分解性試験、蓄積性試験、生態影響試験(底質毒性試験を含む)のデータ(IUCLID形式)の追加件数	日本語	480 物質 705 件 (約 10,000 項目)	英語	約 1000 物質約 1700 件 (約 14,000 項目)	利用者による検索数(日英合算)	約 50 万リクエスト		<p>化審法データベース(J-CHECK)のデータ更新を 9 回実施し、計画及び指標を達成した。</p>	
更新回数	9 回																		
化審法関連情報の更新件数	約 33,000 件																		
分解性試験、蓄積性試験、生態影響試験(底質毒性試験を含む)のデータ(IUCLID形式)の追加件数	日本語	480 物質 705 件 (約 10,000 項目)																	
	英語	約 1000 物質約 1700 件 (約 14,000 項目)																	
利用者による検索数(日英合算)	約 50 万リクエスト																		
<p>(5) 化学物質管理手法等の国際調和の推進</p> <p>化学物質管理の国際調和に貢献するため、国際的な取組に参画し、合理的な化学物質管理の実施に向けた活動を行う。</p>	<p>(5) 化学物質管理手法等の国際調和の推進</p> <p>化学物質管理の国際調和に貢献するため、国際的な取組に参画し、合理的な化学物質管理の実施に向けた活動を行う。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施</p>		<p>(5) 化学物質管理手法等の国際調和の推進</p>																

<p>する。</p> <p>ア 経済協力開発機構(OECD)の暴露評価タスクフォースへ参画し、化審法リスク評価に用いる用途分類や化学物質の環境中への排出係数の国際整合化を目指すと共に、情報の収集・発信を行う。</p> <p>イ 構造活性相関に係る化学物質評価の取組を推進するため、機構が作成する我が国の評価手法が国際的な評価ガイダンスに取り入れられることを中長期的に目指し、経済協力開発機構(OECD)等の活動への積極的な参画等を通じて、必要に</p>		<p>ア 経済協力開発機構(OECD)の暴露評価タスクフォースへの参画等</p> <p>OECD 暴露評価タスクフォースにおいて、機構は化学物質管理に関する法律で用いられている化学物質の「用途分類」に関するプロジェクトに参画し、最新の情報を収集すると共に経済産業省に報告した。この中では、用途分類の国際整合化に関する文書案に対し、将来的な日本企業への影響を懸念し、機構はこれまでに培った日本における化学物質の用途分類に関する知見を用い、日本の産業界が通常想定している用途の分類方法及びその範囲と他国が想定している用途の分類方法及びその範囲に齟齬が生じるなど、日本の産業界が不利とならないよう産業界の意見を聴取しながら具体的に意見をまとめ、日本の意見として OECD に提出した。</p> <p>なお、マトリックスプロジェクトについて、今後の方針を検討する必要がある状況である。</p> <p>また、機構が中心となって検討を進めている「マトリックスプロジェクト(OECD の排出シナリオ文書と EU-REACH の SPERC (Specific Environmental Release Categories)を比較するプロジェクトであり、比較の結果を日本の化審法で用いる排出シナリオの高度化に活用するため、機構が中心となって進めている。)」について、機構が情報収集及び検証を行った結果をマトリックスプロジェクトのまとめ報告として OECD 暴露評価タスクフォース会合の場で報告した。その結果、加盟国からいくつかの意見があったものの、概ね機構の調査検証結果が了承された。両文書の違い等を明らかにすることができ、化審法で用いる環境中への排出係数の国際整合化及び精緻化が期待できることから、より適切な評価の実施が可能となる。</p> <p>イ 経済協力開発機構(OECD)への参画を通じた構造活性相関に関する国内外の情報収集・情報発信</p> <p>OECD ガイダンス文書の作成に寄与するため、化審法新規化学物質の類推による生物蓄積性評価に関するケーススタディ 1 件及び反復投与毒性試験におけるカテゴリーアプローチ(構造類似性に対し、有害性が類似または規則的なパターンを示す物質群をグループ化して評価する方法)に関するケーススタディ 1 件について、機構が有する知見を基に作成・提案した。平成 27 年度に OECD 事務局に提案されたケーススタディは全 4 件あり、そのうち、日本からは 2 件、残りはカナダ 1 件、カナダ・米国共同 1 件であった。平成 27 年度に当該ケーススタディについて専門家レビューを受け、平成 28 年 6 月に開催された上位会合であるハザード評価タスクフォースにて了承され、平成 28 年 10 月に OECD のホームページから公開された。(再掲)</p> <p>また、改良中の生分解性予測モデル(CATALOGIC)については、機構が提供し追加された新規化学物質の情報を基に、ソフトウェアの予測代謝反応プロセスにおける予測反応係数の改訂・修正を進めた。平成 27 年度に行った CATALOGIC の予測反応係数の改訂・修正の内容が、OECD のホームページで公開されている OECD QSAR Toolbox にも平成 28 年 7 月に反映された。</p> <p>職員を OECD に出向させ、化学物質管理に係る機構の QSAR に係る知見を中心に OECD QSAR Toolbox マネジメント会合やガイダンス作成等における加盟各国との調整を図り、事務局として OECD の取組の説明を行う等国際的な取組に貢献した。</p>	
--	--	--	--

	応じた情報 収集及び 情報発信を 行う。				
--	-------------------------------	--	--	--	--

<p>2. 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の執行支援業務</p>	<p>2. 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の執行支援業務</p>		<p>2. 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の執行支援業務</p>	
<p>特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(以下「化管法」という。)の執行を支援するため、経済産業省の要請に基づき、事業者等から届け出られるPRTR(※)データの集計、解析等を行い、結果を提供する。</p>	<p>特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(以下「化管法」という。)の執行を支援するため、経済産業省の要請に基づき、事業者等から届け出られるPRTR(※)データの集計、解析等を行い、結果を提供する。</p>		<p>化管法は、事業者による化学物質の自主管理を促し、環境汚染を未然に防止することを目的としている。この法律は、事業者が事業所から環境への排出される化学物質の排出量及び廃棄物に含まれ事業所外へ移る移動量を国に届け出て、国はその届出データを集計・公表する制度(PRTR 制度)及び化学物質を他の事業者に譲渡・提供する際に性状や取扱いに関する情報の提供を義務づける制度(SDS 制度)から成っている。</p> <p>機構は、PRTR 制度に基づく届出の集計から公表に至る一連の事業を行う我が国唯一の機関である。国の化管法施行の支援のため、電子届出システムの整備、届出データのチェック、届出データの電子計算機への記録、集計などの業務を行っている。また、事業者支援として、PRTR 制度及び SDS 制度に関する情報提供や PRTR 届出作成等に関する実務的・技術的な問い合わせに対応している。</p>	
<p>(1)事業者等からの届出データの集計等 化管法の執行を支援するため、事業者等からの PRTR 届出</p>	<p>(1)事業者等からの届出データの集計等 化管法の執行を支援するため、事業者等からの PRTR 届出</p>		<p>(1)事業者等からの届出データの集計等</p>	

<p>書を処理する電子計算機システムの運用を行うと共に、PRTRデータの集計等を行い結果を国に提供する。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 経済産業省の要請に基づき、事業者等から届け出られるPRTRデータの集計を行い、結果を国に提供する。</p> <p>イ 事業者からの届出情報を格納する化管法関連の電子計算機システム(ハードウェア)、電子化された届出を集計・管理するPRTR届出管理システム(ソフトウェア)、事業者がPRTR届出書を容易に作成するた</p>	<p>書を処理する電子計算機システムの運用を行うと共に、PRTRデータの集計等を行い結果を国に提供する。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 経済産業省の要請に基づき、事業者等から届け出られるPRTRデータの集計を行い、結果を国に提供する。</p> <p>イ 事業者からの届出情報を格納する化管法関連の電子計算機システム(ハードウェア)、電子化された届出を集計・管理するPRTR届出管理システム(ソフトウェア)、事業者がPRTR届出書を容易に作成するた</p>	<p>・PRTR データ集計の実施件数(全件実施)(参考)過去3年平均36,372件(届出データの記録・集計件数)</p> <p>ア. 届出データの記録・集計・解析と公表用データ等の作成(全件実施)</p> <p>PRTR届出データ(35,274件)の記録・集計を行った。</p> <p>国から提供された届出外推計結果(届出事業者以外からの排出)を合わせた公表用データ等を作成し、国に提供した(国から3月3日に公表)。</p> <p>イ. 化管法関連の電子計算機システム、PRTR届出管理システム、PRTR届出作成支援プログラムの運用・維持・管理</p> <p>化管法関連の電子計算機システムの運用、維持・管理を着実に実施した。</p> <p>PRTR届出の受理から届出データ記録、集計までの一連の処理を行うPRTR届出管理システム(ハードウェアを含む。)及び事業者のPRTR届出書作成を補助するPRTR届出作成支援プログラムについて、セキュリティを確保し安定した運用を行うために、運用状況を適宜監視し、脆弱性を回避するためミドルウェア等のアップデートなどの維持・管理を着実に実施した。</p>	<p>化管法に基づき届け出られたPRTRデータの集計・解析を全件実施し、計画どおり達成した。</p>
--	--	---	--

めの PRTR 届出作成支援プログラムの運用を行う。

ウ 事業者に対して PRTR 届出等に関する啓発活動等を行う。

エ PRTR 届出書の作成や届出書に記載する排出量の算出方法等に関する事業者からの問合せに適切に対応する。

ウ 化管法の届出に関する事業者への啓発活動等の実施

自治体担当者向けに機構主催の PRTR 事務処理講習会(2回)を実施した。
 事業者や自治体担当者向けの講習会(計7回)に対して講師を派遣した。
 化管法関連情報のホームページにおいて PRTR 届出に必要な情報を提供し、事業者の届出を支援した。
 また、工業会の依頼により、機関誌に原稿執筆を行い、PRTR データの傾向や活用方法について紹介した。

普及啓発	化管法関連情報のホームページへの閲覧ページ数	約 152 万ページ
	自治体担当者向けの機構主催の PRTR 事務処理講習会の開催回数	2 回(2 日)
	自治体担当者向けの国主催の講習会への講師派遣回数	1 回(5 講座)
	事業者向けの自治体主催の講演会への講師派遣回数	6 回

エ PRTR 排出量算出方法、PRTR 届出作成等に関する事業者からの問合せへの適切な対応

排出量算出マニュアルや算出方法などの問い合わせ(約420件)や、PRTR 届出システム及び PRTR 届出作成支援プログラムへの問い合わせ(約5,500件)に回答し、事業者が円滑に届出できるよう、また自治体等が円滑に事務処理できるよう支援した。

問い合わせ対応	事業者、自治体等からの排出量算出マニュアルや算出方法などの問い合わせ対応件数	約 420 件
	PRTR 届出システム及び PRTR 届出作成支援プログラムへの問い合わせ対応件数	約 5,500 件

<p>(2)解析結果の普及・活用促進等</p> <p>化学物質管理における事業者の自主管理の促進と国民の理解の増進に向け、集計したPRTRデータを解析し、その結果を公表する。また、解析結果の有効活用法について検討を行い、化学物質管理制度の効率化等の運用改善を目指すとともに、事業者による化学物質の自主的な管理の実施を推進する。【難易度:高】</p> <p>(理由:事業者による化学物質の自主管理を波及させるためには、中小企業を含めた事業者が活用し易い新たな手法を検討・構築する</p>	<p>(2)解析結果の普及・活用促進等</p> <p>化学物質管理における事業者の自主管理の促進と国民の理解の増進に向け、集計したPRTRデータを解析し、その結果を公表する。また、解析結果の有効活用法について検討を行い、化学物質管理制度の効率化等の運用改善を目指すとともに、事業者による化学物質の自主的な管理の実施を推進する。【難易度:高】</p> <p>(理由:事業者による化学物質の自主管理を波及させるためには、中小企業を含めた事業者が活用し易い新たな手法を検討・構築する</p>	<p>(2)解析結果の普及・活用促進等</p>	<p>(【難易度:高】の業務への取組及び成果)</p> <p>PRTR マップが事業者の自主管理に活用されることを目指し、PRTR マップを活用した中小企業向けの簡易的な化学物質リスク評価手法(案)を作成した。</p> <p>また、PRTR データの更なる有効活用に向けて、東京都及び北海道立総合研究機構と技術協力に関する連携協定を締結し、住民への健康影響の懸念に対策を行う地方自治体の行政ニーズに対応したシミュレーション技術やリスク評価手法の検討に関する協力体制を構築した。</p>
---	---	--------------------------------	---

<p>必要があり難易度が高い。)</p>	<p>必要があり難易度が高い。)</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 経済産業省の要請に基づき、PRTRデータの解析を行うとともに、排出量及び濃度等の暴露情報について国民や事業者等に視覚的にわかりやすい情報提供を行うため、PRTRマップ(※)を的確に運用する。また、事業者が容易に利用できるPRTRマップを活用した化学物質リスク評価手法の構築を目指し検討する。</p> <p>イ PRTRの国際整</p>	<p>・PRTRデータの解析の実施件数(全件実施)(参考)過去3年平均12物質(自主管理計画に基づく有害大気汚染物質について届出排出量の推移・削減状況等の解析物質数)</p>	<p>ア PRTRデータの解析及びPRTRマップの運用・活用方法の検討</p> <p>●PRTRデータの解析の実施(全件実施)</p> <p>経済産業省からの要請に基づき、自主管理計画に基づく有害大気汚染物質(12物質)(健康影響が生ずるおそれのある物質で大気汚染の原因となる物質)について届出排出量の推移・削減状況等を解析した。</p> <p>●最新の公表データを用いたPRTRマップの作成及び活用方法の検討</p> <p>排出量及び濃度等の暴露情報について国民や事業者等に視覚的にわかりやすい情報提供を行うため、PRTRマップ(化管法に基づき事業者から届出された化学物質の排出量や、排出量を基に推定した大気中の化学物質濃度を日本地図上に表示したシステム)を的確に運用した。また、化学物質の排出量及び大気中の化学物質濃度を表示するPRTRマップについて、最新の公表データを反映させたマップを作成し公表した。さらに、PRTRマップが事業者の自主管理に活用されることを目指し、PRTRマップを活用した化学物質リスク評価手法(案)を作成した。</p> <p>●PRTRデータを活用した地方自治体との連携</p> <p>地方自治体において、事業所近隣に居住する住民への健康影響の懸念とその対策について行政ニーズが高まっている。モニタリングの代替として、排出量に基づく濃度シミュレーションの活用もその一つであり、PRTRマップの施策利用への検討も行われている。このような背景を受け、東京都及び地方独立行政法人北海道立総合研究機構と技術協力に関する連携協定を締結し、シミュレーション技術やリスク評価手法の検討に関する協力体制を構築した。</p> <p>また、PRTRデータ活用方法の普及の一環として、埼玉県条例における取扱量データとPRTRデータを用いた解析を実施し、埼玉県に情報提供した。</p> <p>●化管法見直しへの対応</p> <p>平成30年度に予定されている化管法見直しに向け、どのような見直しが必要か整理することを目的として、経済産業省と意見交換した。また、経済産業省からの提案に基づき、電子届出における届出期間延長の実現可能性を検討した。</p> <p>●PRTR届出方法に関する実態調査の実施</p> <p>PRTR届出対象事業者に対してPRTR届出方法に関するWebアンケートを実施した。アンケート結果を受け、今後の化管法運用におけるシステム操作の簡便化及び電子届出にインセンティブを持たせる方法等を検討した。</p> <p>イ 経済協力開発機構(OECD)のPRTRタスクフォースへの参画等PRTRの国際整合性を図るための情報収集・整理</p>	<p>自主管理計画に基づく有害大気汚染物質について、計画どおりPRTR届出排出量の経年変化等についてデータ解析を全件実施した。</p> <p>事業者における化学物質管理の現状や問題点を把握するため、事業者を訪問し得られた情報を参考に検討を行い、事業者が利用しやすい自主管理手法としてPRTRマップを活用した化学物質リスク評価手法(案)を作成した。PRTRデータの活用事例としてリスク管理手法が事業者に利用されることにより、更なる自主管理の促進が期待できる。</p>
----------------------	--	---	--	--

	<p>合化を図るため、経済協力開発機構（OECD）のPRTRタスクフォースへの参画等を通じ、情報の収集・発信を行う。</p>		<p>現在、OECDでは、PRTR制度の国際調和化に加え、PRTRデータに付加価値を付け政策的に活用することが重要な課題として取り上げており、その課題を解決するための取組が進められているところである。</p> <p>平成28年10月に開催されたOECDのPRTRタスクフォース会合に参加し、各国のPRTRの取組に関する情報収集を行い、各国の方向性等を確認した。これらの結果について経済産業省に報告した。</p> <p>また、OECD環境保健安全プログラムにおける化学物質リスク管理グループへ訪問し、OECDのリスク管理に関する活動状況や今後の動向について調査した。</p>		
--	--	--	--	--	--

<p>3. 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律の執行業務</p> <p>化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(以下「化兵法」という。)の執行を支援するため、国際機関による検査への立会い等及び特定物質の許可製造者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。</p>	<p>3. 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律の執行業務</p> <p>化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(以下「化兵法」という。)の執行を支援するため、国際機関による検査への立会い等及び特定物質の許可製造者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 化兵法に基づく国際機関による検査への立会い等及び立入検査について、経済産業省の指</p>	<p>・化兵法に基づく国際機関による検査等への立会い実施件数、実態調査件数(全件実施)(参考)過去</p>	<p>3. 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律の執行業務</p> <p>化学兵器廃絶を目的とした「化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約(以下「条約」という。)」では、各締約国に対し化学兵器の生産、使用等を行わないことを義務づけ、化学兵器を保有している締約国に対し化学兵器を廃棄することを義務づけるとともに、条約上の義務が履行されていることを「化学兵器禁止のための国際機関(OPCW)(以下「国際機関」という。)」が確認するための検証制度(申告及び査察)を設けている。日本国内において条約を的確に実施するために化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(以下「化兵法」という。)が制定された。</p> <p>機構は、化兵法に基づき、国際機関が日本国内で査察を行う際の立会い業務(査察団が現場で行う分析結果の検証を含む)及び化兵法に定める特定物質を製造または使用する許可を受けている事業者への立入検査業務を経済産業省の指示により実施している。</p> <p>ア 化兵法に基づく国際機関による検査等への立会い等及び立入検査の実施</p> <p>●国際機関による検査等への立会い</p> <p>経済産業大臣の指示に基づき、以下のとおり化兵法による国際機関が実施する国内の製造事業者等に対する検査等の立会いを21件及び事前調査19件全件を的確に実施し、これに付随する実態調査を3件実施した。これにより検査等が適正かつ円滑に行われたことに貢献するとともに、国際機関からの特段の指摘もなく国際検査が終了し、化学兵器禁止条約締約国としての日本が義務を適切に履行していることが確認された。</p>	<p>化兵法における経済産業大臣の指示に基づき、国際機関による検査等への立会い及び立入検査等に全件実施し、計画どおり達成した。</p>
--	---	---	---	---

示に基づき、的確に実施する。また、国際機関による検査の円滑化に資するため、対象事業所への実態調査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。

イ 国際機関や経済産業省が実施する研修に積極的に職員を派遣し、検査への立会いに対応可能な職員の育成と対応能力の向上を図る。
また、特定物質、指定物質及びこれらの関連物質に対する分析訓練を実施し、分析方法の向上等について職員間での共有を図る。

3年平均23件(国際検査の立会い実施件数)、5件(実態調査件数)
・化兵法に基づく立入検査の実施件数(全件実施)(参考)過去3年平均16件

国際機関による検査等の立会い業務等	化学兵器禁止法第30条第5項に基づく国際機関による検査等の立会い実施件数	21件
	うち、現地での対抗分析実施件数	うち0件
	事前調査の実施件数	19件
	実態調査の実施件数	3件

●立入検査

化兵法による経済産業大臣の指示に基づき、以下のとおり国内の製造事業者等に対する立入検査を合計13件全件的確に実施した。これにより特定物質の不正な製造又は使用等の防止に寄与した。

化学兵器禁止法第33条第4項に基づく立入検査件数	13件
--------------------------	-----

イ 国際機関や経済産業省等の研修への職員派遣による、検査等立会い対応可能な職員の育成と対応能力の向上及び特定物質、指定物質等に対する分析訓練の実施による職員間での共有

●国際機関の研修への職員派遣

国際機関が行う化学兵器剤の検出・分析手法の実務者向け研修に職員を1名参加させ、国際査察対応業務に対応可能な職員の育成を図った。これにより検査等が適正かつ円滑に行われることに寄与した。

●経済産業省の研修への職員派遣

新たに検査立会いを行う職員に対して経済産業省が行う化兵法の趣旨及び具体的な業務内容等に関する担当官研修に1名参加させ、対応可能な職員の育成を図った。これにより検査等が適正かつ円滑に行われることに寄与した。

また、当該研修の「国際検査対応関係(オンサイト分析)」に講師を派遣した。これにより経済産業省の化兵業務に対応する職員の当該業務の理解を高めた。

●新規導入した分析機器の操作等の訓練

新規導入した分析機器の解体・組立・操作について、特定物質、指定物質及びこれらの関連物質に対する分析訓練を実施し、新規導入分析機器による対抗分析の体制を整えた。(新たに検査立会いを行う職員に対しての分析機器での分析手順についての訓練及び分析方法の向上等についての職員間での共有を含む。)これにより検査等が適正かつ円滑に行われること(対抗分析に限る)に寄与した。

	<p>ウ 国際機関等の動向を把握し、検査実施方法に関する最新関連情報（分析方法、更新された装備品情報等）を入手し、必要に応じ業務実施方法等に反映させる。</p>	<p><u>ウ 国際機関等の動向把握、検査実施方法に関する最新関連情報(分析方法、更新された装備品情報等)の入手及び必要に応じ業務実施方法等への反映</u></p> <p>●<u>国際機関が使用する分析機器の新たな分析手法の整備</u></p> <p>国際機関が現地分析で使用するデータを入手し、新たな分析手法(ガスクロマトグラフィー質量分析法(GC/MS)の分析メソッド)を検討した。これにより検査等が適正かつ円滑に行われること(対抗分析に限る)に寄与した。</p> <p>●<u>国際機関による分析付き3剤・DOC検査等への体制整備</u></p> <p>全国の機構の事業所に対し、対抗分析場所の詳細な調査を行い、指定物質(条約上の表3剤)・有機化学物質(条約上のDOC:Discrete Organic Chemicals、識別可能な有機化学物質)の分析付き国際検査への体制を整備した。これにより検査等が適正かつ円滑に行われること(対抗分析に限る)に寄与した。</p>	
--	--	---	--

<p>4. 化学物質管理情報の整備、提供の強化等</p>	<p>4. 化学物質管理情報の整備、提供の強化等</p>		<p>4. 化学物質管理情報の整備、提供の強化等</p> <p>化学物質を安全に利用するためには、化学物質の特性や有害性を把握し、そのライフサイクルにわたって、人及び動植物等に対するリスクを評価し、その評価結果に応じて適切に管理する必要がある。また、企業活動のグローバル化が進み、事業者による国内外の化学物質関連の法規制情報の把握と適切な対応が必要となるとともに、我が国としても化学物質管理制度の国際的な協調を進めることが重要となっている。</p> <p>機構は、事業者等が安全かつ効率的に化学物質管理を行うために、化学物質に関する国内外の最新の法規制情報、安全性情報やリスク評価情報等を収集、整理し、国民や事業者等に向けて情報提供を行っている。また、化学物質管理に関する国際的な取組の状況を踏まえ、諸外国との連携を通じて化学物質管理の国際的な協調を支援する活動を行っている。</p>	<p>(通則法第 28 条の 4 に基づく評価結果の反映状況)</p> <p>平成 27 年度の主務大臣による評価で出された意見「機構が保有する化学物質に関するデータベースについて、事業者等にとってわかりやすい情報の提供に努めること。」を反映して、機構内外でデータベースの活用法を紹介する講演を積極的に実施するとともに、利用方法をわかりやすく解説したユーザーマニュアルを作成し公開した。また、事業者等のニーズなどを把握するためアウトカム調査を行い、平成 29 年度は調査結果を踏まえて企業のニーズに対応した情報の追加や提供方法などの見直しに着手する。</p>
<p>(1) 化学物質総合情報提供システム・日 ASEAN ケミカルセーフティーデータベースにおける情報の整備、提供</p> <p>化学物質の安全性等に関する情報について、国内外における最新の法規制情報やリスク評価結果等を収集、整理、更新し、国民や事業者等への情報提供を適時行う。また、国際的な情報基盤として、日 ASEAN ケミカルセーフティーデータベース</p>	<p>(1) 化学物質総合情報提供システム・日 ASEAN ケミカルセーフティーデータベースにおける情報の整備、提供</p> <p>化学物質の安全性等に関する情報について、国内外における最新の法規制情報やリスク評価結果等を収集、整理、更新し、国民や事業者等への情報提供を適時行う。また、国際的な情報基盤として、日 ASEAN ケミカルセーフティーデータベース</p>		<p>(1) 化学物質総合情報提供システム・日 ASEAN ケミカルセーフティーデータベースにおける情報の整備、提供</p>	

<p>ス(AJCSD)に日ASEANにおける化学物質関連の規制情報を整備、提供することにより、経済産業省が推進する「アジアンスステイナブル・ケミカル・セーフティー構想」における化学物質管理制度の相互調和の推進の支援を行う。</p>	<p>ス(AJCSD(※1))に日ASEANにおける化学物質関連の規制情報を整備、提供することにより、経済産業省が推進する「アジアンスステイナブル・ケミカル・セーフティー構想」における化学物質管理制度の相互調和と企業のイノベーションの推進の支援を行う。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p>	<p>ア 平成27年度に大幅改修した化学物質総合情報提供システム(CHRIP(※2))を的確に運用し、国民や事業者等に、国内外の最新の法</p>	<p>・化学物質総合情報提供システムにおける、化学物質の安全性等に関する国内外情報の更新回数(6回以上)。なお、その際、最新の法規制情報やリスク評価結果等、</p> <p>ア 化学物質総合情報提供システム(CHRIP)運用・整備 ●化学物質総合情報提供システム(CHRIP)の情報更新、運用等</p> <p>CHRIPは、事業者や国などが法令情報や化学物質の有害性情報をもとに化学物質管理を適正に行うために利用されているデータベースである。化学物質の製造や輸入の際には、化審法や安衛法等に係る規制対象の有無を確認し適切な管理を行ったり、有害性情報を元にSDSの作成の情報源としたり、事業者が化学物質管理を行うためには欠かせない情報源となっており、平成28年度は年間で298万件以上もの検索数のある極めて重要なデータベースである。平成27年度には、ユーザーの要望の高い機能を追加するとともに、データの拡充等が容易かつ低コストで行える効率的な情報発信へ対応するための大幅改修を実施した。</p> <p>平成28年度は、大幅改修したCHRIPを的確に運用するため、更新マニュアルを整備するとともにFAQの見直しを進める一方で、化審法や安衛法等の法規制情報、有害性情報、リスク評価情報等について定期的に情報収集、整理を行い、化学物質管理の</p>	<p>国内外の最新の化学物質規制情報等を提供するため、定期的に情報収集、整備を行い、CHRIPの情報更新を8回実施し、また、298万リクエスト/年以上の検索回数も得られており、指標を達成した。</p> <p>なお、化審法や安衛法等の法規制情報、有害性情報等について定期的に情報収集、整理を行い、化学物質管理を行うために有用な最新の情報についての的確に更新した。</p>
---	---	--	--	--

規制情報、リスク評価結果、有害性情報等の情報提供を行う。国内外の最新の法規制情報、リスク評価結果、有害性情報等について、CHRIPを活用し効率的に情報収集・提供が行えるよう、関係機関との連携拡大等を進める。

関係者に有用な情報の更新を行うよう努める。
・化学物質総合情報提供システムにおける検索回数(269万リクエスト/年)

ための最新の情報を的確に提供した。特に6月の安衛法改正にあわせて、安衛法対象物質のCAS登録番号(CAS:Chemical Abstracts Serviceが付与する化学物質を特定するための番号)との紐付けを400件以上追加し、企業における安衛法改正の適切な対応に貢献した。更新による情報の追加修正などの実績は下表のとおりである。

CHRIPを大幅改修したポイントについて、機構での説明会を3回開催(5/23、7/29、9/28)するとともに、外部講演を5回実施(5/10、5/20、8/25、12/19、1/13)し、いずれも注目度が高く多数の参加者があった。大幅改修したポイントについての感想やその他の要望などユーザーからの意見等を収集するため、アウトカム調査を行ったところ、CHRIPを利用したことのある870名のうち、203名がほぼ毎日使用、211名が週2~3回、週に1回程度利用との回答も185名おり、日々の業務にCHRIPが利用されていることが明らかとなった。特に化審法やSDS作成をはじめとする法令遵守へ大きく貢献しており、多くのデータが無料で一度に得られるため、業務時間の短縮、費用の削減の効果が高いと評価された。年間の検索数から短縮される調査時間は年間50万時間と見積もられ、人件費にして年間25億円相当の削減に貢献していると推定される。CHRIPが無いと業務に支障があるとの回答もあり、今後の維持・発展に期待されている。

また、企業内部のデータベースや、アーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)、製品含有化学物質情報伝達スキーム(chemSHERPA)、一般社団法人日本化学工業協会が提供する化学物質リスク評価支援ポータルサイト(BIGDr)等の国内の公的な化学物質管理ツールがCHRIPを情報源として活用している。

CHRIPの情報更新回数	8回(4/7、4/25、5/31、7/29、10/4、11/29、1/24、3/21)
CHRIP更新のべ項目数	200項目
CHRIPの検索数	298万リクエスト(月平均約25万リクエスト)
CHRIPの使用等説明会開催回数	機構内3回、外部講演5回

政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容

●新規追加情報の整備と関係機関との連携

ユーザーから新規追加の要望等を踏まえCHRIPへ収載し、検索・閲覧を可能とした情報は次のとおりである。

- ・労働安全衛生法:強い変異原性が認められた化学物質(新規届出物質)
- ・日本産業衛生学会:許容濃度等の勧告(生物学的許容値、感作性物質、生殖毒性物質)
- ・J-GROBAL(日本化学物質辞書(日化辞))情報へのリンク
- ・日ASEAN化学物質管理データベース(AJCSD)の法規制情報やGHS(化学品の分類及び表示に関する世界調和システム:The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals)分類結果等へのリンク
- ・労働安全衛生法:既存化学物質リスト(英語版に新規追加)
- ・中国危険化学品リスト
- ・水質汚濁防止法:指定物質

特に、労働安全衛生法の既存化学物質リストについては、以前から英語名称の掲載の要望が高く、平成28年度から機構にて英訳を開始した。平成27年までの公表物質

イ 平成 27 年度に開発した AJCSD を的確に運用し、ASEAN 各国から提供される法規制や有害性情報等を掲載し、日本及び ASEAN 各国の最新の法規制情報や有害性情報等を提供する。

・AJCSD の更新件数 (日 ASEAN 経済産業協力委員会化学産業ワーキンググループでの合意に基づき全数を実施)

ウ 事業者による化学物質等安全データシート(Safety Data

・3 省から提供された GHS 分類結果の提供物質数(全物質実施)

全約 45,000 万物質のうち、21,000 物質の英訳を実施して公表した。
 また、中国危険化学品リストについては、中国国家安全生産監督管理総局化学品登記センター(NRCC)との長年の交渉により CHRIP へ掲載する許可が平成 27 年度に得られ、平成 28 年度からようやく検索・閲覧を実現することができた。
 更に、幅広い情報へのアクセスにも対応するために、関係機関との連携も進めており、国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)が運営する科学技術情報(文献、特許、研究課題、科学技術用語、化学物質、遺伝子等)を統合的に検索できるサービスである J-GLOBAL とのリンクを実施した。一般社団法人日本化学工業協会が運営する化学物質リスク評価支援ポータルサイトである BIGDr とのリンクも実施した。

政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容

イ 日 ASEAN 化学物質管理データベース(AJCSD)運用・整備

●日 ASEAN 化学物質管理データベース(AJCSD)の情報更新、運用等

日アセアン化学物質管理データベース(日 ASEAN ケミカルセーフティデータベース:AJCSD)は、日本及び ASEAN 諸国の化学物質規制に関する信頼性の高い情報を提供しており、各国法規制情報や危険有害性情報の共有化、規制制度の透明化、貿易の円滑化を図るための手段として期待される。特に法規制情報については、我が国のものも含めて 9 カ国、31 法令が掲載されており、AJCSD 独自の情報として、のべ約 8,000 物質が掲載されている。

平成 28 年 4 月末に開催された日 ASEAN 経済産業協力委員会(AMEICC)化学産業ワーキンググループ(WGCI)の技術ワーキンググループ(TWG)会合において本格運用版の AJCSD を披露し、正式公開、本格運用を開始した。本格運用については日 ASEAN 経済大臣会合共同声明において歓迎されている(平成 28 年 8 月 6 日)。

平成 28 年度末までに 6 回更新を行い、各国から提供されたデータに従って規制対象リストの更新を行うとともに、各国から提供された化学物質管理の関係機関のホームページへのリンクや規制情報に関する書類を追加した。

AJCSD についても機構での説明会を 3 回開催(5/23、7/29、9/28)するとともに外部講演を国内で 5 回(5/10、5/20、8/25、12/19、1/13)、海外で 10 回(ベトナム 5 回、カンボジア 1 回、フィリピン 1 回、韓国 1 回、OECD 1 回、ChemCon (化学物質規制法及び貿易側面に関する国際会議) 1 回)実施している。

なお、更なる利用促進を図るために、ユーザーからの意見等を収集すべく、アンケートを期間限定で実施した。

AJCSD の情報更新回数	6 回(5/31、7/29、10/4、11/29、1/24、3/21)
AJCSD の検索数	4 月～2 月約 83,000 リクエスト(月平均約 7,500 リクエスト)
AJCSD の使用等説明会開催回数	18 回

ウ GHS 分類結果の情報提供(全物質実施)

GHS; The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals(化学品の分類及び表示に関する世界調和システム)は、危険有害性に関する情報を化学品を取り扱う人々に正確に伝えることにより、人の安全や健康及び環境の保護を行うことを目的とする、化学物質の危険有害性の分類及びラベル、安全データ

運用機関として日 ASEAN 化学物質管理データベース(AJCSD)構築とデータを整備し、平成 28 年 4 月本格運用を開始、ASEAN 各国と連携してデータ更新を 6 回実施した。本格運用については日 ASEAN 経済大臣会合の共同声明において歓迎されている。AJCSD を日本企業等が活用することにより、ASEAN 各国の規制情報を一元的に入手可能となる。このことは、通関時の規制対象物質等の確認を容易にし、法令違反のリスクを低減させるとともに、貿易の円滑化に貢献するものである。

3 省から提供された GHS 分類結果について全物質を公開した。

	<p>Sheet : (参考)過去 3 年平均 172 物質</p> <p>SDS) や危険有害性情報についてのラベル作成を支援するため、3 省が実施した GHS(※3) 分類結果を確認・修正を行い公表する。また、分類結果の英語版を作成し公表する。</p>		<p>シート(SDS)による情報伝達に関する国際的に調和されたシステムである。</p> <p>平成 27 年度に国が分類、見直しを行った 181 物質の GHS 分類結果について、間違いを分類実施省に確認の上修正し、日本語版及び英語版を公表した。平成 22 年度に実施した 260 物質の GHS 分類結果の根拠情報の英訳を掲載した。平成 23 年度以降の 91 物質の根拠情報についても英訳を掲載した。さらに、全年度 GHS 分類物質一覧リスト(全物質及び最新情報)(日英)、全年度 GHS 分類結果のダウンロード(Excel)(日英)、及び GHS 分類結果を見やすく分かりやすい形式(HTML)で公表した。また、「職場のあんぜんサイト」(モデルラベル・モデル SDS)へのリンクを更新した。</p> <p>なお、担当者は経済産業省委託事業の平成 28 年度経済産業省事業 GHS 分類検討専門家委員会の委員として分類結果の検討に参加した。</p> <table border="1" data-bbox="691 548 1647 682"> <tr> <td rowspan="2">GHS 分類結果提供数</td> <td>公表物質数(見直しを含む)</td> <td>181 物質</td> </tr> <tr> <td>英訳の分類根拠の掲載物質数</td> <td>351 物質</td> </tr> </table>	GHS 分類結果提供数	公表物質数(見直しを含む)	181 物質	英訳の分類根拠の掲載物質数	351 物質	
GHS 分類結果提供数	公表物質数(見直しを含む)	181 物質							
	英訳の分類根拠の掲載物質数	351 物質							
<p>(2) 国内外の動向等を調査・分析し国等へ報告・提言</p> <p>化審法等の制度構築やその合理的な運用、製品を経由した化学物質リスク評価、アジア諸国の化学物質管理等に関する調査・分析を実施し、課題等を経済産業省へ報告・提言を行う。また、これら政策的・社会的に重要性が</p>	<p>(2) 国内外の動向等を調査・分析し国等へ報告・提言</p> <p>化審法等の制度構築やその合理的な運用、製品を経由した化学物質リスク評価、アジア諸国の化学物質管理等に関する調査・分析を実施し、課題等を経済産業省へ報告・提言を行う。また、これら政策的・社会的に重要性が</p>		<p><u>(2)国内外の動向等を調査・分析し国等へ報告・提言</u></p> <p>現在機構のホームページから提供しているアジア諸国の化学物質管理情報を更新しアジアにおける企業の円滑な活動に資するため、調査・分析を実施した。課題及び提案を含めた調査結果の報告書を、経済産業省における今後のアジア諸国(中国、ASEAN 諸国)との連携のあり方の検討の参考材料として利用してもらうよう、経済産業省と計画の段階から共有して実施した。なお、経済産業省、産業界及び機構の 3 者で定期的に行っている情報交換会において、当該調査の概要を共有した際、経済産業省より、特に中国、ASEAN 地域との連携を考える際の参考にした旨の言及があった。</p>	<p>(【重要度:高】【難易度:高】の業務への取組及び成果)</p> <p>化審法の業務により得られた知見等を活用して、製造・輸入数量から環境推計排出量への変更、用途分類・排出係数の見直し、セイフティーネットの構築、SMILES の導入による申出処理の効率化等の制度の合理化に資する提案を行った。機構の提案を活用し、平成 29 年 5 月 30 日に改正化審法が成立した。</p>					

<p>高い事項の課題解決を図る。【重要度：高】【難易度：高】</p> <p>(理由：中長期的な視点で今後の化学物質管理のあり方を見据えた制度構築、合理化等の検討を進め、さらに、これまでにない先駆的な技術的手法を確立し課題解決に資することは重要度、難易度ともに高い。)</p>	<p>高い事項の課題解決を図る。【重要度：高】【難易度：高】</p> <p>(理由：中長期的な視点で今後の化学物質管理のあり方を見据えた制度構築、合理化等の検討を進め、さらに、これまでにない先駆的な技術的手法を確立し課題解決に資することは重要度、難易度ともに高い。)</p>		
<p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 現行の化審法と類似する欧米等の法制度の背景、実際の運用等を調査し、合理的な化学物質管理制度の構築や運用等に係る情報の収集、整備、</p>	<p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 現行の化審法と類似する欧米等の法制度の背景、実際の運用等を調査し、合理的な化学物質管理制度の構築や運用等に係る情報の収集、整備、</p>	<p>ア 化学物質管理制度の構築や運用改善に関する提案</p> <p>政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容</p> <p>機構の取組が特に社会や産業界に大きく貢献した内容</p> <p>●改正化審法への支援【1. (3)の再掲】</p> <p>化審法規制等の業務により得られた技術を生かして、以下のとおり、制度の合理化に資する提案を行った。機構の提案を活用し、平成 29 年 5 月 30 日に改正化審法が成立した。</p> <p>(安全性が確保されていることの説明支援)</p> <p>我が国の少量及び低生産量新規の確認制度については、製造・輸入量ベースの個社及び全国数量上限が存在するため、個社数量上限を超えなくても全国数量上限を超える場合には、国による数量調整が行われる。これにより、各事業者の製造・輸入量は按分で減じられるため、事業者は製造・輸入量を予見できず、事業機会を失うケースが生じている。こういった弊害に対応するために、現在、次の趣旨の改正案について国会で審議されている。これにより、全国数量上限が事実上増加し、数量調整が行われる</p>	<p>業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献(再掲)</p> <p>法規制等の業務により得られたデータ、技術を基に、排出量予測技術や排出量の見える化を行ったことにより、排出量ベースの制度への見直し、QSAR 手法の開発及び SMILES の導入による手続きの迅速化、簡略化を可能とする、化審法改正につながったことは、安全性を担保しつつ、化学産業推進にも貢献する大きな業績。</p> <p>現行制度での売上の喪失は化学業界で約 861 億円/年、サプライチェーン全体で約 4,706 億円/年(経済産業省試算)。</p>

<p>提供を行うとともに、経済産業省へ報告・提言を行う。</p>		<p>ケースが減少し、事業者の予測可能性が高まると予想されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少量新規化学物質制度については、全国数量上限を製造・輸入数量 1tから環境推計排出量 1tに変更 ・低生産量新規制度については、全国数量上限を製造・輸入数量 10tから環境推計排出量 10tに変更 <p>他方、このような変更を行っても、環境汚染によって人健康や生態系への悪影響が生じないように安全性との両立が確保されていることの説明が必要である。</p> <p>上記改正案について、少量新規化学物質制度については第一種特定化学物質を、低生産量新規化学物質制度については第二種特定化学物質を用いて、全国数量上限値の環境排出量が毎年継続的に排出されたものと仮定して、既知の毒性値と化審法の運用において実績のあるモデルによる暴露推計値を用いてリスク推計を実施し、いずれもリスク懸念がない旨を経済産業省に報告した。本報告については、化審法の改正に係る国の審議会に提出され、上記改正案に関して<u>安全性が確保されていることの説明材料</u>とされた。</p> <p>(セイフティーネットの構築)</p> <p>安全性との両立を着実に確保する観点から、これまで機構が蓄積している、構造的類似性の判断基準、利用する QSAR モデルの特定、QSAR モデルを用いた分解性や蓄積性の評価の前提条件や評価方法等の知見について整理し、有害性が強く懸念される化学物質が環境中に排出されたケースを想定した<u>セイフティーネットを構築し経済産業省に報告した。</u></p> <p>化審法改正の国会審議での政府参考人における「既知見による判断によって化審法の目的を維持し」との発言に対応するものであり、改正化審法の実効性を高めて質的向上につながる大きな貢献である。</p> <p>1)少量新規化学物質制度については、当該制度を利用して第一種特定化学物質相当の物質が製造・輸入されることを未然防止するため、法第3条第1項第5号の不確認の運用を着実に導入すべく、その適用要件である第一種特定化学物質や監視化学物質との構造的類似性の判断基準、利用する QSAR モデルの特定、QSAR モデルを用いた分解性や蓄積性の評価の前提条件や評価方法について整理するとともに運用を想定した評価フローにとりまとめた。</p> <p>2)低生産量新規制度については、当該制度を利用して第二種特定化学物質や優先評価化学物質相当の物質がノーマークで製造・輸入されリスク懸念ある状況が放置されることを未然防止するため、優先評価化学物質相当の物質に対して法第5条第4項第2号による不確認とすることの適用可否、法的効果とその取扱い、運用フロー等を整理した。</p> <p>(申出処理の効率化)</p> <p>これらの現行の確認制度に係る申出数は毎年増加傾向にあることに加え、見直しにより全国数量上限を変更することで、更に増えることも予測される。これらに対応して効率的に名寄せ作業を行うために、複雑な化学式をコード化する表記法(SMILES)も申出に必要な情報として記載させるべく、<u>過去の申出物質を参照して SMILES 作成のためのルール作りの検討</u>を行い、<u>ルール案について経済産業省に提案した。</u>併せて、SMILES が作成可能な構造式描画ソフトや SMILES 正規化ソフトウェアの適用の可否についても確認を行った。</p> <p>平成 29 年 4 月の参議院での化審法改正法案審議(参議院審議 第 193 国会【常会】経済産業委員会(第 6 回))における質疑において、SMILES の導入により、少量新</p>	
----------------------------------	--	--	--

規化学物質の名寄せ作業(同一物質の判別)を効率化し、現在年4回の受付回数を増やし、できる限り事業者のチャンスを失わないようにしていきたいと経済産業大臣から発言があった。機構が提案した SMILES が導入されることにより、人手に頼っていた作業を電子処理に移行できるだけでなく、QSAR を用いた申出物質の安全性確認も容易に可能となる。改正後の運用に関して、行政コストの低減を図るだけでなく速やかな安全性の確保にも対応するものである。

(用途分類・排出係数の見直し)

現行のリスク評価で使用される用途分類について、過去5年間の運用を通じて浮上してきた課題や指摘に対して、用途分類・排出係数を整備してきた経験に基づいて対応し適正化を図るものであるが、当該用途分類は、今後整備予定の特例制度専用の用途分類・排出係数の基礎となるものであることから、法改正に関するスケジュールにあわせて検討を進めつつ経済産業省に報告・提言してきたものである。

ある用途に使用される化学物質の環境推計排出量は、届出される製造輸入数量及び出荷数量に用途分類に応じた排出係数を乗じた値で表現されるものであり、リスク評価の暴露に関する評価に使用される。そのため、適正なリスク評価を行うためには、用途分類と対応する排出係数が適正であることが必要である。化審法のリスク評価が施行されて5年となるが、用途分類、排出係数について、これまでの運用を通じて浮上してきた課題や審議会での指摘事項に対応するための見直しを行い、経済産業省へ次の報告・提言を行った。また、本見直しによる製造・輸入数量等の届出への影響を把握すべく経済産業省とともに一般社団法人日本化学工業協会、一般社団法人化成品工業協会及び日本化学品輸出入協会等を通じて産業会への説明も開始しており、2)の対応については業界団体から助かるとの意見もいただいている。今後対応する排出係数についても見直しを進める

1)想定される排出シナリオや排出係数との関係が不適切と考えられる用途分類(発砲剤、着色剤、芳香剤・消臭剤、プロセス油の基油及び添加剤)について、見直し案を報告・提言した。

2)事業者からの問合せ等を踏まえて、製造・輸入数量等の届出の際に支障が生じる可能性のある用途分類(レジスト材、固形燃料や建築資材)について、用途分類の見直し案や新設案を報告・提言した。

●化審法のスクリーニング評価等の促進のための対応

化審法のスクリーニング評価やリスク評価は、製造数量等の届出情報に基づいて行うものであるが、運用上次のような問題がある。

1)届出書に記載しなければならない化学物質と実際に製造・輸入される化学物質が異なる場合があり、適切な評価ができない場合がある。

2)届出項目に評価に必要な情報が不足している場合がある。特に混合物については、評価の都度事業者には照会を行って組成情報や構造情報などの不足情報を補充しており、速やかに評価が進んでいない状況にある。

これらの問題を解消しつつ速やかに評価を進められるようにするために、経済産業省へ次の報告・提言を行った。これらの報告・提言については、3 省合同審議会において2020 年目標を達成するための国のアクションプランの中でスクリーニング評価を加速化するための具体的改善策として審議に諮られた承された。

1)届出における化学物質の区分を再整理して明確にするため、局長通知である「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について」の改正案を策定した。

2)組成情報や構造情報などの不足情報を届出可能とするとともに実際に製造・輸入さ

れる化学物質を記載できるようにするために、届出様式等を規定する「経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則」の改正案を作成した。
3)混合物の組成情報についても、有害性情報とともに事業者へ要求することができるようにするために「有害性情報の報告に関する省令」の改正案を作成した。

政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容

機構の取組が特に社会や産業界に大きく貢献した内容

●高分子化合物の試験の合理化(化審法高分子フロースキーム試験の合理化)【1.(3)の再掲】

高分子については、低分子に比べて一般に低懸念と認識されており、高分子フロースキーム試験という簡易的な試験方法での安全性評価が実施されているが、過度に厳密な試験が行われている可能性があり、過去の試験成績を解析することで、不要な試験項目を洗い出して削減し事業者への負担を軽減できる可能性がある。

新規化学物質の審査の知見から、これまでに判定された試験結果と判定結果を用いて、安全性を確保しつつ、以下 1)から 3)の試験項目の削減について検討した。

- 1)安定性試験及び溶解性試験における pH1.2 及び pH7 の試験項目の削減
- 2)安定性及び溶解性試験における重量測定試験項目の削減
- 3)溶解性試験における脂溶性溶媒の試験の削減

従来の高分子フロースキーム試験と比べて試験項目数が半減し(21 項目 → 9 項目)、ほぼ半分の試験コスト(試験費用:約 300 万円 → 約 150 万円)で同等の安全性を確認できる試験方法を確立し、経済産業省に提案した。

高分子フロースキームの試験方法及び判定基準に係る局長通知等の同改正案は 29 年度に化審法 3 省合同審議会での審議、パブリックコメントを経て改正される見込である。

新規化学物質届出のうち約 3 割を占める高分子化合物の年間届出数(年間約 200 件)を踏まえると年間 3 億円程度のコストダウンが見込まれ、事業者への負担軽減に大きく貢献した。

イ 製品含有化学物質のリスク評価の課題に対する調査等

●暴露係数・シナリオについて日本独自の情報を事業者等へ提供

製品含有化学物質のリスク評価の課題に対応するため、海外では整備済みの暴露係数・シナリオについて日本独自の情報を事業者等へ提供するため、日本人の自動車の利用頻度や自動車内での行動に関する「自動車内の暴露係数・シナリオ」を解析し公開した。自動車内は、消臭芳香製品等の消費者製品の利用だけでなく、自動車のシートなどに使用される難燃剤等、一般居住環境とは異なる環境下にあるためリスクが増大する可能性がある。そのため、日本における自動車内での化学物質のリスクを定量的に把握するために欠かせない暴露係数・シナリオ情報を公開したことで、各種製品製造事業者だけでなく、化審法第一種特定化学物質の指定における製品回収の必要性等を判断するための製品含有化学物質のリスク評価等の化学物質管理行政において、日本の状況を十分に踏まえた評価の実施が可能となった。

また、機構が公開している暴露係数・シナリオについて、横浜国立大学から共同して調査・解析を行いたいとの申し出を受け、現状十分に情報提供できていない点や情報の解析方法、提供方法等の種々の検討を行うため、既に締結されている「国立大学法人横浜国立大学と独立行政法人製品評価技術基盤機構との連携・協力に関する包括協定」に基づき、具体的な協力内容等を定めるために、横浜国立大学大学院環境情報研究院と「消費生活用製品含有化学物質の暴露評価手法等開発のための連携・

イ 製品含有化学物質のリスク評価の課題に対応するため、海外では整備済みの暴露係数・シナリオ(※)について日本独自の情報を事業者等へ提供する。また、化審法対象物質を含有する代表

・日本独自の暴露係数・シナリオの情報提供件数(1 カテゴリー(※))

業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献(再掲)

機構の化審法審査の知見や届出試験データを生かして、高分子化合物の試験項目の合理化案を自ら策定し、それが 3 省により実際の法令運用に採用され、産業界の審査に係る負担を軽減したことは、計画を超える大きな成果。

高分子化合物の試験項目が半減(21 項目 → 9 項目)することにより、1 物質あたりの試験費用(約 300 万円)が半減され、日本全体で新規化学物質届出の年間あたりの試験コスト約 3 億円が削減される見通し。

日本独自の「自動車内の暴露係数・シナリオ」を事業者等に提供し、計画を達成した。

<p>的かつ具体的な製品(数種類)からの放出実態について調査する。</p>	<p>ウ アジアン・サステイナブル・ケミカル・セーフティー構想の下での二国間協力協定</p>	<p>協力に関する覚書」を締結し、調査・解析を協力して実施することになった。平成 28 年度は、室内環境下における詳細なヒトの行動情報を解析するため、機構が過去に調査した結果を横浜国立大学に提供し、機構とは異なる新たな視点や学術的観点からの解析等を行った。この結果は、平成 29 年度に暴露係数・シナリオの 1 カテゴリーとして公開予定である。</p> <p>●化審法対象物質を含有する製品からの放出実態</p> <p>化審法対象物質である可塑剤(主にフタル酸類)を含む樹脂シート 3 製品を選定し、排出挙動を得るための基礎的な検討を行い、具体的な排出挙動を得るための試験計画を化学物質管理センターと北陸支所が連携して作成し、排出実態調査に取り組んだ。また、経済産業省の依頼に基づき、化審法第一種特定化学物質への指定候補となっている難燃剤等を含む繊維製品からの排出挙動について検討を行うことになり、大気への排出挙動だけでなく、当該製品が日常的に接触する可能性もある製品であることを考慮し、ハウスダストへの吸着や乳幼児のマウジングを考慮した人工唾液への排出挙動の検討を化学物質管理センター、製品安全センター及び北陸支所の計 4 課が連携・協力して実施した。この結果は、平成 29 年度に審議予定である化審法第一種特定化学物質の指定におけるリスク評価の基礎情報として利用される予定である。</p> <p>政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容</p> <p>機構の取組が特に社会や産業界に大きく貢献した内容</p> <p>●製品含有化学物質のリスク評価</p> <p>製品安全センターが受理した製品事故情報について、北陸支所からソファから放散する物質及び製品安全センターから T シャツに含有される物質についてのリスク評価依頼があり、これら製品に含有されていた複数の物質(ソファ:4 物質(ホルムアルデヒド、1-メチル-2-ピロリドン、ヘキサナール、オクタナール)、T シャツ:3 物質(3, 5-ジメチル-1H-ピラゾール、3-メトキシ-3-メチルブタノール、塩化ジデシルジメチルアンモニウム))を対象にリスク評価を行った。ソファについては、ヘキサナール、オクタナールの臭気が事故原因の一つである可能性が示唆された。また、T シャツについては、バイオテクノロジーセンターが製品中に存在する物質とその含有量を測定し、その結果を元に化学物質管理センターはリスク評価を実施した。リスク評価結果については、製品安全センターを通じて厚生労働省に報告された。厚生労働省は、機構の調査結果に基づき、平成 28 年 12 月 22 日付薬生薬審発 1222 第 2 号「マリンスポーツイベントで配布された T シャツによる健康被害について」により、T シャツプリント加工を行う事業者に対して製造方法の安全性確認及び最終製品の安全性確保を行うことにより再発防止を図るよう周知依頼する通達を発出した。機構がもつ評価技術を駆使してリスク評価を行ったことにより、製品事故の原因究明だけでなく国民生活の安全にも多大なる貢献をした。</p> <p>ウ アジアン・サステイナブル・ケミカル・セーフティー構想の下での二国間協力協定(MOC)等に基づく途上国に対する技術支援</p> <p>経済産業省が推進する「アジア・サステイナブル・ケミカル・セーフティー構想」(平成 22 年 10 月に開催された日 ASEAN 首脳会議において我が国より提唱。アジアにおいて科学的リスク評価に基づく効率的な化学物質管理制度の構築を目指す。)の実現に対して、以下により貢献した。</p>	<p>化審法第一種特定化学物質指定のための基礎情報の取得については、機構が持つ各分野の専門的で高度な技術力を用いることで達成することができる案件であり、製品安全センター、北陸支所、化学物質管理センターが一丸となって取り組んだ。</p> <p>なお、平成 28 年度実施する試験結果は、平成 29 年度化学物質管理センターで作成するリスク評価の基礎情報として利用する予定であり、このリスク評価結果から、化審法第 34 条(第一種特定化学物質の指定等に伴う措置命令)において、当該物質を含む製品の回収命令を行うかの判断に利用される予定である。</p> <p>業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献(再掲)</p> <p>製品安全分野から依頼された T シャツによる皮膚障害については、バイオテクノロジー分野が測定した物質や含有量を元に、化学物質管理分野のリスク評価技術を活かし、人体に与える影響を評価することにより、迅速に事故の原因を特定することができた。</p> <p>複雑化する事故原因の解明は、様々な専門性を有し迅速かつ機動的な連携が可能な機構にしかできない取組であり、これまでの原因解明から新たな取り組み方の事例を構築したことは、計画を超える大きな成果。</p> <p>さらに、機構が実施した事故原因究明が、厚労省から関連する業界への通知や、都道府県や業界団体の取組につながったことは、同様の事故の再発防止による国民の安全確保にも多大な貢献。</p> <p>研修等を通じて途上国への技術支援を 16 回実施し、指標を達成した。</p>
---------------------------------------	--	--	--

<p>(MOC) 等に基づき、途上国における化学物質関連データベースの開発や、リスク評価手法の導入に係る研修等を通じた技術支援を行う。また、我が国における産業界の具体的なニーズ把握とニーズに合った情報提供を目指し検討する。</p>		<p>●途上国での化学物質関連データベース開発やリスク評価方法の導入等への技術支援</p> <p>・経済産業省の二国間協力を通じた途上国への技術支援</p> <p>下記のとおり、国別ニーズに基づく、各国の当局(制度構築・運用担当者)等へのリスク評価、インベントリー作成及びデータベース(DB)開発等への技術支援を実施し、日本型の化学物質管理の考え方及び経験の普及に貢献した。</p> <p><タイ>リスク評価:3回 (内訳:工業省工場局(DIW)安全技術部(STB)とのWS(4、9、1月)) インベントリー作成等 3回 (内訳:タイ工業連盟(FTI)及び日化協主催セミナー(6月)、 工業省工場局(DIW)有害物質管理部(HSCB)との意見交換(8、11、1月)) 工業省工場局(DIW)との政策対話(リスク評価、インベントリー作成等) (1月)</p> <p><ベトナム>DB開発及びインベントリー作成等:5回 (内訳:国際協力機構(JICA)技術協力プロジェクト(8、9、12、2月)) 商工省との政策対話(DB開発等)(11月)</p> <p><マレーシア>リスク評価の概要、DB等:1回 (内訳:来日による国際産業技術省(MITI)等とのWS(9月))</p> <p><インドネシア>リスク評価の概要:1回 (内訳:インドネシア工業省との意見交換(10月))</p> <p>・経済産業省のJICA 集団研修等を通じた途上国への技術支援</p> <p><インドネシア、マレーシア、ベトナム、ミャンマー>リスク評価、暴露評価、DB等:1回 (内訳:2016年度「ASEAN 化学物質管理」JICA 集団研修(受入)12月)</p> <p>●産業界のニーズ等を踏まえたアジア各国の情報提供</p> <p><韓国及び台湾></p> <p>台湾 SAHTECH(安全衛生技術センター)から提供された台湾職業安全衛生法リスク評価ガイダンスへのパブリックコメント募集などの情報を産業界が把握していない段階で提供するなど企業活動への支援を行った。これにより、日本国内での産業界内の検討時間が確保され、当該情報を把握できなかったことによる国内企業が被る不利益のリスクを低減することができた。</p> <p>MOU を締結した韓国 KCMA(韓国化学物質管理協会)及び台湾 SAHTECH との定期会合に際して、産業界の関心が高い韓国化評法及び化管法、台湾毒性化学物質管理法及び職業安全衛生法とそれらの運用について、産業界からの質問や実務上の懸念点を取りまとめ、確認、討議を行ってその結果をフィードバックし、産業界が貿易上直面している運用上の懸念点解消に貢献した。</p> <p>なお、KCMA 及び SAHTECH との定期会合では、製品安全分野から、製品中化学物質に起因する事故原因物質の調査事例(婦人用ズボンによる接触皮膚炎)を紹介し、分野間連携により機構全体として情報交換を行った。</p> <p>上記により、産業界の勉強会に呼ばれるなど、産業界にとって機構が国に代わって台湾との重要なパイプ役となっており、提供する情報により円滑な企業活動に貢献している。</p> <p>さらに、以下の取り組みを行った。</p> <p>・メールによる産業界への情報提供;5回</p>	<p>途上国への技術支援については、命名法の専門知識、化審法に基づく新規化学物質審査やリスク評価の実務経験及び各種データベースの開発・運用知見を有する機構の特異性を生かしてインベントリー作成、データベース開発、リスク評価などの化学物質管理に関する総合的な技術提供を行い、日本型の化学物質管理の考え方及び経験の普及に貢献した。</p> <p>また、我が国の産業界のニーズの把握とニーズにあった情報提供についても、MOU 締結機関との定期会合前後において産業界からの意見聴取とフィードバックを行うとともに平成 28 年度に実施したアジア調査の際に企業ヒアリングも併せて行い、計画どおり達成した。</p>
---	--	---	---

	<p>エ 欧米の関係機関との間で、化学物質管理に係る情報共有などを進め、協</p>	<p>(SAHTECH から 5 回受領。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期会合による意見交換及びそれに伴う産業会への情報提供(2 回) ・KCMA との定期会合(11 月) ・SAHTECH との定期会合(3 月) <p>※参考:MOU を締結した台湾 SAHTECH 及び韓国 KCMA との関係の維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メールでの情報(受領):SAHTECH5 回、両機関への情報(提供):各 5 回 ・メールによる問合せへの対応(提供):KCMA に対し 4 回 ・依頼による講演:KCMA からの依頼:1 回(5 月:ICCP) <p>韓国 KCMA との定期会合で関係性を構築している KEITI(韓国環境産業技術研究院)からの依頼:1 回(12 月:環境及び健康国際シンポジウム 2016)</p> <p><タイ、ベトナム></p> <p>タイにおける有害物質法に基づく新たな制度に関し、経済産業省及び産業界からの要請に基づき、タイ工業省工場局(DIW)に日本の問題意識を認識させる意見交換(6 月)において、制度実施上の懸念点と化審法における対応を説明した。それを聞いた DIW からの要望に応える形で、8 月には、政府間会合において、機構での化審法化学物質と CAS 登録番号との整合プロジェクトから得たインベントリー作成における経験の紹介などを行い、DIW の反応などの結果を経済産業省と共に産業界にフィードバックし、またメールでの企業からの問い合わせにも迅速に対応することにより、産業界が今後のアクションを考える手助けにつながった。これらはタイにおける日本企業の活動の促進につながる成果である。</p> <p>ベトナムについても、タイと同様に、経済産業省の MOC に基づく技術支援(JICA プロジェクト)で得られたインベントリーのパブコメ実施予定という情報を産業界に事前に予告することで、ベトナムでの日本企業の活動の促進に貢献した。</p> <p><中国></p> <p>経済産業省の要請により、日中政策対話(4 月)に参加し、化審法における実務を分かり易く紹介することで、日中の産官の有効な関係構築に貢献した。</p> <p>産業界の関心が高い中国危険化学品環境管理便法の廃止などの情報について、情報を得たタイミングで開催された NITE 講座(7 月)において、企業からの参加者に伝達し、メールでの問い合わせに回答することによって、日本企業の円滑な活動の促進に貢献した。</p> <p>SAWS(中国安監総局)及び MEP(中国環境保護部)からの要請を受けた産業界(中国日本商会)及び在中国日本大使館からの要望を踏まえた経済産業省素材産業課及び化学物質管理課からの要請により、経済産業省とともに、GLP を含めた日本の化審法等における考え方及び経験を伝える意見交換(9 月)を実施し、中国当局に対しても日本型の化学物質管理の考え方の普及及び経験の共有に貢献した。</p> <p>エ 欧米の関係機関との間での化学物質管理に係る情報共有など協力関係の維持・強化</p> <p>●欧米の関係機関との協力関係の維持強化</p> <p><米国 EPA(環境保護庁)></p> <p>経済産業省も交えた定期的な Web 会議 2 回(6 月、3 月)を通じて、日本の PRTR 制度及び PRTR マップ並びに化審法改正の情報共有を行い、協力関係を維持・強化した。また、日米の制度運用比較の参考情報として、米国の PRTR 相当の TRI(有害物</p>		
--	---	--	--	--

	<p>力関係を維持・強化する。また、経済協力開発機構(OECD)のハザード評価タスクフォース会合等において、複合暴露、構造活性相関、試験法開発等の議論に参加し、我が国の化学物質管理手法に有益な情報収集を行うとともに、状況を経済産業省に報告する。</p>		<p>質放出インベントリー:Toxics Release Inventory)制度や新 TSCA(有害物質規制法:Toxic Substances Control Act)の最新情報を、経済産業省等へフィードバックした。</p> <p>また、米国 TSCA 改正後の運用などに関する意見交換(7月)を行い、また職員を米国 EPA に派遣していることで米国 TSCA 改正前後の運用に伴う生の情報やその他 EPA の化学物質管理の進め方などの情報を得ることができた。</p> <p>メンバーが限定される EPA 主催(OECD 事務局も参加)のリスク評価促進にかかるセミナーに参加し、日本の化審法における情報を提供するとともに、各国の状況や今後のアクションなどの情報を継続的に経済産業省及び関係省庁にフィードバックすることにより、日本の化学物質管理制度について国際的な動向を見据えた対応が図られるよう貢献した。</p> <p><欧州 ECHA(化学品庁)></p> <p>ECHA と日本(厚生労働省、環境省、経済産業省及び機構)で合意済みの協力文書(SOI)に基づく具体的な作業計画(Rolling Work Plan:RWP)の更新に伴うホームページ情報の更新(1回)</p> <p>● 経済協力開発機構(OECD)のハザード評価タスクフォース会合等への参加による情報提供と規制の国際統合化に向けた情報収集と報告</p> <p>OECD の会合等において、複合暴露、構造活性相関、試験法開発等の議論への参加又は意見交換を実施し、化審法運用(リスク評価ツールである PRAS-NITE)、日 ASEAN 化学物質管理データベース(日 ASEAN ケミカルセーフティーデータベース:AJCSD)等についての情報提供を行うとともに、それら会合等での議論・検討の情報収集を行い、その結果を経済産業省等へフィードバックし、日本の化学物質管理制度の国際統合化が図られるために貢献した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・OECD ハザード評価タスクフォース会議(6月) また、講演を通じた情報提供と情報収集を行った。 ・ICCP(化学物質管理に係る国際会議)(5月)、ChemicalWatch(世界的に有名な化学系情報誌)規制サミット・アジア(9月)、ChemCon (化学物質規制法及び貿易側面に関する国際会議) the Americas2016(10月)、環境及び健康国際シンポジウム 2016(12月) 	
<p>(3)化学物質管理に関する理解促進、普及啓発 化学物質のリスク等についての国民、事業者、行政機関等の相互の理解促進に向けて、情報の</p>	<p>(3)化学物質管理に関する理解促進、普及啓発 化学物質のリスク等についての国民、事業者、行政機関等の相互の理解促進に向けて、情報の</p>		<p>(3)化学物質管理に関する理解促進、普及啓発</p>	

<p>受け手の側のニーズや提供側の実態等を踏まえながら調査を行い、情報発信を行う。</p>	<p>受け手の側のニーズや提供側の実態等を踏まえながら調査を行い、情報発信を行う。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 様々なステークホルダ間(事業者、国民等)でのリスク伝達方法の向上と普及のため、化学物質管理以外の分野を含めたリスクコミュニケーションで行われている手法や現場の状況等について調査し、事業者や自治体等が活用できる化学物質管理におけるリスクコミュニケーションマニュアルの作成・公表を目指す。</p>		<p><u>ア リスクコミュニケーション手法や現場の実態を調査・化学物質管理におけるリスクコミュニケーションマニュアルの作成</u></p> <p>●<u>リスクコミュニケーションのための情報の整備、提供</u></p> <p>自治体等が主催する講演会等において(参加者は、主に事業者)、ホームページから提供している PRTR マップや PRTR データ分析システムを活用したリスクコミュニケーション(化学物質の管理を適正に行うことを目的として、化学物質に関係する事業者、自治体、地域住民とリスクに関する情報を共有するために行なわれる対話)の方法等に関する説明を行った(全国で計7回以上 東京都2回、埼玉県、神奈川県、愛知県、大阪府、大和市他)。</p> <p>自治体職員に対し、機構主催の PRTR 事務処理講習会や、経済産業省主催の研修での講演を通じて、PRTR データに基づくリスクコミュニケーション等について説明を行った。</p> <p>●<u>化学物質管理におけるリスクコミュニケーションマニュアルの作成、提供</u></p> <p>各分野で関係省庁が作成しているリスクコミュニケーションマニュアルやガイドを網羅的に調査し、リスクコミュニケーションマニュアルを作成した。</p> <p>平成 28 年内に案を作成し、経済産業省、日本化学工業協会へのレビューを行った。また、専門家2名(東京都市大、電力中央研究所)にレビューを依頼し、学術的な観点での意見を聴取した。</p> <p>なお、2. (2)アで述べた PRTR マップを活用した化学物質リスク評価手法を具体的な事例としてマニュアルに記載した。平成 29 年度前半には、図表等の作成、文章の校正等を行い、8 月末には公刊を予定している。</p>	<p>化学物質管理に関する社会人講座を2件実施し、指標を達成するとともに、化学物質管理に関する情報発信を行い、化学物質管理におけるリスクコミュニケーションの現状を調査、リスクコミュニケーションマニュアルを作成し計画を達成した。</p>
---	--	--	---	---

<p>イ 社会人講座を主催するほか、自治体や産業界が開催するセミナー、学生向けセミナー等において、化学物質管理に関する情報発信を行う。</p>	<p>・化学物質管理に関する社会人講座の開催(1件)</p>	<p>イ. 化学物質管理に関する情報発信及び化学物質管理行政において重要度が高い事項が発生した場合の必要に応じた対応</p> <p>●社会人講座の開催・講師派遣・展示</p> <p>事業者向けに社会人講座としてNITE 講座を東京、大阪で開講(25講義)するなど、リスク評価をはじめとした化学物質管理に関する技術情報の効果的な普及を図った。特に、NITE 講座は当初の定員(30名)を超える応募に対応し、計42名の受講者を受け入れる体制を整えるとともに、魅力的な講義の実施に努め各回の平均出席者が33名に達する高い出席率を維持し、ユーザーの希望に沿った講座を開講した。</p> <p>機構が企画した講習会を4回及び講師派遣を30回以上実施した。</p> <p>●ホームページへの情報提供、メールマガジンの配信の実施</p> <p>化学物質管理に関する情報を広く一般に周知するため、機構のホームページを利用し、法規制情報、有害性情報、リスク評価関連情報などについて、最新情報を提供した。また、化学物質に関する事故等についての報道機関からの問い合わせに対応した。情報提供の結果、新聞掲載13回、専門誌を中心に雑誌掲載が2回あった。</p> <p>メールマガジン(呼称:NITE ケミマガ)を通して、毎週、化学物質管理に関するサイトの新着等の情報を提供した(読者は各省庁等において個別に掲載されている化学物質管理に関する最新情報を一括で入手可能である。)。また、講演を行ったセミナー等の会場において「NITE ケミマガ」のチラシを配付するなど周知活動を行った。登録者数は、平成28年度末現在6,554名(平成27年度比約500名増)となった。</p> <p>●パンフレットの配布</p> <p>化学物質管理センターの業務を紹介するため、化学物質管理センターパンフレット(約1,100部)やCHRIPパンフレット(約800部)、リスク評価に関する解説本である「化学物質と上手に付き合うために」(約100部)等の配付を行い、機構の活動の理解促進に努めた。</p> <p>●学生向けセミナー等</p> <p>平成21年12月14日付けで締結した「国立大学法人横浜国立大学と独立行政法人製品評価技術基盤機構との連携・協力に関する包括協定」に基づき、横浜国立大学において、修士向けリスクコミュニケーション講座を開講した。化学物質管理センターが公開する情報やコンテンツ(CHEM-nite、生活行動パターン)を学生研究で活用し、消費生活用製品に含有する化学物質の暴露評価手法等に関する調査・解析を協力して行う覚書を締結した。</p>	<p>化学物質管理に関する社会人講座2件実施しており、指標も含め計画を達成した。</p>
---	--------------------------------	--	--

<p>4. その他参考情報 特になし。</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3	バイオテクノロジー		
業務に関連する政策・施策	1 経済産業 1-3 イノベーション 2 個別産業 2-1 ものづくり 4 中小・地域 4-4 地域産業 5 エネルギー・環境 5-2 新エネルギー・省エネルギー	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	独立行政法人製品評価技術基盤機構法 特許法施行規則 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(カルタヘナ法)
当該項目の重要度、難易度	【重要度:高】 4. 生物遺伝資源の利用促進	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0479

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年 度値等)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の産業上の使用等の申請に関する事前審査件数	全件実施	(参考)過去3年平均 185件	—	—	—	166件 (全件実施)	354件 (全件実施)	予算額(千円)	8,417,379 の内数	9,526,907 の内数	22,542,448 の内数	1,927,719	1,776,922
カルタヘナ法に基づく立入検査の実施件数	全件実施	(参考)過去3年平均 12件	—	—	—	12件 (全件実施)	12件 (全件実施)	決算額(千円)	7,309,699 の内数	7,706,062 の内数	17,752,154 の内数	1,924,228	1,950,231
製品事故の原因物質解析の実施件数	生体分子解析技術による解析が必要な全数を実施	(参考)過去3年平均 15件	—	—	—	—	16件 (生体分子解析技術による解析が必要な全数を実施)	経常費用(千円)	2,076,940	1,998,404	2,270,452	2,106,488	1,962,080
収去・検出手順書の作成件数	3件	—	—	—	—	—	5件	経常利益(千円)	▲13,774	▲7,413	▲8,866	▲12,908	25,945
有害菌の判別方法や微生物生態系影響評価手法等の規格化に関するニーズ調査件数	3件以上	—	—	—	—	—	5件	行政サービス実施コスト(千円)	—	—	—	2,256,396	2,225,964
分析・解析結果の関係省庁等への情報提供件数	2件	—	—	—	—	6件	4件	従事人員数	408の内数	407の内数	422の内数	77	80
生体由来製品の鑑別方法に係る規格原案(改正案を含む)の作成件数	2件	—	—	—	—	4件	2件						

有害菌リストの更新回数	参照先資料の更新に伴い全数を実施	(参考)平成26年度実績 4回(平成26年度から実施)	-	-	-	-	3回 (参照先資料の更新に伴い全数を実施)							
特許法に基づく特許微生物の寄託の実施件数	全件実施	(参考)過去3年平均 332件	-	-	-	248件 (全件実施)	294件 (全件実施)							
微生物遺伝資源の増加数	産業界からのニーズを踏まえ、100株以上	-	-	-	-	195株	186株							
微生物遺伝資源の提供数	ユーザーからの依頼に基づき全数を実施	(参考)過去3年平均 7,876件	-	-	-	-	8,898株 (ユーザーからの依頼に基づき全数を実施)							
微生物遺伝子機能検索データベース(MiFuP)への検索対象微生物の遺伝子情報の追加	30種類以上	-	-	-	-	10機能	59種類							
二次代謝産物合成遺伝子データベース(DoBISCUIT)への遺伝子クラスター情報の追加	3種類以上	-	-	-	-	-	3種類							
各国の規制法等とその運用実態に関する情報の提供	3件	-	-	-	-	-	6件							
生物遺伝資源の利用に関する関連法等の情報提供	5つ以上の国・地域。なお、その際、国別の規制内容に加え規制プロセスなど国内企業にとってより有用性の高い付加的な情報等の提供にも努めるものとする。	-	-	-	-	8カ国・地域分	6つの国・地域							

海外生物遺伝資源のニーズがある国内企業に対する国別アクセス手引き書の公開数	2カ国分(更新を含む。)	—	—	—	—	—	2カ国分						
二国間協力の共同事業に関する契約の見直し	2ヶ国	—	—	—	—	—	2カ国						
ACMにおける情報交換を実施する機関数	13機関	—	—	—	—	—	25機関						
企業等のニーズ調査の実施件数	10機関以上	—	—	—	—	42件	24機関						
企業や公設試験研究機関等との共同事業等の実施件数	8件以上	—	—	—	—	16件	14件						
地域微生物資源を活用したブランド創出事業支援数	3件	—	—	—	—	—	5件						
バックアップサービス利用促進のための事業者等訪問数	35機関以上	—	—	—	—	—	98機関						
微生物遺伝資源の取扱い等の問合せへの対応件数	100件以上	—	—	—	—	146件	126件						
微生物遺伝資源の産業界における利用促進に資する講習会や小中高生向けの普及啓発活動の実施	3件	—	—	—	—	3件	3件						
業務活動の成果を発信する情報提供の実施件数	10件以上	(参考)内訳 6件(メールマガジンの発行)、4件(展示会・学会等の出展)	—	—	—	—	10件						

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
Ⅱ－3. バイオテクノロジー分野				<p>全体評価:A</p> <p>指標を含め事業計画の初期の目標を全て達成したことに加え、以下について、機構独自の知見・技術や連携を活かして主体的に取り組を行い、行政や産業界、国民に積極的に働きかけることにより、社会や産業界に対し事業計画で求められる水準を超える効果を生み出し、安全・安心な国民生活や健全で持続性のある産業発展に貢献。</p> <p>○機構が解析した原因究明結果の医薬部外品原料規格への反映</p> <p>事故原因の解明にとどまらず、再発防止を見据えて機構自ら主体的にアレルギー原因物質の確認試験方法等を開発し、「医薬部外品原料規格」の改正に寄与したことは、消費者の安全確保のみならず、化粧品業界の安全性確保、信用回復にも寄与しており、計画を超える大きな成果。</p> <p>○健全な市場確保のための獣毛繊維混用率試験方法の国際標準化</p> <p>獣毛繊維の従来は鑑別方法は目視のみであったところ、簡便かつ短期間で実施可能な客観的手法の試験を開発し、目視判定が困難な製品の鑑別信頼性向上に貢献するだけでなく、試験手法を規格化し、国際標準化することで、健全な市場確保(カシミア製品の世界市場規模:900 億円)や、正しい品質表示による消費者の保護にも貢献するものであり、計画を超える大きな成果。</p> <p>○生物多様性条約名古屋議定書担保方法の提案と締結実現への貢献</p> <p>機構が有する日本随一の海外生物資源へのアクセスに係る知見・ノウハウを生かし、日本企業の不利益を回避する対応策を自ら先んじて検討を行い、日本で取得されたことを示す書類を発給する仕組みを経済産業省に提案した結果、6 省により仕組みが採用され、名古屋議定書の締結に至ったことは、今後、日本企業が海外の生産拠点で微生物を利用する場合などの手続きを容易かつ円滑にし、バイオ産業の推進に貢献するものであり、計画を超える大きな成果。</p> <p>○地域微生物資源を活用したブランド創出事業の支援</p> <p>これまでの地域ブランド創出支援に加え、機構と地域の公設試験研究機関(公設試)等の双方の技術を活用した、地域イノベーション促進という新たな事業モデルを構築できたことは、産業・経済活性化の取組を加速化する成果。</p> <p>機構が直接技術的な支援を行うのみでなく、機構の知見やノウハウを地域の公設試等に移転したことは、地方創成の推進への貢献につながる成果。</p> <p>○機構内連携による繊維製品事故の原因究明と再発防止への貢献(再掲)</p> <p>製品安全分野から依頼された T シャツによる皮膚障害については、バイオテクノロジー分野の高度なタンパク室分析技術を活かして、製品中に存在する原因物質の特定とその含有量を測定し、その結果を化学物質管理分野、製品安全分野と共有することにより、迅速に事故の原因を特定することができた。</p> <p>複雑化する事故原因の解明は、様々な専門性を有し迅速かつ機動的な連携が可能な機構にしかできない取組であり、これまでの原因解明から新たな取組み方の事例を構築したことは、計画を超える大きな成果。</p>

				<p>さらに、機構が実施した事故原因究明が、厚労省から関連する業界への通知や、都道府県や業界団体の取組につながったことは、同様の事故の再発防止による国民の安全確保にも多大な貢献。</p> <p>(NITE 評価・計画諮問会議委員からのコメント)</p> <p>・名古屋議定書国内担保措置について機構が足場を作ったことは評価できる。</p>												
<p>1. 生物遺伝資源に関する安全性確保</p> <p>バイオ産業の健全な発展のため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(以下「カルタヘナ法」という。)の執行・支援及び情報提供を行う。</p> <p>(1)申請の事前審査・技術的サポート</p> <p>経済産業省の要請に基づき、カルタヘナ法における大臣確認のための事前審査及び技術的支援を行う。</p>	<p>1. 生物遺伝資源に関する安全性確保</p> <p>バイオ産業の健全な発展のため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(以下「カルタヘナ法」という。)の執行・支援及び情報提供を行う。</p> <p>(1)申請の事前審査・技術的サポート</p> <p>経済産業省の要請に基づき、カルタヘナ法における大臣確認のための事前審査及び技術的支援を行う。</p>	<p>・カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の産業上の使用等の申請に関する事前審査件数(全件実施)(参考)過去3年平均185件</p>	<p>1. 生物遺伝資源に関する安全性確保</p> <p>機構は、遺伝子組換え生物等による生物多様性への影響を防止するための国際的な取決めに基づく国内措置を定めた遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(以下「カルタヘナ法」という。)について、経済産業省が行う遺伝子組換え生物等の使用に係る運用に対して、事前審査や相談窓口などの技術的なサポートを実施した。</p> <p>また、バイオテクノロジーの産業利用における社会的リスクの低減に寄与するため、安全性等を評価する技術基準等の作成や、微生物安全情報等の提供を実施した。</p> <p>(1)申請の事前審査・技術的サポート</p> <p>カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の産業上の使用等に関する大臣確認のための事業者からの申請に基づく事前審査を354件(全件)実施した。このうち、これまでに審査したことがない産業廃棄物事業者からの廃棄の申請や展示のみを目的とした案件について、機構が蓄積している過去の審査案件との比較により作成した対応案を機構より経済産業省に提案し、事業者の業務に支障がでないような対応を行った。</p> <p>また、カルタヘナ法の審査を行う経済産業省の産業構造審議会商務流通情報分科会バイオ小委員会バイオ利用評価WG(産構審WG)に対する審査資料の作成等の審査支援(5件)を実施した。このうち、過去に類似の事例があることを理由に産構審WGに諮らず委員長判断となったものについては、書類の確認と事業所への現地調査も実施し、経済産業省を支援した。さらに、事業者からの照会等への対応を合計132件実施した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の産業上の使用等の申請件数</td> <td></td> <td>359件</td> <td>169件</td> </tr> <tr> <td>うち、機構による事前審査対象件数</td> <td></td> <td>354件 (全件実施)</td> <td>166件 (全件実施)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	年度	平成28年度	平成27年度	カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の産業上の使用等の申請件数		359件	169件	うち、機構による事前審査対象件数		354件 (全件実施)	166件 (全件実施)	<p>カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え微生物等の産業上の使用等の申請に関する事前審査を全件実施し、指標を達成した。</p> <p>なお、これまでに審査したことがない案件に関し、機構が蓄積している過去の審査案件との比較により作成した対応案を機構から経済産業省に提案することにより、事業者の円滑な業務遂行を支援した。</p> <p>また、産業構造審議会商務流通情報分科会バイオ小委員会バイオ利用評価WGへの審査支援について、これまで当該委員会において委員長判断となった案件に関し、現地調査を行う等、経済産業省を技術的側面から支援した。</p>
項目	年度	平成28年度	平成27年度													
カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の産業上の使用等の申請件数		359件	169件													
うち、機構による事前審査対象件数		354件 (全件実施)	166件 (全件実施)													

うち、産構審 WG による審査対象となり、機構が当該審査に技術的支援を実施した件数	5 件 ※	3 件
事業者からの照会等への対応件数	132 件	126 件
内 訳	面談による事前相談	13 件
	電子メールによる問い合わせ	58 件
	電話による問い合わせ	61 件

※産構審 WG に諮らず委員長判断となった案件を含む。

政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容

カルタヘナ法に関して、経済産業省商務流通情報分科会バイオ小委員会によるバイオテクノロジーに係る規制の見直しの必要性についての中間報告や、研究開発から産業利用への円滑な移行のための申請手続きの緩和や我が国の比較的厳しい遺伝子組換え生物の使用に係る規制における国際調和といった事業者からのニーズを踏まえ、国が一定の拡散防止措置を講じた施設を確認することで包括的に遺伝子組換え生物等の使用に関する申請ができる仕組みを経済産業省に提案した。

(2)GILSP 遺伝子組換え微生物リストの告示原案の作成
経済産業省の要請に基づき、「遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号の規定に基づき経済産業大臣が定める GILSP 遺伝子組換え微生物(※)」の原案作成を行う。

※

(2)GILSP 遺伝子組換え微生物リストの告示原案の作成
経済産業省の要請に基づき、「遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号の規定に基づき経済産業大臣が定める GILSP 遺伝子組換え微生物(※)」の原案作成を行い、経済産業省に報告

(2)GILSP 遺伝子組換え微生物リストの告示原案の作成

最小限の拡散防止措置を執ることにより使用等することができるものとして大臣が告示で定める GILSP 遺伝子組換え微生物のリストについて、経済産業省からのリストへの追加及び見直しの要請 1 件に対して告示改正原案の作成を確実に実施し経済産業省に報告した。この際、GILSP 告示の記載方法の変更に伴い、遺伝子の安全情報の調査範囲が申請者の指定領域以外も確認が必要となったが、滞りなく調査を実施した。なお、平成 28 年度は、経済産業省の要請により、2 回に分けて告示改正原案を提出し、1 回目については 11 月に告示が改正され、2 回目については、産構審 WG にて審議され、了承された。

また、経済産業省の産構審 WG での GILSP 告示の改正及び告示の記載方法の変更について審議するための資料を作成するなど技術的支援を実施した。

さらに、GILSP 遺伝子組換え微生物リストの作成にあたり、業務効率化のため、遺伝子の安全情報の検索とリスト案作成のためのマニュアルをリバイスし、詳細な手順書を作成した。

項目	年度	平成 28 年度	平成 27 年度
GILSP 告示原案の作成件数		2 件 (全件実施)	1 件 (全件実施)

経済産業省の要請に基づく GILSP 告示原案の作成を全件実施し、指標を達成した。

<p>GILSP(Good industrial Large Scale Practice) 遺伝子組換え微生物：特殊な培養条件下以外では増殖が制限されること、病原性がないこと等のため最小限の拡散防止措置を執ることにより使用等を行うことができるものとして、経済産業大臣等が定めるもの。</p>	<p>するとともに、審議会での検討について技術的な支援を行う。 (※ GILSP(Good industrial Large Scale Practice) 遺伝子組換え微生物：特殊な培養条件下以外では増殖が制限されること、病原性がないこと等のため最小限の拡散防止措置を執ることにより使用等を行うことができるものとして、経済産業大臣等が定めるもの。)</p>												
<p>(3) 立入検査 カルタヘナ法に基づく製造事業者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。</p>	<p>(3) 立入検査 カルタヘナ法に基づく製造事業者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。</p>	<p>・カルタヘナ法に基づく立入検査の実施件数(全件実施)(参考)過去3年平均12件</p>	<p>(3)立入検査 経済産業省からの指示12件(全件)に対し、事業者の法令遵守状況について立入検査を実施した。結果は経済産業省に報告した。</p> <table border="1" data-bbox="667 1627 1647 1753"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カルタヘナ法に基づく立入検査の実施件数</td> <td></td> <td>12件 (全件実施)</td> <td>12件 (全件実施)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	年度	平成28年度	平成27年度	カルタヘナ法に基づく立入検査の実施件数		12件 (全件実施)	12件 (全件実施)	<p>カルタヘナ法に基づく立入検査を全件実施し、指標を達成した。</p>	
項目	年度	平成28年度	平成27年度										
カルタヘナ法に基づく立入検査の実施件数		12件 (全件実施)	12件 (全件実施)										

<p>(4)バイオテクノロジーを活用した安全性等評価 製品安全及び消費者安全行政を支援するため、製品安全分野が実施する重大製品事故及び非重大製品事故の原因究明調査のうち、人体に悪影響を及ぼす化学物質等に係る製品事故について、製品安全分野からの依頼に基づき、バイオテクノロジーを利用した原因分析を行い、その分析結果を報告する。</p>	<p>(4)バイオテクノロジーを活用した安全性等評価 製品安全及び消費者安全行政を支援するため、製品安全分野が実施する重大製品事故及び非重大製品事故の原因究明調査のうち、人体に悪影響を及ぼす化学物質等に係る製品事故について、製品安全分野からの依頼に基づき、バイオテクノロジーを利用した原因分析を行い、その分析結果を報告する。 具体的には、工業製品等に関係したアレルギーに関する製品事故について、生体分子解析技術を必要とする事故原因究明に関して、その原因物</p>	<p>・製品事故の原因物質解析の実施件数(生体分子解析技術による解析が必要な全数を実施)(参考)過去3年平均15件</p>	<p>(4)バイオテクノロジーを活用した安全性等評価 機構の製品安全センターからの内部依頼に基づき、アレルギー等に関する製品事故の原因物質の特定を16件(全件)実施し、製品安全センターへ報告した。その後、事故原因が機構の「事故動向等解析専門委員会」の審議を経て公表された。 そのうち5件は、原因物質を特定したことによって、事業者による回収処置が講じられた。また、厚生労働省の研究事業の成果として設立された皮膚安全性症例情報ネットワーク(SSCI-Net)に対して、再発状況の確認・監視のため、2件の情報を提供した。 さらに、同一物質による事故4件について、今後異なる製品における同種多発案件となる可能性があるため、化学物質管理センターへ情報提供した。</p> <p>政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容 機構の取組が特に社会や産業界に大きく貢献した内容 ●機構内連携による繊維製品事故の原因究明と再発防止への貢献 平成28年9月、マリンスポーツイベントで配布されたTシャツを着用したところ、100名以上が火傷のような皮膚炎を発症した事故について、製品安全センターからの依頼に基づき、高度なタンパク質分析技術を活かして原因物質の特定とその含有量を測定し、結果を製品安全センターへ報告するとともに、化学物質管理センターにおけるリスク評価のための情報提供を行った。その結果、プリント前処理剤として使用された物質のうち、製品から検出された塩化ジデシルジメチルアンモニウム(DDAC)が皮膚障害を起こす曝露量まで残留する製造工程に問題があったことを約3ヶ月という短期間で特定した。社会的に関心が高い製品事故であり、皮膚障害を引き起こした原因物質の特定とリスク評価の結果を経済産業省及び厚生労働省に報告したところ、厚生労働省によりTシャツプリント加工を行う事業者に対して製造方法の安全性確認及び最終製品の安全性確保を行うことにより再発防止を図るよう周知依頼する通知が発出された。さらに、一般社団法人日本オリジナルTシャツ協会は、機構の調査結果や厚生労働省の通知を元に、プリント加工業者や資材メーカーに対して、安全性の根拠の提示や、加工試験を確実に実施するよう呼びかけを行った。</p>	<p>製品事故のうち、生体分子解析技術による解析が必要な原因物質解析を全件実施し、指標を達成した。</p> <p>業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献(再掲) 製品安全分野から依頼されたTシャツによる皮膚障害については、バイオテクノロジー分野の高度なタンパク室分析技術を活かして、製品中に存在する原因物質の特定とその含有量を測定し、その結果を化学物質管理分野、製品安全分野と共有することにより、迅速に事故の原因を特定することができた。 複雑化する事故原因の解明は、様々な専門性を有し迅速かつ機動的な連携が可能な機構にしかできない取組であり、これまでの原因解明から新たな取組み方の事例を構築したことは、計画を超える大きな成果。 さらに、機構が実施した事故原因究明が、厚労省から関連する業界への通知や、都道府県や業界団体の取組につながったことは、同様の事故の再発防止による国民の安全確保にも多大な貢献。</p>	

	質を解析する。																																	
<p>(5)バイオテクノロジーを活用した安全性等評価手法の開発</p> <p>バイオテクノロジーを活用した安全性等の評価をするための手法を開発するとともに、技術基準や規格等について、経済産業省や関連団体に対し、技術的支援や提案を行う。</p>	<p>(5)バイオテクノロジーを活用した安全性等評価手法の開発</p> <p>バイオテクノロジーを活用した安全性等の評価をするための手法を開発するとともに、技術基準や規格等について、経済産業省や関連団体に対し、技術的支援や提案を行う。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p>	<p>・安全性等に関わる関係機関等への情報提供、規格等原案、手順書の作成、ニーズ調査等件数(10件以上。なお、その際、より社会的貢献度の高い規格等の原案の作成に努めるものとする。)</p>	<p>(5)バイオテクノロジーを活用した安全性等評価手法の開発</p> <p>微生物の安全で適切な利用のために、バイオテクノロジーを活用した安全性等評価するための手法を開発するとともに、技術基準や規格等について、経済産業省や関連団体に対し、技術的支援や提案を行った。安全性等に関わる関係機関等への情報提供、規格等原案、手順書の作成、ニーズ調査等については、遺伝子組換え微生物の収去・検出手法等、有害菌の判別方法や微生物生態系影響評価手法等の規格化に関するニーズ調査、防腐剤、加水分解タンパク質等の化粧品原料に関するバイオテクノロジーを活用した分析・解析及び分子生物学的な技術を活用した生体由来製品(天然タンパク質繊維)の鑑別方法の開発において、産業利用の頻度の高い微生物に係る規格等原案作成や化粧品原料に関する解析結果の情報提供、生体由来製品の鑑別手法開発等を16件実施した。</p> <table border="1" data-bbox="667 630 1647 1900"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="667 630 1454 714">安全性等に関わる関係機関等への情報提供、規格等原案、手順書の作成、ニーズ調査等件数</td> <td data-bbox="1454 630 1647 714">16件</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 714 934 1060" rowspan="4">イ. 遺伝子組換え微生物の収去・検出手法等</td> <td data-bbox="934 714 1454 798">遺伝子組換えグラム陰性細菌の収去・検出標準作業手順書原案</td> <td data-bbox="1454 714 1647 798"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="934 798 1454 882">遺伝子組換えグラム陽性細菌の収去・検出標準作業手順書原案</td> <td data-bbox="1454 798 1647 882"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="934 882 1454 966">遺伝子組換え放線菌の収去・検出標準作業手順書原案</td> <td data-bbox="1454 882 1647 966"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="934 966 1454 1060">遺伝子組換え糸状菌の収去・検出標準作業手順書原案</td> <td data-bbox="1454 966 1647 1060"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 1060 934 1312" rowspan="2">ウ. 有害菌の判別方法や微生物生態系影響評価手法等の規格化に関するニーズ調査</td> <td data-bbox="934 1060 1454 1165">企業訪問件数</td> <td data-bbox="1454 1060 1647 1165">4件</td> </tr> <tr> <td data-bbox="934 1165 1454 1312">アンケート調査</td> <td data-bbox="1454 1165 1647 1312">1件</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 1312 934 1648" rowspan="3">エ 防腐剤、加水分解タンパク質等の化粧品原料に関するバイオテクノロジーを活用した分析・解析</td> <td data-bbox="934 1312 1454 1396">学会及び医療機関へのイソチアゾリン系防腐剤のアレルギー発症メカニズムに関する情報提供</td> <td data-bbox="1454 1312 1647 1396"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="934 1396 1454 1480">製品安全センターへの過硫酸塩によるアナフィラキシー発症の原因究明結果に関する情報提供</td> <td data-bbox="1454 1396 1647 1480"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="934 1480 1454 1648">共同研究先への加水分解コムギの原因タンパク質の解析結果に関する情報提供</td> <td data-bbox="1454 1480 1647 1648"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 1648 934 1900" rowspan="2">オ 分子生物学的な技術を活用した生体由来製品(天然タンパク質繊維)の鑑別方法の開発</td> <td data-bbox="934 1648 1454 1690">ラクダ、アルパカ繊維混用率算定試験方法</td> <td data-bbox="1454 1648 1647 1690"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="934 1690 1454 1900">カシミヤ、ヒツジ、ヤク繊維混用率算定試験方法</td> <td data-bbox="1454 1690 1647 1900"></td> </tr> </table>	安全性等に関わる関係機関等への情報提供、規格等原案、手順書の作成、ニーズ調査等件数		16件	イ. 遺伝子組換え微生物の収去・検出手法等	遺伝子組換えグラム陰性細菌の収去・検出標準作業手順書原案		遺伝子組換えグラム陽性細菌の収去・検出標準作業手順書原案		遺伝子組換え放線菌の収去・検出標準作業手順書原案		遺伝子組換え糸状菌の収去・検出標準作業手順書原案		ウ. 有害菌の判別方法や微生物生態系影響評価手法等の規格化に関するニーズ調査	企業訪問件数	4件	アンケート調査	1件	エ 防腐剤、加水分解タンパク質等の化粧品原料に関するバイオテクノロジーを活用した分析・解析	学会及び医療機関へのイソチアゾリン系防腐剤のアレルギー発症メカニズムに関する情報提供		製品安全センターへの過硫酸塩によるアナフィラキシー発症の原因究明結果に関する情報提供		共同研究先への加水分解コムギの原因タンパク質の解析結果に関する情報提供		オ 分子生物学的な技術を活用した生体由来製品(天然タンパク質繊維)の鑑別方法の開発	ラクダ、アルパカ繊維混用率算定試験方法		カシミヤ、ヒツジ、ヤク繊維混用率算定試験方法		<p>遺伝子組換え微生物の収去・検出手法に係る標準作業手順書案等安全性等に関わる関係機関等への情報提供、規格等原案、手順書の作成、ニーズ調査等を16件実施し、指標を達成した。その際、産業利用の頻度の高い微生物を対象にする等、より社会的貢献度高い規格等原案の作成に努めた。</p>	
安全性等に関わる関係機関等への情報提供、規格等原案、手順書の作成、ニーズ調査等件数		16件																																
イ. 遺伝子組換え微生物の収去・検出手法等	遺伝子組換えグラム陰性細菌の収去・検出標準作業手順書原案																																	
	遺伝子組換えグラム陽性細菌の収去・検出標準作業手順書原案																																	
	遺伝子組換え放線菌の収去・検出標準作業手順書原案																																	
	遺伝子組換え糸状菌の収去・検出標準作業手順書原案																																	
ウ. 有害菌の判別方法や微生物生態系影響評価手法等の規格化に関するニーズ調査	企業訪問件数	4件																																
	アンケート調査	1件																																
エ 防腐剤、加水分解タンパク質等の化粧品原料に関するバイオテクノロジーを活用した分析・解析	学会及び医療機関へのイソチアゾリン系防腐剤のアレルギー発症メカニズムに関する情報提供																																	
	製品安全センターへの過硫酸塩によるアナフィラキシー発症の原因究明結果に関する情報提供																																	
	共同研究先への加水分解コムギの原因タンパク質の解析結果に関する情報提供																																	
オ 分子生物学的な技術を活用した生体由来製品(天然タンパク質繊維)の鑑別方法の開発	ラクダ、アルパカ繊維混用率算定試験方法																																	
	カシミヤ、ヒツジ、ヤク繊維混用率算定試験方法																																	

ア カルタヘナ法に関連して、経済産業省が行う合成生物学等の規制のあり方に関する検討に参画し、技術的支援を行う。

イ カルタヘナ法に関連して、事業者において遺伝子組換え微生物が漏洩した場合の立入検査を想定し、放線菌等に対する収去・検出手法等の開発を行い、手順書の作成を行う。

・収去・検出手順書の作成件数(3件)

ア カルタヘナ法に関連して経済産業省が行う合成生物学等の規制のあり方に関する検討への参画及び技術的支援

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が一般財団法人バイオインダストリー協会に委託した「遺伝子組換え生物等の閉鎖系使用に係る規制のあり方に関する検討」に委員として参画し、合成生物学の規制のあり方について専門的な立場から知見を述べた。また、10月にアメリカ及びイギリスで行われた合成生物学の学会に参加し、世界で行われている合成生物学に係る最新の知見を収集するとともに、各国の遺伝子組換え生物や合成生物学の規制の現状について、リスク評価を行っている規制当局にヒアリングし、情報収集を行った。

イ 遺伝子組換え微生物の収去・検出手法等の開発及び手順書の作成

遺伝子組換え微生物が漏洩した際、カルタヘナ法に基づく立入検査の一環として生物の収去を行うが、その生物が遺伝子組換え生物であるか否かを確実に判断するために、収去・検出手法等の開発を実施し、手順書を5件作成した。

収去・検出標準作業手順書の種類	進 捗
遺伝子組換えグラム陰性細菌	検証実験を実施し、作業手順書原案を作成。当該原案が機構の検出技術検討委員会において了承され、外部専門家の高い信頼性を得た。また、他の微生物における手順書と統合することが機構の検出技術検討委員会において了承されたことから、今後、当該統合原案を作成し、経済産業省の立入検査作業手順書として平成29年度の産構審WGにおいて承認されることを目指す。
遺伝子組換えグラム陽性細菌	検証実験を実施し、作業手順書原案を作成。当該原案が機構の検出技術検討委員会において了承され、外部専門家の高い信頼性を得た。また、他の微生物における手順書と統合することが機構の検出技術検討委員会において了承されたことから、今後、当該統合原案を作成し、経済産業省の立入検査作業手順書として平成29年度の産構審WGにおいて承認されることを目指す。
遺伝子組換え放線菌	検証実験を実施し、作業手順書原案を作成。当該原案が機構の検出技術検討委員会において了承され、外部専門家の高い信頼性を得た。また、他の微生物における手順書と統合することが機構の検出技術検討委員会において了承されたことから、今後、当該統合原案を作成し、経済産業省の立入検査作業手順書として平成29年度の産構審WGにおいて承認されることを目指す。
遺伝子組換え糸状菌	検証実験を実施し、作業手順書原案を作成。当該原案が機構の検出技術検討委員会において了承され、

収去・検出手順書の作成を5件実施し、指標を達成した。

			<p>外部専門家の高い信頼性を得た。また、他の微生物における手順書と統合することが機構の検出技術検討委員会において了承されたことから、今後、当該統合原案を作成し、経済産業省の立入検査作業手順書として平成 29 年度の産構審 WG において承認されることを目指す。</p> <p>遺伝子組換えウイルス (タバコモザイクウイルス)</p> <p>産業二種使用として申請されているウイルスとして、環境漏洩時に感染力を保持したままとなり生物多様性へ影響する可能性があるという調査結果から、年度当初予定していなかった作業手順書を作成することとなった。外部専門家の助言などから検証実験の必要性はないと判断され、機構の検出技術検討委員会においても作業手順書の作成のみで了承されたことから、作業手順書原案を作成。機構の検出技術検討委員長への報告の結果、了承が得られた。</p> <p>遺伝子組換えウイルス (バキュロウイルス)</p> <p>遺伝子組換えバキュロウイルスの環境漏洩時の検出検証のため、基礎データ収集を目的とした①水環境及び土壌に漏洩した DNA の消長確認実験を実施。続いて①の実験データを活用し②疑似遺伝子組換えバキュロウイルス(ポリヘドリン欠損バキュロウイルス)を用いた模擬環境漏洩実験を実施し、遺伝子組換えバキュロウイルスの環境からの検出が可能であること及び環境漏洩しても感染能力が無く生物多様性への影響がない(安全)ことが確認された。①及び②の実験結果を機構の検出技術検討委員会に報告し、検出のための作業手順書は不要であることが承認された。</p>	
	ウ 有害菌の判別方法や微生物生態系影響評価手法等の規格化を検討するため、関連業界におけるニーズ調査を行う。	・有害菌の判別方法や微生物生態系影響評価手法等の規格化に関するニーズ調査件数(3件以上)	<p>ウ 有害菌の判別方法や微生物生態系影響評価手法等の規格化に関するニーズ調査</p> <p>平成 27 年度に学会等において研究者を対象として公開したバイオテクノロジーを活用したバイオレメディエーションにおける安全性等の評価手法(<i>Acinetobacter</i> 細菌を正しく分類する評価手法(MLSA 法)、自然環境に微生物を投入した際の生態系への影響を評価するための手法(微生物生態系影響評価手法))に係る作業手順書案について、産業界等での利用を促進するため、機構のホームページより公開した。また、バイオレメディエーション事業や土壌改良事業を実施している企業に対し、バイオレメディエーションにおける安全性評価手法とその規格化についてニーズ調査を行うため、企業訪問を 4 件実施するとともに、機構が協定を締結している技術士会の協力を得て、バイオレメディエーション事業を実施もしくは興味を有する企業に所属する技術士にアンケートを実施した。</p>	有害菌の判別方法や微生物生態系影響評価手法等の規格化に関するニーズ調査を 5 件実施し、指標を達成した。
	エ 防腐剤、加水分解タンパク質等の化粧品原料等に	・分析・解析結果の関係省庁等への情報提供件数(2件)	<p>エ 防腐剤、加水分解タンパク質等の化粧品原料に関するバイオテクノロジーを活用した分析・解析</p> <p>添加物によるショック等の健康被害が発生した化粧品原料について、バイオテクノロジーを活用し原因究明を実施し、規制当局等に情報提供した。</p>	防腐剤、加水分解タンパク質等の化粧品原料等に関するバイオテクノロジーを活用した分析・解析結果の関係省庁等への情報提供を 4 件実施し、指標を達成した。

ついて、バイオテクノロジーを活用した分析・解析を行い、関係省庁等へその結果を提供する。

対象物質	内容
防腐剤	一般家庭用品への添加も認められているイソチアゾリノン防腐剤の分離・精製を実施し、精製した物質を学会及び医療機関に提供した。その結果、当該物質が非常に強力な感作性物質であることが明らかとなり、イソチアゾリノン防腐剤がアレルギーを発症させる仕組みを解明した。
脱色剤	重篤なアレルギーを発症させた頭髪用脱色剤に関して、製品事故原因究明のため、生体分子解析技術の応用により、脱色剤成分の過硫酸塩の種別を判別する方法を開発し、原因がアレルギーの前例が少ない低分子物質である過硫酸ナトリウム及び過硫酸カリウムであることを解明した。当該結果について、製品安全センターに報告した。
加水分解タンパク質	重篤なアレルギーを発症させた加水分解コムギに関するプロテオーム解析を実施し、原因となった小麦含有タンパク質を確定した。当該結果について、共同研究先である藤田保健衛生大学に報告した。 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく「医薬部外品原料規格」の改正のための基礎データとするため、コラーゲン及び加水分解コラーゲンのプロテオーム解析を実施した。その結果について、経済産業省に報告するとともに、共同研究先の国立医薬品食品衛生研究所を通じ厚生労働省等へ新規測定方法を用いた分析・解析結果等を報告した。

政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容

機構の取組が特に社会や産業界に大きく貢献した内容

●機構が解析した原因究明結果の医薬部外品原料規格への反映

平成 22 年頃、小麦を加水分解した成分を含有した石鹸を使用し、パンや麺類など小麦を含有する食品を食べた後運動した際にアナフィラキシー(重篤な運動誘発性アレルギー反応)を発症した人が 2 千名以上発生し、そのうち約 2 百名以上が救急搬送されるという事態となった製品事故について、平成 26 年に他機関と連携し、加水分解小麦の製造工程で小麦粉に含まれるグルテン(タンパク質の一種)が、化学変化を起こし、強力なアレルギー原因物質を生成することを突き止めた後、再発防止策として、安全性の規格化を目指し、アレルギー原因物質の確認試験方法の開発、基礎データの取得を実施した。その成果として、経済産業省と厚生労働省に原因物質の確認試験方法を情報提供した。これらの結果を踏まえ、厚生労働省は、機構が開発した原因物質の確認試験方法をそのまま、安全基準の判定方法として採用し、平成 29 年 3 月に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく「医薬部外品原料規格」を改正した。厚生労働省からの通知を受け、各都道府県は医薬部外品を製造する事業者や関連団体に規格の遵守を周知し、今後は安全性が確保された製品のみが流通すると見込まれる。(石けんや化粧品等医薬用部外品の市場規模:約 9 千億円)

業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献

事故原因の解明にとどまらず、再発防止を見据えて機構自ら主体的にアレルギー原因物質の確認試験方法等を開発し、「医薬部外品原料規格」の改正に寄与したことは、消費者の安全確保のみならず、化粧品業界の安全性確保、信用回復にも寄与しており、計画を超える大きな成果。

オ 分子生物学的な技術を活用し、生体由来製品(天然タンパク質繊維)の鑑別方法を業界団体と連携して開発する。

・生体由来製品の鑑別方法に係る規格原案(改正案を含む)の作成件数(2件)

オ 分子生物学的な技術を活用した生体由来製品(天然タンパク質繊維)の鑑別方法の開発

業界団体にヒアリングを実施し、生体由来製品の信頼性向上のために繊維判定の高精度化が必要なことが判明した、カシミヤ繊維との目視鑑別が困難なラクダ繊維及びアルパカ繊維について、解析を開始し、ラクダ繊維及びアルパカ繊維のタンパク質解析(プロテオーム解析)により発見した繊維鑑別に必要なタンパク質断片(ペプチド)を用いて、ラクダ、アルパカ繊維混用率算定試験方法を作成した。

政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容

機構の取組が特に社会や産業界に大きく貢献した内容

●健全な市場確保のための獣毛繊維混用率試験方法の国際標準化

獣毛繊維(カシミヤ等)の同定、混用率検査は、高度な専門知識を有する者の顕微鏡検査等の目視により判別されているが、判別する者によるばらつき、目視に時間を要するといった課題があるとともに、近年、薬剤処理された繊維が増加し、目視判定が困難となっている。さらに、輸入製品の偽表示が問題となっている(カシミヤ製品世界市場規模:約900億円)。このような背景のもと、客観的測定手法の開発、規格化により、商品品質の確保、消費者保護が必要となっていることから、機構は前身(繊維検査所)で培った高度な繊維検査の知見と、最新のタンパク質解析技術を結集し、汎用分析機器で簡便かつ短期間で解析が可能なカシミヤ、ヒツジ、ヤク繊維混用率算定試験方法を開発した、当該方法を国内検査機関6機関に移転するとともに、移転先機関において実施したラウンドロビンテストの結果をISO(国際標準化機構)/TC38/WG22において報告することにより、試験方法の優位性を国際的に示し、機構として初めてISO新規作業項目(ISO/NP)として提案したところ、作業項目(ISO/AWI 20418-3)として進めることが承認された。機構職員がISO/AWI 20418-3のプロジェクトリーダーとなり、今後2年間の審議を経ることで、機構が開発した手法の国際標準化される見通し。

ISO/AWI 20418-3 Textiles -- Qualitative and quantitative proteomic analysis of some animal hair fibers -- Peptide detection using LC-ESI-MS without protein reduction.

(6)微生物安全性情報の提供

既知のヒトや主要動物の病原性細菌をリストに取りまとめ、機構のホームページで公開している。微生物を利用する際、対象の微生物が有害菌に該当するかどうかを簡単に調べることができる。当該有害菌リストについて、参照資料の更新に伴う更新・追加を実施した。

また、企業等からニーズの高い真菌類の有害菌情報について、医真菌学会及び国際マイコキシン学会において検討内容の発表及び調査を行い、病原性真菌に関する情報を国内法の規制に限定して公開した。今後、海外の情報を含む本格公開を目指す。

更新回数	3回
新規情報	1件
追加件数	(植物病細菌に関する情報を追加)

さらに、新たに微生物を取り扱うユーザー向けに、微生物アンプルの復元・培養方法や保存方法等の微生物の取扱いに関する「微生物実験講習会」(参加者数19名)を開催した。

生体由来製品の鑑別方法に係る規格原案(改正案を含む)を2件作成し、指標を達成した。

業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献

獣毛繊維の従来の鑑別方法は目視のみであったところ、簡便かつ短期間で実施可能な客観的手法の試験を開発し、目視判定が困難な製品の鑑別信頼性向上に貢献するだけでなく、試験手法を規格化し、国際標準化することで、健全な市場確保(カシミヤ製品の世界市場規模:900億円)や、正しい品質表示による消費者の保護にも貢献するものであり、計画を超える大きな成果。

有害菌リストの更新を参照先資料の更新に伴い全数実施し、指標を達成した。

(6)微生物安全情報の提供

既存のバイオ関連業種のみならず、異業種からのバイオ産業分野への参入が広がりつつあること等も踏まえ、バイオテクノロジーの産業利用における社会的リスクの低

(6)微生物安全情報の提供

既存のバイオ関連業種のみならず、異業種からのバイオ産業分野への参入が広がりつつあること等も踏まえ、バイオテクノロジーの産業利用における社会的リス

・有害菌リストの更新回数(参照先資料の更新に伴い全数を実施)(参考)平成26年度実績4回(平成26年度から実施)

<p>減に寄与するため、微生物安全情報の提供を行う。</p>	<p>クの低減に寄与するため、微生物安全情報の提供を行う。 具体的には、企業等のバイオ産業分野への新規参入促進を視野に入れ、有害菌リスト等の微生物の安全性や安全な取扱い等に関して、ホームページ等を通じた情報提供を行う。</p>				
--------------------------------	---	--	--	--	--

<p>2. 特許法に基づく特許微生物の寄託業務 特許法施行規則第 27 条の 2 及び 3 の規定に基づく我が国唯一の特許微生物寄託機関として、生物資源の寄託の受付、生存確認試験、保管、分譲等からなる特許微生物寄託事業を的確に実施する。また、特許寄託微生物の安定的な保存に資するため、保存技術に関する研究開発を行い活用するとともに、微生物の利用者に対して広く普及促進する。</p>	<p>2. 特許法に基づく特許微生物の寄託業務 特許法施行規則第 27 条の 2 及び 3 の規定に基づく我が国唯一の特許微生物寄託機関として、生物資源の寄託の受付、生存確認試験、保管、分譲等からなる特許微生物寄託事業を的確に実施する。また、特許寄託微生物の安定的な保存に資するため、保存技術に関する研究開発を行い活用するとともに、微生物の利用者に対して広く普及を促進する。</p>	<p>・特許法に基づく特許微生物の寄託の実施件数(全件実施)(参考)過去 3 年平均 285 件</p>	<p>2. 特許法に基づく特許微生物の寄託業務 発明について特許を受けるためには、当該発明が特許法で定義される発明に該当するとともに、産業上利用できる発明でなければならない。微生物を利用した発明では、微生物関連発明に係る微生物を寄託機関に寄託し、一定の条件下で分譲を可能とすることで、当該発明に係る微生物の存在を担保するとともに、第三者がその発明の再現性を確認することを可能としている。機構は、特許法に基づく我が国唯一の特許寄託機関として、微生物関連発明に係る微生物の寄託の受付(全件実施)、生存確認試験、保管、分譲等を実施した。 また、微生物の保存技術に関する研究開発を行い、その技術の特許寄託業務に活用するとともに、企業等研究者が多く集まり、微生物の保存技術や利用方法について議論する会議や学会等で発表することにより微生物の利用者に対し広く普及を促進した。</p> <table border="1" data-bbox="676 583 1656 850"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>年度</th> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 27 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特許寄託の申請受付件数</td> <td></td> <td>294 件 (全件実施)</td> <td>248 件 (全件実施)</td> </tr> <tr> <td>特許寄託株の分譲件数</td> <td></td> <td>168 件</td> <td>70 件</td> </tr> <tr> <td>国内の欧州特許寄託機関からの欧州特許寄託株の移管数</td> <td></td> <td>42 株</td> <td>42 株</td> </tr> </tbody> </table> <p>●保存方法の開発が必要な微生物の長期凍結保存法や乾燥保存法等開発 特許庁から維持管理と長期保存に関する技術開発の委託業務を実施した。担子菌(キノコ等)の長期凍結保存法開発のため、パーミキュライト法による担子菌の凍結保存性のデータを収集した。また、担子菌の乾燥保存法開発のため、L-乾燥法の分散媒の改良によるデータを収集した。</p> <p>●動物細胞の凍結保存・試験技術に関する技術開発 マウス凍結受精卵について、試験技術開発の基礎データ収集のため、融解操作が生存率及び発生率に与える影響の検証を実施した。</p> <p>●混合微生物の品質管理技術の開発 複合系微生物の品質管理技術として、混合中の微生物の中で、構成する微生物の割合を微生物が生きている状態で検出する方法の開発を行った。特に、機能的蛍光プローブは目的とする微生物の特異的な標識に成功し、混合微生物の品質管理において有用と見込まれる。</p> <p>●継代培養が担子菌類のゲノム変異に与える影響に関する研究 継代培養により担子菌の <i>Ganoderma lucidum</i> NBRC 8346 の二核菌糸体の遺伝子に生じる変異を解析した。また、代謝産物や転写産物を分析することで、発見された遺伝子変異が株の表現型に与える影響を検証した。継代により遺伝子変異が生じるが、この変異は表現型の変化を伴わないと結論づけられた。しかし、アミノ酸の変化する変異が生じていることから、継代培養によらない担子菌の保存方法の開発が必要であると考えられた。また、本研究により、通常の変異解析では発見することができず、これまでに報告がない、担子菌の二核菌糸体の遺伝子変異の解析技術が開発された。</p>	項目	年度	平成 28 年度	平成 27 年度	特許寄託の申請受付件数		294 件 (全件実施)	248 件 (全件実施)	特許寄託株の分譲件数		168 件	70 件	国内の欧州特許寄託機関からの欧州特許寄託株の移管数		42 株	42 株	<p>特許法施行規則第 27 条の 2 及び 3 の規定に基づく我が国唯一の特許寄託機関として、生物資源の寄託の受付(全件実施)、生存確認試験、保管、分譲等からなる特許寄託事業について指標も含め計画を達成した。</p>
項目	年度	平成 28 年度	平成 27 年度																	
特許寄託の申請受付件数		294 件 (全件実施)	248 件 (全件実施)																	
特許寄託株の分譲件数		168 件	70 件																	
国内の欧州特許寄託機関からの欧州特許寄託株の移管数		42 株	42 株																	

			<p>●複製保存における二次代謝産物生合成遺伝子の安定性に関する技術開発</p> <p>放線菌 5 株のゲノム解析により二次代謝産物生合成遺伝子であるⅡ型及びⅢ型ポリケタイド合成酵素遺伝子が菌株の複製後も安定に保存されていることを確認でき、二次代謝産物の生産菌として寄託された放線菌の寄託形態や保存管理方法改善のための基礎的データが得られた。</p>	
--	--	--	--	--

<p>3. 知的基盤整備計画の推進</p> <p>知的基盤整備計画（平成26年3月25日策定）に基づき、我が国のバイオ産業の発展に貢献するため、微生物株保存事業（カルチャーコレクション事業）を通して、微生物遺伝資源の利用の促進を図る。そのため、世界トップクラスの微生物遺伝資源機関としての維持向上、微生物遺伝資源の情報付加への対応を行う。</p> <p>また、国内バイオ産業の国際的発展に資する活動を支援するため、生物多様性条約等のバイオ産業に関連する国際条約についての情報を収集・整理・提供する。さらに、アジアを中心とした</p>	<p>3. 知的基盤整備計画の推進</p> <p>知的基盤整備計画（平成26年3月25日策定）に基づき、我が国のバイオ産業の発展に貢献するため、微生物株保存事業（カルチャーコレクション事業）を通して、微生物遺伝資源の利用の促進を図る。そのため、世界トップクラスの微生物遺伝資源機関としての維持向上、微生物遺伝資源の情報付加への対応を行う。</p> <p>また、国内バイオ産業の国際的発展に資する活動を支援するため、生物多様性条約等のバイオ産業に関連する国際条約についての情報を収集・整理・提供する。さらに、</p>		<p>3. 知的基盤整備計画の推進</p> <p>知的基盤は、科学技術基本法に基づき策定される「科学技術基本計画」において、国民生活、社会経済活動を支える重要かつ不可欠な基盤として、社会資本の整備と同様、国が整備を行うこととされている。経済産業省は、我が国における先端的・独創的・基礎的な研究開発を積極的に推進し、研究開発成果が経済社会で円滑に活用されることを目的とした知的基盤整備を実施し、その一環として生物遺伝資源情報の整備計画を策定している。</p> <p>機構は、経済産業省が策定した「知的基盤整備計画」に基づき、世界トップクラスの微生物遺伝資源機関としての維持向上や微生物遺伝資源の情報付加等を確実に実施した。</p> <p>さらに、事業計画に加え、これまで機構が蓄積してきた生物多様性条約への対応における知見と経験を活用し、我が国が名古屋議定書を締結する上で必要な国内担保措置の制定への支援を実施した。</p>	
---	--	--	--	--

<p>海外の関係機関との連携を推進するとともに、微生物遺伝資源の国際移転に関する枠組みを維持する。</p>	<p>アジアを中心とした海外の関係機関との連携を推進するとともに、微生物遺伝資源の国際移転に関する枠組みを維持する。</p>				
<p>(1)世界トップクラスの微生物遺伝資源機関としての機能向上 引き続き、微生物遺伝資源の寄託受入れ等による収集を行う。また、微生物遺伝資源の品質管理の向上やバイオテクノロジーのうちバイオバンクに関する国際標準化への貢献を図るとともに、安定的に保存、供給する体制を維持し、世界トップクラスの微生物遺伝資源機関としての機能を向上させる。</p>	<p>(1)世界トップクラスの微生物遺伝資源機関としての機能向上 引き続き、微生物遺伝資源の寄託受入れ等による収集を行う。また、微生物遺伝資源の品質管理の向上やバイオテクノロジーのうちバイオバンクに関する国際標準化への貢献を図るとともに、安定的に保存、供給する体制を維持し、世界トップクラスの微生物遺伝資源機関としての機能を向上させる。</p>		<p>(1)世界トップクラスの微生物遺伝資源機関としての機能向上 機構は、経済産業省が策定した「知的基盤整備計画」に基づき、これまで約9万の微生物遺伝資源を整備するとともに、当該微生物遺伝資源を医薬品企業、食品企業、化学企業、大学等に幅広く提供しており、世界でもトップクラスの保有数と提供数を誇る微生物遺伝資源機関となっている。一方で、新しい機能を持つ微生物遺伝資源を発見し商業利用するまでには多くの開発コストがかかり、その微生物遺伝資源を適切に保存・管理するには技術面、施設面などで多くの課題が存在していることから、世界トップクラスの質・量を誇る微生物遺伝資源の収集、品質管理の向上を図るとともに、安定的に保存、供給する体制を維持した。</p>	<p>世界トップクラスの質・量を誇る微生物遺伝資源の収集、品質管理の向上を図るとともに、安定的に保存、供給する体制を維持した。</p>	

具体的には、以下の業務を実施する。

ア 機構単独での微生物遺伝資源の収集、国内外の生物遺伝資源機関(BRC(※))との交換、外部からの譲渡・寄託及び共同事業等により、微生物遺伝資源の収集を行う。このため、微生物遺伝資源の的確な受入れ体制を維持する。(※ BRC : Biological Resource Center)

イ 遺伝子塩基配列情報やタンパク質情報を用いて、微生物遺伝資源の簡便で効率的な品質管理を行う。ISO9001に適合した微

・微生物遺伝資源の増加数(産業界からのニーズを踏まえ、100株以上)

ア 微生物遺伝資源の収集

微生物遺伝資源の的確な受入体制を維持し、国内外の様々な環境から新しい微生物遺伝資源の分離、国内外の生物遺伝資源機関(BRC)と微生物遺伝資源の交換、外部研究者からの譲渡・寄託により、微生物遺伝資源を収集し保存した。

項目	年度	平成 28 年度	平成 27 年度
産業利用上重要な微生物 ^{※1} (NBRC 株)			
登録数		581 株	1,104 株
有用機能等の探索源となる微生物(RD 株)			
保存数 ^{※2}		982 株	1,615 株

※1:国内外から産業利用上重要な微生物の種類:人の病気に関連する微生物、抗生物質生産等の有用性が明らかな微生物、基準株等

※2:有用機能等の探索源となる微生物の探索国:日本、モンゴル、ベトナム

特に、企業へのヒアリングや企業からの問い合わせ等により産業界のニーズが高いものとして「微生物遺伝資源収集戦略」で収集を強化した微生物遺伝資源は、1,563株のうち186株である。

微生物遺伝資源の種類	株数
バイオ燃料の生産性に寄与する菌株	24 株
製品の品質安全性向上に寄与する菌株	8 株
健康・医療に関する製品・食品の開発に利用される菌株	154 株
計	186 株

ドコサヘキサエン酸やエイコサペンタエン酸などの高度不飽和脂肪酸の生産菌として知られ、機能性食品、化粧品素材、油脂生産を目的に利用ニーズが高いラビリンチュラ等(海洋微生物)562株をRD株として登録した。これらの微生物は、平成29年度に提供を開始する予定。

イ 微生物遺伝資源の品質管理

特定の遺伝子の塩基配列情報に基づく同定による学名の確認に加え、一部の菌株については、遺伝子配列の代わりに、菌株のタンパク質の質量分析データから迅速かつ低コストに同定する手法を用い、微生物遺伝資源の簡便で効率的な品質管理を確実に実施した。

また、供給する生物遺伝資源の品質を確保するため、国際規格ISO 9001に基づく品質マネジメントシステムのマネジメントレビューを4回開催し、有効性及び改善の機会を評価するとともに、品質マネジメントシステムの適合性及びシステムが効果的に運用されているかについて、平成28年10月に定期審査を受審し、登録を維持した。さらに、不適合品発生時における顧客への対応の統一化・明確化を目的として、不適合品に対する顧客対応手順書を改訂した。

産業界からのニーズを踏まえ、186株の微生物遺伝資源を収集し、指標を達成した。

生物遺伝資源の品質管理を維持する。

ウ 企業等の利用者機構の対応に対する満足度調査を行う。

エ 保存している微生物遺伝資源の属性情報を整理・公開する。属性情報に基づき、ユーザーに対し微生物遺伝資源を的確に提供(分譲)する。

・微生物遺伝資源の提供数(ユーザーからの依頼に基づき全数を実施)(参考)過去3年平均7,876株

ウ 機構の対応に対する満足度調査

NBRC 微生物実験講習会の参加者 19 名に対して満足度調査を実施したところ、機構のサービスに対し肯定的な評価を得た。一方、利用者から寄せられることが多い質問について、メールマガジンなどで特集として対応方法を紹介するとともに、ホームページに掲載した。具体的には、放線菌の選択分離法、*Saccharomyces cerevisiae* の選択分離法、小・中学校の理科実験に使える微生物などの情報、初めてガラスアンプルを扱う者にもアンプルの開封・復元方法を紹介することを目的とした機構の YouTube 公式チャンネルを通じた「NBRC 株の L-乾燥標品(ガラスアンプル)の開け方」の動画公開などについて情報を提供した。

エ 保存微生物遺伝資源の属性情報の整理・公開及び提供

保存している微生物遺伝資源を、事業者や研究開発機関が、製品開発や物質生産などに利用するために提供。また、公的試験方法(日本工業規格(JIS)や日本薬局方など)に指定された微生物遺伝資源も安定的に提供した。

項目	年度	平成 28 年度	平成 27 年度
産業利用上重要な微生物 ^{*1} (NBRC 株)			
分譲数	微生物株	8,898 株	9,676 株
	クローン	86	141
	ゲノム DNA	76	61
有用機能等の探索源となる微生物(RD 株)			
提供数		5,935 株 (うち、新規 2,383 株)	8,444 株 (うち、新規 3,818 株)

また、微生物遺伝資源の属性情報を整理し、以下の属性情報等を公開した。

WDCM(国際微生物データセンター)では、ISO 規格等の各種試験法と、その試験法で指定される微生物株とを紐付けた国際共通番号を公開していることから、利用者の利便性向上のため、NBRC 番号と WDCM 番号の対応を一覧表にまとめ、機構ホームページから公開した。

一部の株がボツリヌス神経毒素を産生することで知られているブチリカム菌について、毒素生産性の質問も寄せられることから、機構が分譲しているブチリカム菌について、ボツリヌス毒素 E 型遺伝子の有無を調査し菌株情報としてオンラインカタログから閲覧可能とすると共に、検出結果をまとめてホームページから公開した。

食中毒や病気を引き起こす菌種について、その菌種に含まれる個々の株の毒素生産の有無を知りたいという問い合わせが寄せられることから、NBRC が保有する *Bacillus cereus* 16 株について、嘔吐毒素であるセレウリドの合成酵素(CRS)遺伝子の PCR 法を用いた検出結果をホームページから公開した。

平成 23 年度から平成 27 年度まで機構が実施した「地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム(SATREPS 事業)」において収集したインドネシア共和国原産酵母について、分離源と有用機能(キシロース資化性能、油脂生産能)が簡便に分かるようにリストを作成し、ホームページから公開した。

ユーザーからの依頼に基づく微生物遺伝資源の提供を全件実施し、指標を達成した。

	<p>オ バイオテクノロジーのうちバイオバンクに関する標準化を目指して、ISO/TC276 等の国際標準化会議に出席し、日本からの規格提案へ向け、これまで機構が蓄積してきた微生物遺伝資源の品質管理等に関する経験と専門的知識を活用した技術的支援を行う。 (※ BRC : Biological Resource Center)</p>	<p>機構の保有する <i>Bacillus cereus</i> のうち 4 株について、機構で行っている通常の分類学的解析では感染症を引き起こす炭疽菌との区別ができず公開していなかったため、炭疽菌毒素遺伝子検出キットによる検査を実施し、陰性であることを確認した上で公開した。</p> <p>最新の知見に基づく同定情報や新たに分譲を開始した微生物遺伝資源の情報をオンラインカタログ等で公開した。</p> <p>【昨年度までの取組による実績】</p> <p>RD 株のうち、バイオ燃料の生産性に寄与する菌株 75 株を公開した。</p> <p>153 個のヒト cDNA クローンについて、寄託者と調整を行い、利用制限のある MTA(Material Transfer Agreement)を不用としたことにより、産業利用を可能とした。</p> <p>政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容</p> <p>オ バイオテクノロジーに関する国際標準化への貢献</p> <p>ISO(国際標準化機構)において、ヒトから微生物に至るすべての生物資源センター(バイオバンクおよび BRC)における生物資源の収集・受付・提供等運営に関する国際標準化議論が ISO/TC276 WG2 において進んでいる。このため、機構から 1 名が専門家として ISO/TC276 WG2 会議(5 月、ワシントン)および国内委員会に、1 名が委員として同国内委員会に出席し、国際標準化活動を行っている。平成 28 年度は、微生物分野の代表として生物資源センターの運営に必要な標準化条件(一般要求事項)の規格作成に貢献し、日本の微生物資源センターが国際社会において生物資源センターとしての十分な質が確保できるように、我が国がすでに構築している品質管理手法に比べ過剰となる要件(微生物分野においてヒト試料に求められる高度なサンプル処理、記録の管理等を微生物試料にも要求する等)について意見を提出したところ、規格案に反映された。</p> <p>また、文部科学省、厚生労働省、経済産業省及び国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)に対し、バイオバンクの標準化の世界動向について情報提供するとともに、この ISO をとりまく世界動向が、日本の生物資源を用いた研究開発等に影響を与える可能性があることについて、情報を提供し、国としての対応の検討の必要性を訴えた。</p> <p>経済産業省の実施する平成 28 年度戦略的国際標準化加速事業「多項目遺伝子関連検査に関する国際標準化実現可能性調査」において、調査検討委員会に委員として参加した。本調査事業は、次世代型シーケンサー等を用いた多項目遺伝子関連検査において品質管理等のため必要となる標準物質、及びその標準物質の国際標準化の可能性等について調査を行うものであり、合計 3 回の委員会に参加し、機構の行う微生物遺伝資源の安定供給の見地から支援を行った。</p>	
<p>(2) 微生物遺伝資源の情報付加への対応 産業界のニ</p>	<p>(2) 微生物遺伝資源の情報付加への対応 産業界のニ</p>	<p>(2)微生物遺伝資源の情報付加への対応</p>	<p>産業界のニーズを踏まえ、以下のとおり産業上有用な遺伝子情報等を収集、整理した。</p>

ーズや近年のバイオ産業の動向等を踏まえ、産業上有用な遺伝子情報等を収集、整理し、提供する。

ーズや近年のバイオ産業の動向等を踏まえ、産業上有用な遺伝子情報等を収集、整理し、提供する。

具体的には、以下の業務を実施する。

ア 微生物遺伝資源の産業有用機能(環境浄化関連機能等)についての検索が可能なデータベース(MiFuP(※1))に、広範な分類群の微生物に関する機能を検索対象とするため、分類学における代表的な微生物の遺伝子情報を追加し、利用促進を図る。
(※1 MiFuP : Microbial Functional Potential)

・微生物遺伝子機能検索データベース(MiFuP)への検索対象微生物の遺伝子情報の追加(30種類以上)

政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容

ア 微生物遺伝資源の産業有用機能(環境浄化関連機能等)についての検索が可能なデータベース(MiFuP)に対して分類学における代表的な微生物の遺伝子情報を付加

MiFuP は、微生物の産業利用を促進するため、微生物を活用する事業を検討している事業者等が微生物の機能に関する情報を容易に収集できるツールとして構築した、微生物が持つ産業有用機能である「バイオプラスチック生産」等のキーワードを入力するだけで、その機能を持つと推定される微生物を検索できるデータベースである。微生物の検索対象を広げるために、新たに 59 種類の微生物の遺伝子情報を格納した。

微生物遺伝子機能検索データベース「MiFuP(ミファップ)」	
検索対象微生物の遺伝子情報追加数	59 種類

また、病原因子等の微生物の有害機能について、MiFuP システムを活用した微生物を安全に使用するための微生物有害機能検索データベースについて検討を開始した。

微生物遺伝子機能検索データベース(MiFuP)について、検索対象微生物の遺伝子情報 59 種類を追加し、指標を達成した。

イ 医薬品開発において利用される可能性が高い、抗生物質等の二次代謝産物を合成する遺伝子クラスターに関する情報を集めたデータベース(DoBISCUIT(※2))等において、ニーズや近年のバイオ産業の動向等を踏まえた情報の充実を図るため、データを更新する。

・二次代謝産物合成遺伝子データベース(DoBISCUIT)への遺伝子クラスター情報の追加(3種類以上)

イ 抗生物質等の二次代謝産物を合成する遺伝子クラスターに関する情報を集めたデータベース(DoBISCUIT)等の公開データベースの充実

DoBISCUIT(ドビスキューイ)は、医薬品(抗生物質等)の元となる化合物を生産するために放線菌が有する化合物生産に関与する遺伝子集合体に関する情報を網羅的に集約したデータベース。放線菌が生産する化合物には複数の遺伝子が複雑に関与していることから、最新の正確な情報を網羅的に集約することが求められている。製薬企業等が研究開発に必要な最新の情報をワンストップで入手できるようにするため、DoBISCUITの情報を更新した。

放線菌の二次代謝産物合成遺伝子のデータベース「Do BISCUIT」		
	化合物生産に関与する遺伝子集合体の更新回数	1回
内容	追加した化合物生産に関与する遺伝子集合体	3種類
	情報を見直した化合物生産に関与する遺伝子集合体	42種類

二次代謝産物合成遺伝子データベース(DoBISCUIT)について、遺伝子クラスター情報3種類を追加し、指標を達成した。

(3) 生物多様性条約への対応

日本企業が海外の生物遺伝資源にアクセスし、利用できる環境を提供するため、ア

(3) 生物多様性条約への対応

日本企業が海外の生物遺伝資源にアクセスし、利用できる環境を提供するため、ア

(3) 生物多様性条約への対応

生物多様性条約は、地球規模で多様な生物を生息環境とともに保全すること、生物資源の持続可能な方法での利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な分配を目的として制定された国際条約である。機構は、事業者等がこの条約を遵守した上で生物資源を安心して利用できるようにするために、各国関連法令の調査や情報提供を行うとともに、各国関連機関との情報共有や連携等を実施している。また、我が国の事業者等が海外の生物資源を利用するための環境を併せて整備した。

政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容

機構の取組が特に社会や産業界に大きく貢献した内容

生物多様性条約への対応に係る業務において、事業者等が生物多様性条約を遵守した上で生物資源を安心して利用できるようにするため、以下のとおり我が国の事業者等が海外の生物資源を利用するための環境整備や各国関連法令の調査や情報提供を行うとともに、各国関係機関との情報共有や連携等を実施した。

業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献

<p>アジア各国の関係者等と連携し、生物遺伝資源の利用に関する情報を収集・整理し、提供する。特に、アジア各国のバイオリソースセンター(BRC)等の集まりであるアジアコンソーシアム(ACM)の活動等を通じ、海外機関とのネットワークを維持する。また、生物多様性条約やカルタヘナ議定書等による規制がユーザーに対して十分理解され、正しい微生物遺伝資源利用を進めるために、関係国の規制内容を収集し、分かりやすく整理し、情報発信を進める。</p>	<p>アジア各国の関係者等と連携し、生物遺伝資源の利用に関する情報を収集・整理し、提供する。特に、アジア各国のバイオリソースセンター(BRC)等の集まりであるアジアコンソーシアム(ACM)の活動等を通じ、海外機関とのネットワークを維持する。また、生物多様性条約やカルタヘナ議定書等による規制がユーザーに対して十分理解され、正しい微生物遺伝資源利用を進めるために、関係国の規制内容を収集し、分かりやすく整理し、情報発信を進める。具体的には、以下の業務を実施する。</p>	<p>●生物多様性条約名古屋議定書担保方法の提案と締結実現への貢献</p> <p>平成 22 年に国際的に採択された生物多様性条約に関する名古屋議定書(平成 26 年発効)について、我が国は未締結であり、<u>日本企業が日本で取得した遺伝資源を締結国で利用する際に、同資源の原産国に関する確認手続きに時間を要し、企業活動が停滞する可能性が否定できない状況であった。</u>さらに、名古屋議定書第 17 条では、「利用にあたり法令遵守の上、入手されたもの」の担保が必要と規定されていることから、機構は日本随一の海外生物資源へのアクセスに係る知見・ノウハウを生かし、<u>日本企業の不利益を回避する対策案を自ら先んじて検討し、日本で取得されたことを示す書類を発給する仕組みを経済産業省等に提案した。</u>機構が提案した仕組みは、財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省の 6 省により締結承認の担保措置として採用され、平成 29 年 5 月 10 日に<u>名古屋議定書の締結が国会承認されたことから、平成 29 年 5 月 18 日「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針」として公布された。</u>平成 29 年夏に日本が名古屋議定書締結国になる見込みである。</p>	<p>機構が有する日本随一の海外生物資源へのアクセスに係る知見・ノウハウを生かし、日本企業の不利益を回避する対応策を自ら先んじて検討を行い、日本で取得されたことを示す書類を発給する仕組みを経済産業省に提案した結果、6 省により仕組みが採用され、名古屋議定書の締結に至ったことは、今後、日本企業が海外の生産拠点で微生物を利用する場合などの手続きを容易かつ円滑にし、バイオ産業の推進に貢献するものであり、計画を超える大きな成果。</p> <p>(通則法第 28 条の 4 に基づく評価結果の反映状況)</p> <p>平成 27 年度の主務大臣による評価で出された意見「日本企業が海外の生物遺伝資源に容易にアクセスできる環境を整備するため、インドネシアをはじめとして引き続きアジア各国の関係機関とのネットワークの構築や技術的な支援に努めること。」を反映して、インドネシアをはじめとして引き続きアジア各国の関係機関と生物多様性条約に基づく生物遺伝資源の二国間移転に関する枠組みを維持し、微生物の同定に関するワークショップを開催する等技術的な支援を実施するとともに、アジア各国の BRC 等の集まりであるアジアコンソーシアム(ACM)において参加した関係機関とのネットワーク構築に努め、それぞれの国の生物多様性条約に関する取組やバイオ産業に関する研究開発の情報を収集した。</p>
---	--	---	---

ア 生物多様性条約に係る国際会議等への参加等を通じ、各国の規制法等とその運用実態について調査し、経済産業省に報告する。また、生物遺伝資源アクセスに関する情報について、分かりやすく整理し、経済産業省に報告するとともに、各国で関連法が制定されたものについては、ホームページを通じ広く情報提供する。さらに、平成 27 年度に開設した生物遺伝資源アクセスに関するホームページ上の相談窓口に寄せられた問合せに対応する。

・各国の規制法等とその運用実態に関する情報の提供(3件)
 ・生物遺伝資源の利用に関する関連法等の情報提供(5つ以上の国・地域。なお、その際、国別の規制内容に加え規制プロセスなど国内企業にとってより有用性の高い付加的な情報等の提供にも努めるものとする。)

ア 生物多様性条約やカルタヘナ議定書等に基づく各国の規制法等や運用実態に関する情報収集と経済産業省への提供と生物遺伝資源アクセスに関する情報提供

以下の会合等に参加し、議場あるいは場外において関係者等から必要な情報を収集し、経済産業省に提供した。

参加先	参加目的
生物多様性条約関係	
WIPO Meeting of Representatives of International Depositary Authorities under the Budapest Treaty on the International Recognition of the Deposit of Microorganisms for the Purposes of Patent Procedure WIPO 主催第 1 回国際寄託当局代表会合	特許微生物の寄託を受け付ける国際寄託当局(IDA)における遺伝資源移転の名古屋議定書への対応について調査するため
BBNJ(Marine Biological Diversity beyond Areas of National Jurisdiction: 国家管轄権区域外の海洋生物多様性)新協定策定に関する第 2 回準備委員会	海洋遺伝資源の利益配分についての議論に参加することで、生物多様性条約との関連整合性や今後の議論の流れを調査するため。また、専門家としての知見を生かし、日本政府代表団の発言等をサポートした。
The Thirteenth meeting of the Conference of the Parties to the Convention on Biological Diversity. 第 13 回生物多様性条約締約国会議	第 13 回生物多様性条約締約国会議(COP13)、第 2 回名古屋議定書締約国会議(MOP2)、第 8 回カルタヘナ議定書締約国会議(MOP8)が 14 日間にわたりメキシコ・カンクンで開催された。NBRC の業務に関連する名古屋議定書及びカルタヘナ議定書に係る課題の把握、各国の取組状況についての情報収集、サイドイベントへの参加とともに、政府代表団の一員として生物多様性条約全体の情報収集及び我が国政府の交渉を支援した。
カルタヘナ議定書関係	
生物多様性条約の科学技術助言補助機関会合(SBSTTA)(平成 28 年 4 月、カナダ)	合成生物学やデジタル情報の取り扱い等について、各国の動向に関する情報収集
リスク評価とリスク管理に関する特別技術専門家部会(AHTEG)(平成 28 年 7 月、ブラジル)	アジア地域代表メンバーの 1 人として、リスク評価とリスク管理における諸外国の考え方について情報収集するとともに、リスク評価ガイドランスの改訂作業を実施
「リスク評価とリスク管理」のオンラインフォーラム(カルタヘナ議定書締約国	政府推薦メンバーとして、遺伝子組換え生物のリスク評価・管理における諸

生物多様性条約に係る各国の規制法等とその運用実態に関する情報について、6 件の情報を提供し、指標を達成した。

また、生物遺伝資源の利用に関する関連法等の情報について、6 つの国・地域分の情報を提供し、指標を達成した。そのうち、ミャンマー・ブラジル・タイ・EU については、国内企業等が海外の微生物を利用する場合に必要となる手続きに関する情報を提供することによって、規制プロセスなど国内企業にとってより有用性の高い付加的な情報等の提供に努めた。

会議の要請により開催)(インターネットでの会議、のべ8週間)	外国の考え方について情報収集するとともに、それらに係る日本の意見を専門家の立場から発信
--------------------------------	---

日本企業等が、海外の微生物を利用する場合に関係する法律、必要な手続、各種懸念材料として、遵守証明書、特許寄託業務における資源アクセスへの懸念、海洋遺伝資源の取扱いに関する国際動向等を取りまとめ、経済産業省に報告するとともに、各国で関連法が制定されたものについてはホームページを通じ広く情報提供した。

生物遺伝資源の利用に関する関連法等の情報提供	6カ国・地域分	
	内訳	モンゴル 韓国 ミャンマー ブラジル タイ EU

●生物遺伝資源アクセスに関する相談への対応

ホームページに開設した海外の微生物の移転、利用に関する質問を受け付ける相談窓口寄せられた微生物の所有権の考え方、特定の国からの微生物の輸出手続き、輸入する場合の注意点などについての質問に対し、これまで収集した各国情報や微生物の寄託受付等の経験をもとに、メールまたは面会で回答した。

窓口への相談件数	9件
----------	----

イ 国内企業向けの国別アクセス手引き書の作成・配布

海外生物遺伝資源のニーズに基づき、日本企業等が、モンゴル及びミャンマーで微生物を採取し日本に移転する際に必要となるモンゴル及びミャンマー国内の手続きを取りまとめ、ホームページにて、国内企業向けの国別アクセス手引き書として配布した。

国内企業向けの国別アクセス手引き書の公開件数	2カ国分 (モンゴル・ミャンマー)
------------------------	----------------------

ウ 生物多様性条約に基づく生物遺伝資源の二国間移転に関する枠組みの維持

事業者等が生物多様性条約を遵守した上で生物資源を相手国政府等との交渉等を行うことなく安心して利用できるようにするため、各国関連機関と情報共有や連携を

イ 機構が二国間協力共同事業を行っている国を中心に、国内企業が当該国の生物遺伝資源に円滑にアクセスするための国別アクセス手引き書を作成し、ホームページで公開する。

・海外生物遺伝資源のニーズがある国内企業に対する国別アクセス手引き書の公開数(2カ国分(更新を含む。))

ウ 生物多様性条約に基づき、生

・二国間協力の共同事業に関する

海外生物遺伝資源のニーズがある国内企業に対する国別アクセス手引き書について、2カ国分を公開し、指標を達成した。

二国間協力の共同事業に関する契約について、2カ国分を見直し、指標を達成した。

物遺伝資源の二国間移転に関する枠組みを維持する。また、二国間協力の共同事業に関する契約等について、新たな枠組みも検討し、当該国の法規制状況を調査した上で、契約見直しを図る。

契約の見直し(2ヶ国)

行うとともに、我が国の事業者等が海外の生物資源を利用する環境を整備した。
モンゴル、ミャンマーと共同事業契約を結び、日本企業等が、食品や農業等に係わる産業有用な微生物を現地で分離、日本へ移転。日本企業等は、これら微生物を新しい食品の開発や微生物農薬等として利用可能か調査した。

企業等が参加した合同探索事業で分離した微生物	
企業等による微生物利用株数	3,597株(継続利用を含む)
国内移転数	255株

二国間共同事業(インドネシア、モンゴル、ミャンマー、ベトナム)で収集・整理した微生物について、医薬品中間体の探索、酵素の生産等に利用するために、日本企業等へ提供した。

二国間協力における共同事業で収集・整理した微生物	
日本企業等への提供株数	408株(継続利用を含む) (新規0株)

モンゴル及び韓国との二国間共同事業に関する契約を見直し、契約を更新した。

	更新年月	事業内容
モンゴル	平成29年3月	モンゴル科学院(MAS)との微生物資源に関する知識、情報、実用技術、経験の交換等
韓国	平成29年3月	韓国生命工学研究院(KRIBB)との名古屋議定書国内担保措置に関する情報交換等

共同事業契約に基づき、以下の活動を行った。
・モンゴル(8月):最終報告会、最終報告書作成・共有、糸状菌同定ワークショップ
・タイ(3月):糸状菌同定ワークショップ
・ベトナム(3月):最終報告書作成・共有

●二国間協力の共同事業に関する新たな枠組みの検討

アジア各国のBRC等で共通したルールを定め、微生物の移転を容易にする枠組みを平成25年度よりタイ、中国、韓国と検討を進めてきた。この取組について、世界微生物コレクション連合(WFCC)世界データセンター(WDCM)主催シンポジウム等において紹介した。その結果、当該取組は、大変興味深いものであるとの評価を得た。

エ ACMでの活動等を通じ、アジアを中心とした生物遺伝資源の保存とその有効

・ACMにおける情報交換を実施する機関数(13機関)

エ アジア各国のBRC等の集まりであるアジアコンソーシアム(ACM¹)での活動等
・ACM13へのホスト機関(インド)国支援
第13回年次会合のホスト機関である、Institute of Microbial Technology(IMTECH)を支援し、11月にインド・チャンディーガルで開催されたACM年次会合を成功させた。
・各国の情報の収集
参加した25機関と意見交換を行い、それぞれの国の生物多様性条約に関する取組

ACMにおける情報交換について、25機関と実施し、指標を達成した。

¹ ACM : The Asian Consortium for the Conservation and Sustainable Use of Microbial Resources: 微生物資源の保全と持続可能な利用のためのアジアコンソーシアム

	<p>利用について積極的な意見交換を行う。</p>	<p>や、バイオ産業に関する研究開発の情報を収集した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加盟機関の登録 2機関（台湾Bioresource Collection and Research Center (BCRC)、マレーシアMicrobial Culture Collection Unit (UNiCC))の登録を事務局として受付、審議し、新規加盟機関として登録した。 ・新しい議題の提供 NBRC の職員が議長となり、新タスクフォース”Mutual Aid Association for mBRCs”を立ち上げた。 ・ACM ホームページの更新 ACM ホームページの全面的な更新を行い、より詳しく見やすい情報の提供を行った。 	
--	---------------------------	--	--

<p>4. 生物遺伝資源の利用促進 知的基盤整備計画及び平成 27 年度に取りまとめた「バイオテクノロジー産業の新たな発展に向けた政策提言書」を踏まえ、我が国のバイオ産業の中長期的な発展に貢献するため、生物遺伝資源の更なる利用促進を図る。 【重要度：高】 (理由：知的基盤整備計画に位置づけられており、我が国の国際競争力の確保、イノベーションによる市場創出等のために重要であるため。)</p>	<p>4. 生物遺伝資源の利用促進 知的基盤整備計画及び平成 27 年度に取りまとめた「バイオテクノロジー産業の新たな発展に向けた政策提言書」を踏まえ、我が国のバイオ産業の中長期的な発展に貢献するため、生物遺伝資源の更なる利用促進を図る。【重要度：高】 (理由：知的基盤整備計画に位置づけられており、我が国の国際競争力の確保、イノベーションによる市場創出等のために重要であるため。)</p>	<p>・企業等のニーズ調査の実施件数(10 機関以上)</p>	<p>4. 生物遺伝資源の利用促進</p> <p>政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容 (1)産業界のニーズの発掘 健康・医療、物質生産、地方創生、バイオバンク・BRC 各分野から、特に「マイクロバイオーム」、「スマートセルインダストリー」、「地方公設試」、「BRC」における企業、研究機関等の生物遺伝資源の利用に関するニーズ調査として 24 機関に対するヒアリングと 6 回のアンケートを行った。特にスマートセルインダストリー及び BRC は、平成 27 年度の政策提言が経済産業省産業構造審議会商務流通情報分科会バイオ小委員会での検討の際に参考にされ、スマートセルインダストリーによる物質生産とその発展</p>	<p>指標も含め計画を達成したことに加え、「地域微生物資源を活用したブランド創出事業の支援」において、以下のとおり社会や産業界に大きく貢献した。</p> <p>【重要度：高】の業務への取組及び成果) 生物遺伝資源の更なる利用促進を図るため、企業や公設試験研究機関等との共同事業等やブランド創出事業支援並びに微生物遺伝資源の普及啓発活動等を実施するとともに、経済産業省が推進するスマートセルインダストリーによる物質生産とその発展に資するため、生物遺伝資源の戦略的蓄積や情報の共用化の仕組みを、機構の生物遺伝資源機関としての知見を活用して策定し、経済産業省に提案した。 その結果、当該提案を参考にした「公的機関が保有する生物資源データを集約した横断的データベース構築」を推進施策の一つとする「バイオ・マテリアル革命」が、政府が開催する未来投資会議により日本社会の新たな発展のための戦略分野の一つとして位置づけられた。</p>
<p>(1)産業界のニーズの発掘 健康・医療、物質生産、地方創生、バイオバンク・BRC 等の</p>	<p>(1)産業界のニーズの発掘 健康・医療、物質生産、地方創生、バイオバンク・</p>		<p>産業界のニーズを発掘するため、企業等のニーズ調査を 24 機関に対し実施し、指標を達成した。</p>	

<p>分野について、産業界のニーズを調査し、その結果を取りまとめる。また、機構自らの微生物遺伝資源に関する種類毎の収集・提供戦略を策定する。</p>	<p>BRC 等の分野について、産業界のニーズを調査し、その結果を取りまとめる。また、機構自らの微生物遺伝資源に関する種類毎の収集・提供戦略を策定する</p>	<p>のためには、その基盤となる生物遺伝資源の戦略的蓄積が必要と位置づけられた。さらに、医療、農業・食品、化学などの各分野の研究機関や民間企業が独自に収集している生物遺伝資源や情報について共用化を進め、提供者、利用者のそれぞれの権利に配慮したルールを設けることが課題として挙げられた。これらを踏まえ、経済産業省と連携しながら機構自ら BRC としての知見と経験を活用し、生物遺伝資源を利用・提供する企業、公設試験研究機関等のニーズを踏まえつつ、生物遺伝資源の共用と双方の権利を明確化した仕組みについて検討を行い、経済産業省に考え方をまとめた素案を提出した。その素案が参考にされ、日本経済再生本部の未来投資会議では、公的機関が保有する生物遺伝資源データが集約された基盤の構築と、生物遺伝資源の産業利用の円滑化制度により、革新的バイオ製品の市場拡大を目指す「バイオ・マテリアル革命」が日本社会の新たな発展のための戦略分野の一つとして位置づけられた。本施策が実現され、我が国の研究機関等が保有する生物遺伝資源の利活用を促進する枠組みが構築されることにより、生物遺伝資源・情報の流通化が図られ、商品開発機会が創出されるとともに、スマートセルインダストリーによる新たなものづくり・生物遺伝資源の高度利用が出現することにより、広範な産業構造の変革がもたらされ、バイオ産業が促進されると期待される。</p> <p>また、知的基盤整備計画において昨年度の整備方針として収集を強化した健康増進への取組に資する等の生物遺伝資源について引き続き収集を継続することとし、平成 29 年度の実施方針をとりまとめた。</p>		
<p>(2)産業界のニーズへの対応 企業や公設試験研究機関等との間で産業界のニーズに基づく共同事業等を実施する。 また、経済産業省等の支援制度や公設試ネットワークの活用などにより効果的な連携の在り方を検討するとともに、地域の中小・ベンチャー企業を含む幅広い産業を支援する観点</p>	<p>(2)産業界のニーズへの対応 企業や公設試験研究機関等との間で産業界のニーズに基づく共同事業等を実施する。 また、経済産業省等の支援制度や公設試ネットワークの活用などにより効果的な連携の在り方を検討するとともに、地域の中小・ベンチャー企業を含む幅広い産業を支援する</p>	<p>(2)産業界のニーズへの対応に係る業務 産業界のニーズへの対応として、産業界のニーズに基づく共同事業、地域微生物資源を活用したブランド創出事業の支援を以下のア及びイのとおり 19 件実施した。また、腸内細菌等に関する技術基盤整備や異業種のバイオ産業参入等に関する可能性調査を実施した。</p>	<p>(【難易度：高】の業務への取組及び成果) 地方自治体、公設試験研究機関、大学などと連携して、地域特有の植物等地域資源から分離した微生物を活用した地域ブランド商品等の創出事業を 5 件支援した結果、商品の一般販売が開始されるなど産業化を実現した。 また、地域微生物資源の保管や権利関係等の製品創出に必要な知識等を地方公共団体等に移転することにより、機構と地域の公設試験研究機関(公設試等)の双方の技術を活用した、地域イノベーション促進という新たな事業モデルを構築した。</p>	

<p>から、地域微生物資源を活用したブランド創出事業の支援等を行うことにより、企業等による製品・事業創出の実現を目指す。【難易度:高】(理由:企業等による製品・事業創出を実現するためには、関連する企業・関係機関等のうち微生物遺伝資源に関する知識や技術が不足している機関に対し、製品・事業創出に必要な知識や技術基盤の形成のための技術等移転にかなりの時間や労力が必要となり、難易度が高い。)</p>	<p>観点から、地域微生物資源を活用したブランド創出事業の支援等を行うことにより、企業等による製品・事業創出の実現を目指す。【難易度:高】(理由:企業等による製品・事業創出を実現するためには、関連する企業・関係機関等のうち微生物遺伝資源に関する知識や技術が不足している機関に対し、製品・事業創出に必要な知識や技術基盤の形成のための技術等移転にかなりの時間や労力が必要となり、難易度が高い。)</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p>				
	<p>ア 産業界のニーズに</p>	<p>・企業や公設試験研究</p>	<p>ア 産業界のニーズに基づく共同事業の実施 企業からの要請、或いは企業等のニーズに基づく大学、研究機関等からの要請に</p>	<p>企業や公設試験研究機関等との共同事業等について、14 件を実施し、指標を達成した。</p>	

に基づき、微生物遺伝資源を用いた有用物質生産や製品開発等に資するため、機構自ら微生物遺伝資源が生産する物質の情報等を収集するとともに、企業や公設試験研究機関等との共同事業等を積極的に行う。

機関等との共同事業等の実施件数(8件以上)

に基づき、国際競争力維持・強化、ものづくり基盤、国民生活の安全・安心、経済活動等の促進に寄与する共同事業を実施した。
また、中堅・中小企業に対して、様々な施策を通じた支援を行っている国や、地方の取組に協力し、バイオ産業の裾野を広げる共同事業を発掘することによって、14件の共同事業を実施した。

産業界のニーズに基づく共同事業

	事業等内容	共同事業等先
実施中		
1	産業有用物質を産生する微細藻類のスクリーニングと当該物質の商業利用に向けた大量培養及び生理活性機能の研究	企業
2	産業有用物質を産生する微生物の探索と評価	企業2社 公設試験研究機関 大学
3	腸内細菌の培養に関する技術協力	企業
4	低温生育性微生物の識別に関する技術提供と実装化	企業
5	微生物迅速同定をはじめとする食品分野におけるバイオテクノロジーに関する情報共有	業界団会
6	バイオ燃料事業化に向けた革新的糖化酵素工業生産菌の創製と糖化酵素の生産技術開発	一般財団法人
7	機構が保有する生物遺伝資源の利用促進に向けた、質量分析技術を用いた汎用性化成原料生産の一斉分析	国立研究開発法人
8	スマートセルインダストリーの実現に向けた微生物による有用物質生産に係る遺伝子情報解析	国立研究開発法人
9	放線菌が生産する二次代謝産物の分析	大学
10	放線菌が生産する二次代謝産物の分析	大学
11	発酵食品由来微生物の分類学的研究	大学
12	運動性乳酸菌の選択分離法の開発及び多様性の解析	大学
13	糸状菌の生産する二次代謝産物からの医薬品シーズの探索および化学分類学的考察	大学
14	陸上植物と共生関係にあり、植物の成長を著しく早める菌根菌の培養方法の確立と日本産菌株の整備に関する共同事業	大学
実施調整中		
1	微生物叢の評価における標準化手法の構築	業界団体 国立研究開発法人
2	嫌気性浄化菌と増殖促進菌を用いたバイオオクメンテーションによる浄化方法の確立	企業
3	長寿と微生物叢にかかる情報の提供とバンク連携構築	国立研究開発法人
4	微生物叢の評価で必要となる薬剤耐性菌、腸内細	県立医療機関

菌の収集とバンク連携

●微生物遺伝資源が生産する物質の情報収集

天然物創薬産業における微生物遺伝資源の利用を促進するために、抗生物質等の生産菌を探索し、生産される物質等の情報を収集した。

- ・機構が保有する放線菌のうち 12 株から新規抗生物質生産菌を 4 株発見し、その 3 株の生産物の化学構造が共同事業によって決定された。
- ・また、RD 株の放線菌の中でも培養が難しい 141 株から、71 株が抗生物質を生産することを明らかにした。その中には様々な病原菌等の生育を抑制する株が含まれていた(抗黄色ブドウ球菌:39 株、抗メチシリン耐性黄色ブドウ球菌:36 株、抗緑膿菌:1 株、抗多剤耐性緑膿菌(MDRP):1 株、抗クリプトコッカス:15 株、抗アスペルギルス:10 株)。
- ・さらに環境から有用機能(抗生物質の生産性)を有する菌株を選択的に分離する技術によって、MDRP の生育を抑制する物質の生産菌を千葉県堆肥サンプルから 1 株、沖縄県の土壌サンプルから 6 株分離し、産業上有用な菌株の収集を進めている。
- ・化成品原料をターゲットにした有用物質生産を試みているところ。現在、ヘッドスペース GC/MS を用いて解析したところ、NBRC 株の多くにこれまで知られていなかった物質(化成品原料)を生産していることが明らかとなった。

イ 地域微生物資源を活用したブランド創出のため、必要に応じて、経済産業省等の支援制度や公設試ネットワークを活用し、微生物遺伝資源を活用した商品化等へ向けた技術的支援を行う。

・地域微生物資源を活用したブランド創出事業支援数(3件)

政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容

機構の取組が特に社会や産業界に大きく貢献した内容

イ 地域微生物資源を活用したブランド創出事業の支援

地域ブランド創出にあっては、地域微生物資源の保全及び利用促進と持続可能なビジネスの発展が必要であることから、機構がこれまで蓄積してきた微生物に関する技術や知見を活かし、地方自治体、公設試験研究機関、大学などと連携して、地域特有の植物等地域資源から分離した微生物を活用した地域ブランド商品等の創出事業を 5 件支援した。また、微生物に関する技術的支援に留まらず、地域微生物資源の保管や権利関係等の製品創出に必要な知識等を地方公共団体等に移転することによって、地方自治体が商標を取得し、地域外企業に対する地域微生物資源の利用を促進するとともに、機構と地域の公設試験研究機関(公設試等)の双方の技術を活用した、地域イノベーション促進という新たな事業モデルを構築した。この結果、サポイン事業支援を行った成果を活用した商品の一般販売が開始されるなど、地域微生物資源を活用したブランドの産業化を実現するとともに、地域の公設試験研究機関を主体とする産業・経済活性化の取組を加速化した。

○地域微生物資源を活用したブランド創出事業の支援		
	件名	支援内容
実施		
1	二戸うるしプロジェクト	岩手県工業技術センターにおいて、機構が分離に成功した食品に利用可能な微生物を活用した商品化に向けて機能解析を実施。機構は機能解析に供する乳酸菌や硝酸還元菌の品質確認や菌株選抜を支援。また、参照株(NBRC 株)の分譲に貢献。
2	きみつ食の彩り	千葉県君津市の「まち・ひと・しごと地方創生総合戦略に

地域微生物資源を活用したブランド創出事業について、5 件を支援し、指標を達成した。

業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献

これまでの地域ブランド創出支援に加え、機構と地域の公設試験研究機関(公設試等)の双方の技術を活用した、地域イノベーション促進という新たな事業モデルを構築できたことは、産業・経済活性化の取組を加速化する成果。

機構が直接技術的な支援を行うのみでなく、機構の知見やノウハウを地域の公設試等に移転したことは、地方創成の推進への貢献につながる成果。

	プロジェクト(カラー工房(酵母)事業)	基づく交付金(地方創生先行型)事業である、「きみつ食の彩りプロジェクト(カラー工房(酵母)事業)」を支援。千葉県産業支援技術研究所にて、機構が分離に成功した食品に利用可能な酵母を活用した商品化に向けて機能解析を実施。継続して君津市と千葉県産業支援技術研究所との橋渡しを行い、君津市・産技研・機構の三者による地域ブランド菌株の利用促進についての協議会を主催したほか、地元企業と君津市による今後の「カラー由来微生物」の活用に向けた意見交換会に参加。また、機構の微生物保管制度の活用により、地域ブランドを支える重要な微生物資源である「カラー由来微生物」の保全を実施。さらに地元商工会議所のNBRC施設見学やイベント(10/26)での講演により、「カラー由来微生物」の利用促進を図る等、地域ブランド創出を目指す君津市の地域活性化事業を支援。その結果、地域の醸造メーカーによる日本酒の一般販売(平成29年6月15日から)の実現に貢献。
3	高発現表層タンパク質を標的とした低コスト迅速分析を可能とする微生物検査の革新(サポイン事業)支援	公益財団法人京都高度技術研究所を事業管理機関とする共同体に機構も参画し、平成28年度戦略的基盤技術高度化支援事業に応募し採択された。機構はこの事業において、微生物の分離・同定、遺伝子情報解析技術を活用して事業支援を実施。
4	産技連近畿地域部会 WG	産技連近畿地域部会のワーキンググループである、「近畿酒造機関連携による地域資源活用開発 WG」に参画。近畿地域の複数の公設試が連携して近畿地域ブランドを確立し最終的には海外展開向け商品開発を目的としたWGであり、WGに参加している各地域の公設試からは、機構が保有する微生物の提供やゲノム情報解析技術等による支援が要請されている。また、WGに継続参加し、微生物保管制度の利用促進を図るとともに、各公設試験研究機関のニーズを把握し、個別連携等について検討を実施。
5	機能遺伝子解析技術の技術移転による公設試の技術高度化支援(仮称)	機構が長年培ってきたゲノム情報解析技術及び微生物の機能に関する情報を容易に収集できるツールとして構築したMiFuPを活用して、静岡県工業技術研究所沼津工業技術支援センターが保有する地域微生物資源に対する特定機能酵素の探索を行う支援するとともに、技術移転を実施。 これにより、同センターに機能遺伝子解析技術が移転され、地元企業による地域ブランド商品開発支援への反映が期待。
【昨年度までの取組による実績】		
1	釜石はまゆりプロ	平成26年度に機構の後方支援により開発された、地域

	プロジェクト	の復興シンボルである「はまゆり」から分離された食品に利用可能な酵母(釜石はまゆり酵母)を用いた地ビール等の地域ブランド商品について、関係機関との情報共有及び地方公共団体や公益法人等と他県公設試験研究機関や経済産業局との橋渡しを実施するとともに、機構の微生物保管制度の活用や権利関係の整理を行うことにより、地域微生物資源である「釜石はまゆり酵母」の保全及び利用促進と持続可能なビジネスの発展を支援した。この結果、地方自治体により「釜石はまゆり酵母ロゴマーク」が商標登録(平成 28 年 9 月 9 日登録第 5880283 号)されるとともに、地域外企業に対する地域微生物資源の利用規定が整備されたことから、更なる地域微生物資源の利用促進が期待。
2	日本酒の高度化標準製造技術の開発(サポイン事業 H25～H27)支援	機構の微生物に関する技術や知見を活かし、地域関係者などと連携して、経済産業省の中小企業支援制度である「戦略的基盤技術高度化支援事業(サポイン事業)」を活用することによるブランド商品の創出事業を支援した。「日本酒の乳酸菌発酵工程(山廃酒母)の高度化標準製造技術の開発」では、黄桜株式会社、京都市産業技術研究所などと連携し、乳酸菌発酵工程(山廃酒母)を高度化した標準作業手順書の開発に資する菌株の選抜について助言するとともに、機構保有の乳酸菌を提供した結果、地域の醸造メーカーによる日本酒の一般販売(平成 29 年 3 月 24 日から)の実現に貢献。

●その他

和歌山県工業技術センターの課題解消に向けて、菌株選抜(NBRC 株、RD 株の提供)、MiFuP の活用紹介等を実施した。さらに和歌山県工業技術センターと地域資源を活用した新たな地域連携事業を検討した。

青森県の地域資源を利用した新たな商品開発に関する地域の中小企業からの公設試験研究機関への相談に対し、新たな地域連携事業の立ち上げを目指し、事前に東北経済産業局担当課と情報共有し支援制度の説明資料等を準備の上、青森県産業技術センター弘前地域研究所と連携し中小企業等を集めた説明会を開催した。説明会における海外微生物利用の問合せや、経済産業省の支援制度に関するニーズについては、関係部署及び東北経済産業局に橋渡しを実施した。

ウ 腸内細菌等に関する技術基盤整備や異業種のバイオ産業参入等に関する可能性調査

近年、分析技術の進歩により、分離や培養を経ずに微生物の種類やその存在比を確認することが可能となった。ある種の腸内細菌等とヒトの疾患との関連性について、当該技術を用いて健常人の腸内細菌等と比較することにより、疾患のある患者では腸内細菌の多様性が低下していることが明らかになってきた。このため、腸内細菌の変化を診断の指標として疾患発症の予兆をとらえることにより、病気になる前に健康維持・改善の取組を行う予防医療が注目されており、また、腸内細菌を分析する際に必要となる試薬・装置等当該医療を支える産業の活性化に期待が寄せられている。

平成 27 年度に機構が行った「バイオテクノロジー産業の新たな発展に向けた政策

ウ 健康・医療分野で注目されている腸内細菌等に関する技術基盤整備や異業種のバイオ産業参入等に関する可能

	性調査を行う。	<p>提言」では、腸内細菌を活用した予防医療の実現を健康・医療分野の一つに位置付けたが、腸内細菌等の産業応用を「さらに加速するには、それを下支えする取組みとして、倫理的・法的対応も担保されかつ病歴等疾患データも付帯した試料を誰でも利用できる体制の整備が求められる」とした。これを踏まえ、平成 28 年度は腸内細菌等に関する技術基盤整備に関する可能性調査として、腸内細菌等に関する学会・セミナー等(4 件)に参加し、腸内細菌等の産業応用に向けた情報(国内外の政策・施策と産業・市場動向や今後の成長見通し、腸内細菌等を取り扱う場合の国内法令や規制、リスクや安全性確保に関する情報)を収集した。また、得られた情報をもとに、企業等へのヒアリング(6 件)を行い、産業界のニーズを把握するとともに産業界が抱える課題の抽出を行った。</p> <p>また、異業種のバイオ産業参入等に関する可能性調査として、建設業界をはじめとする関連業界及び技術士会を通じてニーズ調査により、異業種のバイオ産業参入等に関する可能性調査を実施した。</p>																		
<p>(3) 微生物遺伝資源のバックアップ保存 災害リスクへの対応等、企業が保有する微生物遺伝資源のバックアップ保存施設として更なる利用促進を図るため事業者への PR 活動を行い、ユーザーニーズに応じて、微生物遺伝資源を恒久的に保存する。</p> <p>(4) 企業の研究開発活動の支援 微生物遺伝資源の取扱いなど、専門的な知識を必要とする問合せに対応し、企業</p>	<p>(3) 微生物遺伝資源のバックアップ保存 災害リスクへの対応等、企業が保有する微生物遺伝資源のバックアップ保存施設として更なる利用促進を図るため事業者への PR 活動を行い、ユーザーニーズに応じて、微生物遺伝資源を恒久的に保存する。</p> <p>(4) 企業の研究開発活動の支援 微生物遺伝資源の取扱いなど、専門的な知識を必要とする問合せに対応し、</p>	<p>・バックアップサービス利用促進のための事業者等訪問数(35 機関以上)</p> <p>(3) 微生物遺伝資源のバックアップ保存 地震等災害発生時に企業等が保有する微生物遺伝資源が滅失することによる事業継続への影響を最小限とするため実施している微生物遺伝資源のバックアップ保存に係る業務において、新たに企業等から 21 件 1,023 株(うち 2 件は液体窒素タンクによる保管)のバックアップを受け入れ、合計 70 件 2,984 株を保管した。また、問合せや依頼に対しても、速やかに対応し、当該業務を確実に実施した。</p> <table border="1" data-bbox="670 919 1662 1136"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 27 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">生物遺伝資源バックアップ実績</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>70 件</td> <td>52 件</td> </tr> <tr> <td>株数</td> <td>2,984 株</td> <td>1,974 株</td> </tr> <tr> <td>本数</td> <td>5,582 本</td> <td>3,413 本</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="670 1178 1662 1220"> <tr> <td>事業者等訪問数</td> <td>98 機関</td> </tr> </table> <p>また、事業者訪問により明らかとなった企業等のニーズに応えるため、液体窒素タンクによる保管、超低温フリーザーや液体窒素タンクを一台専有できる機器単位での保管、依頼により預かった標品の一部を返還するサービスの追加等バックアップ制度を拡充した。</p> <p>(4) 企業の研究開発活動の支援</p>		平成 28 年度	平成 27 年度	生物遺伝資源バックアップ実績			件数	70 件	52 件	株数	2,984 株	1,974 株	本数	5,582 本	3,413 本	事業者等訪問数	98 機関	<p>バックアップサービス利用促進のため、98 機関の事業者等を訪問、指標を達成した。</p> <p>企業の研究開発活動の支援について、以下のとおり専門的な知識を必要とする問合せへの対応や企業のニーズに対応した菌株の提供形態の継続等を実施した。</p>
	平成 28 年度	平成 27 年度																		
生物遺伝資源バックアップ実績																				
件数	70 件	52 件																		
株数	2,984 株	1,974 株																		
本数	5,582 本	3,413 本																		
事業者等訪問数	98 機関																			

<p>等の研究開発活動を支援する。また、微生物遺伝資源ユーザーの利便性を図るため、平成27年度に開始した企業のニーズに対応した菌株の提供形態の試行を継続し、適切な運用体制について検討するとともに、生物多様性条約への対応など、新たな寄託分譲制度を構築・運用する。</p>	<p>企業等の研究開発活動を支援する。また、微生物遺伝資源ユーザーの利便性を図るため、平成27年度に開始した企業のニーズに対応した菌株の提供形態の試行を継続し、適切な運用体制について検討するとともに、生物多様性条約への対応など、新たな寄託分譲制度を構築・運用する。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p>			
	<p>ア 微生物の培養や保存などの取扱い方法、同定方法、目的に則した微生物株の選抜方法など、専門的な知識を必要とする問合せに対応し、企業等の研究開</p>	<p>・微生物遺伝資源の取扱い等の問合せへの対応件数(100件以上)</p> <p>ア 専門的な知識を必要とする問合せへの対応</p> <p>国内外の事業者や研究開発機関などからの幅広い問合せに対し、電話やメールなどで対応した。特に、微生物遺伝資源の取扱い等高度な問い合わせとして、126件対応した。</p> <p>(問い合わせ事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用目的に適した菌株の選択に関する問い合わせ ・保存状態から復元する方法、培地の作成方法等の培養方法に関する問い合わせ ・培養中の生育具合、色、形態など菌株の性状に関する問い合わせ ・培養装置等の設備に関する問い合わせ ・日本工業規格(JIS)や日本薬局方などの公的試験方法にある品質管理のための試験に関する問い合わせ ・土壌からのDNA抽出方法についての問い合わせ ・バイオレメディエーションを活用した環境浄化の事例の有無についての問い合わせ ・農機具から土壌へ流出したオイルの農作物への影響についての問い合わせ 	<p>126件の微生物遺伝資源の取扱い等の問合せに対応し、指標を達成した。</p>	

	発活動を支援する。		<p>・他の微生物保存機関に保存された微生物との比較についての問い合わせ ・菌株を国外へ送付する際の手続きや注意事項についての問い合わせ</p> <p>また、機構で行っている微生物取り扱い技術を自社で導入する等の目的のため、L-乾燥標品作成製手順、微生物取り扱い手順等について、9件の見学を受け入れた。</p>		
<p>(5)産業界における利用促進のための人材育成、普及啓発 利用者の拡大や微生物遺伝資源への認知向上</p>	<p>イ 機構が微生物遺伝資源機関として実施している微生物遺伝資源の受入れ及び提供において、平成27年度に開始した企業のニーズに対応した菌株の提供形態の試行を継続し、適切な運用体制について検討するとともに、生物多様性条約に則した、新たな受け入れ・提供(分譲)制度を構築・運用する。</p>		<p><u>イ 企業のニーズに対応した菌株の提供形態の継続及び生物多様性条約に則した、新たな受け入れ・提供(分譲)制度を構築・運用</u></p> <p>●復元培養株の分譲制度の試行 産業界のニーズに基づき、事業者等が機構から提供を受けた微生物株をすぐに使用できる分譲形態として、復元培養株の分譲制度を平成28年3月14日から開始し、通常提供している乾燥休眠状態から生育可能な状態にした復元培養株を14件30株分譲した。</p> <p>●生物多様性条約に則した、新たな受け入れ・提供(分譲)制度の構築・運用 平成27年度に制定した、安全寄託された菌株について発行する安全寄託証明書に寄託者が申告した原産国を記載する制度を運用開始するとともに、生物多様性条約に則した、新たな受け入れ・提供(分譲)制度として、生物遺伝資源を寄託する際に寄託者が原産国の提示する利用条件を設定できる制度を構築した。</p>	<p>産業界における利用促進のための人材育成、普及啓発について、以下のとおり講習会や小中高校生向けの普及啓発活動、業務活動成果の積極的な発信を実施した。</p>	

<p>に向けて、微生物遺伝資源ユーザーの人材育成や小中高校生向けの普及啓発活動を行う。</p>	<p>に向けて、微生物遺伝資源ユーザーの人材育成や小中高校生向けの普及啓発活動を行う。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p>													
<p>ア 実習を伴う講習会や講演活動を通じ、微生物遺伝資源ユーザーの人材育成を行うとともに、小中高校生向けの普及啓発活動を行う。</p> <p>イ メールマガジンの発行、各種展示会・学会への出展等を通じて、業務活動の成果を積極的に発信する。</p>	<p>・微生物遺伝資源の産業界における利用促進に資する講習会や小中高校生向けの普及啓発活動の実施(3件)</p> <p>・業務活動の成果を発信する情報提供の実施件数(10件以上) (参考)内訳 6件(メールマガジンの発行)、4件(展示会・学会等の出展)</p>	<p>ア 産業界における利用促進のための人材育成</p> <p>微生物遺伝資源の産業界における利用促進に資する講習会や小中高校生向けの普及啓発活動等を3件実施した。</p> <table border="1" data-bbox="667 835 1662 1050"> <tr> <td colspan="2">微生物遺伝資源の産業界における利用促進に資する講習会等 開催件数</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">内 訳</td> <td colspan="2">NITE 講座「生物遺伝資源利用に関する国際ルールと規制の基礎」</td> </tr> <tr> <td colspan="2">かずさの森微生物教室</td> </tr> <tr> <td colspan="2">NBRC 微生物実験講習会</td> </tr> </table> <p>また、利用者拡大に向けて、大学や企業セミナー等への講師派遣を34件実施した。</p> <p>イ 業務活動成果の積極的な発信</p> <p>日本防菌防黴学会 第43回年次大会(9月26~27日)において開催された「腐食・汚染に関わる微生物」に係るシンポジウムで、金属の腐食にまつわる微生物の情報提供を行った。また、「微生物試験法」に係るシンポジウムで、機構で行っている品質管理の手順等を紹介した。当該学会大会にはJIS規格や日本薬局方等の公定法試験指定菌株の利用者が多く参加していたことから、公定法試験指定菌株等を提供するNBRCから技術紹介することで、利用者に対する認知度向上と成果普及を行った。</p> <p>平成28年度日本大学生物資源科学部市民講座において、「役に立つ微生物をみつける」という題名で主に放線菌の性状、自然界から放線菌を分離する手法、微生物を保存提供することの意義や機構の業務について、一般市民、大学学部生及び教職員を対象に紹介し、機構の業務成果や微生物に関する専門的な知識を積極的に情報発信し、微生物遺伝資源の産業界における普及啓発活動を行った。</p> <p>大学院の講義に講師を派遣し、ゲノム情報を利用した微生物の系統や性状解析を紹介し、機構の保有する技術や活動について紹介した。</p> <p>保存技術の研究発表等を行うCryopreservation Conferenceにおいて、機構の微生物を中心とした保存事業やバックアップ保存事業の紹介等を行った。</p> <p>公益社団法人日本生物工学会関西支部の主催するセミナー「知っておきたい培養のはなし」において、食品メーカー等の若手研究者や大学生を対象とし、微生物培養に必要な培地成分についての講演を行い、機構の微生物培養に関する専門的な</p>	微生物遺伝資源の産業界における利用促進に資する講習会等 開催件数		3件	内 訳	NITE 講座「生物遺伝資源利用に関する国際ルールと規制の基礎」		かずさの森微生物教室		NBRC 微生物実験講習会		<p>微生物遺伝資源の産業界における利用促進に資する講習会や小中高校生向けの普及啓発活動を3件実施、指標を達成した。</p> <p>業務活動の成果を発信する情報提供を17件実施し、指標を達成した。</p>	
微生物遺伝資源の産業界における利用促進に資する講習会等 開催件数		3件												
内 訳	NITE 講座「生物遺伝資源利用に関する国際ルールと規制の基礎」													
	かずさの森微生物教室													
	NBRC 微生物実験講習会													

情報の発信を行った。

医薬品候補化合物の探索や生物農薬への応用が期待される冬虫夏草菌類の分類検討国際グループに加わり、国際植物命名規約の改訂に伴う統合名の提唱に貢献し、世界的にも微生物保存機関に保存実績がなかった冬虫夏草菌類を収集・公開した実績等が評価され、職員が日本微生物資源学会奨励賞(日本微生物資源学会が微生物及びこれに準ずる培養生物の系統保存及び関連分野の学術の進歩に寄与した満 40 歳未満の学会員に授与するもの)を受賞した。

過去に機構が研究に携わった 3 つの放線菌の分類群について、細菌分類学の教科書として著名な **Bergey's Manual** に原稿執筆を行った。

音楽家やくしまるえつこ氏が茨城県北芸術祭のテーマソングを作成するにあたり、音楽とバイオの融合について相談することを目的として機構に来所されたため、経済産業省と共に技術的なアドバイスをし、テーマソングを DNA に組み込んだ微生物の作成というこれまでに例のない作品の創出に貢献した。

最新の知見に基づく情報を提供するため、微生物遺伝資源の収集・提供に関するホームページを 86 回更新した。また、新たに分譲を開始した微生物遺伝資源の情報の提供に関するホームページを、NBRC 株について 6 回、RD 株について 6 回更新した。

プレスリリース	2 件
外部刊行物への掲載件数	19 件
テレビ放映等件数	4 件
メールマガジン	
配信数	6 回
受信者数	1,537 名 (平成 27 年度末より 82 名増)
学会発表件数	7 件
展示会等へのブース出展	4 件

4. その他参考情報

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-4	適合性認定		
業務に関連する政策・施策	1 経済産業 1-4 基準認証	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	独立行政法人製品評価技術基盤機構法 工業標準化法 計量法 消費生活用製品安全法(消安法) 電気用品安全法(電安法) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 ガス事業法 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律
当該項目の重要度、難易度	【重要度、難易度:高】 4. 製品評価技術基盤機構認定制度	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0479、0480

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年 度値等)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
JNLA における試験所の更新の実施件数	36 件	-	-	-	-	登録・更新の実施件数 37 件 (全件実施)	42 件	予算額(千円)	8,417,379 の内数	9,526,907 の内数	22,542,448 の内数	1,331,396	1,016,537
新規の登録申請の実施件数	3 件以上	-	-	-	-	-	15 件	決算額(千円)	7,309,699 の内数	7,706,062 の内数	17,752,154 の内数	1,316,462	1,027,895
JNLA における登録試験所に対する立入検査の実施件数	全件実施	(参考)過去 3 年平均 6 件	-	-	-	11 件 (全件実施)	21 件 (全件実施)	経常費用(千円)	942,780	964,238	1,173,676	1,038,500	1,029,853
JNLA 試買検査の実施件数	5 件	-	-	-	-	-	5 件	経常利益(千円)	253	1,938	▲3,739	▲15,228	25,390
工業標準化法に基づく認証機関の調査及び立入検査の実施件数	全件実施	(参考)過去 3 年平均 8 件(調査)	-	-	-	16 件 (全件実施)	8 件 (全件実施) うち調査(8 件)、立入 検査(0 件)	行政サービス実施コスト(千円)	-	-	-	921,054	951,164
JIS 試買検査の実施件数	8 件	-	-	-	-	12 件 (全件実施)	11 件	従事人員数	408 の内数	407 の内数	422 の内数	63	63
国際相互承認に基づく試験所の認定及び定期検査の実施件数	14 件	-	-	-	-	57 件 (全件実施) うち試験所 認定(8 件)、定期	27 件						

						検査(49件)								
JCSS における校正事業者の更新の実施件数	72件	—	—	—	—	登録・更新の実施件数122件(全件実施)	73件							
新規の登録申請の実施件数	3件以上	—	—	—	—	—	5件							
JCSS における登録校正事業者に対する立入検査の実施件数	全件実施	—	—	—	—	(該当なし)	(該当なし)							
MLAP における特定計量証明事業者の更新の実施件数	7件	—	—	—	—	認定・更新の実施件数15件(全件実施)	7件							
MLAP における特定計量証明事業者のフォローアップ調査実施件数	37件	—	—	—	—	—	63件							
MLAP における認定特定計量証明事業者に対する立入検査の実施件数	全件実施	—	—	—	—	(該当なし)	(該当なし)							
国際相互承認に基づく校正事業者の認定及び定期検査の実施件数	66件	—	—	—	—	89件(全件実施)うち校正事業者認定(25件)、定期検査(64件)	67件							
各法律に基づく検査機関及び適合性評価機関の調査及び立入検査の実施件数	全件実施	(参考)過去3年平均7件(調査)、1件(立入検査)	—	—	—	15件(全件実施)うち調査(14件)、立入検査(1件)	5件(全件実施)うち調査(5件)、立入検査(0件)							
ASNITE における定期検査の実施件数	21件	—	—	—	—	定期検査(59件)、臨時検査(1件)	64件							
新規の認定申請の実施件数	1件以上	—	—	—	—	認定の審査(9件)	1件							

認定制度に関する国際規格の改正に向けた活動への参加数	3件。なお、その際、国内の状況を踏まえつつ、極力、日本の意見を規格に反映できるように積極的な参加に努めるものとする。	—	—	—	—	3件	3件						
認定制度の普及、利用促進へ向けた講演等の普及啓発活動の件数	10件以上	(参考)内訳:5件(産業技術連携推進会議や地域の公設試の出席する会議での普及啓発)、2件(展示会への出展)、1件(セミナー開催)、2件(講師派遣)	—	—	—	情報発信 件数14件	37件						
新たな技術等に係る認定基盤の整備に向けた調査の件数	2分野	—	—	—	—	3分野	2分野						

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
Ⅱ－４．適合性認定分野	Ⅱ－４．適合性認定分野			<p>全体評定:B</p> <p>指標を含め事業計画の初期の目標を全て達成したことに加え、以下について、機構独自の知見・技術や連携を生かして主体的に取組を行い、行政や産業界、国民に積極的に働きかけることにより、安全・安心な国民生活や健全で持続性のある産業発展に貢献した。</p> <p>○医療用ウィッグの皮膚への安全性を評価する試験所登録制度創設による健全な市場の確保</p> <p>機構が、「医療用ウィッグ」のパッチテストの JNLA 試験所登録制度を開始したことで、国内ウィッグ市場の約 70%のシェアをカバーする日本毛髪工業協同組合の「医療用ウィッグ」の民間認証制度に、信頼性の高い JNLA 試験結果の活用が可能となり、民間認証の信頼性をさらに高め、消費者や医療従事者による安全安心な製品の選択を助けることに具体的に貢献。</p> <p>○無通告立入検査と試買検査による JNLA 登録試験所の信頼性の持続的確保</p> <p>機構が、JNLA 登録制度の運用状況の確認手段を拡充し、新たに、試買検査と無通告立入検査の 2 つの取組を実施したことは、試験所の信頼性維持・拡大に貢献するとともに、JNLA 登録試験所自身の意識向上と、不適切運用等の自主的改善を促し、問題発生 of 未然防止の推進に寄与。</p> <p>○磁界計測の JCSS 校正事業者登録制度による自動車部品等の品質管理向上等への貢献</p> <p>機構が、磁界計測の JCSS 校正事業者登録制度を開始したことで、部品・部材メーカーのより確かな品質管理が可能となり、自動車産業や電機産業の最終製品の品質向上等に貢献。</p> <p>また、今後見込まれる磁性材料産業の市場取引の進展局面でも、時機を逸することなく部品・部材メーカーのビジネス拡大に貢献。(磁性材料(永久磁石)の国内生産額約 1,100 億円)</p> <p>○大型パワーコンディショナの試験所認定制度創設による海外展開支援</p> <p>機構が新たに構築した大型パワーコンディショナ(PCS)に関する試験所認定制度の活用により、試験や認証に係るコストや負担を削減し、タイでの迅速な現地認証取得が可能となったことは、大型 PCS の大きな市場として期待されるタイへの輸出促進に貢献。(タイ政府は、2021 年までの太陽光発電の導入目標を 2000MW から 3000 MW に上方修正し、太陽光発電の導入が順調に進んでいる。)</p> <p>○鉄道分野の製品認証機関の認定による鉄道信号システムの海外輸出支援</p> <p>機構が、交通安全環境研究所を認定したことで、鉄道信号システムメーカーが、信頼性の高い ASNITE 認定を活用して、認証製品の信頼性をさらに高め、国際的な入札等の際に国際規格への適合性の証明として活用できるようになったことは、インフラ輸出ビジネスの拡大に貢献。</p>

				(NITE 評価・計画諮問会議委員からのコメント) ・これまでヨーロッパが規格を押さえていた鉄道信号システムに対し、認証機関の認定という成果に結びついたことは評価できる。 ・鉄道の取組は、インフラに対する企業活動への大きな貢献といえる。																
<p>1. 工業標準化法の執行・執行支援等</p> <p>(1) 工業標準化法の試験事業者登録制度 (JNLA) における試験事業者の試験所の登録・更新の業務を、申請に基づき迅速かつ的確に実施するとともに、登録試験所に対する立入検査及び市場モニタリング (試買検査) を的確に実施する。また、日本工業規格 (JIS) の制定・改正に対応して、試験方法の区分の改正原案の作成を行う。</p>	<p>1. 工業標準化法の執行・執行支援等</p> <p>(1) 工業標準化法の試験事業者登録制度 (JNLA) における試験事業者の試験所の登録・更新の業務を、申請に基づき迅速かつ的確に実施するとともに、登録試験所に対する立入検査及び市場モニタリング (試買検査) を的確に実施する。また、日本工業規格 (JIS) の制定・改正に対応して、試験方法の区分の改正原案の作成を行う。</p>	<p>・新規の登録申請の実施件数(3件以上)</p> <p>・JNLA における試験所の更新の実施件数(36件)</p>	<p>1. 工業標準化法の執行・執行支援等</p> <p><u>(1)工業標準化法の試験事業者登録制度(JNLA)における試験事業者の試験所の登録・更新の業務を、申請に基づき迅速かつ的確に実施。登録試験所に対する立入検査及び市場モニタリング(試買検査)を的確に実施。日本工業規格(JIS)の制定・改正に対応して、試験方法の区分の改正原案を作成</u></p> <p>JNLA は、工業標準化法(以下「JIS 法」)で定められている制度。機構は、JIS 法に基づき国に代わり、JIS 規格による試験を行う試験所が適切に実施しているかを、国際規格 ISO/IEC 17025(試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項)に基づいて審査し、登録を実施。JNLA 登録された試験所は、適切に製品の性能試験を行い、その製品の性能試験結果をより信頼あるものとしている。なお、JNLA 登録試験所は 4 年ごとに更新が必要である。</p> <p>平成 28 年度は、政策的・社会的ニーズを踏まえながら、JNLA 登録業務を実施した。15 件の新規登録申請、6 件の追加登録申請、45 件の登録更新申請が機構になされた。新規登録申請案件(追加登録申請含む)に対して速やかに審査チームを編成し、16 件の登録審査を迅速かつ的確に実施した。また、42 件の登録更新審査を実施した。その結果、13 件の新規登録(追加登録含む)、30 件の登録更新を行った。</p> <p>審査をより公平・公正なものとするため、外部専門家・有識者等から構成する評定委員会を 8 回開催し、評定委員会審議要否検討会(評定委員会での審議を重要な案件に絞り込むために審査で問題のない案件を評価する内部検討会)を 8 回開催した。</p> <p>また、JNLA 登録試験所の組織や設備等に関する変更届出書 299 件に対して、必要に応じて要求事項への適合性について現地確認等を実施して適切に処理した。</p> <p>以上の実績を、下表にまとめる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>JNLA 業務</th> <th>実績※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規登録審査数(追加登録審査含む)</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>登録更新審査数</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>新規登録数(追加登録含む)</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>登録更新数</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>評定委員会開催数</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>評定委員会審議要否検討会開催数</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>変更届出書処理数</td> <td>299</td> </tr> </tbody> </table> <p>※申請受付後、審査を経て登録に至るまでには、一般的に半年程度又はそれ以上の期間を要するため、一つの年度内の審査数と登録数は必ずしも一致しない。例えば、平成 28 年度に実施した審査案件の中には、登録が平成 29 年度になる案件も含まれている。</p>	JNLA 業務	実績※	新規登録審査数(追加登録審査含む)	16	登録更新審査数	42	新規登録数(追加登録含む)	13	登録更新数	30	評定委員会開催数	8	評定委員会審議要否検討会開催数	8	変更届出書処理数	299	<p>JNLA 試験所の新規登録申請は 15 件、更新の審査は 42 件を迅速かつ的確に実施して指標を達成し、土木・建築分野など登録のある全 12 分野で計 14 万件以上(過去 3 年平均)の JNLA 試験証明書が、製品の品質の裏付け等に活用されている中で、JNLA 登録試験所の信頼性維持・拡大に貢献した。</p>
JNLA 業務	実績※																			
新規登録審査数(追加登録審査含む)	16																			
登録更新審査数	42																			
新規登録数(追加登録含む)	13																			
登録更新数	30																			
評定委員会開催数	8																			
評定委員会審議要否検討会開催数	8																			
変更届出書処理数	299																			

	<p>・ JNLA における登録試験所に対する立入検査の実施件数(全件実施) (参考)過去3年平均6件</p> <p>・ JNLA 試験買検査の実施件数(5件)</p>	<p>政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容 機構の取組が社会や産業界に貢献した内容</p> <p>●医療用ウィッグの皮膚への安全性を評価する試験所登録</p> <p>「医療用ウィッグ」は、がん患者等の抗がん剤投与などの副作用による脱毛に対するウィッグであり、一般のウィッグ市場が成熟する中、インターネット販売等を含め市場が拡大している。そうしたなか、製造工程で使用するホルムアルデヒドの残留による皮膚の炎症など一部製品に問題が発生している。そのような製品から消費者を保護し、健全な市場を確保するため、国は、「医療用ウィッグ」の品質規格 JIS S 9623(医療用ウィッグ及び附属品—一般仕様)を平成 27 年 4 月に新たに制定した。また、国内ウィッグ市場の約 70%がその会員企業の製品である日本毛髪工業協同組合は、JIS S 9623 に適合した製品を安心安全な「医療用ウィッグ」として認証マークを付与する制度を創設し、性能試験のうち、JNLA 登録試験所が存在する試験については、JNLA 試験結果を活用して認証を開始した。しかし、皮膚への安全性を評価する重要な試験項目である JIS S 9623 のパッチテスト(閉塞法皮膚貼付試験)を実施できる、JNLA 登録試験所は存在しなかった。</p> <p>機構は、日本皮膚科学会の協力を受けることで、<u>パッチテストの登録に必要な審査実施体制を構築し、パッチテストの JNLA 試験所登録制度を開始した(平成 28 年 8 月)</u>。平成 28 年 9 月、試験所から新規申請があり、平成 29 年度に新規登録見込み(6 月に登録した。)</p> <p>機構が、「医療用ウィッグ」のパッチテストの JNLA 試験所を新規登録することで、「医療用ウィッグ」の品質規格のすべての性能試験に対して JNLA 登録試験所による JNLA 試験が実施され、「医療用ウィッグ」の民間認証制度の信頼性をさらに高めることに貢献するものである。</p> <p>●JNLA 登録試験所の登録結果の官報及び機構ホームページへの掲載</p> <p>JNLA 登録試験所の登録等の結果は、機構ホームページに登録当日に掲載するとともに、迅速に官報掲載した。</p> <p>●JNLA 登録試験所に対する立入検査の的確な実施</p> <p>JNLA 登録試験所に対して、試験所移転に伴う施設・設備の要求事項への確認及び更新審査等で指摘した不適合事項に対する是正状況の確認のために立入検査 5 件、無通告の立入検査 16 件の計 21 件(全件)の立入検査を的確に実施した。</p> <p>政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容 機構の取組が社会や産業界に貢献した内容</p> <p>●無通告立入検査と試買検査による JNLA 登録試験所の信頼性の持続的確保</p> <p>JNLA 登録試験所の試験結果の信頼性を今後とも確実なものとするため、問題発生の未然防止を目的として、経済産業省と検討した結果、<u>平成 28 年度から新たに、「JNLA 試験結果が活用されている製品の試買検査による、JNLA 試験結果の活用状</u></p>	<p>業務実績が社会や産業界に貢献</p> <p>機構が、「医療用ウィッグ」のパッチテストの JNLA 試験所登録制度を開始したことで、国内ウィッグ市場の約 70%のシェアをカバーする日本毛髪工業協同組合の「医療用ウィッグ」の民間認証制度に、信頼性の高い JNLA 試験結果の活用が可能となり、民間認証の信頼性をさらに高め、消費者や医療従事者による安全安心な製品の選択を助けることに具体的に貢献。</p> <p>(医療用ウィッグ市場約 137 億円(*1)(国内ウィッグ市場全体では約 1,402 億円(*2)))</p> <p>(*1)日本毛髪工業協同組合からの聞き取り (*2)矢野経済研究所調べ(平成 27 年度)</p> <p>JNLA 登録試験所の立入検査は 21 件を迅速かつ的確に実施して指標を達成。</p> <p>JNLA 試買検査は、コンクリート骨材(2 特性)及び LED 電球(3 特性)の計 5 特性(件)を的確に実施して指標を達成。</p> <p>業務実績が社会や産業界に貢献</p> <p>機構が、JNLA 登録制度の運用状況の確認手段を拡充し、新たに、試買検査と無通告立入検査の 2 つの取組を実施したことは、試験所の信頼性維持・拡大に貢献すると</p>
--	--	--	--

		<p>況の適切性の確認」と、「JNLA 登録試験所への無通告の立入検査による、試験記録及び試験証明書の適正性の確認」の2つの取組を、必要に応じて組み合わせて実施することとした。また、これら2つの取組を実施していることをJNLA 登録試験所に周知した。</p> <p>平成28年度においては、コンクリート骨材(2特性)及びLED電球(3特性)の計5特性に対して試買検査を、さらに骨材については無通告立入検査をJNLA 登録試験所14者に対して実施し、結果としていずれも問題なく、JNLA 登録試験所の試験証明書が信頼あるものであることを確認した。</p> <p>これらの取組により、JNLA 登録試験所の登録後の運用状況を多面的に確認し、JNLA 制度の信頼性を今後とも確実なものとすることに貢献した。また、これらの取組により、JNLA 登録試験所自身の法令等遵守の意識向上と、不適切な運用等の自主的改善の促進に寄与するものである。</p> <p>●JNLA 制度の適正執行のための説明会開催</p> <p>JNLA 制度の適正執行のため、JNLA 登録試験所等に対してJNLA 制度説明会を平成29年3月1日(東京:83名参加)、3月3日(名古屋:52名参加)及び3月10日(福岡:30名参加)の計3回(計165名参加)開催し、JNLA 制度において遵守すべき最新の規程等について説明するとともに、無通告立入検査の実施状況、ISO/IEC 17025の改正動向について周知し、JNLA 登録試験所自らが高い意識を持ってJNLA 制度を適切に執行するよう普及啓発を図った。また、JNLA に関するニーズをアンケート調査し、今後、アンケート調査結果を踏まえてJNLA の見直しに活用する予定である。</p> <p>●JNLA 関係規程の見直し</p> <p>平成28年度は、現地試験に関する要求事項見直しに伴い、JNLA 登録に係る規程文書の一般要求事項を改正、また、JNLA 登録の取得と維持のための手引きについても改正を行い、合計4規程文書の見直しを行った。これらの関係規程の改正内容は、ホームページで公開するとともに、平成29年3月に開催したJNLA 制度説明会でJNLA 登録試験所に周知し、試験所の申請支援、登録基準の理解度向上を図った。</p> <p>●日本工業規格(JIS)の制定・改正に対応した試験方法の区分の改正原案の作成</p> <p>JNLA 登録の対象となるJIS 試験方法の区分(JNLA の試験所登録は、JIS 試験方法ごとに実施)は、経済産業大臣が「JNLA 登録試験方法区分を定める告示」で定めており、その告示区分の見直しは、経済産業省の要請に基づき機構が原案を作成している。</p> <p>機構は、従来の告示区分には登録実績・要望のないJIS 試験方法が多く含まれていたことから、経済産業省と調整しつつ、464区分、延べ約4,000JIS 規格を見直し、191区分、延べ約1,000 JIS 規格の原案を作成し、平成28年度の告示改正を支援した。なお、今後、新たなJIS 試験方法規格によるJNLA 登録ニーズに対してはその都度告示改正で迅速に対応する。</p> <p>これにより、ユーザーが依頼先の登録試験所を探すときなどに、JIS 規格番号の確認などに要する時間が大幅に短縮されるなどのユーザーサービスの利便性向上に貢献すると共に、新たなJNLA 登録ニーズへの迅速な対応及び機構の告示改正作業に関する大幅な事務効率化を実現した。</p>	<p>況の適切性の確認」と、「JNLA 登録試験所への無通告の立入検査による、試験記録及び試験証明書の適正性の確認」の2つの取組を、必要に応じて組み合わせて実施することとした。また、これら2つの取組を実施していることをJNLA 登録試験所に周知した。</p> <p>平成28年度においては、コンクリート骨材(2特性)及びLED電球(3特性)の計5特性に対して試買検査を、さらに骨材については無通告立入検査をJNLA 登録試験所14者に対して実施し、結果としていずれも問題なく、JNLA 登録試験所の試験証明書が信頼あるものであることを確認した。</p> <p>これらの取組により、JNLA 登録試験所の登録後の運用状況を多面的に確認し、JNLA 制度の信頼性を今後とも確実なものとすることに貢献した。また、これらの取組により、JNLA 登録試験所自身の法令等遵守の意識向上と、不適切な運用等の自主的改善の促進に寄与するものである。</p> <p>●JNLA 制度の適正執行のための説明会開催</p> <p>JNLA 制度の適正執行のため、JNLA 登録試験所等に対してJNLA 制度説明会を平成29年3月1日(東京:83名参加)、3月3日(名古屋:52名参加)及び3月10日(福岡:30名参加)の計3回(計165名参加)開催し、JNLA 制度において遵守すべき最新の規程等について説明するとともに、無通告立入検査の実施状況、ISO/IEC 17025の改正動向について周知し、JNLA 登録試験所自らが高い意識を持ってJNLA 制度を適切に執行するよう普及啓発を図った。また、JNLA に関するニーズをアンケート調査し、今後、アンケート調査結果を踏まえてJNLA の見直しに活用する予定である。</p> <p>●JNLA 関係規程の見直し</p> <p>平成28年度は、現地試験に関する要求事項見直しに伴い、JNLA 登録に係る規程文書の一般要求事項を改正、また、JNLA 登録の取得と維持のための手引きについても改正を行い、合計4規程文書の見直しを行った。これらの関係規程の改正内容は、ホームページで公開するとともに、平成29年3月に開催したJNLA 制度説明会でJNLA 登録試験所に周知し、試験所の申請支援、登録基準の理解度向上を図った。</p> <p>●日本工業規格(JIS)の制定・改正に対応した試験方法の区分の改正原案の作成</p> <p>JNLA 登録の対象となるJIS 試験方法の区分(JNLA の試験所登録は、JIS 試験方法ごとに実施)は、経済産業大臣が「JNLA 登録試験方法区分を定める告示」で定めており、その告示区分の見直しは、経済産業省の要請に基づき機構が原案を作成している。</p> <p>機構は、従来の告示区分には登録実績・要望のないJIS 試験方法が多く含まれていたことから、経済産業省と調整しつつ、464区分、延べ約4,000JIS 規格を見直し、191区分、延べ約1,000 JIS 規格の原案を作成し、平成28年度の告示改正を支援した。なお、今後、新たなJIS 試験方法規格によるJNLA 登録ニーズに対してはその都度告示改正で迅速に対応する。</p> <p>これにより、ユーザーが依頼先の登録試験所を探すときなどに、JIS 規格番号の確認などに要する時間が大幅に短縮されるなどのユーザーサービスの利便性向上に貢献すると共に、新たなJNLA 登録ニーズへの迅速な対応及び機構の告示改正作業に関する大幅な事務効率化を実現した。</p>	<p>ともに、JNLA 登録試験所自身の意識向上と、不適切運用等の自主的改善を促し、問題発生 of 未然防止の推進に寄与。</p> <p>工業標準化法に基づく認証機関の調査は、経済産業省からの指示に基づき 8 件</p>
--	--	---	---	--

<p>準化法に基づく認証機関の登録・更新のための調査や、認証機関に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、迅速かつ的確に実施する。</p>	<p>準化法に基づく認証機関の登録・更新のための調査や、認証機関に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、迅速かつ的確に実施する。</p>	<p>化法に基づく認証機関の調査及び立入検査の実施件数(全件実施)(参考)過去3年平均8件(調査)</p>	<p>立入検査を、経済産業省の指示に基づき、迅速かつ的確に実施 認証機関の登録及び更新のための調査は、経済産業省が実施する認証機関に対する登録又は更新の判断のため、経済産業省が機構に調査の指示を出し、機構が工業標準化法で定められた登録基準への適合性を調査し報告するものである。 平成28年度は経済産業省からの指示に基づき、迅速かつ的確に調査を行い、事前検討会を開催して報告内容を精査した上で、8件(全件)の調査報告を行った。 また、立入検査については、経済産業大臣から指示がなかったため実績なし。</p>	<p>(全件)を迅速かつ的確に実施して指標を達成。立入検査は、経済産業省からの指示はなく実績なし。 これらにより、工業標準化法に基づく登録認証機関の信頼性維持に貢献した。</p>
<p>(3)工業標準化法に基づく登録認証機関等の品質確保のための市場モニタリング(試買検査)を、経済産業省の要請に基づき的確に実施する。</p>	<p>(3)工業標準化法に基づく登録認証機関及び認証製造業者の品質確保のための市場モニタリング(試買検査)を、経済産業省の要請に基づき的確に実施する。なお、その際、今後の実施手法の改善につながる提案に努めるものとする。</p>	<p>・JIS 試買検査の実施件数(8件)</p>	<p>(3)工業標準化法に基づく登録認証機関及び認証製造業者の品質確保のための市場モニタリング(試買検査)を、経済産業省の要請に基づき的確に実施。必要に応じて今後の実施手法の改善につながる提案を実施 経済産業省の要請に基づき、選定された11品目(3月に緊急要請のあった1品目を含む)に対して市場モニタリング(試買検査)を的確に実施し、検査において不適合のあった品目について速やかに経済産業省へ情報提供を行い、経済産業省の登録認証機関に対する是正等の措置を支援し、登録認証機関及び認証製造業者の信頼性向上に貢献した。</p>	<p>JIS 試買検査は、経済産業省からの要請に基づき11品目(件)を的確に実施して指標を達成し、工業標準化法に基づく登録認証機関の信頼性維持に貢献した。</p>
<p>(4)国際相互承認に基づく試験所の認定を、申請に基づき迅速かつ的確に実施すると</p>	<p>(4)国際相互承認に基づく試験所の認定を、申請に基づき迅速かつ的確に実施すると</p>	<p>・国際相互承認に基づく試験所の認定及び定期検査の実施件数(14件)</p>	<p>(4)国際相互承認に基づく試験所の認定を、申請に基づき迅速かつ的確に実施。試験所に対する定期検査を実施。認定した試験所に関する情報を、迅速に機構ホームページに掲載 ●国際相互承認に基づく試験所認定及び定期検査の実施 国際相互承認(MRA 制度)とは、ILAC(国際試験所認定協力機構)等に加盟している認定機関(国際相互承認の地位を獲得している認定機関)が、互いに認定した試験所(MRA 試験所)の試験結果について、同等とみなして相互に受け入れるという制度である。</p>	<p>国際相互承認に基づく試験所の認定及び27件の定期検査を迅速かつ的確に実施して指標を達成。</p>

<p>ともに、試験所に対する定期検査を行う。</p>	<p>に、試験所に対する定期検査を行う。また、認定した試験所に関する情報は、迅速に機構ホームページに掲載する。</p>		<p>機構は、ILAC に加盟するとともに、国際相互承認の地位を獲得して、MRA 試験所の認定を実施しており、機構が認定した国内 MRA 試験所の輸出品の試験結果については、国際的に信頼あるものと見なされ、輸出品の輸出先での再試験省略、コスト低減、貿易の円滑化等に貢献している。</p> <p>機構は MRA 制度を希望する JNLA 登録試験所に対し MRA 試験所として認定するに際しては、JNLA 登録に加え、2 年ごとに JNLA 登録試験所に定期検査を実施し、さらに ISO/IEC17043(適合性評価-技能試験に対する一般要求事項)に適合した外部機関の運営する技能試験を JNLA 登録試験所が受けた記録を評価し、技術的能力の継続的な保持の審査を行う。</p> <p>機構は平成 28 年度、1.(1)の JNLA 登録に加え、試験所の MRA 制度の認定ニーズに応じて速やかに審査チームを編成し、MRA 制度の要求事項への適合性を審査し、5 件の認定を、また、MRA 試験所からの申請に応じて 27 件の定期検査を、迅速かつ的確に実施した。</p> <p>●認定した試験所の機構ホームページへの掲載</p> <p>国際相互承認に基づき認定した MRA 試験所に関する情報は、日本語及び英語で機構ホームページに迅速に掲載した。</p> <p>●国際相互承認要求事項に対応する技能試験の活用と計画</p> <p>機構は MRA 制度を希望する JNLA 登録試験所に対し MRA 試験所として認定するに際しては、JNLA 登録に加え、2 年ごとに JNLA 登録試験所に定期検査を実施し、さらに ISO/IEC17043 に適合した外部機関の運営する技能試験を JNLA 事業者が受けた記録を評価し、技術的能力の継続的な保持の審査を行う。</p> <p>機構は、外部機関が運営している技能試験の結果を MRA 試験所の認定に活用している。MRA 認定を希望する試験所が、的確に技能試験を受けられるように、機構は年度当初に、認定で活用している外部機関の技能試験を 4 カ年計画として公表している。平成 28 年度に機構が活用した技能試験は、下表のとおり。技能試験の結果に問題があった MRA 試験所については、是正処置の妥当性を確認して認定している。</p> <table border="1" data-bbox="667 1249 1644 1713"> <thead> <tr> <th>JNLA</th> <th>試験区分</th> <th>外部機関名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">MRA 認定で活用している技能試験</td> <td>コンクリート・セメント等無機系材料強度試験</td> <td rowspan="3">一般財団法人 建材試験センター</td> </tr> <tr> <td>石灰・セメント・ガラス化学分析試験</td> </tr> <tr> <td>高分子引張試験</td> </tr> <tr> <td>抗菌性試験</td> <td>一般社団法人 繊維評価技術協議会</td> </tr> <tr> <td>電球型 LED ランプ測光試験</td> <td rowspan="4">一般社団法人 日本照明工業会</td> </tr> <tr> <td>直管型 LED ランプ測光試験</td> </tr> <tr> <td>光生物学的安全性試験</td> </tr> <tr> <td>照明器具測光試験</td> </tr> </tbody> </table>	JNLA	試験区分	外部機関名	MRA 認定で活用している技能試験	コンクリート・セメント等無機系材料強度試験	一般財団法人 建材試験センター	石灰・セメント・ガラス化学分析試験	高分子引張試験	抗菌性試験	一般社団法人 繊維評価技術協議会	電球型 LED ランプ測光試験	一般社団法人 日本照明工業会	直管型 LED ランプ測光試験	光生物学的安全性試験	照明器具測光試験	
JNLA	試験区分	外部機関名																	
MRA 認定で活用している技能試験	コンクリート・セメント等無機系材料強度試験	一般財団法人 建材試験センター																	
	石灰・セメント・ガラス化学分析試験																		
	高分子引張試験																		
	抗菌性試験	一般社団法人 繊維評価技術協議会																	
	電球型 LED ランプ測光試験	一般社団法人 日本照明工業会																	
	直管型 LED ランプ測光試験																		
	光生物学的安全性試験																		
照明器具測光試験																			

<p>2. 計量法の執行・執行支援等</p> <p>(1) 計量法の校正事業者登録制度(JCSS)に基づく校正事業者の登録・更新を、申請に基づき、迅速かつ、的確に実施するとともに、必要に応じて、登録校正事業者に対する立入検査を的確に実施する。また、登録審査に際しては、校正事業者の技術的能力を評価する。</p>	<p>2. 計量法の執行・執行支援等</p> <p>(1) 計量法の校正事業者登録制度(JCSS)に基づく校正事業者の登録・更新を、申請に基づき、迅速かつ、的確に実施するとともに、必要に応じて、登録校正事業者に対する立入検査を的確に実施する。また、登録審査に際しては、校正事業者の技術的能力を評価する。</p>	<p>・JCSSにおける校正事業者の更新の実施件数(72件)</p> <p>・新規の登録申請の実施件数(3件以上)</p>	<p><u>2. 計量法の執行・執行支援等</u></p> <p><u>(1)計量法の校正事業者登録制度(JCSS)に基づく校正事業者の登録・更新を、申請に基づき、迅速かつ、的確に実施。必要に応じて、登録校正事業者に対する立入検査を的確に実施。登録審査に際しては、校正事業者の技術的能力を評価</u></p> <p>JCSS は、計量法で定められている制度。機構は、計量法に基づき国に代わり、電子式非自動はかりや電圧測定装置などの計測器を校正している校正事業者について、国立研究開発法人産業技術総合研究所等が維持している国家計量標準(計量計測の確かさを示す最上位のもので、例えばキログラム原器、ジョセフソン効果電圧測定装置など)を基準として、その校正事業者による計測器の校正が適正かどうかを、国際規格 ISO/IEC 17025(試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項)に基づいて審査し、登録を実施。JCSS 登録された校正事業者(JCSS 校正事業者)は、製造現場等の計測器の適正な校正を実施し、製造現場や企業の試験所で使用される計測器の計量計測をより信頼あるものとしている。なお、JCSS 校正事業者は4年ごとに更新が必要である。</p> <p>平成28年度は、政策的・社会的ニーズを踏まえながら、JCSS登録業務を実施した。5件の新規登録申請、22件の追加登録申請、74件の登録更新申請が機構になされた。新規登録申請案件(追加登録申請含む)に対して速やかに審査チームを編成し、32件の登録審査を迅速かつ的確に実施した。また、73件の登録更新審査を実施した。登録審査に際しては、申請書に記載された校正事業者の「測定能力」(“精度”に類する概念であり、校正事業者が校正値をどのくらいの“精度”で保証できるのかを自ら宣言した数値のこと。一般に、この数値(測定能力)が小さくなるほど、校正事業者の技術的能力はより高くなる。)に対して、実際に校正事業者が校正を実施する技術的能力を有しているかどうかを、申請書に添付された技術的根拠データ等から評価した。その結果、30件の新規登録(追加登録含む)、68件の登録更新を行った。</p> <p>審査をより公平・公正なものとするため、外部専門家・有識者等から構成する評定委員会を9回開催し、評定委員会審議要否検討会(評定委員会での審議を重要な案件に絞り込むために審査で問題のない案件を評価する内部検討会)を18回開催した。</p> <p>また、JCSS校正事業者が登録した組織や職員、設備の変更届出書365件に対して、必要に応じて要求事項への適合性について技術的な確認を行う等して適切に処理した。</p> <p>以上の実績を、下表にまとめる。</p> <table border="1" data-bbox="715 1581 1374 1921"> <thead> <tr> <th>JCSS業務</th> <th>実績※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規登録審査数(追加登録審査含む)</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>登録更新審査数</td> <td>73</td> </tr> <tr> <td>新規登録数(追加登録含む)</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>登録更新数</td> <td>68</td> </tr> <tr> <td>評定委員会開催数</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>評定委員会審議要否検討会開催数</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>変更届出書処理数</td> <td>365</td> </tr> </tbody> </table> <p>※申請受付後、審査を経て登録に至るまでには、一般的に半年程度またはそれ以上</p>	JCSS業務	実績※	新規登録審査数(追加登録審査含む)	32	登録更新審査数	73	新規登録数(追加登録含む)	30	登録更新数	68	評定委員会開催数	9	評定委員会審議要否検討会開催数	18	変更届出書処理数	365	<p>JCSS校正事業者の新規登録申請は5件、更新の審査は73件を迅速かつ的確に実施して指標を達成し、濃度、質量、長さ区分など登録のある全22区分で計48万件以上(過去3年平均)のJCSS校正証明書が、ものづくりにおけるサプライチェーン間での品質管理の証明等に活用されている中で、JCSS校正事業者の信頼性維持、ビジネス拡大に貢献した。</p>
JCSS業務	実績※																			
新規登録審査数(追加登録審査含む)	32																			
登録更新審査数	73																			
新規登録数(追加登録含む)	30																			
登録更新数	68																			
評定委員会開催数	9																			
評定委員会審議要否検討会開催数	18																			
変更届出書処理数	365																			

の期間を要するため、一つの年度内の審査数と登録数は必ずしも一致しない。例えば、平成 28 年度に実施した審査案件の中には、登録が平成 29 年度になる案件も含まれている。

平成 28 年度は、新規認定ニーズを先取りした新たな登録対象サービスの立ち上げと、平成 27 年度以前にニーズを先取りして立ち上げていた登録対象サービスへの校正事業者の新規登録等を実施した。具体的には以下の取組を行った。

政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容

機構の取組が社会や産業界に貢献した内容

●「磁界の強さ」の校正事業者の登録・認定

磁界計測は、モーターや金属部材等の様々な部品・部材等メーカーにおいて、磁性材料の性能の測定や品質管理等のため広く行われている。世界的なサプライチェーンの拡大に伴い、今後は、モーター等に用いられる磁性材料産業の市場取引の増加が見込まれ、その場合、部品・部材等の磁性材料の供給先に対する品質管理等の証明に対応するため、認定校正事業者による磁界計測器の校正の需要も増大する。しかし、磁界計測器については、これまで日本の国家計量標準にトレーサブルな認定校正事業者が存在せず、必要な場合には、海外で校正を受ける必要があった。

機構は、認定校正の需要の増大に先がけて、主体的に磁界校正の登録制度の必要性を、経済産業省及び産業技術総合研究所に働きかけ、「標準磁石」及び「磁界計測器」について JCSS に基づく校正事業者の登録制度を構築した(平成 27 年 5 月)。平成 27 年 11 月に校正事業者からの最初の登録申請を受理し、審査後、平成 28 年 10 月に登録した。

登録した JCSS 校正事業者は、登録後の 11 月から 3 月までの約 5 ヶ月間に、自動車、電機分野等の部品・部材メーカー等に対して、磁界計測器 60 件以上、標準磁石 40 件以上の JCSS 校正を実施。部品・部材メーカー等は、JCSS 校正を高品質なモーターや金属部材等の品質管理等に活用し、取引先の自動車、電機企業等の最終製品の品質向上等に貢献した。

なお、同じ「電気(高周波)及び電磁界」区分では、高周波領域のループアンテナの校正ニーズに対して、平成 27 年度に ASNITE(製品評価技術基盤機構認定制度)校正として迅速に認定ニーズに対応した一方、計量行政審議会での審議の結果 JCSS 校正も可能となったため、機構の規程の改正を行い、平成 28 年度に JCSS での登録申請を受け付け、審査を開始した。

政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容

●恒温槽装備温度計の校正事業者の登録・認定

平成 27 年度に立ち上げた恒温槽装備温度計について、校正事業者から初の登録申請を受理し、審査後、12 月に登録。さらに、平成 29 年 1 月には、別の校正事業者を登録した。

これにより、JCSS 校正事業者による信頼ある温度校正を受けた恒温槽を用いて、自動車部品メーカーは自動車部品の耐熱性試験等が可能となり、また医薬品・食品等の製造・評価など、温度に関する品質管理が重要な様々な産業における、より信頼性の高い温度管理に貢献するものである。

政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容

業務実績が社会や産業界に貢献

機構が、磁界計測の JCSS 校正事業者登録制度を開始したことで、部品・部材メーカー等のより確かな品質管理が可能となり、自動車産業や電機産業の最終製品の品質向上等に貢献。

また、今後見込まれる磁性材料産業の市場取引の進展局面でも、時機を逸することなく部品・部材メーカーのビジネス拡大に貢献。(磁性材料(永久磁石)の国内生産額約 1,100 億円)

●混合標準物質の校正事業者の登録・認定

平成 27 年度に立ち上げた混合標準物質の任意濃度での提供、計量行政審議会計量標準部会で追加された揮発性有機化合物の新規混合標準物質について、既存の濃度の JCSS 校正事業者 2 者から変更届が提出され、供給が開始された。複数の物質を混合した標準物質を校正できるようにしたことは、水質検査のニーズが多様化するなか、開発など様々な分野の化学分析の際の分析機器の校正を効率化するとともに、検査結果をより信頼性のあるものにすることに貢献するものである。

●JCSS 校正事業者の登録結果等の官報及び機構ホームページへの掲載

校正事業者の登録及び事業廃止等の情報は、登録日等に機構ホームページに掲載するとともに、迅速に官報掲載した。

また上記業務を適切かつ円滑に実施するために、併行して次の業務を行った。

政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容

●計量法政省令見直しへの対応

平成 28 年度に開催された計量行政審議会に機構から委員として参画し、電子データによる申請ニーズを発信してきた結果、「機構における JCSS の手続きにおいては、その必要性が高く、申請者からの要望が多いことから、より柔軟な手段での電子データによる申請を認めるべく見直しを進めるべきである」旨が答申された。

これに対応するため、省令の該当部分の具体的改正案を平成 28 年 7 月に経済産業省計量行政室に提出し、改正に協力した。また、省令改正に対応して機構内の体制を整備するため、「電子データ申請対応タスクフォース」を立ち上げて、電子データ申請の提出方法、処理・管理方法、審査での利用方法・セキュリティ確保等に関する関係規程の整備等を実施した。

これにより、計量法省令で定められていたフロッピーディスクに限られた電子データの申請から、CD 及び DVD による申請を可能とし、申請者の現実的な電子データ申請に応え、ユーザーサービスの大幅な向上に貢献するものである。

●JCSS 関係規程の見直し

平成 28 年度に開催された計量行政審議会計量標準部会で承認された国家計量標準の追加等への対応、米国試験材料協会 (ASTM) 規格が米国の国家計量標準の利用から国際相互承認結果の活用へと改正されたことを踏まえた力分野の登録対象の拡大などの最新動向への対応、新規種類の追加・校正対象拡大ニーズ等に対応した既存ガイダンス文書の改正、技能試験運営等に必要な技術事項等を検討・導入するため、JCSS 技術委員会、技術分科会及び WG を 16 回(書面審議を含む)開催した。これらの検討結果を踏まえ、分野共通文書 3 文書、技術的適用指針 22 文書、不確かさの見積りに関するガイド 3 文書の計 28 文書の既存文書を改正、技術的適用指針 3 文書(リーク計、手動式トルクツール、赤外放射温度計等)、不確かさの見積りに関するガイド 2 文書(ビルドアップ式トルク基準機、手動式トルクツール)を新規制定して、機構ホームページで公開し、内外の最新動向に適時対応した。

●登録・申請事業者向け JCSS 制度説明会の開催

平成 27 年度に新規立ち上げを行った区分についての登録申請予定者向け説明会を、恒温槽付き温度計については 5 月 30 日に、リーク計については 8 月 4 日に開催し、それぞれ 14 社 22 名、8 社・2 関係団体計 19 名の参加があった。

また、登録申請等の手続きに関する問い合わせや、手続き面等に対する指摘事項が増加傾向にあることから、JCSS の要求事項や登録手続きに関する JCSS 校正事業者の理解を深めるため、JCSS 制度説明会を平成 29 年 2 月に東京及び 3 月に大阪で開催し、制度理解の着実な定着と今後の不適合再発防止・予防処置に努めた。

・JCSS における登録校正事業者に対する立入検査の実施件数(全件実施)

●立入検査の計画策定と実施

ユーザーから苦情が寄せられたり、定期検査や登録更新審査で重大な問題の生じた事業者について、必要に応じ経済産業省と相談・協議の上実施しているため、該当案件があった場合に迅速に個別計画を立て実施することとしている。
平成 28 年度は、そのような案件はなかったため計画件数・実施件数ともに 0 件であった。

(2)計量法の特定計量証明事業者認定制度(MLAP)に基づく特定計量証明事業者の認定・更新を、申請に基づき、迅速かつ的確に実施。特定計量証明事業者に対する立入検査を的確に実施。特定計量証明事業者に対するフォローアップ調査を的確に実施

MLAP は、計量法で定められている制度。機構は、計量法に基づき国に代わり、計量法で規定されるダイオキシンなどの極微量の有害物質を計量し証明を行う事業者が、それら有害物質を適正に計量できるかを、法令に基づき審査し、認定を実施。MLAP 認定された事業者(MLAP 認定事業者)は、適切にダイオキシン等の計量証明事業を実施し、その結果をより信頼あるものとしている。なお、MLAP 認定事業者でなければダイオキシン等の計量証明事業を行うことができない。

MLAP 認定事業者は 3 年ごとに認定の更新審査を受ける必要がある。

平成 28 年度は、15 件の認定更新申請が機構になされた。認定更新申請案件に対して速やかに審査チームを編成し、7 件の認定更新審査を迅速かつ的確に実施した。審査結果については、認定の可否を審議する外部専門家・有識者からなる評定委員会を 6 回開催し、更新 8 件の事業者を認定した。

また、MLAP 認定事業者が認定した組織や設備等に関する変更届書 240 件に対して、必要に応じて要求事項への適合を確認して処理した。

以上の実績を、下表にまとめる。

MLAP 業務	実績※
新規認定審査数	0
認定更新審査数	7
新規認定数	0
認定更新数	8
評定委員会開催数	6
変更届出書処理数	240

※申請受付後、審査を経て認定に至るまでには、一般的に半年程度またはそれ以上の期間を要するため、一つの年度内の審査数と認定数は必ずしも一致しない。例えば、平成 28 年度に実施した審査案件の中には、認定が平成 29 年度になる案件も含まれている。

JCSS 校正事業者の立入検査は、該当する案件がなく実績なし。

MLAP の特定計量証明事業者の更新の審査は 7 件を迅速かつ的確に実施して指標を達成し、ダイオキシン類などの計量証明事業で約 5 万件(過去 3 年平均)の MLAP 計量証明書が発行されている中で、MLAP 認定事業者の信頼性維持に貢献した。

(2)計量法の特定計量証明事業者認定制度(MLAP)に基づく特定計量証明事業者の認定・更新を、申請に基づき、迅速かつ的確に実施するとともに、特定計量証明事業者に対する立入検査を的確に実施する。

(2)計量法の特定計量証明事業者認定制度(MLAP)に基づく特定計量証明事業者の認定・更新を、申請に基づき、迅速かつ的確に実施するとともに、特定計量証明事業者に対する立入検査を的確に実施する。

・MLAP における特定計量証明事業者の更新の実施件数(7件)

さらに、特定計量証明事業者に対するフォローアップ調査を的確に実施する。

		<p>●特定計量証明事業者の認定結果等の官報及び機構ホームページへの掲載</p> <p>12 件の認定事業者の認定情報を迅速にホームページに掲載するとともに、新たな認定情報については官報に掲載した。</p> <p>●特定計量証明事業者に対するフォローアップ調査の的確な実施</p> <p>認定基準に適合した業務実施体制が維持されているかどうかについて、認定の期間中(3年間)の中頃をめどに認定事業者を訪問して確認するフォローアップ調査を 63 件実施した。これにより、MLAP 認定事業者が引き続き適切に業務実施できる状況にあることを確認した。当該フォローアップ調査の実施においては、平成 27 年度下半期から事前チェックリストを活用することにより、原則 1 名で実施する効率化を図っており、平成 28 年度の 63 件のフォローアップ調査のうち 51 件を 1 名で効率的に実施するとともに事業者の負担軽減に寄与した。ただし、前回の審査で不適合事項が多かったなどの課題があり、その後の業務実施状況を的確に把握する必要があると判断した 12 件については、従前のおり 2 名で実施した。</p> <p>●特定計量証明事業者に対する立入検査の的確な実施</p> <p>立入検査については、経済産業大臣からの指示がなかったため実績なし。</p> <p>●MLAP 技能試験の実施</p> <p>MLAP 認定事業者の技術的能力を継続的に確認するため、技能試験への参加が認定基準(経済産業省告示)で定められており、外部機関が実施する技能試験を活用して、認定事業者の技術能力把握を行うとともに、必要に応じて事業者に対して是正措置を要求している。</p> <p>平成 27 年度の外部技能試験(技能試験の運営機関:一般社団法人日本環境測定分析協会)で不満足な結果を報告した事業者に対して同年度末に是正処置を要求し、平成 28 年度は、事業者から回答された是正処置について評価し、その処置が不十分な事業者に対して追加の是正処置の要求等を行い、MLAP 認定事業者の技術的能力の維持向上に努めた。</p> <p>政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容</p> <p>●計量法政省令見直しへの対応</p> <p>平成 28 年度に開催された計量行政審議会に機構から委員として参画し、電子データによる申請ニーズを発信してきた結果、「機構における MLAP の手続きにおいては、その必要性が高く、申請者からの要望が多いことから、より柔軟な手段での電子データによる申請を認めるべく見直しを進めるべきである」旨が答申された。</p> <p>これに対応するため、省令の該当部分の具体的改正案を 7 月に経済産業省計量行政室に提出し、改正に協力した。また、省令改正に対応して機構内の体制を整備するため、「電子データ申請対応タスクフォース」を立ち上げて、電子データ申請の提出方法、処理・管理方法、審査での利用方法・セキュリティ確保等に関する関係規程の整備等を実施した。これにより、計量法省令で定められていたフロッピーディスクに限られた電</p>	<p>MLAP の特定計量証明事業者のフォローアップ調査は 63 件を迅速かつ的確に実施して指標を達成し、ダイオキシン類などの計量証明事業で約 5 万件(過去 3 年平均)の MLAP 計量証明書が発行されている中で、MLAP 認定事業者の信頼性維持に貢献した。</p> <p>MLAP の認定特定計量証明事業者の立入検査は、経済産業大臣からの指示がなかったため実績なし。</p>	
--	--	---	--	--

<p>(3) 国際相互承認に基づく校正事業者の認定を、申請に基づき、迅速かつ的確に実施するとともに、国際相互承認に基づく認定校正事業者に対する定期検査を的確に実施する。</p>	<p>(3) 国際相互承認に基づく校正事業者の認定を、申請に基づき、迅速かつ的確に実施するとともに、国際相互承認に基づく認定校正事業者に対する定期検査を的確に実施する。</p>	<p>・国際相互承認に基づく校正事業者の認定及び定期検査の実施件数(66件)</p>	<p>子データの申請から、CD 及び DVD による申請を可能とし、申請者の現実的な電子データ申請に応え、ユーザーサービスの大幅な向上に貢献するものである。(再掲)</p> <p>(3)国際相互承認に基づく校正事業者の認定を、申請に基づき、迅速かつ的確に実施。国際相互承認に基づく認定校正事業者に対する定期検査を的確に実施</p> <p>国際相互承認(MRA 制度)とは、ILAC(国際試験所認定協力機構)等に加盟している認定機関(国際相互承認の地位を獲得している認定機関)が、互いに認定した校正事業者(MRA 校正事業者)の校正結果について、同等とみなして受け入れるという制度である。</p> <p>機構は、ILAC に加盟するとともに、国際相互承認の地位を獲得して、MRA 校正事業者の認定を実施しており、機構が認定した国内 MRA 校正事業者の輸出品の校正結果については、国際的に信頼あるものと見なされ、輸出品の輸出先での再校正省略、コスト低減、貿易の円滑化等 に貢献している。</p> <p>機構は MRA 制度を希望する JCSS 校正事業者に対し MRA 校正事業者として認定するに際しては、JCSS 登録に加え、2年ごとに JCSS 校正事業者 に定期検査を実施し、さらに ISO/IEC17043(適合性評価-技能試験に対する一般要求事項)に適合した外部機関の運営する技能試験を JCSS 校正事業者が受けた記録を評価し、技術的能力の継続的な保持の審査を行う。</p> <p>機構は平成 28 年度、2.(1)の JCSS 登録に加え、校正事業者の MRA 制度の認定ニーズに応じて速やかに審査チームを編成し、MRA 制度の要求事項への適合性を審査し、30 件の認定を、また、MRA 校正事業者からの申請に応じて 67 件の定期検査を、迅速かつ的確に実施した。</p> <p>●認定した校正事業者の機構ホームページへの掲載</p> <p>30 件の MRA 校正事業者に関する情報は、日本語及び英語で機構ホームページに迅速に掲載した。</p> <p>●国際相互承認要求事項に対応する技能試験の活用と計画</p> <p>機構は MRA 制度を希望する JCSS 校正事業者に対し MRA 校正事業者として認定するに際しては、JCSS 登録に加え、2年ごとに JCSS 校正事業者 に定期検査を実施し、さらに ISO/IEC17043 に適合した外部機関の運営する技能試験を JCSS 校正事業者が受けた記録を評価し、技術的能力の継続的な保持の審査を行う。</p> <p>機構は、外部機関が運営している技能試験の結果を MRA 校正事業者の認定に活用している。MRA 認定を希望する校正事業者が、的確に技能試験を受けられるように、機構は年度当初に、認定で活用している外部機関の技能試験を 5 年計画として公表している。平成 28 年度に機構が活用した技能試験は、下表のとおり。技能試験の結果に問題があった MRA 校正事業者については、是正処置の妥当性を確認して認定した。</p> <table border="1" data-bbox="638 1705 1673 1959"> <thead> <tr> <th>JCSS</th> <th>区分</th> <th>外部機関名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">MRA 認定で活用している技能試験</td> <td>質量(電子式非自動はかり)</td> <td>株式会社計量技術コンサル事務所</td> </tr> <tr> <td>力(力計)</td> <td>日本試験機工業会</td> </tr> <tr> <td>圧力(デジタル圧力計)</td> <td>一般社団法人日本計量機器工業連合会</td> </tr> </tbody> </table>	JCSS	区分	外部機関名	MRA 認定で活用している技能試験	質量(電子式非自動はかり)	株式会社計量技術コンサル事務所	力(力計)	日本試験機工業会	圧力(デジタル圧力計)	一般社団法人日本計量機器工業連合会	<p>国際相互承認に基づく校正事業者の認定及び 67 件の定期検査を迅速かつ的確に実施して指標を達成。</p>
JCSS	区分	外部機関名												
MRA 認定で活用している技能試験	質量(電子式非自動はかり)	株式会社計量技術コンサル事務所												
	力(力計)	日本試験機工業会												
	圧力(デジタル圧力計)	一般社団法人日本計量機器工業連合会												

			<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">験</td> <td>電気(直流・低周波)(デジタルマルチメータ)</td> <td rowspan="3">日本電気計器検定所</td> </tr> <tr> <td>電気(直流・低周波)(直流電圧発生装置)</td> </tr> <tr> <td>電気(直流・低周波)(標準抵抗器)</td> </tr> </table>	験	電気(直流・低周波)(デジタルマルチメータ)	日本電気計器検定所	電気(直流・低周波)(直流電圧発生装置)	電気(直流・低周波)(標準抵抗器)		
験	電気(直流・低周波)(デジタルマルチメータ)	日本電気計器検定所								
	電気(直流・低周波)(直流電圧発生装置)									
	電気(直流・低周波)(標準抵抗器)									

<p>3. 電気用品安全法等の製品安全4法及び相互承認実施法の執行</p> <p>消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく検査機関の登録・更新のための調査や、検査機関に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、迅速かつ的確に実施する。</p> <p>また、特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律(以下「相互承認実施法」という。)に基づく適合性評価機関</p>	<p>3. 電気用品安全法等の製品安全4法及び相互承認実施法の執行</p> <p>消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく検査機関の登録・更新のための調査や、検査機関に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、迅速かつ的確に実施する。</p> <p>また、特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律(以下「相互承認実施法」という。)に基づく適合性評価機関の認定・更新のための</p>	<p>・各法律に基づく検査機関及び適合性評価機関の調査及び立入検査の実施件数(全件実施)(参考)過去3年平均7件(調査)、1件(立入検査)</p>	<p>3. 電気用品安全法等の製品安全4法及び相互承認実施法の執行</p> <p>●製品安全4法に基づく検査機関の登録・更新のための調査</p> <p>登録及び更新のための調査は、経済産業省が受け付けた申請を登録又は更新するか判断するために、経済産業省が機構に調査の指示を出し、機構が製品安全4法(消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律)の各法律で定められた登録の基準に適合しているか確認して報告している。</p> <p>平成28年度は、経済産業大臣からの指示に基づき、迅速かつ的確に調査等を行い、事前検討会を開催して報告内容を精査した上で、経済産業省に対して5件(全件)の調査報告を行った。</p> <p>●製品安全4法に基づく登録検査機関に対する立入検査</p> <p>立入検査については、経済産業大臣から指示がなかったため実績なし。</p> <p>●相互承認実施法に基づく適合性評価機関の認定・更新のための調査や立入検査</p> <p>経済産業大臣から指示がなかったため実績なし。</p>	<p>製品安全4法に基づく検査機関の調査は、経済産業省からの指示に基づき5件(全件)を迅速かつ的確に業務を実施して指標を達成し、検査機関等の信頼性維持に貢献した。</p> <p>製品安全4法に基づく検査機関の立入検査は、経済産業省からの指示はなく実績なし。</p> <p>相互承認実施法に基づく適合性評価機関の調査及び立入検査は、経済産業大臣からの指示はなく実績なし。</p>	
---	---	---	---	--	--

<p>の認定・更新のための調査や、適合性評価機関に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、迅速かつ的確に実施する。</p>	<p>調査や、適合性評価機関に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、迅速かつ的確に実施する。</p>				
--	--	--	--	--	--

<p>4. 製品評価技術基盤機構認定制度 安全の確保や国内外の取引の円滑化などに関する政策的・社会的要請を踏まえた、JNLA や JCSS、MLAP の認定では対応できない分野を主な認定対象とする製品評価技術基盤機構認定制度 (ASNITE) において、試験所や校正事業者、製品認証を行う機関等の認定を申請に基づき、的確に実施するとともに、定期検査を的確に実施する。また、IT セキュリティ分野等において、国や産業界からの強い要請など、政策的・社会的に必要性が高い案件が生じた場合には、新規</p>	<p>4. 製品評価技術基盤機構認定制度 安全の確保や国内外の取引の円滑化などに関する政策的・社会的要請を踏まえた、JNLA や JCSS、MLAP の認定では対応できない分野を主な認定対象とする製品評価技術基盤機構認定制度 (ASNITE) において、試験所や校正事業者、製品認証を行う機関等の認定を申請に基づき、的確に実施するとともに、定期検査を的確に実施する。また、IT セキュリティ分野等において、国や産業界からの強い要請など、政策的・社会的に必要性が高い案件が生じた場合には、新規</p>	<p>・ ASNITE における定期検査の実施件数 (21 件) ・ 新規の認定申請の実施件数 (1 件以上)</p>	<p>4. 製品評価技術基盤機構認定制度 製品評価技術基盤機構認定制度 (ASNITE) は、安全の確保や国内外の取引の円滑化などに関する政策的・社会的要請や新たな政策的・社会的ニーズを踏まえ、JNLA や JCSS、MLAP の法令に基づく認定制度では対象外の認定ニーズについて対応する制度であり、校正 (計測器の目盛りの正しさの評価)、試験 (製品の安全性試験、環境中の有害物質測定等) 等を行う事業者 (以下の a. ～f. の事業者) の認定を実施している。 認定センターは国際ルールに基づいて ASNITE を運営しているため、認定センターが認定した事業者は日本国内のみならず国際的な信頼性を持ち、国民の安全と安心の確保、国内外の取引の円滑化などに貢献するものである。 平成 28 年度は、政策的・社会的ニーズを踏まえながら、ASNITE 認定業務を実施した。1 件の新規認定申請、12 件の追加認定申請が機構になされ、速やかに審査チームを編成し、13 件の認定審査を迅速かつ的確に実施した。また、64 件の定期検査及び 3 件の臨時検査を実施した。その結果、9 件の新規認定 (追加認定含む) を行った。 以上の実績を、下表にまとめる。</p> <table border="1" data-bbox="647 779 1662 1184"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ASNITE 認定サブプログラム</th> <th colspan="4">実績※</th> </tr> <tr> <th>新規認定審査 (追加含む)</th> <th>新規認定 (追加含む)</th> <th>定期検査</th> <th>臨時検査</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a. ASNITE 校正事業者認定</td> <td>7</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>b. ASNITE 試験事業者認定 (一般)</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>c. ASNITE 試験事業者認定 (IT)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>d. ASNITE 試験事業者認定 (環境)</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>47</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>e. ASNITE 標準物質生産者認定</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>f. ASNITE 製品認証機関認定</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>13</td> <td>9</td> <td>64</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※申請受付後、審査を経て認定に至るまでには、一般的に半年程度またはそれ以上の期間を要するため、一つの年度内の審査数と認定数は必ずしも一致しない。例えば、平成 28 年度に実施した審査案件の中には、認定が平成 29 年度になる案件も含まれている。 また、これら認定事業者の認定情報を日本語及び英語で機構ホームページに迅速に掲載した。 以下に a. ～f. の各事業者に対する認定業務実績を記載する。</p> <p>a. ASNITE 校正事業者認定 ASNITE 校正は、JCSS 対象外の校正事業者 (国家計量標準研究所、外国の国家計量標準研究所から校正を受けた校正事業者、海外にある校正事業者等、計量法で規定されていない校正事業者) の認定ニーズに対応するために、運営している。上記実績のうち、平成 28 年度は以下の新規立ち上げの取組を実施した。 JCSS 対象外の校正ニーズを把握するため、一般社団法人日本電気計測器工業会、一般社団法人日本計量機器工業連合会、日本試験機工業会、計測標準フォーラム等の外部委員会に積極的に参加して外部機関との連携強化を図り、レーザパワーの</p>	ASNITE 認定サブプログラム	実績※				新規認定審査 (追加含む)	新規認定 (追加含む)	定期検査	臨時検査	a. ASNITE 校正事業者認定	7	3	4	0	b. ASNITE 試験事業者認定 (一般)	1	0	5	0	c. ASNITE 試験事業者認定 (IT)	0	0	1	2	d. ASNITE 試験事業者認定 (環境)	2	3	47	0	e. ASNITE 標準物質生産者認定	3	3	5	0	f. ASNITE 製品認証機関認定	0	0	2	1	合計	13	9	64	3	<p>(【重要度:高】【難易度:高】の業務への取組及び成果) 政策的・社会的ニーズを踏まえた新規分野の立ち上げとして、大型パワーコンディショナ (PCS) をタイに輸出する際に必須となる現地での認証取得に係るコスト等を削減し、現地認証の迅速な取得とタイへの輸出促進に貢献するため、タイの電力会社等が要求する基準を満たした大型 PCS の試験所認定制度を国内に構築し、国内試験所の申請を受けて審査を実施した。 また、鉄道分野のインフラ輸出ビジネスの拡大に貢献するため、鉄道信号システムメーカーのニーズを踏まえた鉄道分野の製品認証機関からの要望に基づき、認定する認証規格の範囲を拡大し、認定を実施した。 製品評価技術基盤機構認定制度 (ASNITE) の新規認定申請は 1 件、定期検査は 64 件を的確に実施して指標を達成し、ASNITE 認定事業者の信頼性維持・拡大に貢献した。</p>
ASNITE 認定サブプログラム	実績※																																															
	新規認定審査 (追加含む)	新規認定 (追加含む)	定期検査	臨時検査																																												
a. ASNITE 校正事業者認定	7	3	4	0																																												
b. ASNITE 試験事業者認定 (一般)	1	0	5	0																																												
c. ASNITE 試験事業者認定 (IT)	0	0	1	2																																												
d. ASNITE 試験事業者認定 (環境)	2	3	47	0																																												
e. ASNITE 標準物質生産者認定	3	3	5	0																																												
f. ASNITE 製品認証機関認定	0	0	2	1																																												
合計	13	9	64	3																																												

<p>分野の立ち上げを迅速・的確に行う。【重要度：高】【難易度：高】(理由：新規分野の立ち上げには、技能評価・検証方法の検討、技術専門家の確保等が必要であり、これに迅速に対応することにより、製品の信頼性確保を通じた国民・社会の安全の確保や国内外取引の円滑化等の要請に応えることは、重要度、難易度ともに高い。)</p>	<p>は、新規分野の立ち上げを迅速・的確に行う。【重要度：高】【難易度：高】(理由：新規分野の立ち上げには、技能評価・検証方法の検討、技術専門家の確保等が必要であり、これに迅速に対応することにより、製品の信頼性確保を通じた国民・社会の安全の確保や国内外取引の円滑化等の要請に応えることは、重要度、難易度ともに高い。)</p>	<p>校正に関する認定等のニーズを把握した。機構内で検討した結果、ASNITEとして対応することが適当と判断されたため、当該認定を提供することとした。審査体制についても現存の人的資源で対応可能なことを確認した。</p> <p>b. ASNITE 試験事業者認定(一般)</p> <p>ASNITE 試験事業者認定(一般)は、JNLA 対象外の試験事業者(JIS 規格以外の試験を用いる試験事業者)のうち環境分野及び IT セキュリティ分野を除く認定ニーズに対応するために、運営している。上記実績のうち、平成 28 年度は以下の新規立ち上げの取組を実施した。</p> <p>政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容</p> <p>機構の取組が社会や産業界に貢献した内容</p> <p>●大型パワーコンディショナに関する試験所認定</p> <p>海外で再生可能エネルギーの普及が進み、直流電流を交流電流に変換する大型パワーコンディショナ(PCS)の有望な市場が期待される中、アジア市場からは電力の安定性試験等の信頼性確保のため、現地の認証機関から認証の取得が求められ、そのため現地の試験規格での試験実施を要求されていた。しかし、これまで日本国内での試験実施は不可能であったため、日本の大型 PCS メーカーは海外での試験実施の手間やコストが課題であったが、大型 PCS の試験施設が、国内(産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所)で稼働したことを受けて、当該施設を活用して試験を実施する国内の試験所を認定する環境が整ってきた。</p> <p>機構は、タイの電力会社等が要求する大型 PCS の試験方法及び合否基準等の情報が不足不明確だったのを、タイの電力会社等に働きかけて明確化し、<u>現地の基準に対応した新たな ASNITE 試験所認定制度を構築した</u>。平成 28 年 10 月に国内試験所からの認定の申請を受け、平成 29 年度に認定見込みである。</p> <p>これにより、機構が構築した ASNITE 認定制度で認定した試験所によって、産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所の施設を利用して実施された、<u>大型 PCS の電力安定性試験等の試験結果が、タイの認証機関で受け入れられるようになり</u>、大型 PCS メーカーは、<u>試験に要するコストや言語の違い等による負担が軽減される</u>。大型 PCS メーカーは、国内で実施した ASNITE 試験結果を活用して、タイでの迅速な認証取得が可能となり、タイへの輸出促進に貢献するものである。</p> <p>政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容</p> <p>●特定計量器(非自動はかり)の型式承認試験に関する試験所認定スキームの検討</p> <p>平成 28 年度に開催された計量行政審議会に機構から委員として参画し、特定計量器(非自動はかり)の型式承認試験に試験所認定制度を活用する旨の答申が示されたことを踏まえて、産業技術総合研究所等の関係機関と型式承認制度のニーズに基づく認定要求事項や審査体制に係る調整を開始した。</p> <p>平成 29 年度も引き続き試験所認定スキーム構築に必要な調査・調整を進め、認定要求事項等の規程類を整備して認定スキームの構築を行う予定である。</p> <p>●試験所用公開文書の見直し</p> <p>平成 28 年度は、大型パワーコンディショナの区分設定に伴う ASNITE 試験方法区分一覧の改正、現地試験要求事項見直しに伴う ASNITE 試験事業者認定の一般要求事項の改正及び ASNITE 試験事業者認定の取得と維持のための手引きの改正等、合計 3 文書の見直しを行った。</p>	<p>業務実績が社会や産業界に貢献</p> <p>機構が新たに構築した大型パワーコンディショナ(PCS)に関する試験所認定制度の活用により、試験や認証に係るコストや負担を削減し、タイでの迅速な現地認証取得が可能となったことは、大型 PCS の大きな市場として期待されるタイへの輸出促進に貢献。(タイ政府は、2021 年までの太陽光発電の導入目標を 2000MW から 3000 MW に上方修正し、太陽光発電の導入が順調に進んでいる。)</p>
--	--	--	---

c. ASNITE 試験事業者認定(環境)

ASNITE 試験事業者認定(環境)は、JNLA 対象外の試験事業者(JIS 規格以外の試験を用いる試験事業者)のうち環境分野(大気、水質などの環境測定や重金属、放射性物質等の測定)の認定ニーズに対応するために、運営している。

●試験所用公開文書の見直し

特になし(ASNITE-T(一般)の関係で一般要求事項要求事項と申請の手引きを改正)

d. ASNITE 試験事業者認定(IT)

ASNITE 試験事業者認定(IT)は、JNLA 対象外の試験事業者(JIS 規格以外の試験を用いる試験事業者)のうち IT セキュリティ分野の認定ニーズに対応するために、運営している。

平成 28 年度は、平成 27 年度から検討してきたバイOMETRICS(生体)認証に関する新規認定ニーズ対応について、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が運用するコモンクライテリア評価制度(IT 製品のセキュリティ対策仕様を定めた国際的に共通的な基準に基づき各 IT 製品の仕様上の対策の妥当性を評価する制度)におけるバイOMETRICS(生体)認証の対応方針を受け、被認証バイOMETRICS製品のセキュリティ要件を踏まえて IPA とも連携しつつ検討した結果、既存の認定区分内でバイOMETRICS(生体)認証に関する試験の実施が可能となる結論を取りまとめた。

●試験所用公開文書の見直し

平成 28 年度は特になし

e. ASNITE 標準物質生産者認定

ASNITE 標準物質生産者認定は、機器の校正、他物質への値の変換、適切な測定が行われているかの確認等に用いる、濃度や密度など一定の特性を有する物質である標準物質の生産事業者が標準物質生産者認定の認定基準である JIS Q 0034(ISO Guide 34)(標準物質生産者の能力に関する一般要求事項)に従って生産する能力を認定するプログラムである。

平成 28 年度は、ISO Guide34 が平成 28 年 11 月 1 日の改正により ISO 17034 として制定され、ILAC 等の国際機関では標準物質生産者の認定基準を ISO 17034 とすること及び ISO Guide34 から ISO 17034 への移行期限を 3 年間とすることが決議されたことを受け、機構は、認定事業者が移行期限内に速やかに ISO 17034 に移行し、MRA の地位を継続するための移行方針を策定、平成 29 年 1 月に機構ホームページで公表して周知した。

●標準物質生産者用公開文書の見直し

ISO 17034 に基づく申請受付を開始する平成 29 年 4 月 1 日に合わせて、ASNITE 標準物質生産者認定の一般要求事項及び ASNITE 標準物質生産者認定の取得と維持のための手引きを改正、公表すべく、改正作業を進めた。

f. ASNITE 製品認証機関認定

製品認証機関は、製品に対して基準・規格への適合性を評価している機関である。ASNITE 製品認証機関認定は、鉄道、繊維製品及び製品安全の 3 分野の製品認証

機関に対して、製品認証を行う機関に関する国際規格 ISO/IEC 17065(適合性評価－製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項)に基づき審査・認定を行っている。例えば、鉄道信号システムの安全性評価を実施している製品認証機関を ASNITE 認定することで、鉄道信号システムの安全性評価は市場において信頼あるものとなる。上記実績のうち、平成 28 年度は以下の取組を実施した。

政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容

機構の取組が社会や産業界に貢献した内容

●鉄道分野の鉄道信号システムの製品認証機関の認定

アジア市場等に対し、鉄道信号システムで入札に参加するためには、安全性等についての認証取得が必要な場合が増加している。機構は、これまでも鉄道分野の製品認証に対する認定を実施してきたところ、成長戦略である鉄道などのインフラ輸出の促進に貢献するため、鉄道分野の製品認証で認定ニーズのあるものに対しては、迅速に対応することが重要である。

機構は、鉄道信号システムメーカーのニーズを踏まえた製品認証機関(交通安全環境研究所)からの要望に基づき、「鉄道信号システムに関するソフトウェア」及び「情報通信を用いる鉄道信号システム」の 2 つの認証規格を、認定の対象に追加した(平成 27 年 9 月)。交通安全環境研究所からの申請に基づき審査を実施し、平成 28 年 9 月に認定した。

機構が認定した交通安全環境研究所は、認定後の 9 月から 3 月までの約 7 ヶ月間に、鉄道信号システムメーカーからの依頼により、中国向けの鉄道ビジネスに参入するため、4 件の認証を実施した(平成 24 年度に認定した認証規格を含めると合計 15 件の認証が実施されている)。

●製品認証機関用公開文書の見直し

平成 28 年度は、認定を受けた認証機関が使用することのできる認定シンボル等の取扱いに関する要求事項等を定めたことに伴い、ASNITE 製品認証機関認定の一般要求事項及び ASNITE 製品認証機関認定の取得と維持のための手引きの合計 2 文書の見直しを行った。

業務実績が社会や産業界に貢献

機構が、交通安全環境研究所を認定したことで、鉄道信号システムメーカーが、信頼性の高い ASNITE 認定を活用して、認証製品の信頼性をさらに高め、国際的な入札等の際に国際規格への適合性の証明として活用できるようになったことは、インフラ輸出ビジネスの拡大に貢献。

<p>5. 認定基盤の整備</p> <p>(1) 国の認定機関としての信頼性の維持、能力の向上を図るとともに、認定を通じた取引の円滑化と国際展開を支援するため、認定制度に係る国際活動へ参画する。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 内部監査などを通じて、認定機関としての信頼性を維持するとともに、認定事業者への満足度調査を行い、審査等の改善に利用する。</p> <p>イ 審査員養成研修等により必要</p>	<p>5. 認定基盤の整備</p> <p>(1) 国の認定機関としての信頼性の維持、能力の向上を図るとともに、認定を通じた取引の円滑化と国際展開を支援するため、認定制度に係る国際活動へ参画する。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 内部監査などを通じて、認定機関としての信頼性を維持するとともに、認定事業者への満足度調査を行い、審査等の改善に利用する。</p> <p>イ 審査員養成研修等により必要</p>	<p>5. 認定基盤の整備</p> <p><u>(1)国の認定機関としての信頼性の維持、能力の向上。認定を通じた取引の円滑化と国際展開の支援のため、認定制度に係る国際活動へ参画</u></p> <p><u>ア 内部監査などを通じて認定機関としての信頼性の維持。認定事業者への満足度調査による審査等の改善への利用</u></p> <p>●<u>認定センターにおける内部監査の実施</u></p> <p>認定センターに対する内部監査を平成 29 年 1 月から 2 月にかけて実施した。不適合案件に対しては再発を防止するための処置(予防処置含め)を実施し、認定機関としての信頼性維持を図った。</p> <p>●<u>業務の見直し(マネジメントレビュー)の実施</u></p> <p>平成 28 年度のマネジメントレビューは、平成 29 年 3 月に ISO/IEC 17011(適合性評価—適合性評価機関の認定を行う機関に関する一般要求事項)に基づいて実施し、平成 27 年度に指摘された改善事項 8 件の処置が適切に完了したことを確認するとともに、認定機関として今後改善すべき事項 7 件を特定し、改善計画を策定して、認定機関としての信頼性の維持・向上を図った。</p> <p>●<u>審査を受けた事業者に対する満足度調査の実施とそれに基づく改善の実施</u></p> <p>個々の審査・検査終了後に事業者に対する満足度調査を実施し、回答 263 件(回収率 81.4 %)において 254 件より満足度が高いとの評価であった(やや不満 7 件)。審査を通してあった審査員に対する苦情・要望(審査チームの進捗管理の徹底; 審査員のとるべき態度等)は、必要な処置を検討し是正及び改善を実施した。</p> <p><u>イ 審査員養成研修等による必要な認定審査員の確保。各種のスキルアップ研修等を通じて審査員の能力向上と審査レベルの均質化等</u></p> <p>●<u>審査員に対する研修の実施</u></p>	
--	--	---	--

な認定審査員を確保するとともに、各種のスキルアップ研修等を通じて、審査員の能力向上と審査レベルの均質化等を図る。

平成28年度は、増加する認定・登録業務に対応するため審査員の確保を目的に審査員養成研修を7月と1月の2回実施した。その結果、職員から8名、外部の技術専門家から22名の計30名の審査員補の要件を満たす者を確保した。また、標準物質生産者認定審査員研修では、ISO Guide34の審査員3名を確保し、製品認証業務審査員研修では、ISO/IEC 17065の審査員4名を確保した。JCSS、JNLA及びASNITEについては登録審査等を適格かつ円滑に行うことを目的に技術研修を実施し、審査員の能力向上等を図った。主な研修は、下表のとおり。

この他に、これまでの審査員としての経験の実績等を基に、1名の一般審査員と8名の主任審査員を昇格させた。

研修	場所	日程	参加者数
第1回審査員養成研修	東京	7月4日～8日	17名
第2回審査員養成研修	東京	1月30日～2月3日	17名
製品認証業務審査員研修(※)	東京	6月13日～17日	4名
標準物質生産者認定審査員研修	東京	5月13日	3名
技能試験(ISO/IEC17043)研修	東京	6月30日、7月29日	20名
JCSS校正技術研修(温度)	東京	5月30日	15名
JNLA技術研修(抗菌試験)	大阪	2月2日～3日	7名
JNLA技術研修(繊維試験)	東京	10月11、17、18日 11月2日	6名
ASNITE製品認証研修(鉄道分野)	東京	4月27日	9名
ASNITEエネルギースター研修	東京	10月24日	15名
審査員連絡会	大阪 東京	2月17日(大阪) 3月7日(東京)	211名

(※)外部の機関が主催する研修

●審査員連絡会の開催

審査員連絡会を平成29年2月17日に大阪、3月7日に東京で開催し、各登録・認定プログラムからの各種報告の他、審査員等の審査レベルの均質化等に必要な共通的な事項についての周知等を行った。

ウ 認定業務におけるマネジメントシステム文書(業務を適切に管理し、運営するルールを文書化したもの)に基づく効率的な業務実施

認定プログラムに適用する品質マニュアル等の229のマネジメントシステム文書について、平成28年度に法令改正をはじめ国際ルールの見直し等に基づく文書改正、作業効率化につながる審査手順の見直しによる文書改正等63件実施し、最新のマネジメントシステム文書に基づく、的確かつ効率的な審査業務遂行を確保した。

具体的な改正としては、認定機関としての公平性の担保を確実にするための認定業務諮問委員会規程の改正、現地試験要求事項見直しに伴うJNLA登録の一般要求事項等の改正、試験所ニーズの実態に即したJNLA試験方法区分一覧の改正、新規区分立ち上げに伴うJCSS技術的要求事項適用指針(リーク計)の制定及び各認定・登録区分にかかる個別技術的適用指針の文書改正等を実施した。また、これらの改正情報は改正の都度、認定センター内の職員にメールで周知し、最新のマネジメントシステム文書に基づいて適切に業務を実施することを確保した。

ウ 認定業務におけるマネジメントシステム文書に基づき、効率的に業務を行う。

<p>エ アジア太平洋試験所認定協力機構 (APLAC)、国際試験所認定協力機構 (ILAC)、太平洋認定協力機構 (PAC) 及び国際認定フォーラム (IAF) に係る国際相互承認協定の署名地位を維持するため、APLAC 及び PAC が行う再評価を継続的に受審する。</p> <p>オ APLAC、ILAC、PAC、IAF の委員会活動に参画し、認定制度の改善等に貢献する。また、APLAC、PAC からの要請に基づき国際評価員を派遣する。</p>	<p>エ アジア太平洋試験所認定協力機構 (APLAC)、国際試験所認定協力機構 (ILAC)、太平洋認定協力機構 (PAC) 及び国際認定フォーラム (IAF) に係る国際相互承認協定の署名地位の維持のため、APLAC 及び PAC が行う再評価の継続的な受審 ●PAC 国際相互承認協定 (MLA) の再評価の受審による署名地位の今後 4 年間の承認</p> <p>機構は、認定した製品認証機関が発行する認証証が海外でも受け入れられる体制を確保し、もって鉄道分野等における日本製品の海外輸出促進や取引の円滑化等に資するため、PAC MLA に署名し、認定した製品認証機関が発行する認証証が海外でも受け入れられるようにしているが、この PAC MLA の期限は、4 年であり、平成 28 年度に PAC の再評価を受ける必要があった。</p> <p>このため、平成 27 年度から認定センター内に PAC 再評価タスクフォースを設置して準備を進め、平成 28 年 5 月 16 日から 5 月 20 日に PAC から派遣された国際評価員 3 名による評価を機構の他、認定審査現場の東京で受審した。不適合が 1 件あったが軽微な内容であり、速やかに的確に是正措置をとって対応した結果、PAC MLA 署名認定機関による投票を経て、国際相互承認の署名地位を今後 4 年間確保した。この取組は、今後 4 年間にわたり、認定センターが認定した製品認証機関が発行する認証証が、海外市場において信頼のあるものとして受入れ可能となり、日本製品等の海外展開支援や取引の円滑化に大きく貢献するものである。</p> <p>なお、APLAC の国際相互承認協定 (MRA) の再評価は、平成 27 年度に受審して、4 年間の国際相互承認の署名地位を確保しており、平成 28 年度は再評価の受審等はなかった。</p> <p>オ APLAC、ILAC、PAC、IAF の委員会活動への参画による認定制度の改善等への貢献。APLAC、PAC からの要請に基づく国際評価員の派遣</p> <p>●APLAC の活動への参画による改善貢献</p> <p>平成 28 年 6 月に開催された APLAC 総会において、機構職員が広報委員会議長として再選した。また、機構職員が平成 28 年 1 月から理事に就任し、日本の認定制度の適切な運営の確保に貢献している。一方、平成 22 年から約 6 年間貢献した技能試験委員会議長としての任期が終了した。</p> <p>平成 28 年度は、APLAC 広報委員会議長として、平成 29 年に開催されるバンコク総会で行う 25 周年記念企画を総会に提案し、準備に取り組んだ。</p> <p>●ILAC の活動への参画による改善貢献</p> <p>平成 28 年 4 月に開催された ILAC 中間会合で、ILAC 文書等の改正に関する審議に参加した。</p> <p>平成 28 年 4 月に開催された ILAC マーケティングコミュニケーション委員会には、APLAC 広報委員会議長として参加し、ILAC が発行するリーフレットの見直し、和訳作業に国内認定機関と連携して取り組んだ。また、ILAC ウェブサイトの監査を行った他、平成 29 年の「世界認定推進の日」テーマに沿った広報ツール作業会でパンフレットやポスター作成に取り組んだ。</p> <p>●PAC の活動への参画による改善協力</p> <p>平成 28 年 6 月に開催された総会及び関連会合に出席した。機構職員は、製品認</p>
--	--

<p>カ ISO/IEC 17011(適 合性評価－ 適合性評価 機関の認定 を行う機関 に関する一 般要求事 項) 、 ISO/IEC 17025(試 験所及び校 正機関の能 力に関する 一般要求事 項) 及び ISO Guide 34(標準物 質生産者の 能力に関す る一般要求 事項)の改 正に向け、 国内外の委 員会活動に 参画する。</p>	<p>・認定制度 に関する国 際規格の改 正に向けた 活動への参 加数(3 件。 なお、その 際、国内の 状況を踏ま えつつ、極 力、日本の 意見を規格 に反映でき るよう積極 な参加に努 めるものと する。)</p>	<p>証作業グループの主査として、10月に米国で開催されるISO/IEC 17065(製品認証機関に対する要求事項)に関するワークショップの取りまとめを行った。また、各加盟機関の情報交換を促進するとともに、平成 27 年度に着手した認定証記載事項の共通化作業を引き続き行った。これは、国際認定フォーラムにおいても全面的な賛同が得られ、IAF レベルのガイダンス文書とするべく、検討が行われている。</p> <p>●IAF の活動への参画による改善協力 機構職員は、製品認証分野の作業グループの共同主査(副議長、認定機関側代表)として、上述の改正された国際規格(ISO/IEC 17065)の運用に必要なガイダンス文書の可否を調査するため、平成 27 年度に立ち上げたアンケートサイトで収集した情報を分析し、国際的に有用なガイダンス文書のあり方について、検討を進めた。</p> <p>●APLAC、PAC からの要請に基づく国際評価員の派遣 APLAC 及び PAC 正会員及び準会員は、義務として、他国の認定機関を対象とした相互評価を行う国際評価員を派遣することが求められており、機構は、6 つの認定機関を対象とした相互評価に、機構職員 6 名を評価員として派遣し、機構の国際相互承認の地位の維持に貢献した。</p> <p>カ ISO/IEC 17011(適合性評価－適合性評価機関の認定を行う機関に関する一般要求事項)、ISO/IEC 17025(試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項)及び ISO Guide 34(標準物質生産者の能力に関する一般要求事項)の改正に向けた国内外の委員会活動への参画 ISO/IEC 17011、ISO/IEC 17025、ISO Guide34 の 3 件の国際規格の改正が行われており、日本の認定制度の運営に非常に影響が大きいため、機構は日本の中核認定機関として積極的に国内外の委員会活動に参加し、必要な意見を提出し、日本の認定制度の運営が適切に実施されるための体制を確保するよう貢献した。</p> <p>●国際規格改正対応タスクフォースでの検討 認定センター内に国際規格改正対応タスクフォースを設置し、ISO/IEC 17011、ISO/IEC 17025 及び ISO Guide34 の改正情報を共有し、認定センターのマネジメント、認定・申請事業者への影響等を検討し、当該 3 規格の改正案に対するコメント等を検討し、日本規格協会に設置された国内対応委員会へ提出した。</p> <p>●ISO/IEC 17011 改正への対応 ISO/IEC 17011 の改正(今回は全面改正)は、政府関係部局、機構を含めた認定機関の今後の国内での認定活動や運営体制等に多大な影響を及ぼす可能性があることから、特定の国や地域に有利な改正とならないように、改正作業に参画し、主張することが必要である。 このため、機構から職員 1 名が、日本代表として、ISO CASCO(適合性評価委員会)WG42 に参加し、国内対応委員会の WG で取りまとめた我が国の意見の改正案への反映に努めた。 なお、日本国内の意見とりまとめにおいては、国内の主要な認定機関をそのメンバーとする日本認定機関協議会(JAC)へ情報を提供して意見集約を行った。 平成 29 年 3 月現在、ISO/IEC 17011 の改正は FDIS ステージであり、平成 29 年度に発行される見込み。 (国際会議:日本代表として参加):ISO CASCO WG42 3 回</p>	<p>認定制度に関する国際規格改正に向けた活動は、3 件の国際規格(ISO/IEC 17011、ISO/IEC 17025、ISO Guide 34)の改正に関する委員会にそれぞれ委員として参加し、指標を達成。 委員会においては、規格改正に向けて国内認定機関としての意見をとりまとめ、日本の意見を積極的に発信し、さらに ISO/IEC 17011 及び ISO/IEC 17025 においては、国内の意見を集約し、状況を踏まえた上で、日本代表エキスパートとして、国際会議 ISO CASCO(適合性評価委員会)WG に直接参加し、改正案に我が国の意見が反映されるように努めることで、日本が議論をリードできるよう積極的に参加した。</p>
--	---	---	--

<p>(2) 国内外の取引の円滑化等への対応のため、知的基盤整備計画を受けた計量標準の利用促進方策を含め、認定制度の普及促進を行うとともに、政策的・社会的な必要性が高い新たな技術や製品等に係わる認定分野を調査し、必要に応じて時期を逸</p>	<p>(2) 国内外の取引の円滑化等への対応のため、知的基盤整備計画を受けた計量標準の利用促進方策を含め、認定制度の普及促進を行うとともに、政策的・社会的な必要性が高い新たな技術や製品等に係わる認定分野を調査し、必要に応じて時期を逸すること</p>		<p>(国内会議): 国内対応 WG 4 回</p> <p>●ISO/IEC 17025 改正への対応</p> <p>ISO/IEC 17025 の改正は、登録・認定事業者への影響が極めて大きく、本規格に対しては、各国の試験所・校正機関認定に対する様々なニーズ(規制当局、試験・校正結果のユーザ等)により、改正への多種多様な要望があり、日本の試験所・校正機関にとって適切な改正の方向性とする必要がある。</p> <p>このため、機構から職員 1 名が日本代表として、ISO CASCO WG44 に参加し、国内対応委員会の WG で取りまとめた我が国の意見の改正案への反映に努めた。</p> <p>平成 29 年 3 月現在、ISO/IEC 17025 の改正は DIS ステージであり、平成 29 年度に発行される見込み。</p> <p>(国際会議: 日本代表として参加)): ISO CASCO WG44 1 回</p> <p>(国内会議): 国内対応 WG 3 回</p> <p>●ISO Guide 34 改正への対応</p> <p>ISO Guide 34 の見直しは、直接それに適合しなければならない標準物質生産者に大きな影響があるとともに、それを認定基準として用いている認定機関にとっても影響が大きい。今回の改正において、機構は国内対応委員会の WG に委員を派遣して改正内容へのコメントを提出し、日本国内の意見のとりまとめに貢献してきた。</p> <p>平成 28 年度は、7 月の FDIS 投票を経て、平成 28 年 11 月 1 日に ISO 17034 として発行した。</p> <p>(国内会議): 国内対応 WG 5 回(FDIS に対する書面審議 1 回を含む)</p> <p><u>(2)国内外の取引の円滑化等への対応のため、知的基盤整備計画を受けた計量標準の利用促進方策を含めた認定制度の普及促進。政策的・社会的な必要性が高い新たな技術や製品等に係わる認定分野の調査。必要に応じて時期を逸しない認定制度提供に向けた対応</u></p>		
--	--	--	--	--	--

<p>することなく、認定制度提供に向けた対応を行う。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 日本認定機関協議会(JAC)の事務局として、各認定機関と連携しつつ、信頼性等に係る課題に対応するとともに、認定制度の普及、利用促進に向け、展示会、ニュースリリース、講演会等を通じて広報活動を行う。</p>	<p>なく、認定制度提供に向けた対応を行う。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p> <p>ア 日本認定機関協議会(JAC)の事務局として、各認定機関と連携しつつ、信頼性等に係る課題に対応するとともに、認定制度の普及、利用促進に向け、展示会、ニュースリリース、講演会等を通じて広報活動を行う。</p>	<p>認定制度の普及、利用促進へ向けた講演等の普及啓発活動の件数</p>	<p><u>ア 日本認定機関協議会(JAC)の事務局として、各認定機関と連携しつつ、信頼性等に係る課題に対応。認定制度の普及、利用促進に向け、展示会、ニュースリリース、講演会等を通じた広報活動</u></p> <p>●JACの事務局として各認定機関と連携しつつ信頼性等に係る課題への対応</p> <p>JACとは、国内認定機関の信頼性と技術レベルの向上を図るとともに、認定制度の啓発・普及により、国内の適合性評価制度全体の信頼性・透明性の向上を目的に、国内認定機関及び関係省庁(規制当局)等で構成する協議会である。機構はJACの事務局を行っている。</p> <p>なお、平成28年度からは、機構(事務局)の働きかけにより、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づき登録認証機関の調査等を実施している(独)医薬品医療機器総合機構(PMDA)もJACオブザーバーメンバーに加わり、JAC組織の強化を図った。</p> <p>平成28年度は、特にISO/IEC 17011改正への対応(規程改正等)が課題であり、9月に開催したJAC運営委員会で、ISO/IEC 17011の改正動向を共有し、各認定機関の対応の推進を図った。</p> <p>また、運営委員会傘下の製品認証認定WGを3回(5月、9月、3月(運営委員会と合同))開催し、PAC製品認証作業グループ会合の概要報告、IAF年次総会準備状況の共有を図った。</p> <p>JACメンバーのうち、試験所認定を実施している3認定機関(認定センター、公益財団法人日本適合性認定協会(JAB)、株式会社電磁環境試験所認定センター(VLAC))で構成する試験所認定機関連絡会(JLAC)を7回開催するとともに、認定制度の普及啓発、利用促進を目的として、JLAC技術情報セミナーを平成28年9月6日に開催した(442名参加、過去最大数)。平成28年度は、日本から中東湾岸諸国への電気製品の輸出に資することを目的に、「GCC低電圧機器技術規則とISO/IEC 17025改正の最新情報」をテーマに、中東湾岸諸国における電気製品の輸入規制情報、ISO/IEC 17025認定試験所の試験結果活用、国内産業界の対応状況を紹介するとともに、ISO/IEC 17025認定試験所・校正機関の『認定』に大きく影響する規格改正状況の最新情報を提供した。</p> <p>●認定制度の普及、利用促進に向けた展示会、ニュースリリース、講演会等を通じた広報活動</p> <p>認定制度の普及、利用促進に向け、以下の活動や情報提供を行うと共に、機構広報と連動した認定制度の広報活動を行った。</p> <p>ILAC及びIAFが定めた「世界認定推進の日」(6月9日)に際して、各議長から発</p>	<p>認定制度の普及・利用促進に向けた講演等の普及啓発活動は、37件を実施し、指標を達成。</p> <p>また、地域公設試及び中堅・中小企業への認定のビジネスへの利用促進を図り、地域産業振興に貢献した。</p>	
---	---	--------------------------------------	---	---	--

(10 件以上)
(参考)内訳:
5 件(産業技術連携推進会議や地域の公設試の出席する会議での普及啓発)、2 件(展示会への出展)、1 件(セミナー開催)、2 件(講師派遣)

信された共同声明やパンフレット、ポスターの和訳資料を作成し、JAC 及び JLAC 構成機関のウェブサイトを通じて公開した。平成 28 年度は「認定: 公共政策を支えるグローバルツール」をテーマとして、国際的な省エネ制度であるエネルギースタートプログラムや湾岸諸国の市場における製品管理など、認定活用事例の紹介を通じて認定の重要性をアピールした。

以下のセミナー(1 件)を開催し、認定制度の普及、利用促進に向けた情報発信を行った。

- ・JAC メンバーのうち、試験所認定を実施している 3 認定機関で構成する JLAC の主催で、認定制度の普及啓発、利用促進を目的として、JLAC 技術情報セミナーを平成 28 年 9 月 6 日に開催(442 名参加、過去最大数)。(再掲)

下表の展示会(2 件)に出展し、認定制度の普及、利用促進に向けた情報発信を行った。

展示会、広報活動等	出展日	開催場所	機構ブースへの来場者数
JASIS2016(アジア最大級 分析機器・科学機器専門展示会)への出展	9 月 7 日 ～9 日	幕張メッセ	140 人
INTERMEASURE2016(国内最大規模の計量計測機器展示会)への出展	9 月 28 日 ～30 日	東京国際展示場	279 人

以下の講演会等の計 29 件の依頼に対して講師を派遣し、認定制度の普及、利用促進に向けた情報発信を行った。

- ・平成 28 年 6 月 15 日に開催された公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会(NACS)が主催する NACS 東日本研修講座「NITE 認定センターの事業内容と最近の取組について」に講師派遣を行い、具体的な活用事例を交えて認定制度について概要を紹介し、制度への理解促進を図った。

- ・主に ISO 9001、ISO 14001 等の品質マネジメントシステム審査員を対象に、計量関係団体と共催し、下表の講演会を実施した。製造業など業務プロセスで試験・測定を必要とする業種の品質マネジメントシステム認証においては、計量計測トレーサビリティに関する審査が行われていることから、JCSS 校正等による計量計測トレーサビリティの確保、計測器管理、校正機関の認定に関する最新情報の提供等を通じて JCSS 等の普及啓発を推進した。

講演会名	日程	参加人数
マネジメントシステムのための計量計測トレーサビリティ講演会	2 月 6 日(東京)、	103 名(東京)、
	2 月 17 日(大阪)、	85 名(大阪)、
	3 月 2 日(東京)	120 名(東京)

以下の 5 件の地域産業技術連携推進会議に積極的に働きかけて参加・訪問し、経産局、自治体、公設試験研究機関(公設試)への認定制度や認定の活用事例等を紹介して制度の普及・利用促進を図るとともに認定ニーズの収集等も実施した。また、公設試を通じて地域中堅中小企業への情報提供を推進し、今後、地域中堅中小企業の認定ニーズが生じた場合は、公設試を通じて機構まで情報提供していただくルートの強化を図った。

- ・5/31 四国地域産業技術連携推進会議

	<p>イ 知的基盤整備計画に基づき、地域産業・中堅中小企業の振興支援を行っている産業技術連携推進会議、国や地方の機関等に認定制度に係る情報発信を行い、制度の普及を図る。</p> <p>ウ 新たな技術や製品等に関する認定・認証の必要性について調査する。</p>	<p>・新たな技術等に係る認定基盤の整備に向けた調査の件数(2分野)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・10/3 関東甲信越静地域産業技術連携推進会議 ・1/19, 20 九州・沖縄地域産業技術連携推進会議 ・2/13 北海道地域産業技術連携推進会議 ・2/24 全国産業技術連携推進会議総会 <p><u>イ 知的基盤整備計画に基づき、地域産業・中堅中小企業の振興支援を行っている産業技術連携推進会議、国や地方の機関等に認定制度に係る情報発信を行うことによる制度の普及</u></p> <p>経済産業省の知的基盤整備特別小委員会での検討結果を踏まえ、計量標準の普及・促進策の機構担当部分について、地域の公設試等が参加する地域産業技術連携推進会議でJCSS等認定制度や活用状況等のPR活動等を実施し、制度の普及・利用促進を図った。</p> <p><u>ウ 新たな技術や製品等に関する認定・認証の必要性についての調査</u></p> <p>調査報告書等の公開情報や関係機関からの情報収集に基づき、新たな認証認定分野の候補を抽出した(30 候補以上)。この中から、特に政策的・社会的ニーズの高い航空機産業における非破壊試験要員認証分野等、以下の分野について調査を行った。</p> <p><u>政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容</u></p> <p>●<u>航空機産業における非破壊試験要員認証分野の調査</u></p> <p>非破壊試験要員認証分野における認定制度の適用可能性を調査するため、平成 27 年度開催の「航空機産業における非破壊試験技術者育成に向けた体制整備検討 WG」へのオブザーバ参加に続き、平成 28 年度に設置された「非破壊試験技術者育成にかかる検討分科会」にオブザーバ参加し、情報収集を図った。本分科会では航空機産業の非破壊試験要員の育成に向けた運営委員会、試験・訓練機関の設立に向け検討を進めており、非破壊試験員の資格付与を目的とした要員認証機関の認定の必要性は当面なくなったが、今後、試験・訓練機関の ISO/IEC 17025 認定の必要が生じた場合は積極的に貢献していく予定。</p> <p>また、中堅中小企業が航空機産業に新規参入する際に、非破壊、熱処理、化学加工、機械加工等の特殊工程については、品質維持を目的とした世界唯一の認証プログラムである「Nadcap 認証」の取得が求められている。特に、特殊工程の 1 つである材料試験所は、ISO/IEC 17025 の取得が必須とされている。また、航空機産業では ISO/IEC 17025 認定は品質マネジメント運営能力の評価に活用されているため、企業等のヒアリング調査を行い、ISO/IEC 17025 認定による航空機産業への政策的な貢献の可能性について調査を実施した。その結果、既に認定が活用されている上述の</p>	<p>新たな技術等に係る認定基盤の整備に向けた調査は、「航空機産業における非破壊試験要員認証分野」及び「ロボット分野」の 2 分野について調査を実施し、指標を達成。</p>	
--	---	--	---	--	--

<p>Nadcap 認証の材料試験所以外では特段の認定ニーズは確認されなかった。</p> <p>政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容</p> <p>●ロボット分野の認定活用の調査</p> <p>高齢化社会や介護社会の本格的な到来への対応を見据えて、新市場創造型標準化制度の腰補助用装着型身体アシストロボット技術委員会、分科会(JIS 原案作成委員会)にオブザーバ参加し、情報収集を図るとともに、認定活用の可能性について調査を実施した。その結果、腰補助用装着型身体アシストロボットについては工業標準化法に基づく登録認証制度の対象となることが明らかとなり、機構は平成 29 年度以降、大臣からの指示を受けて工業標準化法に基づく認証機関の調査を実施し、腰補助用装着型身体アシストロボットの認証機関の認定に貢献する予定。</p> <p>また、以上の特定分野に関する調査のほかに、機構の今後の認定業務のあり方に関して、以下の調査を実施した。</p> <p>政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容</p> <p>●認定・認証の産業界のニーズ発掘と将来の業務方針の戦略策定に関する調査</p> <p>認定・認証制度について産業界のニーズ及び活用状況を検証し、現在の課題を抽出し、日本の認定・認証制度全体における認定センターの立ち位置や果たすべき役割について検討した。また、これらを踏まえ、認定センターの将来業務等について検討を実施した。</p> <p>これらの検討を踏まえて、平成 29 年度は認定ユーザーとなる業界団体等を集めた協議会を新たに設置し、認定・認証に対する啓発と利用促進を図り、認定・認証ニーズを発掘し、認定ニーズに対しては必要な認定スキーム構築に向けた取組を提示する予定。</p>	
--	--

<p>4. その他参考情報</p> <p>特になし。</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-5	国際評価技術		
業務に関連する政策・施策	1 経済産業 1-4 基準認証 6 保安・安全 6-1 産業保安	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	独立行政法人製品評価技術基盤機構法 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 標準化官民戦略(平成26年5月15日策定)
当該項目の重要度、難易度	【重要度、難易度:高】 1. 大型蓄電池システムに関するグローバル認証 基盤整備	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0479、0480

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年 度値等)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
試験評価実施件数	外部からの依頼に基づき全数を実施	—	—	—	—	—	20社(試験項目数73) (全数実施)	予算額(千円)	—	—	—	381,290	457,625
利用促進に資する普及啓発活動等の件数	2件	—	—	—	—	—	18件 (900%)	決算額(千円)	—	—	—	801,461	583,099
事業者訪問数	14機関	—	—	—	—	—	28機関 (200%)	経常費用(千円)	—	—	—	369,791	540,865
								経常利益(千円)	—	—	—	▲2,108	3,177
								行政サービス実施コスト(千円)	—	—	—	398,487	743,158
								従事人員数	—	—	—	28	28

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
II-5. 国際評価技術分野				<p>全体評価:S</p> <p>指標を含め事業計画の初期の目標を全て達成したことに加え、以下について、機構独自の知見・技術や外部機関との連携も生かして主体的に前例のない手続、規格等の新たなルール整備を行い、行政や産業界、国民に積極的に働きかけることにより、我が国の潜在的な産業ニーズを発掘して新たな産業分野・製品等の創出に貢献するなど、社会や産業界に対し事業計画で求められる水準を著しく超える効果を生み出し、安全・安心な国民生活や健全で持続性のある産業発展に貢献した。</p> <p>○大型蓄電池試験施設の迅速な立ち上げと企業ビジネスに直結する試験実施</p> <p>先回りした様々な工夫・努力により、前例もなくかつ高い安全性が求められる大型試験施設の立ち上げを、竣工後 6 か月の計画に対し 3 か月という短期間で成し遂げ、試験サービス開始時期の前倒しに寄与したことは、計画水準を著しく上回る成果。</p> <p>積極的な顧客開拓やサービスの充実により、初年度からほぼフル稼働で 20 社からの依頼試験を実施し、さらに、取得したデータが既に製品化や認証取得につながるなど産業発展に具体的に貢献していることは、計画水準を著しく上回る成果。</p> <p>予め将来の国際規格の制定状況や市場ニーズを先取りした追加の試験設備等の整備や、試験装置や測定機器を国際規格で求められるレベルで管理するための体制を構築することにより、信頼性の評価が容易になり、試験の事前準備期間や試験データ取得までの期間が短縮されたことは、試験実施の迅速化、効率化の観点で計画水準を著しく上回る成果である。</p> <p>○マイクロバブル発生装置の世界初の民間認証制度発足への貢献</p> <p>機構が有する世界一の測定技術・設備を生かし、民間が進める認証制度構築を全面的に支援し、それが世界初の民間認証制度の発足につながり、関連市場の健全な発展に貢献したことは、計画水準を超えた大きな成果。</p> <p>(NITE 評価・計画諮問会議委員からのコメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NLAB のような箱物(試験施設)を作ることはよくあるが、独法で顧客開拓までするのはあまり前例がない。通常、初年度の稼働率は低いものなので、施設がほぼフル稼働というのは評価できる。 ・蓄電池の取組は、インフラに対する企業活動への大きな貢献といえる。 ・ファインバブルの国内市場規模は大きく、認証制度の構築はこうした市場への貢献も期待できる。
1. 大型蓄電池システムに関するグローバル認証基盤整備 大型蓄電池	1. 大型蓄電池システムに関するグローバル認証基盤整備 大型蓄電池		<p>政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容</p> <p>機構の取組が特に社会や産業界に大きく貢献した内容</p> <p>1. 大型蓄電池システムに関するグローバル認証基盤整備</p> <p>大型蓄電池システムは、再生可能エネルギーの導入やスマートグリッドの構築に資する新しい製品であり、欧米をはじめとしたグローバルな地域での市場化が進んでいる。しかし、日本国内には大型蓄電池システムの安全性等を評価する試験設備がなく、企業は、製品の輸出に必要な認証取得等のために多くのコストと時間をかけている状況で、</p>	<p>業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献</p> <p>先回りした様々な工夫・努力により、前例もなくかつ高い安全性が求められる大型試験施設の立ち上げを、竣工後 6 か月の計画に対し 3 か月という短期間で成し遂げ、試験サービス開始時期の前倒しに寄与したことは、計画水準を著しく上回る成果。</p> <p>積極的な顧客開拓やサービスの充実により、初年度からほぼフル稼働で 20 社からの依頼試験を実施し、さらに、取得したデータが既に製品化や認証取得につながるなど産</p>

<p>システムに関する試験評価拠点を適合性評価の実施に活用するための体制準備を関係機関と連携しつつ行い、当該施設を活用した試験評価の実施サービスを開始する。 【重要度：高】【難易度：高】 (理由：日本再興戦略及び標準化官民戦略で掲げられた国際的に通用する認証基盤の速やかな整備を達成するためには、国際標準に準拠した試験所運用を行うとともに、外部の認証機関と連携・調整しつつ、短期間で第三者の立場から大型蓄電池システムの安全性等を評価できる体制を確立するため、重要</p>	<p>池システムに関する試験評価拠点を適合性評価の実施に活用するための体制準備を関係機関と連携しつつ行い、当該施設を活用した試験評価の実施サービスを開始する。 【重要度：高】【難易度：高】 (理由：日本再興戦略及び標準化官民戦略で掲げられた国際的に通用する認証基盤の速やかな整備を達成するためには、国際標準に準拠した試験所運用を行うとともに、外部の認証機関と連携・調整しつつ、短期間で第三者の立場から大型蓄電池システムの安全性</p>	<p>企業の海外展開において大きな課題となっている。 本事業の目的は、大型蓄電池システムに関して、日本再興戦略(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)等の国家戦略に基づき、当該産業分野の市場拡大や海外市場における我が国企業の競争力確保に貢献することを目的として 3 つの取組を実施することである。 なお、試験・評価拠点は平成 27 年度までに整備が完了しているため、平成 28 年度は②及び③の業務を実施している。 ① 大型蓄電池システムに関する試験・評価拠点の整備 ② 本試験・評価拠点を活用した性能及び安全性に関する試験評価の実施 ③ 大型蓄電池システムに関する国際標準化の支援及び認証基盤の構築</p>	<p>業発展に具体的に貢献していることは、計画水準を著しく上回る成果。 【重要度：高】【難易度：高】の業務への取組及び成果) 国際標準に準拠した試験所運用を行うため、蓄電池メーカーなどとの連携による民間の技術やノウハウ取得により、品質マニュアル、規程文書等の作成、対象となる試験装置等の校正・管理及び試験実施要員への研修・訓練を実施し、電池の充放電試験を対象とした自己適合宣言を平成 28 年 7 月 1 日に行った。 また、民間認証機関との連携により、大型蓄電池システムに関して第三者の立場からその安全性等を評価できる認証体制を早期に構築し、試験・評価施設に試験を依頼した企業が取得したデータを活用して認証取得するなど既に実際のビジネスに用いられる例が出現しているなど産業発展に具体的に貢献した。 【難易度：高】の業務への取組及び成果) 国際標準化については、日本が幹事国である IEC(国際電気標準会議)の技術委員会(TC)に専門家として参画し、各国から寄せられたコメントへの回答案作成などを通じて日本が推進する大型蓄電池システムの国際標準化の実現を推進するとともに、機構が主導したプロジェクトチームの発足によって、日本独自の国際規格を早期に策定すること及び大型蓄電池システムの国際規格策定に日本の技術(安全、性能)を入れ込める体制を主導した。</p>	
--	--	---	---	--

<p>度、難易度ともに高い。) また、IEC/TC120(電気エネルギー貯蔵システム、日本提案で設立)等における大型蓄電池システムの試験・評価に関する国際標準化を支援するとともに、関係機関と連携しつつ、標準化後の認証基盤整備に貢献する。【難易度：高】(理由：国際標準化は、国内外の調整や各国の利害対立の克服が必要であり、その審議を進めることは大変困難であるため難易度が高い。) さらに、普及啓発活動や事業者訪問等を行い、当該評価拠点の認知向上や業界ニーズの把握を行う。【指標】</p>	<p>等の評価できる体制を確立するため、重要度、難易度ともに高い。) また、IEC/TC120(電気エネルギー貯蔵システム、日本提案で設置)等における大型蓄電池システムの試験・評価に関する国際標準化を支援するとともに、関係機関と連携しつつ、標準化後の認証基盤整備に貢献する。【難易度：高】(理由：国際標準化は、国内外の調整や各国の利害対立の克服が必要であり、その審議を進めることは大変困難であるため難易度が高い。) さらに、普</p>			
--	--	--	--	--

<ul style="list-style-type: none"> ・試験評価実施件数(外部からの依頼に基づき全数を実施) ・利用促進に資する普及啓発活動等の件数(2件) ・事業者訪問数(14機関) 	<p>及啓発活動や事業者訪問等を行い、当該評価拠点の認知向上や業界ニーズの把握を行う。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p>				
	<p>ア 国際規格 ISO/IEC 17025(試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項)に準拠した試験所として運営するために、品質マニュアル、規程文書、手順書を作成するとともに、それに基づく校正や管理、試験実施要員に対する研修・訓練等を行い、その準備を完了する。</p>		<p>ア 国際規格に準拠した試験所としての運用準備</p> <p>試験データの正確性及び信頼性を高め、ユーザーからの信頼を得ることを目的として、試験結果の質の確保やPDCAサイクルの構築といった試験所運用に関して守るべき事項を定めた国際規格(ISO(国際標準化機構)/IEC(国際電気標準会議)17025:試験及び校正機関の能力に関する一般要求事項)に準拠した試験所として運用するための準備を完了した。</p> <p>具体的には、品質マニュアル、規程文書等の作成、対象となる試験装置等の校正・管理及び試験実施要員への研修・訓練を実施し、電池の充放電試験を対象とした自己適合宣言を平成28年7月1日に行った。</p>	<p>品質マニュアル、規程文書等の作成、対象となる試験装置等の校正・管理及び試験実施要員への研修・訓練を実施することで国際規格に準拠した試験所として運営する準備を完了し、日本国内の企業や認証機関が試験・評価施設に試験を依頼しやすい環境を整えたことから、計画の水準を達成している。</p>	

イ その他、適切な試験所運営に必要な準備(安全マニュアル、試験実施手順書、施設設備の保守管理マニュアル、試験・サービスの実施要領の作成等)を進め、試験実施可能な状況を構築する。

イ 試験実施可能な状況の構築

政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容

機構の取組が特に社会や産業界に大きく貢献した内容

●試験施設運用に向けた試験方法や安全対策を短期間で確立し、実質的な試験・サービスを開始

これまで実施したことのない試験を実施する施設であるため、平成28年2月末の施設引渡し後直ちに施設運用の訓練、施設・設備の保守管理マニュアル類の作成を開始し、平成28年4月中旬に試験が実施可能な状況を構築し、蓄電池メーカーなどとの共同事業形式(※1)での試験を開始した。

共同事業を実施(7社36試験)することで、機構にとっては民間の技術やノウハウを取得、活用することにより、マニュアル類の完成度を高めつつ、試験所運営に必要な準備を整えることにより、竣工後6か月の計画に対し、3か月前倒しして、平成28年7月からの試験サービス開始が可能となった。企業にとってはこれまで得られなかった試験データが早期に得られたことにより、製品の設計確定や品質確認が早期に出来るようになったことで、市場拡大や海外市場における我が国企業の競争力確保に大きく貢献した。

実際に、共同事業を実施した企業からは、「設計変更や確定、製品上市前の確認が加速され、製品の信頼性が確認できた」、「早期に試験データが得られたことで、その後の認証取得につなげることができた」といった意見が寄せられている。

※1:「大型蓄電池試験評価施設運用準備のための施設利用の募集」と題した共同事業について、施設竣工と同時(平成28年2月29日)に募集を開始した。機構は、マニュアルの確認、職員の訓練等の施設運用準備を目的とし、蓄電池メーカー等の企業は、被試験体や必要な機器の準備、試験手順を機構に提供して早期に試験データを取得することを目的とした。

政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容

機構の取組が特に社会や産業界に大きく貢献した内容

●利用者の利便性向上と民間試験所のサービス拡大につながる試験サービス制度

前述した共同事業を通じて試験サービスに向けた準備を実施し、平成28年6月から施設利用の募集を開始、平成28年7月から試験サービスを開始した。

試験サービス制度の設計に当たっては、メーカーや認証機関などへの訪問調査を実施し、以下のような工夫をサービス制度に反映させた。

- ① 技術情報の外部提供による漏洩リスクを低減するため、依頼者から機構へ提供する被試験体に関する情報は試験実施時の安全確保上必要な最低限度の内容とできるよう依頼者と機構が共同で試験を実施する形態とした。
- ② 依頼者における事務労力の軽減と事務手続期間の短縮のため、包括的な利用契約と個別の試験依頼とを分け、最初に試験全般に関する包括的な契約を締結することで、後は実施したい試験の手順書を作成すれば短期間で試験実施までできる制度とした。
- ③ 民間試験所経由での試験依頼に対応した制度とした。民間試験所と競合するのではなく、機構の施設を民間試験所の試験サービス対象範囲の拡大や新規顧客開拓に活用してもらうことで共存共栄できる仕組みとした。これにより、蓄電池に関する試験ノウハウがない利用者であっても、必要な知識とノウハウを持った民間試験所に依頼すれば機構の施設が利用可能となった。

業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献

共同事業での試験実施により、民間の技術やノウハウを取得、活用することで試験方法や安全対策を短期間で確立し、竣工後6か月の計画に対し3か月という短期間で試験サービスを開始したことは、前例がなく、かつ、高い安全性が求められる大型試験施設としては、計画水準を著しく上回る成果である。

業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献

技術情報の漏洩対策、事務手続の軽減、民間試験所経由での試験依頼への対応等、利用者の利便性向上や民間試験所のサービス拡大につながる試験サービス制度を構築することで、試験需要全体が拡大し、試験産業の活性化に繋がったことは計画水準を著しく上回る成果である。

		<p>政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容 機構の取組が特に社会や産業界に大きく貢献した内容 ●顧客ニーズに対応した機動的な試験設備等の整備及び管理 試験・評価施設の利用者として想定される蓄電池メーカーや認証機関への訪問調査などを通じ、<u>予め将来の国際規格の制定状況や市場ニーズを先取りして大型蓄電池充放電装置や外部短絡試験装置の機能拡充、大型水槽の導入といった追加の試験設備等を整備し、それを広く周知することで、利用者が将来の製品開発スケジュールを立てやすい状況とした。</u> また、同様の訪問調査などにより、試験使用する試験装置や測定機器を国際規格で求められる要件と同様のレベルで管理して欲しいというニーズがあることがわかった。このため、試験ニーズの高いものから優先順位をつけて速やかに管理体制を構築した。 これにより、利用者にとっては試験所としての信頼性の判断が行いやすくなるとともに、具体的な利用に当たっての信頼性の評価が容易となることから、<u>試験実施までの事前準備期間及び試験データ取得までの期間が短縮された。</u></p>	<p>業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献 予め将来の国際規格の制定状況や市場ニーズを先取りした追加の試験設備等の整備や、試験装置や測定機器を国際規格で求められるレベルで管理するための体制を構築することにより、信頼性の評価が容易になり、試験の事前準備期間や試験データ取得までの期間が短縮されたことは、試験実施の迅速化、効率化の観点で計画水準を著しく上回る成果である。</p>	
<p>ウ 「標準化官民戦略」において「認証基盤を速やかに整備する」こととされている大型蓄電池システムに関して、第三者の立場からその安全性等を評価できる認証体制を整備するための具体的な連携を認証機関との間で進める。</p>		<p>ウ 認証体制の整備 政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容 機構の取組が特に社会や産業界に大きく貢献した内容 ●試験・評価施設で取得した試験データが各種認証に活用できる体制を民間認証機関と連携して構築 「標準化官民戦略」において「認証基盤を速やかに整備する」こととされている大型蓄電池システムに関して、第三者の立場からその安全性等を評価できる認証体制を整備するため以下の取組を実施した。これにより、平成28年度は認証機関との連携による試験、メーカー及び試験機関からの試験依頼に認証機関が立ち会った試験をのべ5社(試験項目数16)実施し、機構の試験・評価施設が認証のための試験データの取得に活用されている。 ① <u>一般財団法人電気安全環境研究所(JET)との協力関係の構築を進めた。具体的には、JETの出張ラボとして機構を位置づけることとし、平成29年2月に発行したIEC62619(産業用リチウムイオン二次電池の単電池及び電池システム:安全性要求事項)に基づき大型蓄電池システムの安全性について第三者の立場から評価できる体制を整備するための準備を行った。</u> ② <u>日本国内において蓄電池に関する認証を行っている認証機関である一般財団法人日本品質保証機構(JQA)、ULジャパン、TUVラインランドジャパン及びTUVゾードジャパンともJET同様の連携について協議を行った。その結果、複数の認証機関との間で連携を構築し、機構の試験・評価施設で取得した試験データを認証に活用できる状況とした。</u> ③ <u>認証機関からの試験依頼だけでなく、試験機関やメーカーからの試験依頼によっても認証機関が認証に利用できるようにした。</u></p>	<p>業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献 民間認証機関との連携により、大型蓄電池システムに関して第三者の立場からその安全性等を評価できる認証体制を早期に構築し、試験・評価施設に試験を依頼した企業が取得したデータを活用して認証取得するなど既に実際のビジネスに用いられる例が出現していることは計画を著しく上回る成果である。</p>	
<p>エ 外部から依頼された試験を的確に実施する。</p>	<p>・試験評価実施件数(外部からの依頼に基づき全数を実</p>	<p>エ 試験の的確な実施 政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容 機構の取組が特に社会や産業界に大きく貢献した内容 ●企業等からの依頼による本格的な試験サービスをほぼフル稼働で実施 蓄電池メーカー(東芝、パナソニック、ソニー・エナジーデバイス等)のみならず、民間</p>	<p>外部から依頼された試験を全数実施した(達成度100%)。 業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献 大型蓄電池システムについて、温度条件を管理できる中で燃焼試験や水没試験を可能とする試験・評価施設は世界でも類を見ない。この施設による試験サービスをフル</p>	

施)

認証機関(UL ジャパン、JET 等)、民間試験機関など外部から依頼された試験を的確に全数実施し、のべ 20 社(試験項目数 73)実施した。

もともとニーズがあったが、これまで実施できなかった試験が安全、かつ、的確に実施できるよう、試験相談を受けた段階から依頼者と綿密な打合せを行うことで、試験実施時に発生するであろう事態をあらかじめ共有し、安全に目的とする試験が実施可能かの検討を行うなど、確実に試験が実施できるよう準備を行った。

試験を的確に実施したことにより、これまでは取得できなかった試験データが取得できるようになったため、製品開発、顧客要望事項の確認、製品売り込みのための営業・広報資料作成が行えるようになり、実際に、米国等海外での販売への活用、新型セルの製品化、国土交通省の型式認証取得等に用いられる例が少なくとも 4 件(平成 29 年 6 月時点)確認されており、我が国企業の競争力確保に大きく貢献している。

また、大型蓄電池システムについて温度条件を管理できる中で燃焼試験や水没試験を可能とする試験・評価施設は世界でも類を見ず、利便性が高いと顧客から評価を受けているとともに、試験を依頼した顧客からは、「早期に試験データが得られたことで製品の弱いところを守るように設計に反映し、安全性担保が可能になった」、「試験結果を映像とともに顧客に提供できるようになった」といった意見も寄せられている。

稼働で実施することで、取得したデータを新製品の開発や製品販売に活用するなど既に実際のビジネスに用いられる例(下表参照)が少なくとも 4 件(平成 29 年 6 月時点)確認されていることは計画を著しく上回る成果である。

メーカー名	試験内容	アウトカム
ソニー・エナジーデバイス	蓄電池盤の燃焼試験	米国など海外での販売に NLAB での試験結果を活用
国誉アルミ	コンテナサイズ大型蓄電池システムの充放電試験	試験結果を基に製品の販売を開始
東芝	電池パック及び電池盤の燃焼等の安全性試験	2017 年に新型セルの製品化 (http://www.toshiba.co.jp/cs/topics/back-number/20170215_02.htm)
(非公表)	国連規則試験 R100(バッテリー式電気自動車)に定める燃焼試験	国土交通省による型式認証取得

オ 日本が推進する大型蓄電池システムの国際標準化を実現するため、IEC/TC120(電気エネルギー貯蔵システム、日本提案で設置)WG4(環境)及びWG5(安全)の国内外委員会や、IEC/TC21/SC21A(アルカリ蓄電池及び酸を含まない蓄電池)の国内審議団体である

オ 大型蓄電池システムに関する国際標準化への貢献

●IEC/TC120(電気エネルギー貯蔵システム)等への参加と規格策定への貢献

大型蓄電池システムに関する国際標準化を検討している IECTC(技術委員会)120(電気エネルギー貯蔵システム)の WG(作業グループ)4(環境)国内委員会並びに WG5(安全)の国際及び国内委員会に専門家(エキスパート)として参加し、以下の取組を実施することで WG4 及び WG5 でそれぞれ検討されていた国際規格案の制定準備完了に貢献した。

- ① WG4 については、電気エネルギー貯蔵システムの環境への影響に関する国際規格案に対して各国から寄せられたコメントへの回答案作成作業を分担するなど、当該規格の策定に貢献した。その結果、平成 29 年 1 月の最終投票で可決され、当初のスケジュール(平成 29 年 12 月発行)よりも半年ほど早く発行する見込みとなっている。作成した国際規格は、周辺環境に配慮された大型蓄電池システムが設計、設置、運用等されることに貢献することが期待される。
- ② WG5 については、電気エネルギー貯蔵システムの安全性に関する国際規格案に対して各国から寄せられたコメントへの回答案作成作業を分担するのみならず、コメント全体の整理・集計・編集、会議開催案内、議事録の作成等のロジ全般を主体的に行い、当該規格の策定に貢献した。その結果、平成 29 年 1 月の最終投票で可決され、当初のスケジュール(平成 29 年 12 月発行)よりも半年ほど早く発行する見込みとなっている。作成した国際規格は、大型蓄電池システムが周辺住民や運用・管理する労働者に対する安全を十分に考慮して設計、設置、運用等されることに貢献することが期待される。
- ③ 平成 28 年 5 月には IEC/TC120/WG1(定義)、WG2(仕様)及び WG5 の国際会議をホストとして開催し、大型蓄電池システム試験・評価施設の見学ツアーを含め、会場手配、資料準備等を主体的に行い、会議の成功に貢献した。

●TC120とTC21/SC21A(アルカリ蓄電池及び酸を含まない蓄電池)とのリエゾンとしての活動

日本が幹事国である IEC の技術委員会(TC)に専門家として参画し、各国から寄せられたコメントへの回答案作成などを通じて日本が推進する大型蓄電池システムの国際標準化を実現することに貢献しているため、計画の水準を達成している。

<p>一般社団法人電池工業会技術委員会等に参加し、それぞれの規格策定に貢献する。</p>		<p>日本が主導しているTC120と、それに密接に関係するTC21/SC21A(アルカリ蓄電池及び酸を含まない蓄電池)の国内外の標準活動について、以下の取組を通じて、双方の国内審議委員会が規格策定に向け協調、協力できるよう国内唯一のリエゾンとして貢献した。</p> <p>① TC120/WG5において実施されている化学電池を用いた電気エネルギー貯蔵システムの安全性に関する国際規格の検討状況等を情報提供した。</p> <p>② TC21/SC21Aにおいて実施されている蓄電池の安全性に関する国際規格の検討状況等を情報提供した。</p> <p>③ 検討されている海外規格を取り寄せ、翻訳した上で内容を分析し、それぞれの国内審議委員会に対して対応策を提供した。</p> <p>政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容</p> <p>●化学電池を用いた電気エネルギー貯蔵システムの安全性に関する標準開発プロジェクトの推進</p> <p>平成27年度から機構が中心となり検討していた化学電池を用いた電気エネルギー貯蔵システムの安全性に関する国際規格案については、海外に先んじて日本提案による国際規格案がプロジェクトとして開始できるよう新規業務提案(New Work Item Proporsal: NWIP)を機構が主体となって作成して、平成27年12月にTC120国内委員会幹事に提案、受理されたものが、平成28年4月に日本工業標準調査会(JISC)からIEC/TC120に提案された。その後、平成28年5月の国際投票で可決され、平成28年7月からTC120/WG5/プロジェクトチーム(PT)として正式にスタートした。</p> <p>機構は、このようなPT設立までの国内の調整のみならず、平成28年2月(ソウル)、平成28年5月(大阪)及び平成28年7月(パリ)において開催されたTC120/WG5の会合において、各国の賛同を得るべく、当該国際標準開発の必要性に関する発表、情報提供及び資料作成、関係者へのロビー活動など、多くの準備を行い、PTの正式スタートに大きく貢献した。</p> <p>また、平成28年12月(日本)及び平成29年2月(米国)でのPT会議開催に向けた準備を行うのみならず、国際規格案の基本設計を行い、同会議での内容説明を行うと共に、参加メンバーに対し作業分担を提案し、その進捗管理を行うなど、実質的な事務局としてプロジェクトを推進することで、国際規格化に着実に結びつけている。</p> <p>政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容</p> <p>●耐熱試験方法の開発</p> <p>IEC62619(産業用リチウムイオン二次電池の単電池及び電池システム:安全性要求事項)に規定されている安全性試験のうち、具体的手法が記載されていない耐熱試験方法の開発について、国際規格への反映を目的としてJETと共同で検討を行った。機構の大型蓄電池システム試験・評価施設を活用して、世界で初めてレーザーを使用した耐熱試験法により複数の単電池を組み合わせた大きさの組電池レベルでの試験を実施した。</p>	<p>機構が主導したプロジェクトチームの発足によって、日本独自の国際規格を早期に策定すること及び大型蓄電池システムの国際規格策定に日本の技術(安全、性能)を入れ込める体制を主導することに貢献した。</p>
<p>カ 試験評価拠点の認知向上のための普及啓発活</p>	<p>・利用促進に資する普及啓発活動等の件数(2件)</p>	<p>カ 試験・評価施設の利用促進のための広報・周知</p> <p>政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容</p> <p>機構の取組が特に社会や産業界に大きく貢献した内容</p> <p>●アウトリーチ型広報の推進による顧客開拓等の推進</p> <p>アウトリーチタイプの広報を行うことにより、機構の試験・評価施設の認知度向上を図</p>	<p>業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献</p> <p>以下の指標に対し、計画の水準を超えて達成した。</p> <p>・利用促進に資する普及啓発活動等の件数 18件(900%)</p>

<p>動、業界ニーズを把握するための事業者訪問を行う。</p>	<p>・事業者訪問数(14 機関)</p>	<p>るとともに、具体的な試験依頼に繋げていくため、以下の取組を実施した。</p> <p>① 大型蓄電池システムを製造する主要な国内メーカーを含めた蓄電池メーカー、電機企業等への事業者訪問(28 機関)を実施した。</p> <p>② 大阪府主催の国際カンファレンスなどの展示会・シンポジウムなどに計 9 回出展・後援するなど、他者のネットワークを積極的に活用した。</p> <p>③ 実際の試験施設・設備や試験機器を見ていただき施設使用のイメージをつかんでいただくため、メーカーや業界団体などを対象とした見学週間(4 回)や施設の開所式を活用した見学会(1 回)を実施するなど積極的に施設見学を受け入れた(133 団体・社(約 2,140 人))。</p> <p>④ 関係団体への広報を目的に学会や業界誌などからの執筆要請(2 回)にも積極的に対応した。</p> <p>⑤ 広く一般への広報を目的にプレス会見(1 回)及びプレス向け施設見学会(1 回)を実施した。</p> <p>また、機構が把握できていないところで民間試験所を活用するメーカーニーズがあることも分かったことから、民間試験所への訪問説明などを重点的に行って協力体制を構築し、民間試験所が機構の試験・評価施設を自社の顧客などに紹介してもらえる状況を構築した。これにより、試験・評価施設の認知度向上や顧客開拓に繋がった。</p> <p>広報・周知においてはニーズの把握だけではなく、水没試験や類焼試験などの具体的な試験ニーズの調査を行った。これにより水没試験や類焼試験といった新たな試験ニーズに対して予め試験準備を行うことができたため、依頼があった際に迅速に試験実施につなげることができた。</p>	<p>・事業者訪問数 28 社 (200%)</p> <p>アウトリーチタイプの広報として、事業者訪問、展示会等への出展(9 回)、施設見学の受入(133 団体・社(約 2,140 人))などに積極的に取り組むとともに、民間試験所との協力関係を構築することで、機構の試験・評価施設を試験所から自社の顧客などに紹介してもらうことにより、試験・評価施設の認知度向上や顧客開拓に繋がったことは、計画を著しく上回る成果である。</p>
<p>キ 大型蓄電池システムに関する試験・評価手法開発について、海外機関との連携の可能性を検討する。</p>		<p>キ 大型蓄電池システムに関する海外機関との連携</p> <p>大型蓄電池システムに関する試験・評価手法開発について、海外機関との具体的な連携として、数年前から国家レベルで大型蓄電池システムの安全指針を検討している米国のサンディア国立研究所(SNL)との協議を平成 27 年度から実施している。平成 28 年 11 月に SNL との間で秘密保持契約文書が締結できたことを受けて、平成 29 年 2 月に最初の協議を実施し、平成 29 年度に SNL が機構の大型蓄電池システム試験・評価施設を訪問し、具体的な協力内容の協議を実施することで合意した。</p>	<p>海外機関との連携について、具体的な相手との連携を協議しており、計画の水準を達成している。</p>

<p>2. ファインバブルに関する国際標準化への協力及び認証体制構築の支援</p> <p>国や民間の団体が実施するファインバブルに関する国際標準化の取組に協力し、新たな測定方法・試験手順案の作成を行う。また、各種試験設備と技術的知見を活用し、より効率的な試験方法の開発・提供を行う。</p>	<p>2. ファインバブルに関する国際標準化への協力及び認証体制構築の支援</p> <p>国や民間の団体が実施するファインバブルに関する国際標準化の取組に協力し、新たな測定方法・試験手順案の作成を行う。また、各種試験設備と技術的知見を活用し、より効率的な試験方法の開発・提供を行う。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p>	<p>2. ファインバブルに関する国際標準化への協力及び認証体制構築の支援</p> <p>ファインバブル(直径 100 μ m 未満の気泡)は、洗浄、半導体製造、農業、水処理等の様々な分野で活用されている日本発の革新的な技術である。しかし、産業利用の前提となる定義、測定方法、性能評価などに必要な標準や認証制度が確立しておらず、関連製品や技術の普及の上で大きな課題となっている。</p> <p>本事業の目的は、標準化官民戦略(平成 26 年 5 月 15 日策定)等の国家戦略に基づき、当該産業分野の市場拡大や海外市場における我が国企業の競争力確保に貢献することを目的として 3 つの取組を実施することである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ファインバブル測定技術の開発 ② ファインバブルに関する国際標準化の支援 ③ ファインバブル関連製品等に係る認証制度構築の支援 		
<p>ア ファインバブルの測定方法や試験手順を取りまとめ、ファインバブルの国際標準化を検討している</p> <p>ISO TC</p>		<p>ア ファインバブル測定技術の開発</p> <p>マイクロバブル(粒径が 1 μ m 以上～100 μ m 未満の気泡:発生から数分で消える)の国際標準化を目的として平成 27 年度から機構で開発していたマイクロバブルの測定方法を基に試験手順書を作成し、ISO(国際標準化会議)TC(技術委員会) 281(ファインバブル技術)の国内審議委員会に提供した。</p>	<p>マイクロバブル測定の試験手順書を取りまとめて国内審議委員会に提供しており、計画の水準を達成している。</p>	

<p>281(ファインバブル技術)の国内審議委員会に提供する。</p>			
<p>イ 同委員会に対してファインバブルの測定方法等に関する技術上の情報提供を行い、国際標準原案策定に貢献する。</p>		<p>イ ファインバブルに関する国際標準化の支援 政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容 ●マイクロバブル測定方法の国際規格案の作成と審議開始に貢献 上記アで国内審議委員会に提供したマイクロバブル測定の試験手順書について、国内審議委員会での検討に参画して作成を分担し、規格案の作成に貢献した。 国内審議委員会での検討を経て ISO/TC 281 に提案された国際規格案について、平成 28 年 7 月(豪州)及び平成 28 年 11 月(英国)に開催された ISO/TC 281 会議にエキスパートとして参加し、<u>機構で実施したマイクロバブルの測定結果を織り込んだプレゼンテーションを行うことで規格案の妥当性を各国に理解いただき、標準化プロセスの最初の段階である予備業務項目 (Preliminary work item:PWI)とすることに貢献した。</u> ●国際標準化プロセスの進捗に貢献 機構の貢献により平成 27 年度に PWI になっていたファインバブル測定を行うために不可欠な「測定用サンプルの作成」及び「輸送・保管方法」の規格案について、2 つ目の段階である新業務項目提案(New work item proposal:NP)とすることを目的としたウルトラファインバブル測定の国際比較に参加した。当該比較は、規格案の妥当性を確認するために規格案の検討を行うプロジェクトチームが主催したものであるが、測定手順の作成は機構が担当し、国際比較の実施に貢献した。 当該比較の結果、提案した規格案のとおり測定用サンプルを作成し、一定の条件下で輸送を行えば、日本でも海外でも同様の測定結果になることが示されたことで、測定データに対する各国の信頼が得られ、これら 2 つの規格案の審議を進めることができた。平成 29 年 3 月末時点では NP 投票中である。</p>	<p>国際会議に参加し、測定方法の開発、技術上の情報提供にとどまらず、自ら国際標準化への取組を民間とともに実施したことにより、新たに日本から提案したマイクロバブル測定法に関する規格案の PWI 化や国際比較試験の実施に不可欠な測定手順作成などで貢献している。</p>
<p>ウ 民間が実施するファインバブル関連製品に関する認証基盤構築に協力する。</p>		<p>ウ ファインバブル関連製品に係る認証制度構築の支援 政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容 機構の取組が特に社会や産業界に大きく貢献した内容 ●マイクロバブル発生装置の世界初の民間認証制度発足への貢献 民間の業界団体がファインバブルを活用した製品やサービスを差別化するための認証制度を構築するためには、測定手順書の作成、測定能力を有する試験機関の選定、試験機関への技術移転等が必要となる。機構はこれらについて以下のような取組を行い、業界からの測定技術の確立や認証制度構築に対するニーズが高いマイクロバブルについて、平成 29 年 4 月 24 日から開始される<u>マイクロバブル発生装置に関する民間の業界団体による世界初の認証制度の構築に貢献した。</u> ① <u>機構が有する世界一の測定技術・設備を生かし、マイクロバブルの測定に関する具体的な試験手順書を作成した。</u>当該試験手順書は、<u>ファインバブルの業界団体である一般社団法人ファインバブル産業会(FBIA)による業界規格の作成に活用され、平成 28 年 6 月に制定された。</u></p>	<p>業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献 機構が有する世界一の測定技術・設備を生かし、民間が進める認証制度構築を全面的に支援し、それが世界初の民間認証制度の発足につながり、関連市場の健全な発展に貢献したことは、計画水準を超えた大きな成果である。</p>

		<p>② 試験手順書に基づいて実際の試験を実施する機関を選定するための基準案を作成し、FBIA に提供した。</p> <p>③ 試験機関候補先に対して機構が作成したマイクロバブル測定の手順書に関する技術移転を実施した。</p> <p>④ FBIA が実施した民間試験機関の測定能力に関する比較試験に対して、参照となる測定データを提供した。</p> <p>マイクロバブル発生装置の認証制度が構築されることによって、マイクロバブル発生装置の性能を評価することができるため、製造メーカーは自社製品の特徴や他社との差別化をユーザーにアピールすることができるようになり、ユーザーは自らの用途に合わせた発生装置を比較・検討することができるようになることが期待される。</p>	
	<p>エ 外部機関との連携の可能性を検討する。</p>	<p>エ 外部機関との連携</p> <p>ファインバブル技術の普及が進まない理由の一つは「測定」ができなかったためであるが、機構が開発した測定方法によりファインバブル発生装置の能力等の評価が可能となった。ファインバブル技術の農林水産分野への活用を支援するため、国立研究開発法人水産研究・教育機構との間で「ファインバブルを利用した陸上養殖の効率化及び省エネ化」を目的とした共同研究について検討を開始した。</p>	<p>外部機関との連携について、具体的な相手との具体的な協議が開始されており、計画の水準を達成している。</p>

<p>3. 電気保安技術支援業務 電力システム改革後を見据えた電気安全の水準を維持・向上するために必要な保安規制のあり方について、国が行う検討の支援を行う。具体的には、発電設備の事故情報の収集等に関する国の検討に参加し、国の支援を行う。</p>	<p>3. 電気保安技術支援業務 電力システム改革後を見据えた電気安全の水準を維持・向上するために必要な保安規制のあり方について、国が行う検討の支援を行う。</p> <p>具体的には、以下の業務を実施する。</p>	<p>3. 電気保安技術支援業務 電気保安分野では、近年再生可能エネルギーを中心とした新たな技術の導入、電力システム改革による電力事業への新規参入の拡大、自然災害の激甚化やサイバーテロといった新たな脅威の出現などの大きな環境変化が生じている。</p> <p>そこで経済産業省は、電気保安のスマート化を掲げ、メリハリのある規制、事業者の保安力向上につながる制度の構築等を実施している。</p> <p>本事業の目的は、こうした状況の下、電力システム改革後を見据えた電気安全の水準を維持・向上するため、機構が行政を技術的側面から支援する機関となるために必要な体制整備等を行うことである。</p>	
<p>また、電気保安行政を技術的に支援する専門機関となるための体制の整備を行う。</p>	<p>ア 電気保安における事故情報収集や水平展開に関するあり方を国が検討するための情報として、現在の電気保安に関する事故情報収集の仕組みと他の事例に関する事故情報収集の仕組みとを比較し、今後検討すべき課題等を抽出して経済産</p>	<p>ア 電気保安における事故情報収集や水平展開に関するあり方の検討 電気保安における事故情報収集や水平展開に関するあり方を国が検討するための情報として、現在の電気保安に関する事故情報収集の仕組みと他の法令に基づく事故報告に関する仕組みとを比較し、今後検討すべき課題等を抽出して経済産業省へ報告した。</p> <p>加えて、事故情報に関連して、新たに以下のような取組を行い、その結果については、経済産業省の産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会において機構から報告することにより、電力分野の保安の向上に貢献した。</p> <p>政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容 ●事故情報のマクロ分析 法令(電気関係報告規則第 2 条)に基づいて電力会社などの電気事業者から経済産業省に報告された平成 27 年度の事故情報に基づいて作成されるマクロ分析(電気保安統計)について、これまでは経済産業省が実施していたが、平成 27 年度分から新たに機構で分析及び作成を実施した。</p> <p>分析の結果は、平成 28 年 12 月の産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会で報告を行い、電気保安の現状を客観的に把握するための統計データとして公表された。</p> <p>政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容 ●事故情報のミクロ分析 法令(電気関係報告規則第 3 条)に基づいて電力会社や電気設備の設置者(工場、商業施設、オフィスビル等)から経済産業省に報告された平成 27 年度の個別事故情報</p>	<p>事故情報収集制度等に関して今後検討すべき課題等を抽出して経済産業省へ報告するのみならず、事故情報のマクロ分析を経済産業省から引き継ぎ、個別事故情報のミクロ分析についても初めて全国規模での分析を実施した。</p> <p>機構が実施した事故情報の分析により、経済産業省において電気事業法に基づく事故情報収集の仕組みの見直しの検討を開始することに貢献した。</p>

業省へ報告する。		<p>約 500 件について、試行的な集計と分析を行った。</p> <p>これまで全国規模で分析がされていなかった個別事故情報の分析を、機構が初めて行い、電気保安上重要で、かつ、分析ニーズも高い死傷事故に関してこれまでになかった視点での分析を行い、今後の対策検討につなげた。</p> <p>分析の結果は、平成 29 年 3 月の産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会で報告を行った。</p> <p>機構が実施したこれら事故情報の分析により、経済産業省では政策的な観点から以下の見直しの検討を開始した。</p> <p>① 法令に基づく事業者から経済産業省への事故報告についての様式をより政策反映のために分析しやすいものへ見直し</p> <p>② 事業者による事故報告の作成を支援する方策の検討</p> <p>③ 行政における事故情報の整理、分析を支援する方策の検討</p> <p>●都内で発生した停電への対応</p> <p>平成 28 年 10 月 12 日に都内で発生した停電事故への対応として、経済産業省からの要請に素早く対応し、送電ケーブルに関する文献情報の調査、送電ケーブルの専門家からの技術情報収集を行うこと等により、経済産業省が政策的な判断を行うための支援を実施した。</p>	
イ 将来的に電気保安に関する技術支援業務を実施することを目的として、その準備を行う組織体制を機構内に整備する。		<p>イ 組織体制の整備</p> <p>将来的に電気保安に関する技術支援業務を実施することを目的として、その準備を行う組織体制として平成 28 年 4 月に電力安全技術支援整備室を機構内に整備した。</p> <p>関係業界団体と連携・協力して事故情報の分析や再発防止対策の検討が行えるよう、電力安全分野の約 20 の関係業界団体等の訪問等を行い、機構の取組に対する理解促進や連携・協力に向けた意見交換を行った。</p> <p>経済産業省と将来の組織体制に係る検討、ロードマップの作成等を行った。</p> <p>電気保安に関する事故事例等について、重要な事故事例を抽出することでテーマを選定し、経済産業省や地方産業保安監督部からの参加者も交えた研究会を主催することで、電力安全技術支援整備室員の知識習得に努めた。</p>	電気保安に関する技術支援業務を実施することを目的として、その準備を行う組織体制を整備しており、計画の水準を達成している。

4. その他参考情報

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II	業務運営の効率化		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0479

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
業務経費(予算額、千円)	前年度比1%以上削減	—	—	—	—	5,625,555	5,569,299	新規に追加されるものや拡充分等は除外	
一般管理費(予算額、千円)	前年度比3%以上削減	—	—	—	—	1,041,324	1,010,085	新規に追加されるものや拡充分等は除外	
機構の業務・システム最適化計画の更新完了時期	10月まで	—	—	—	—	—	10月		
次期 NITE-LAN システムの調達準備開始時期	12月まで	—	—	—	—	—	12月		
電子決裁実施率	40%以上	—	—	—	—	—	44.4%		
ペーパーレス会議で使用する機材の稼働率	30%以上	—	—	—	—	—	35%		
NITE-LAN システムの各種申請の処理時間	3営業日以内	—	—	—	—	—	3営業日以内		
NITE-LAN システムのサービス提供時間内における稼働率	99%以上	—	—	—	—	—	99.8%		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
III. 業務運営の効率化に関する事項 1. 業務改善の取組に関する目標 運営費交付金を充当する業務については、業務の効率化を図ること等により、新規に追加されるものや拡充分等は除	II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するための措置 1. 業務改善の取組に関する目標 運営費交付金を充当する業務については、業務の効率化を図ること等により、新規に	<主な定量的指標>	II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1. 業務改善の取組に関する目標 機構は、毎事業年度、新規に追加されるものや拡充分等を除外した上で、業務経費の効率化として前年度比1%減、一般管理費の効率化として前年度比3%減を係数として乗じた運営費交付金の交付を受け、効率化目標を達成した。 また、こうした資金的制約の下、国民生活、社会経済上の要請や行政ニーズに的確に対応していくため、民間で実施可能なものは積極的にアウトソーシングし、外部人材の活用等を進め、国との的確な役割分担の下、機構が真に担うべき事務及び事業に特化するとともに、新たに発生する業務又は業務量の増加が見込まれる業務についても、業務の効率化を図ることにより運営費交付金の増大の抑制に努めた。	全体評定:B 業務改善の取組に関する経費目標、給与の適正化等、業務の電子化を軸に機構全体の業務運営の効率化に努め、計画を達成した。 業務改善の取組に関する目標については、業務経費を前年度比1%以上、一般管理費を前年度比3%以上削減し、給与の適正化等については、機構の平成27年給与水準に関する対国家公務員(ラスパイレス)指数は97.1であり、適正な給与水準を維持した。 また、電子決裁(実施率44.4%)や個人用ノートパソコンの持ち運び可能化等によるペーパーレス会議の推進、機構の業務及び機構職員のニーズを踏まえた新たな業務・システム最適化計画の更新や次期 NITE-LAN システムの調達作業を効果的、効率的に進め、調達仕様書(案)の完成など、平成28年度から中長期的な視点で、業務の効率化に取り組んだ。

<p>外した上で、業務経費については前年度比1%以上、一般管理費については前年度比3%以上の効率化(総額では前年度比1.3%の効率化に相当)を行う。また、新たに発生又は業務量の増加が見込まれるものについても、業務の効率化を図ることにより、運営費交付金の増大の抑制に努める。</p> <p>【中期的な観点から参考となるべき事項】 運営費交付金要求額については、平成29年度以降においてもその時々の状況を勘案して業務の効率化を図ることとする。</p>	<p>追加されるものや拡充分等は除外した上で、業務経費については前年度比1%以上、一般管理費については前年度比3%以上の効率化(総額では前年度比1.3%の効率化に相当)を行う。また、新たに発生又は業務量の増加が見込まれるものについても、業務の効率化を図ることにより、運営費交付金の増大の抑制に努める。</p>				
--	--	--	--	--	--

<p>2. 給与水準の適正化等 役職員の給与水準について、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、引き続き適正化を図るとともに、取組状況を公表する。</p>	<p>2. 給与水準の適正化等 役職員の給与水準について、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、引き続き適正化を図るとともに、取組状況を公表する。</p>	<p>2. 給与水準の適正化等 人材の効率的・有効活用、適正配置を推進し、職員数及び人件費の厳正な管理を行うことで、給与水準の適正化を図った。 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」で求められている、国家公務員の給与を参酌した給与水準の妥当性については、平成 27 年給与水準に関する対国家公務員(ラスパイレス)指数を算出し、97.1(年齢・地域・学歴勘案)と国家公務員とほぼ同水準で妥当であることを確認するとともに、その結果を「役員の報酬等及び職員の給与の水準」として、機構のホームページで公表した。 また、国家公務員給与法に準拠した給与体系を設定するとともに、国に準じた給与水準の見直し(俸給表の改定等)を行い、国家公務員との比較における給与等の水準の継続的な適正化を行った。</p>	
<p>3. 業務の電子化 業務の電子化の一層の推進、情報セキュリティ強化等の観点から、平成 27 年度に策定した業務・システム最適化計画を更新する。 この業務・システム最適化計画を次期 NITE-LAN システム(機構の共通基盤情報システム)</p>	<p>3. 業務の電子化 業務の電子化の一層の推進、情報セキュリティ強化等の観点から、平成 27 年度に策定した業務・システム最適化計画を更新する。 この業務・システム最適化計画を次期 NITE-LAN システム(機構の共通基盤情報システム)</p>	<p>3. 業務の電子化</p>	

<p>報システム)に反映させるとともに、IT 調達に則った調達準備(仕様書作成を含む)を開始する。また、電子決裁などの業務の電子化の推進を図るとともに、NITE-LAN システムの安定的な運用を行う。</p>	<p>に反映させるとともに、IT 調達の透明性、公平性を確保しつつ、公共サービス改革基本方針(平成27年7月閣議決定)に則った調達準備(仕様書作成を含む)を開始する。また、電子決裁などの業務の電子化の推進を図るとともに、NITE-LAN システムの安定運用を行う。</p> <p>具体的には、以下の取組を実施する。</p>				
	<p>ア 業務の電子化の一層の推進、情報セキュリティ強化、情報の共有化や検索性の向上、情報の効果的な保全、情報の体系的な整理による</p>	<p>・機構の業務・システム最適化計画の更新完了時期(10月まで)</p>	<p>ア 新たな仕組みの調査による業務・システム最適化計画への反映と機構の業務プロセスの改善</p> <p>業務・システム最適化計画については、専門家の協力の下、業務の電子化の一層の推進方策、情報セキュリティの維持・向上方策及び情報活用に関する体系的な教育・啓蒙の実施方策などに関する新たな仕組みに関する調査を行うとともに、機構職員を対象としたWEBアンケート調査及び、センターごとや職制ごとの機構職員など複数の形式でのヒアリングやレビューにより、実態や利便性、要望等の調査を行った。</p> <p>これらの調査結果や、国の動向等も踏まえつつ、費用対効果を考慮して、ロケーションフリーの業務環境の整備や Web 会議の導入による情報共有・コミュニケーション環境の改善、システムの機能を活用するための教育・周知など、今後機構職員が効率的・効果的に業務を実施するための業務プロセスの改善を含む方針を取りまとめ、機構職員の十分な理解・合意の元にそれまでの業務・システム最適化計画「NITE-LAN システム最適化計画」(平成 20 年 3 月制定、平成 24 年 12 月改定、平成 28 年 3 月改定)に</p>	<p>機構の業務・システム最適化計画について、10月までに更新を完了し、指標を達成するだけでなく、機構の将来の業務のあり方を見据えつつ職員の要望や意見も取り入れ、効率的・効果的な業務実施を考慮した高品質な計画を策定することができた。</p>	

<p>新たな活用等の観点から、新たな仕組みを調査した上で業務・システム最適化計画へ反映し、機構の業務プロセスについて改善を図ることとする。</p>	<p>・ 次期 NITE-LAN システムの調達準備開始時期(12月まで)</p>	<p>反映し、平成 28 年 10 月に更新を完了した。今後はこれを次期 NITE-LAN システム(機構の共通基盤情報システム)に反映させることにより、機構の業務プロセスについて改善を図っていくこととしている。</p> <p>●次期 NITE-LAN システムの調達準備</p> <p>次期 NITE-LAN システム(平成 31 年度から本格稼働予定)の調達は、業務・システム最適化計画「NITE-LAN システム最適化計画」(平成 28 年 10 月に更新)に基づき、平成 28 年 12 月より調達仕様書作成を開始し、専門家の支援を受けながら効率的、効果的に実施することで、平成 29 年 3 月に調達仕様書(案)を完成させた。</p> <p>また、本調達は公共サービス改革基本方針に則り行う必要があるため官民競争入札等監理委員会事務局に対して主体的にアプローチし、十分に余裕を持った調達が行えるよう今後のスケジュールの調整を行った。</p>	<p>次期 NITE-LAN システムの調達については、調達仕様書作成等の調達準備を 12 月から開始し指標を達成するとともに、効率的、効果的に作業を進め、平成 29 年 3 月に調達仕様書(案)を完成させることができた。</p>
<p>イ CIO 補佐官の積極的な活用により、業務の最適化を図るとともに、透明性、公平性の確保等 IT 調達制度の適切な運用を行う。</p>	<p>・</p>	<p>イ CIO 補佐官の積極的な活用</p> <p>機構での情報システムの調達にあたっては、CIO 補佐官を積極的に活用し、仕様書作成の前段から相談に応じるなどのサポートを行った。その結果、外部委託やシステム化の範囲などについて所管課の担当者のスキル不足を補い、適切にシステム調達に着手することができた。</p> <p>また、仕様書作成においても、CIO 補佐官による技術的な指導(技術の選定、ハードウェアの選定、調達方式の選定)だけでなく、情報セキュリティに対応したシステム構築の観点でも、所管課に対してアドバイス、助言、仕様書の文案作成を行うことにより、情報セキュリティ確保を徹底した。</p> <p>さらに、7 回の情報システム政府調達審査会(3 システム)、68 件の仕様書審査、18 件の提案書の確認において、CIO 補佐官の受注者側の経験・知見を生かして、システム開発における工数積算に関する適切な助言を得るとともに、受注者が見てわかりやすい仕様書とするための要件の検討などに関しても客観的かつ専門的な視点を踏まえた助言を得て、情報システム化の対象となる業務の最適化を図るとともに、IT 調達における透明性、公平性を確保した。</p>	
<p>ウ システム構築・改修に当たっては、機構内のシステムの全体像を俯瞰しつつ、情報セキュリティに十分配慮した上で、計画的に行う。</p>		<p>ウ 計画的なシステム構築・改修</p> <p>機構での情報システムの調達にあたっては、情報統括官室への事前相談やヒアリングを通じて、システム開発の計画段階から、業務の実態、調達担当課の要望、情報システムとしての全体像、必要な要件などを把握し、個別の情報システムの観点のみではなく、インフラを提供する NITE-LAN システムのライフサイクル、費用、NITE-LAN システムと個別システム間でのシステムの安定稼働等を総合的に考慮し、調達単位の提案やそれらシステム所管課の間の調整を行うなどの積極的な支援を行い、他のシステムと関係することがあればその調整を行うなど、機構全体の情報システムとの関係も考慮することで全体のシステムコストを低減させる方向に導いた。</p> <p>さらに、平成 28 年度から、外部委託において委託先に行わせる情報セキュリティ対策等に関する要求事項について確認書の提出を求めることを仕様書に明記することとした。これらをもとに、情報システム政府調達審査会を 7 回(3 システム)実施し、審査会以外の仕様書審査を 68 件、提案書の確認を 18 件、工数の積算を 16 件行い、システム構築・回収を計画的に行った。</p>	

<p>エ 電子決裁、タブレット PC の活用等によるペーパーレス化を推進するとともに、NITE-LAN システムのヘルプデスクやワークフローを用いた各種申請の処理について、繁忙期を除き 3 営業日以内に完了する。</p>	<p>・電子決裁実施率(40%以上)</p> <p>・ペーパーレス会議で使用する機材の稼働率(30%以上)</p> <p>・NITE-LAN システムの各種申請の処理時間(3営業日以内)</p>	<p>エ 業務の電子化</p> <p>●電子決裁 起案処理の状況把握や手続きの適正化・効率化、ペーパーレス化を目的とした電子決裁(回付)を推進するため、関連規程の改正を行うとともに、電子決裁(回付)率の実態把握に努め、改善が必要な部署に対しては電子決裁(回付)の実施を要請するなどの取組を行った。 その結果、電子決裁(回付)率は、44.4%(平成 27 年度 33.1%)と大幅に増加し、複数拠点間の書類搬送の削減やペーパーレス化による業務の効率化を図ることができた。</p> <p>●ペーパーレス化の推進 紙資料の印刷や廃棄にかかる作業・コストの低減、資料の複写や盗難等による機密情報の漏洩防止を目的として導入しているペーパーレス会議用の機材(タブレット PC)について、貸出手続きの迅速化などにより、タブレット PC の稼働率は 35%となり指標を達成した。 また、ペーパーレス化をさらに推し進める方策として、職員が各自のデスクで使用している個人用のノートパソコン(NITE-LAN 端末)について、盗難防止用のセキュリティワイヤーの施錠をダイヤル錠に変更することにより、職員が必要な場合にはセキュリティワイヤーを外して、機構内に限り自由に持ち運びすることを可能とするとともに、会議室やオープンスペースなどの 26 のエリア(本所:17、大阪:2、木更津:7)でデスクと同じ環境で利用出来るように無線 LAN 環境を整備し、平成 28 年 5 月に運用を開始した。これにより、打ち合わせや会議の際のメモ作成、画面を共有しながらの作業、ノートパソコンを利用した効果的なプレゼンなどがより行いやすくなり、大幅にペーパーレス化が推進された。</p> <p>●各種申請処理 NITE-LAN システムのヘルプデスクやワークフローを用いた各種申請の処理時間については、申請におけるワークフローの承認段階の相互監視や、ヘルプデスクの進行状況の確認を行うことで、年度を通して 3 営業日以内で行う目標を達成した。(ヘルプデスク処理件数: 337 件[平成 27 年度は 445 件], ワークフロー申請件数: 1,359 件[平成 27 年度は 1,395 件])</p>	<p>電子決裁の実施要請等の取組により、電子決裁実施率 44.4%と指標を達成し、書類搬送の削減やペーパーレス化など業務の効率化を図った。</p> <p>ペーパーレス会議で使用する機材の貸出手続きの迅速化や適切な運用管理により、稼働率が 35%となり指標を達成した。</p> <p>NITE-LAN システムの各種申請の処理時間について、3 営業日以内の指標を達成することにより、機構職員における業務の円滑な遂行に寄与した。</p>
<p>オ NITE-LAN システムを安定運用しサービス提供時間内において 99%の稼働率を維持する。</p>	<p>・NITE-LAN システムのサービス提供時間内における稼働率(99%以上)</p>	<p>オ NITE-LAN システムの安定運用 導入より 2 年が経過し故障の発生頻度が上がる状況にもかかわらず、不具合の発生を未然に防止するため、脆弱性情報を提供するサービスを利用して積極的に脆弱性情報やアップデート情報を収集し、NITE-LAN システムに影響を与える可能性のある情報を選択して迅速に対応するとともに、不具合が発生しそうな部品の交換、システム障害の要因となりうる不具合情報に対するバージョンアップなどの様々な予防的な対策を行うことにより、情報システム基盤としての NITE-LAN システムの稼働率 99.8%を達成した。</p>	<p>積極的な情報収集による予防的な対策の実施により、稼働率 99.8%と指標を達成し、機構全体の業務の安定的な遂行に寄与した。</p>

4. その他参考情報

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ	財務内容の改善		
当該項目の重要度、難易度	設定なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0479、0480

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
調達件数の多い区分(※)内の一者応札数割合	達成すべき区分とその水準は独立行政法人製品評価技術基盤機構調達等合理化計画にて設定	—	—	—	—	—	労働者派遣 19/53件 (35.8%)	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
Ⅳ. 財務内容の改善に関する事項 適切な財務管理を行うとともに、業務の効率的な実施による費用の低減、必要に応じた保有資産の見直し、受益と負担の適正化を踏まえた手数料設定の在り方についての検証、一者応札・応募の減少のための取組の継続的な実施、調達等合理化計画に基づ	Ⅲ. 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画 適切な財務管理を行うとともに、業務の効率的な実施による費用の低減、必要に応じた保有資産の見直し、受益と負担の適正化を踏まえた手数料設定の在り方についての検証、一者応札・応募の減少の	<主な定量的指標>	Ⅲ. 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画 ●会計処理の適正化及び財務諸表の作成 独立行政法人通則法の改正による単年度会計を基準とする行政執行法人化や『『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』の改訂による会計処理の変更点について、独立行政法人向け説明会への参加や公認会計士への相談等により情報収集を行いながら財務諸表の様式変更や開示情報の拡充等に適正に対応した。 また、会計処理に携わる担当者との直接対話や意見交換、会計担当者を集めた会議の開催により、担当者間での情報共有を密にし、適正な会計処理を行った。 その結果、平成27年度財務諸表については、遅滞なく作成し、会計監査人の適正意見を得ることができ、機構の財務についての信頼性を確保した。 ●決算数字の有効活用等の適切な財務管理及び業務の効率的な実施による費用の低減 平成27年度決算数字を有効活用して、PDCAにより平成28年度の予算執行をさらに改善するため、平成28年度予算執行管理プロジェクトチームを設置し、予算執行における課題を具体的に抽出し必要な対応を行う、月次での予算執行管理等を徹底して財務管理を行った。 その結果、精緻化された月次決算数字を有効活用しながら、業務の見直しに合わせた機構内の補正予算編成を行い、業務・予算執行予定や優先順位の明確化を図ることで、適正な業務・予算執行管理及び費用削減に努めた。	全体評価:B 適切な財務管理や業務の効率的な実施による費用の低減を行うとともに、競争入札等における実質的な競争性の拡大、契約履行品質の向上及び契約の適正性・透明性確保の取組、及び事務処理の効率化、その他の経営努力により、健全な財務内容を維持することができた。 その結果、健全な財政状態を基にした法人運営を行うことで、財務の安定した国民へのサービスの提供を行うことができた。

<p>く調達の改善及び事務処理の効率化、その他の経営努力により、健全な財務内容を維持する。また、やむを得ない事情を除き、原則借り入れは行わない。</p> <p>【指標】 ・調達件数の多い区分(※)内の一者応札数割合</p> <p>※ 区分：「試験機器関連」「情報システム関連」「庁舎維持関連」等の調達における業務内容による区分のこと。当該年度に達成すべき区分とその水準は独立行政法人製品評価技術基盤機構調達等合理化計画にて設定。</p> <p>※やむを得</p>	<p>ための取組の継続的な実施、調達等合理化計画に基づく調達の改善及び事務処理の効率化、その他の経営努力により、健全な財務内容を維持する。</p> <p>具体的には、会計処理の適正化、財務諸表の作成、決算数字の有効活用等の財務管理を行うとともに、一者応札・応募の減少のため、十分な公告期間の確保、入札参加制限の緩和、調達予定情報のホームページ掲載等の取組を継続して実施する。</p> <p>また、やむを得ない事情を除き、原則借り入れは行わない。</p> <p>※やむを得ない事情と</p>				
--	--	--	--	--	--

<p>ない事情として想定される理由 ・運営費交付金の交付の遅延 ・受託業務に係る経費の暫定立替え</p>	<p>して想定される理由 ・運営費交付金の交付の遅延 ・受託業務に係る経費の暫定立替</p>				
		<p>・調達件数の多い区分(※)内の一者応札数割合 (※区分:「試験機器関連」「情報システム関連」「庁舎維持関連」等の調達における業務内容による区分のこと。当該年度に達成すべき区分とその水準は独立行政法人製品評価技術基盤機構調達等合理化計画にて設定。)</p> <p>以下、平成28年度調達等合理化計画の指標を記載</p> <p>以下の取り組みの結果、事務補</p>	<p>●調達等合理化計画の実行による契約の適正化のための取組 平成28年度調達等合理化計画については、契約監視委員会(平成28年6月21日)における了承を経て公表した(平成28年6月28日)。主な取組は以下のとおり。</p> <p>①一者応札・応募の減少のための取組 調達等合理化計画に基づき、一者応札・応募の減少のために以下の取組を継続的に実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての役務調達について入札説明会の実施や調達予定情報のホームページ公開等による情報提供の充実 ・機構ホームページから入札説明書をダウンロードできる仕組みやテレビ会議を活用した東京と大阪などの複数拠点での同時入札説明会及び入札の実施など入札参加者の利便性の向上 ・応募者の増加を促すため、十分な公告期間の確保や入札案件に応じた入札参加資格(ランク)の緩和 ・入札不参加事業者への聞き取り調査による改善策の検討 ・随意契約にできる事由を規定化し、契約審査委員会による随意契約可否の審査基準を明確化することで、随意契約の公募への移行(競争入札等への移行)促進を継続 <p>また、調達件数の多い「労働者派遣」に関する調達について、派遣労働者の資格要件、経験及び知識を緩和するとともに、応札者が長期的観点から人材を確保しやすくするために複数年契約とすることにより、平成28年度の調達における「労働者派遣」の一者応札・応募の件数を53件中19件(件数割合35.8%(前年度64.8%))とすることができ、公正かつ適正な調達手続きを実施したことで機構の信頼性を維持した。</p>	<p>調達件数の多い「派遣労働者」における調達において、平成29年3月末時点での調達における一者応札応募の件数は19件であり、平成27年度と比較し、一者応札を削減することができ(29.0%減)、機構の信頼性を維持することができた。</p>	

	<p>助等派遣契約の一者応札件数割合を減少させると共に、専門性が高い派遣契約の資格要件等を検討して一者応札・応募の減少を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務に支障の無い限り、派遣労働者の資格要件、経験及び知識を緩和する。 ・複数年契約の検討により、応札者が長期的観点から人材を確保して応札しやすい環境を図る。 			
	<p>契約審査委員会において、光熱水料等長期継続契約を除く全ての随意契約を審査する。</p> <p>不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取り組みの検討・実施結果</p>	<p>②調達に関するガバナンスの徹底</p> <p>光熱水料等長期継続契約を除き、全ての随意契約について契約審査委員会での審査を実施し(延べ 21 件)、新たな随意契約の適正性について確認を行ったことで、公正かつ適正な調達手続きを実施し、機構の信頼性を維持した。</p> <p>契約に関連する不祥事の発生の未然防止のための取組として、調達マニュアルを改訂するとともに、新規採用職員研修、新任専門官研修、既任管理職研修において研修を実施したほか、契約担当者会議や会計担当者会議を行い、周知を図った。加えて、各支所の会計担当部署の担当者から直接ヒアリングを行うことにより明らかになった不明点等を踏まえ、効率的、効果的な情報共有を図った。</p> <p>また、その他契約履行品質の向上及び契約の適正性・透明性確保のための以下の</p>	<p>平成 28 年度における長期継続契約を除く随意契約の件数は延べ 21 件であり、全ての案件において契約審査委員会での審査を実施し、公正かつ適正な調達手続きをしたことで機構の信頼性を維持することができた。</p>	

			<p>取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての役務調達において総合評価落札方式を採用可能とし、技術的要素を重視した契約の推進 ・工事、製造及び役務調達における入札価格が予定価格の 6 割以下であった場合に、入札事業者が履行することが可能かどうかを判断するための資料を提出させて調査する低入札価格調査制度の活用 ・随意契約の事由に該当するケースの明確化や契約手続き漏れ防止策等の見直しを行い、関連する規程等の改正 ・監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会における一者応札・応募の点検、二年連続一者応札・応募の点検及び点検結果のホームページでの公表、公益法人との契約及び会費等の支出の点検の実施と、四半期ごとの点検結果のホームページでの公表 ・監事監査による随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況についての監視 ・環境配慮契約法に基づいた適正な契約を実施するための、環境報告書の作成・公表等環境配慮への取組等の要件を付した競争入札(廃棄物処理契約)や二酸化炭素排出係数等の要件を付した競争入札(電力供給契約)の実施による、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の実施 	
	<p>IV. 短期借入金の限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期借入金の限度額 : 2,100,000,000 円 ・想定される理由: 運営費交付金の受入れの遅延 受託業務に係る経費の暫定立替え 	<p>IV. 短期借入金の限度額</p> <p>平成 28 年度において短期借入の実績無し。</p>	<p>IV. 評定: -</p>	
	<p>V. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関</p>	<p>V. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</p> <p>平成 28 年度において該当する事案無し。</p>	<p>V. 評定: -</p>	

	する計画 なし				
	VI. 財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし		VI. 財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 平成 28 年度において該当する事案無し。	VI. 評定： -	

4. その他参考情報					
特になし。					

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV	その他マネジメント		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート番号 0479、0480

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
人材確保、人材育成(階層別研修)の取組回数	人材確保のための業務説明会(全国3箇所)、階層別研修6コース	—	—	—	—	【人材確保】新規採用向けの業務説明会東京(3回)、大阪(2回)、名古屋(1回) 【人材育成】e-ラーニング(マネジメントスキル3名、英語5名)、外国語研修(10名)、階層別研修(計5回実施)、長期派遣研修(4名参加)	【人材確保】新規採用向けの業務説明会4箇所、のべ7回(東京3回、大阪2回、名古屋1回、九州1回) 【人材育成】階層別研修6コース	
理事長の指示及び機構の重要決定事項に係る伝達・周知方法及び回数	運営会議を毎週、業務進捗に係るヒアリングを定期(期初、期中、期末)に開催	—	—	—	—	運営会議(38回)、理事長ヒアリング(4回)	・運営会議(42回) ・理事長ヒアリング(期初(4月)、期中(10月、1月)、期末(3月)の4回)	
情報セキュリティ e-ラーニングの指定期間内受講率	95%	—	—	—	—	—	99.6%	
情報セキュリティ自己点検の指定期間内実施率	95%	—	—	—	—	—	99.7%	
個人情報保護に関する周知の方法及び回数	e-ラーニング、新人研修各1回	—	—	—	—	e-ラーニングによる教育及び自己点検(1回)、新規採用職員を対象とした研修(1回)、運営会議で周知(3回)	e-ラーニングによる教育(1回) 新規採用職員を対象とした研修(1回)	
国等による環境物品等の調達に関する法律(グリーン購入法)に基づく調達目標の達成状況	※ 各品目の達成すべき水準は環境物品等の調達の推進を図るための方針にて設定	—	—	—	—	例外を除き、対象物品130品目について調達目標100%達成。	例外を除き、対象物品110品目について調達目標100%達成。	
防災訓練等の回数	防災訓練、緊急連絡訓練各1回	—	—	—	—	東京(1回)、大阪(3回)、各支所等計(9	防災訓練は東京1回(11月)、大阪1回、	

						回)	各支所等各 1 回計 9 回を実施。 緊急連絡訓練 1 回実施。	
展示会等への出展、一般公開等の取組の回数	講師派遣 200 回以上、 展示会等への出展 90 回以上、 報告会等 25 回以上	—	—	—	—	展示会等への出展、 一般公開等の取組 81 回	講師派遣 245 回 展示会等への出展 103 回 報告会等 29 回	
マスメディアへの情報提供回数	100 回以上	—	—	—	—	プレスリリース 26 回	104 回	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
			業務実績	自己評価
V. その他業務運営に関する重要事項	VII. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1. 施設及び設備に関する計画 年度目標の達成のために必要な施設及び設備を適正に整備していく。 (施設の内容) 工業製品等に関する技術上の評価、工業製品等の品質に関する情報の収集、評価、整理及び提供並びに工業製品等の評価の技術に関する調査及び研究等の推進に必要な施設・設備の整備 (当初予定額) なし (財源) 施設整備費補助金	<主な定量的指標>	VII. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1. 施設及び設備に関する計画 業務の基盤となる変電設備や空調設備等、経年劣化等により故障や事故の危険性が増している施設・設備を改修するため、平成 28 年度の政府の補正予算において約 10 億円の施設整備費補助金が計上されたため、早急な整備を行うべく、不用資産の処分を含む各種手続きを確実に進め計画的に調達を行った。	<p>全体評価:A</p> <p>指標を含め事業計画の初期の目標を全て達成したことに加え、政策ニーズや社会・産業界の要請に迅速に応えるために、以下について機構の自発的な取組等により事業計画の所期の目標を上回る質的に顕著な成果を達成した。</p> <p>○機構内連携や中長期的観点による国民生活・社会の安心・安全等への貢献</p> <p>既存分野を超えて、各省からの要請等に基づき、機構が総力をあげて取り組む環境を整備した結果、繊維製品の皮膚障害の原因を究明し、厚生労働省の通達発出に直接的に貢献するなど具体的な成果にも繋がったことは、機構のリソースの有効活用の中でマネジメントとして大きな成果。</p> <p>また、国が定める目標により受け身的に業務を行うだけでなく、評価技術等の強みを生かして積極的に働きかけていくという将来に向けた方向性を明確化するとともに、その検討では若手職員を含め組織をあげた取組を行い、中期的な方向性を理事長から直接職員に説明し、意識付けを徹底し、実際の業務でも活用していることは、組織の持続性発展性を高める観点から想定を超えるマネジメントの大きな成果。</p> <p>さらに、機構が自らの発想によりフイージビリティ・スタディ(F/S)を組織的に実施し、結果として 4 つのテーマが平成 29 年度の業務としての実施につながったことは、社会・経済の変化に機構が積極的に応えていくための実質的な貢献としてマネジメントの大きな成果であり、産業界・学会等とのネットワーク構築においても計画を上回る重要な成果。</p> <p>○広報活動推進の効果</p> <p>製品安全以外の分野においても、情報提供も強化したことで、テレビ・新聞で取り上げられる件数が 120%と大幅に増加したことは、機構全体として価値の高い情報を提供していることの証左であり、機構の知名度向上にも貢献する大きな効果。</p> <p>YouTube への NITE チャンネルの開設や、開所式と連動したプレス発表などの新たな取組は、これまで必ずしも情報が届いていなかった国民への必要な情報提供や、機構施設の新規ユーザー開拓につながる大きな成果。</p> <p>(NITE 評価・計画諮問会議委員からのコメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期的観点で 8 テーマを選択し、独自に F/S を実施する戦略的デザインはとても興味深い。いわゆるミッションイノベーションであり、継続的に行うべきである。 ・特にイノベーションは技術のイノベーションの意味で使用されることが多いが、分野間連携を推進するような場のイノベーションの視点が重要である。

<p>1. 組織・人事に関する目標 職員の専門性を確保しつつ、部門間の一層の連携や分野横断的な人材の活用を推進し効率的な組織体制を構築する。また、社会的要請に迅速に対応するため、業務への取組に対する意識の向上を目指した人材育成、戦略的な人材確保を行うとともに、職員の働きやすい環境作りに努める。</p>	<p>2. 組織・人事に関する計画 職員の専門性を確保しつつ、部門間の一層の連携や分野横断的な人材の活用を推進し効率的な組織体制を構築する。また、社会的要請に迅速に対応するため、業務への取組に対する意識の向上を目指した人材育成、戦略的な人材確保を行うとともに、職員の働きやすい環境作りに努める。</p> <p>具体的には、以下の取組を実施する。</p>		<p>2. 組織・人事に関する計画</p>	<p>(通則法第 28 条の 4 に基づく評価結果の反映状況)</p> <p>平成 27 年度の主務大臣による評価で出された意見「製品や社会システムが複雑化するなか、新たな経済産業政策や、社会・産業のニーズに対応できるように、分野間の連携や分野横断的な人材育成等の取組、国内外の関係機関との連携を継続して進めること。さらに、機構の有する専門性の蓄積を活かした産業界におけるイノベーションへの貢献も目指すこと。」を反映するため、平成 28 年度において機構は、分野を越えた業務依頼やプロジェクトチーム(PT)の運用、評価についてのルールを明確化し、連携しやすい環境を整備した。その結果、部門間連携により皮膚障害の原因物質の迅速かつ精度の高い特定が行われ、厚労省通知につながるなど国民の安心・安全に貢献する成果も現れている。</p> <p>人材育成については、業務の適正を確保するために定期的なジョブローテーションに努め、積極的に分野間異動を実施。これにより職員は多様な業務経験を積み、組織内のコミュニケーションの活発化、モチベーションの向上を進めている。</p> <p>また、引き続き外部機関との人事交流や事業連携を行うとともに、新たな連携対象として地域の産業技術連携推進会議や経済産業局とのネットワークを構築すべく、積極的に参加及び訪問を行い、機構の業務紹介や、ヒアリング等を行った。</p> <p>さらに、社会的要請に迅速かつ効率的に対応するとともに、産業界におけるイノベーションへの貢献を目指し、機構の中期的な方向性を明確化し職員に徹底するとともに、将来を見据えた新規業務候補のテーマについて実現可能性調査(フィージビリティスタディ、F/S)を実施するなど具体的な活動を実施した。</p>	
---	--	--	------------------------------	--	--

<p>ア 機構内の分野間の連携等を一層推進し、機構の有する多様かつ高度な技術的知見、人材、設備等の一体的な活用を推進する。</p>		<p>政策的・社会的ニーズ対応するために特に取り組んだ内容</p> <p>ア 機構内の分野間の連携等を一層推進し、機構の有する多様かつ高度な技術的知見、人材、設備等の一体的な活用を推進</p> <p>●機構内の連携・融合の一層の推進</p> <p>機構内の分野を越えた連携を推進するため、分野を越えた業務依頼やプロジェクトチーム(PT)の運用、評価について組織規程に明確に定めるとともに、具体的な手続きについてもルール化し、連携しやすい環境を整備した。</p> <p>また、新たな分野間・分野内の連携を推進するため、他分野の業務を知り、理解を深めるためのきっかけ作りとして、毎週1回ずつ計20回に渡り、イントラネットを活用して全ての分野・支所の業務内容や保有技術、トピックスの紹介などを行った。その際、単なる紹介ではなく、担当者にスポットを当て、興味を持てる簡潔な資料となるよう努めたことで、平均で全職員の三分の二ほどの閲覧があり、より多くの職員が他分野の業務に興味を持つ契機となるなどの効果が得られた。</p>	<p>業務実績が特に組織のマネジメント向上や社会や産業界に大きく貢献</p> <p>既存分野を超えて、各省からの要請等に基づき、機構が総力をあげて取り組む環境を整備したことは、機構のリソースの有効活用の面でマネジメントとして大きな成果。</p> <p>その結果、繊維製品の皮膚障害の原因を究明し、厚生労働省の通達発出に直接的に貢献するなど具体的な成果にも繋がったことは、機構内連携が、国民生活の安心・安全等に貢献したものであるとして大きな成果。</p>										
		<p>●機構内の分野横断的なプロジェクトチーム(PT)の活動の推進</p> <p>特定のミッションを達成するため、時限的に機構内の複数分野の職員が集まって活動するPTを設置し、技術的知見や人材、設備等の効率的な活用を進めた。平成28年度については、次の表に示すとおりPTの活動を実施し、それぞれ成果を得た。</p> <table border="1" data-bbox="632 863 1665 1402"> <thead> <tr> <th>連携分野名</th> <th>プロジェクトチーム名</th> <th>取組と成果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全分野</td> <td>大阪事業所開所式PT(会合6回開催)</td> <td>両理事をPT長として、全ての分野から総勢20名が参加して、大阪事業所の開所式の進め方やメディア対応などについての検討を行った。(平成28年5月まで)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>【ミッション】蓄電池評価センター(大阪事業所)の開所式を円滑に実施する。</td> <td>その結果、開所式当日は、大阪府知事、大阪市副市長、産業界、学識経験者及び経済産業省幹部を初め総数211名の来場者があり、施設見学や業務説明等大阪事業所における業務についての理解増進につながった。 また、報道機関(6社)の取材を受け、開所式や機構の業務を新聞(7件)やTV(2件)で取り上げられるなど、大きな広報効果が得られた。</td> </tr> </tbody> </table>	連携分野名	プロジェクトチーム名	取組と成果	全分野	大阪事業所開所式PT(会合6回開催)	両理事をPT長として、全ての分野から総勢20名が参加して、大阪事業所の開所式の進め方やメディア対応などについての検討を行った。(平成28年5月まで)		【ミッション】蓄電池評価センター(大阪事業所)の開所式を円滑に実施する。	その結果、開所式当日は、大阪府知事、大阪市副市長、産業界、学識経験者及び経済産業省幹部を初め総数211名の来場者があり、施設見学や業務説明等大阪事業所における業務についての理解増進につながった。 また、報道機関(6社)の取材を受け、開所式や機構の業務を新聞(7件)やTV(2件)で取り上げられるなど、大きな広報効果が得られた。		
連携分野名	プロジェクトチーム名	取組と成果											
全分野	大阪事業所開所式PT(会合6回開催)	両理事をPT長として、全ての分野から総勢20名が参加して、大阪事業所の開所式の進め方やメディア対応などについての検討を行った。(平成28年5月まで)											
	【ミッション】蓄電池評価センター(大阪事業所)の開所式を円滑に実施する。	その結果、開所式当日は、大阪府知事、大阪市副市長、産業界、学識経験者及び経済産業省幹部を初め総数211名の来場者があり、施設見学や業務説明等大阪事業所における業務についての理解増進につながった。 また、報道機関(6社)の取材を受け、開所式や機構の業務を新聞(7件)やTV(2件)で取り上げられるなど、大きな広報効果が得られた。											

			<p>全分野 業務・予算執行管理 PT (会合 3 回開催)</p> <p>【ミッション】 予算の効率的・効果的な執行を行うためにアクションプラン検討し共有する</p>	<p>企画管理部長を PT 長として、全ての分野から総勢 37 名が参加して、検討を行った。(平成 28 年 8 月まで)</p> <p>運営費交付金の執行状況を確認し、更なる効率的・効果的な予算執行のための 5 つの具体的な課題(受託間接費の有効活用、手数料見込の精度向上、高額調達案件等の入札効果の有効活用、庁舎管理等共通費の効率的な予算執行、常勤職員人件費の効率的な予算執行)を明らかにした。さらに、それぞれの課題と各担当部署における対応策を策定するとともに機構内に広く共有した。</p> <p>また、機構の補正予算編成の更なる効果的な進め方についても検討し、不確定要素の洗い出しなども進めた。</p> <p>これらの取組により、平成 27 年度と比較してさらに効率的、効果的な予算執行管理や精度の高い補正予算編成が可能となった。</p>	
			<p>全分野 一般公開プロジェクトチーム (会合 9 回開催)</p> <p>【ミッション】 機構が主催・参加する一般公開イベントの企画、調整、イベント当日の対応等を行い、一般公開イベントを円滑に実施する。</p>	<p>以下の 3 つのイベントについて、全ての分野から参加したメンバーにより検討を行った。(平成 29 年 3 月まで)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本所(東京)一般公開イベント(メンバー15名) ・大阪事業所一般公開イベント(メンバー12名) ・霞ヶ関子供デー(メンバー15名) <p>本所一般公開では、前年度までの実績や課題、参加者要望を踏まえ、小中学生向けの実験教室に加え、中高生以上を対象にした講座の実施など新たな取組を実施し、219 名が来所した。</p> <p>初めて行う大阪事業所一般公開では、新試験施設の見学や業務に密着した実験などを行い、70 名が来所した。</p> <p>また、イベントの周知には、機構のホームページやメールマガジンだけではなく、周辺の自治会や小学校にチラシを配布するなど地域への広報を強化するとともに、実験教室では当日予約枠を設けるなどの工夫を行った。</p> <p>さらに、霞ヶ関子どもデーにもブース出展を行い、工作体験やちらしなどで約 540 名に機構業務の広報を行った。</p> <p>これらの取組により、地域住民を中心に機構の業務や施設などの理解を得ることができ、アンケートでも肯定的な意見が多数寄せられた。</p>	

			<p>情報統括官室と企画管理分野とバイオテクノロジー分野</p> <p>新 NBRC-DB システム構築プロジェクトチーム(7回)</p> <p>【ミッション】 生物遺伝資源の収集・保存・提供業務を管理するための NBRC-DB システムの再構築を円滑に進める。</p>	<p>バイオテクノロジーセンター所長を PT 長として、バイオテクノロジー分野の関係課や情報システム関係部署の計 10 名のメンバーが参加して、同センターのデータベースシステム(NBRC-DB)の再構築について対応を進めた。 (平成 31 年 3 月まで)</p> <p>NBRC-DB システムの再構築にあたり、構築方針の検討及び決定を行い、外部専門家の支援を受けながら調達準備を進め、問題事案の解消を行いつつ仕様書を作成した。 平成 29 年度に入札公示を行い、期限までにシステム構築やデータ移行を円滑に進める予定としている。</p>		
			<p>全分野</p> <p>業務執行能力開発 PT(継続)(全 3 回)</p> <p>【ミッション】 機構職員が、基本的な業務執行能力を迅速に身につけるためのルール明確化と周知徹底を行う。</p>	<p>全分野の若手職員を中心とした計 18 名のメンバーが参加して検討を行った。(平成 29 年 3 月まで)</p> <p>機構職員が基本的な業務執行能力を身につけるために利用する「業務執行基本マニュアル」の見直しを行うとともに、職員向け研修等において周知徹底を図った。 これにより、職員の業務執行能力の向上だけでなく、若手職員自らの理解や説明能力の向上が図られた。</p>		
			<p>●分野内横断的 PT の活動推進</p> <p>各分野の組織内において、課室等を越えた時限的なプロジェクトチーム(PT)やタスクフォース(TF)を設置し、技術的知見や人材、設備等の効率的な活用を進めた。平成 28 年度については、次の表に示す活動を実施し、それぞれ成果を得た。</p>			

			対象分野名	プロジェクトチーム名	取組と成果		
			製品安全分野	製品事故予兆分析PT(27回) 【ミッション】 事故情報と事故に至る前の修理・苦情情報等のビッグデータを活用した製品事故発生推測モデルの開発・確立を行い、平成29年度中の事業者への提供を目指す。	製品安全分野の関係課室の計12名のメンバーが参加して検討を進めた。(平成30年3月まで) ビッグデータを活用した製品事故発生推測モデルの開発を行うため、事故情報や流通事業者から入手した事故に至る前の修理・苦情情報等の調査データから事故シナリオの作成及びこれらをソフトウェアで提供するための検討を行った。 平成29年度は「製品事故予測システム」を開発して製造事業者に提供し、提供データの有用性を検証することで、最終的には、製品事故予測モデルを確立し、製造事業者等における自主的な製品安全対策の高度化につなげることを目指す。		
			適合性認定分野	国際規格改正対応TF	適合性認定分野の関係課室の計7名のメンバーが参加して検討を進めた。(継続中) ISO/IEC 17011、ISO/IEC 17025 及び ISO Guide34 の改正作業の進捗情報を認定センター内で共有し、同センターの関係規程の見直しなどの対応について検討を進めた。		
			適合性認定分野	PAC 再評価 TF	適合性認定分野の関係課室の計11名のメンバーが参加して検討を進めた。(平成28年6月まで) PAC(Pacific Accreditation Cooperation) の国際相互承認の再評価について準備を進め、平成28年5月に国際評価員3名による評価を受審し、その後の迅速かつ的確な対応により、国際相互承認の署名地位を4年間確保した。 これにより、認定センターが認定した製品認証機関の発行する認証証が、海外市場において信頼のあるものとして受入れ可能となり、日本製品等の海外展開支援や取引の円滑化が可能となる。		

			適合性 認定分野	予算執行管理 TF	<p>適合性認定分野の関係課室の計 11 名のメンバーが参加して検討を進めた。(平成 29 年 3 月まで)</p> <p>分野内の単年度での適正な予算執行管理を行うための対応を検討し、予算の適正な執行管理を実現した。</p>	
			適合性 認定分野	電子データ申請対応 TF	<p>適合性認定分野の関係課室の計 8 名のメンバーが参加して検討を進めた。(平成 29 年 3 月まで)</p> <p>計量法省令改正への対応として、電子データによる申請の提出方法、処理・管理方法、審査での利用方法・セキュリティ確保等に関する関係規程の整備等を実施した。</p> <p>これにより、電子データによる申請が、これまでの省令で認められていたフロッピーディスクに加えて CD 及び DVD が利用できるようになり、申請者のニーズに応じて、サービスの大幅な向上が可能となる。</p>	
			東北支所	<p>東北支所広報・連携 PT(1 回[ほか事前検討会 4 回])</p> <p>【ミッション】 機構の組織の PR のため課等を超えて横断的に広報活動を行う。</p>	<p>東北支所の各課の計 5 名のメンバーが参加して検討を進めた。(平成 29 年 3 月まで)</p> <p>機構の広報についての取組を検討し、平成 28 年 7 月 17 日の一般公開[学都「仙台・宮城」サイエンスデイ 2016]への出展を行った。</p> <p>イベント全体の来場者数は 9,612 人であり、多くの方々に機構を知ってもらうことができた</p>	

●技術的知見や人材の分野横断的な活用

PT としての時限的な活動に加え、業務担当分野だけでは対応が困難な以下の案件について、技術や知見を有する他分野と連携することにより、技術的知見や人材、設備等の効率的な活用を進めた。平成 28 年度については、次の表に示す連携を含め、製品事故調査や認定審査・検査実施において 35 件を超える連携により効率的に業務を進めている。

連携分野名	連携業務名	内容
製品安全分野 と バイオテクノロジー 分野 と 化学物質管理分野	皮膚障害に関する製品事故調査(分析による原因物質の同定及びリスク評価による原因物質の特定)	<u>T シャツによる皮膚障害の事故調査</u> において、製品安全分野が保有する機器では行えない染料等の原因物質の分析を、バイオテクノロジー分野が有する FT・MS(フーリエ変換質量)等の分析・同定に係るノウハウ及び設備を活用し、迅速な原因物質の同定を実施した。 さらに、化学物質管理分野において、皮膚障害の事故が発生した T シャツに含有される化学物質のリスク評価を行い、原因物質を特定した。 この原因究明結果を、製品安全分野を通じて厚生労働省に報告したことにより、 <u>厚生労働省から地方公共団体、及び工業会あて、製品の安全性確保を求める行政通知の発出につながり</u> 、製品事故の原因究明だけでなく国民生活の安全にも多大なる貢献をした。
製品安全分野 と バイオテクノロジー 分野	皮膚障害に関する製品事故調査(原因物質の同定)	皮膚障害に関する事故調査において、製品安全分野が保有する機器では行えない染料等の原因物質の分析を、バイオテクノロジー分野が有する FT・MS 等の分析・同定に係るノウハウ及び設備を活用し、迅速な原因物質の同定を実施した。(15 件) そのうち 5 件は、原因物質を特定したことによって、事業者による回収処置が講じられるなど、事故の再発防止に繋がった。
化学物質管理分野 と 北陸支所	事故原因究明における製品含有化学物質のリスク評価	化学物質管理分野は、リスク評価による原因物質の特定に協力し、平成 28 年度は、ソファーから放散される 4 物質のリスク評価を実施し、ヘキサナール、オクタナールの臭気が事故原因の一つである可能性が示唆された。

			製品安全分野 と 化学物質管理分野	化審法対象物 質を含有する 製品からの放 出実態調査	化学物質起因が疑われる製品事故(接触 皮膚炎及びVOC(揮発性有機化合物)等放 散・吸入)において、化学物質管理センター の化学物質リスク評価結果をパッチテストが 実施できない案件に活用し、原因究明率の 向上を図った。
			化学物質管理分野 と 北陸支所	化審法対象物 質を含有する 製品からの放 出実態調査	化審法対象物質である可塑剤(主にフタ ル酸類)を含む樹脂シート3種類を選定し、 排出挙動を得るための基礎的な検討を行 い、具体的な排出挙動を得るための試験計 画を連携して確立し、排出実態調査に取り 組んだ。
			化学物質管理分野 と支所(北陸支所) 及び製品安全分野	化審法対象物 質を含有する 製品からの放 出実態調査	経済産業省の依頼に基づき、化審法第 一種特定化学物質への指定候補となってい る難燃剤等を含む繊維製品等からの排出 挙動について検討を行うことになり、大気へ の排出挙動だけでなく、当該製品が日常的 に接触する可能性もある製品であることを考 慮し、ハウスダストへの吸着や乳幼児のマウ ジングを考慮した人工唾液への排出挙動の 検討を化学物質管理分野から、製品安全 分野及び北陸支所へ依頼を行い、計4課で 連携・協力して実施した。この結果は、平成 29年度審議予定である化審法第一種特定 化学物質の指定におけるリスク評価の基礎 情報として利用される予定である。
			製品安全分野及び 国際評価技術分野	CO ₂ 噴射によ る局所消火訓 練	国際評価技術本部蓄電池センターにお いてCO ₂ 噴射による局所消火を導入したこ とから、燃焼技術センターにおけるCO ₂ 消火 の事例を提供するとともに、燃焼技術センタ ーの設備を利用して、蓄電池センター職員 がCO ₂ を用いた消火の実地訓練を行い、必 要な時に適切に実施できるよう体制を整備 した。

●地域の外部組織との連携強化
支所の保有技術や地域ネットワークを活かした地域の外部組織との連携を強化する
ため、機構の業務を周知することを目的として、産業技術連携推進会議の地域部会や
分科会に働きかけを行い、機構が発表できる場の提供を受け、機構の業務紹介を8回
実施するとともに、産業技術連携推進会議や経済産業局を対象として、ニーズのヒア
リングや情報収集を行った。また、各部センターと支所間の連絡窓口を明確化し、産業技
術連携推進会議の開催情報やニーズ等の情報共有に加え、広報資料の共有や活用
を全所的かつ円滑に行った。

<p>イ 能力開発研修や適正配置等を積極的に推進し、専門分野の複層化や業務経験の多様化を図る。また、業務への取り組みに対する意識の向上を図る。</p>	<p>・人材確保、人材育成(階層別研修)の取組回数(人材確保のための業務説明会(全国3箇所)、階層別研修6コース)</p>	<p>●支所とのコミュニケーション強化 本所と遠隔の各支所とのコミュニケーションを強化するため、本所の業務担当者と支所職員が直接顔を合わせて意見交換を行う場を設け、業務やマネジメント、手続き等における変更点や注意点を個別に共有するとともに、要望、意見、困っている点などの情報を把握し、早急に改善や他の支所等への展開につなげることで、適正な業務運営の徹底や業務の効率化を進めた。</p> <p>イ 能力開発研修や適正配置等を積極的に推進し、専門分野の複層化や業務経験の多様化を図る。また、業務への取組に対する意識の向上</p> <p>●人材育成の適切な実施 職制の階層別実施する研修として、新規採用職員研修1回(4月)、新任管理職研修1回(7月)、主任研修1回(2月)、主査研修1回(11月)、専門官研修1回(3月)、既存管理職研修2回(3月)を実施した。これらの研修においては、より機構の実態を踏まえた有効な内容となるよう、内容や講師等の見直しや工夫を行い、職制ごとに必要とされる能力開発を効果的に行った。</p> <p>●分野横断的な人員配置、キャリア形成 業務の適正を確保するために定期的なジョブローテーションに努め、積極的に分野間異動を行った(年間の分野間異動職員は56名(全職員の16%))。これにより、職員が多様な業務経験を積むことができ、組織内のコミュニケーションの活発化、モチベーションの向上が見込まれる。また、個々の職員の適性や業務経験等を把握、適正な人員配置に反映させるため、異動希望調査の実施及び人事面談を行った(346名の人事面談を実施。)。 職員一人一人の専門性(バックグラウンド)を踏まえた上で、他分野業務に対する理解を深め、自らのキャリアパス形成の指針とする目的で、職員から選出された発表者が自らの業務経験・体験等を通し、後に続く後輩たちへのメッセージを発表する「NITE Working Session for Youth」を平成29年1月に実施した(東京会場は約60名が聴講したほか、全国の事業所でもTV会議にて聴講)。 聴講した若手・中堅職員は、自らの将来像と重ねてキャリアパスを熟考し、異動希望(人事調書及び面談)に反映するための理解を深め、これにより、自身の専門分野以外にも目を向けるようになり、他分野への人事異動も促進され、もって多様な業務経験や専門分野の複層化の推進につなげた。</p> <p>●理事長表彰の実施 日頃の業務における行動が特に優れた職員を同僚・後輩職員が推薦し、理事長が表彰する制度である理事長表彰を11月に実施した。これにより、業務への取組に対する意識の向上を図った。</p>	<p>階層別研修について、6コース予定のうち全6コースを実施し指標を達成した。</p> <p>人事面談については5級以下全職員を対象に実施し、人事担当者6名で約2か月かけ全国の事業所訪問、個別面談を実施し、指標を達成した。これにより、個々の職員の意向や将来のキャリアを踏まえ、適材適所の人事異動案に反映させることができた。</p>
<p>ウ 中長期的観点により、イノベーションへの貢献や組織内連携等のあり方について検</p>		<p>ウ 中長期的観点により、イノベーションへの貢献や組織内連携等のあり方について検討を行うとともに、専門性を有する人材の積極的な採用や、外部機関との人事交流・連携強化の推進</p> <p>政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容</p> <p>●中長期的観点による、イノベーションへの貢献や組織内連携等のあり方検討 機構が将来に渡って真に社会から必要とされる組織であり続けるためには、単年度事業管理のもとでも、中長期的な視点で業務に取り組むことが不可欠であることから、若手・中堅職員を中心に、機構の今後の事業の方向性について抜本的かつ集中的に検</p>	<p>自発的な取組が特に組織のマネジメント向上や社会や産業界に大きく貢献 国が定める目標により受け身的に業務を行うだけではなく、評価技術等の強みを生かして積極的に働きかけていくという将来に向けた方向性を明確化したことは、組織の持続性発展性を高める観点からマネジメントの大きな成果。 さらに、その検討では若手職員を含め組織をあげた取組を行い、中期的な方向性を</p>

討を行うとともに、専門性を有する人材の積極的な採用や、外部機関との人事交流・連携強化を進める。

・人材確保、人材育成(階層別研修)の取組回数(人材確保のための業務説明会(全国3箇所)、階層別研修6コース)(再掲)

討を行った。

その結果、機構の中長期的な取組の方向性として、①評価技術等を活用した国際的に整合性のある経済・社会制度を自ら構想し、行政等を実現を働きかけること、②保有する技術・ノウハウを活用し、企業のイノベーションを積極的に支援すること、③国民の安全・安心に資する情報をさらに積極的に発信すること、等を明確化した。

さらに、この方針を理事長から全職員に対して直接説明し、職員の意識付けを徹底するとともに、今後は、この方針を「道しるべ」として事業を推進することで、毎年度の状況変化を踏まえ必要な見直しを行う。

政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容

機構が将来を見据えて取り組むべき重要課題として選定した8つの具体的な新規業務テーマについて、分野間や支所との連携を含む8つのチームの総勢52名のメンバーが、フィージビリティ・スタディ(F/S 実現可能性調査)を実施し、政策、市場、制度、技術等の様々な客観的視点により評価、考察を行った。

その結果、4つのテーマについては、平成29年度において業務として継続的な取組を行うこととした。また、F/Sの活動を通じて、これまで業務で直接関わることのなかった企業等に主体的にアプローチすることで、新たなニーズや気づきが得られるだけでなく、今後の業務において重要な新たな関係が構築できた。

これらの活動を通じて、機構が単に行政からの要請に対応して業務を行うだけでなく、自らが社会・経済等における課題を認識し、積極的に対応する取組を行うことを組織の制度として定着させることができた。

●専門性を有する人材の積極的な採用や、外部機関との人事交流・連携強化の推進

社会的要請に迅速に対応するため、高度な知識経験を有する専門家を客員調査員として招へい(13名)するとともに、公募により専門性の高い人材を選考し採用することで、社会・行政ニーズの変化に対応した人材採用による業務の高度化を推進した(選考採用7名採用)。

新規職員の採用活動では、当初計画の東京、大阪、名古屋に加え、支所の強みを活かし、優れた人材の確保を目的として新たに九州を含めた全国4箇所で説明会・見学会等を実施した。機構の各拠点(東京(3回)、大阪(2回)、名古屋(1回)、九州(1回))で実施した新規採用向けの業務説明会(一般職試験(大卒程度))には、合計約180名の訪問者があり、化学、電気等幅広い試験区分(6種類)から多様な職員を採用することができた(10月1日付採用3名、1月1日付採用3名、平成29年4月1日付採用5名の計11名採用)。平成28年度は東京採用の事務系職員確保のため8年ぶりに一般職試験(高卒者)向けの説明会も実施し、2名の職員を採用した。

また、女性職員の採用、登用の拡大に注力した結果、女性職員の人数が過去最高(平成29年4月1日現在109名/415名 26.3%)に達し、女性職員の管理職登用についても、数値目標(12%)を達成した。

さらに人材の育成及び活用、機構の組織運営の活性化を図るため、新たな交流先である内閣府の被災者生活支援チームや独立行政法人情報処理推進機構への出向を含め、次の組織と人事交流を実施している。

(平成29年4月1日現在)

- ・経済産業省(本省):出向14名、受入9名
- ・経済産業省(近畿局等):出向2名、受入1名
- ・他府省:出向3名
- ・他独法:出向1名、受入1名

理事長から直接職員に直接説明し、意識付けを徹底するとともに、実際の業務でも活用していることは想定を超える大きな成果。

自発的な取組が特に組織のマネジメント向上や社会や産業界に大きく貢献

機構が自らの発想によりフィージビリティ・スタディ(F/S)を組織的に実施したことは、社会・経済の変化に機構が積極的に応えていく観点で重要なマネジメントの大きな成果であり、産業界・学会等とのネットワーク構築においても計画を上回る重要な成果。

さらに、F/Sの結果として、4つのテーマが平成29年度の業務としての実施につながったことは、社会・産業界のニーズに対応するための実質的な貢献として、想定を超える大きな成果。

人材確保のための業務説明会を全国4箇所で実施し、指標を達成した。

以上により幅広い視野を持った多種多様な人材によってもたらされる有形の成果以上の効果(人材育成, 組織活性化等)が見込まれる。

エ 各部門が連携して実施する社会人講座等への職員の積極的な参加と説明能力の向上

各部門の専門知識を効率的に習得することを目的とし、新規採用職員に対して各部門が連携して実施する社会人講座等への積極的な参加を促し、参加につながった。

また、平成 28 年度の社会人講座では、20 代から 50 代の幅広い年齢層の職員が社会人講座の講師を務めた。これにより、若手職員は、熟練者の講義を参考にする機会を得るとともに、自らも講師の経験を積むことができ、説明能力の向上に繋がった。

オ 人員配置や人材育成の適切な実施と人事評価を行う管理職等向けの研修を実施することによる評価能力の均質化推進

新任の管理職研修を 7 月に実施し、評価制度について講義を行い、その中でハロー効果や各種傾向など、陥りやすい評価時の問題点と防止法について講義を実施した。

3 月の既任管理職研修においても人事評価演習を実施し、評価能力の均質化を図り、人員配置や人材育成を適切に行い、職員一人一人の能力や意向を的確に汲み上げて反映することに繋がった。

カ 育児休業の取得等職員の働きやすい環境作りに努めるとともに、職員の仕事と生活の調和(ワークライフバランス)を図るため、フレックスタイムの導入等の取組検討

●フレックスタイム制度の導入

フレックスタイム制度については、平成 27 年の人事院勧告にて、国の機関で公務の運営に支障がないと認められる範囲内において原則として全ての職員を対象に拡充されたことから、機構においても、労働基準法に基づき職員に始業及び終業の時刻の決定を委ね、柔軟な働き方による仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の改善と業務の効率的実施との調和を図り、時間外勤務の縮減を目的として、平成 28 年 7 月から希望者を対象としたフレックスタイム制度を導入した。フレックスタイム制度導入に当たり、平成 28 年 2 月～6 月にかけて人事給与システムの改修及び規程の整備を行い、労働組合との協議を進めながら職員向け及び管理職向け説明会を実施し、スムーズな導入に努めた。

また、平成 28 年 7 月 1 日～8 月 31 日の間、始業時刻、終業時刻を早めることが選択できる制度を導入し、夕方以降の時間を有効に使えるようにすることにより、フレックス

エ 各部門が連携して実施する社会人講座等への職員の積極的な参加を促し、説明能力の向上を図る。

オ 人員配置や人材育成を適切に行い、職員一人一人の能力や意向を的確に汲み上げて反映するため、人事評価を行う管理職等向けの研修を実施し、評価能力の均質化を図る。

カ 育児休業の取得等職員の働きやすい環境作りに努めるとともに、職員の仕事と生活の調和(ワークライフバランス)を図るため、フレックスタイムの導入

	<p>等の取組を検討する。</p>	<p>タイム制度と同様に仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の改善に向けた取組を行った。</p> <p>さらに、育児休業、育児短時間勤務、介護休業等の取得を奨励しており、平成 28 年度に育児休業を終えた職員全員が職場復帰を果たし、職場復帰後に育児短時間勤務制度を活用するなど、仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の実現につながった。</p> <p>平成 29 年 2 月には、ワークライフバランス改善やプレミアムフライデー等への対応を目的とした、年次休暇の取得促進について職員及び管理職へ周知を行った。</p> <p>●挨拶キャンペーン、名札運動の実施</p> <p>職員間のコミュニケーションを促進するため、衛生委員会の提案により「挨拶キャンペーン」を初めて平成 28 年 8 月～10 月に実施した。管理職が率先して挨拶をすることを徹底するとともに、職員からもポスターデザインを募集するなどキャンペーンの実効性の確保を行った。</p> <p>また、同時期に名札着用の協力依頼も行い、役職員間のコミュニケーション向上に繋げることで、働きやすい環境づくりに努めた。</p> <p>●ストレスチェックの導入</p> <p>労働安全衛生法に基づき、職員のメンタル不調の予防や集団分析による職場環境の改善を目的に、ストレスチェックを 10 月から 11 月に実施し、職員のメンタル不調の未然防止に努めた。</p>	
	<p>3. 積立金の処分に関する事項</p> <p>当該事業年度において、独立行政法人通則法第 44 条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち、独立行政法人製品評価技術基盤機構法第 12 条第 1 項に基づき、経済産業大臣の承認を受けた金額につ</p>	<p>3. 積立金の処分に関する事項</p> <p>平成 28 年度において、独立行政法人製品評価技術基盤機構法第 12 条第 1 項に基づき平成 27 年度から繰越が承認された前事業年度繰越積立金 29,218,707 円については、以下の繰越が承認された内容に適した業務の財源に充てた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前事業年度以前に自己収入財源で取得し、平成 27 年度に繰り越した固定資産の減価償却相当額 ・前事業年度以前に支払済であった前払費用等に係る業務 	

	いて、承認を受けた業務の財源に充てることとする。				
<p>2. その他機構の業務運営に関する事項</p> <p>(1)内部統制</p> <p>機構の業務を着実に推進するため、内部統制に対する役職員の意識を浸透させるとともに、リスク要因を適確に抽出し事前の対策が迅速かつ効果的に行われるよう、リスク管理体制の維持改善と認識の徹底を図り、内部統制が有効に機能するよう努める。また、目標管理におけるPDCAサイクルにおいては、役職員間の円滑な情報伝達を行うとともに、第三者の視</p>	<p>4. その他機構の業務運営に関する事項</p> <p>(1)内部統制</p> <p>機構の業務を着実に推進するため、内部統制に対する役職員の意識を浸透させるとともに、リスク要因を適確に抽出し事前の対策が迅速かつ効果的に行われるよう、リスク管理体制の維持改善と認識の徹底を図り、内部統制が有効に機能するよう努める。また、目標管理におけるPDCAサイクルにおいては、役職員間の円滑な情報伝達を行うとともに、第三者の視</p>		<p>4. その他機構の業務運営に関する事項</p> <p>(1)内部統制</p>		

<p>点を取り入れた改善等に努める。 万一不測の事態の発生に対しては、内部統制システムに則り迅速冷静に正確な情報伝達と対処判断を行い、信頼性維持に努めるとともに厳正な対策をとる。</p>	<p>改善等に努める。 万一不測の事態の発生に対しては、内部統制システムに則り迅速冷静に正確な情報伝達と対処判断を行い、信頼性維持に努めるとともに厳正な対策をとる。 具体的には、以下の取組を実施する。</p>				
	<p>ア 全職員が内部統制に対する意識を常に持つよう、基本理念と行動指針を身につけ復唱する。 イ リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング及びICT(※)への対応について、機構全体への情報共有に努める。</p>		<p><u>ア 全職員が内部統制に対する意識を常に持つよう、基本理念と行動指針を身につけ復唱</u> 機構の職員証の裏面には、基本理念と行動指針が掲載されており、それを全職員が常に身につけることで、日頃からこれらを意識する機会を増やすとともに、平成 29 年の年頭訓辞の際に復唱を行い、全職員が内部統制に対する意識を常に持つようにした。 また、各執務室に基本理念と行動指針のポスターを貼り、全職員が内部統制に対する意識を持てる環境を作り、機構職員としての誇りを持ち、国家公務員として社会に貢献することを念頭に置きながら業務を行うことについての意識づけを行った。</p> <p><u>イ リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング及びICTへの対応について、機構全体への情報共有</u> 内部統制及びリスク管理をさらに適格に実施するために、体制の見直し及び明確化を図り規程を改正するとともに、リスク管理や統制活動などの具体的な対応について、内部統制委員会及びリスク管理委員会(計 7 回)等により機構全体への周知徹底に努めた。 さらに、イントラネットや各種会議体、テレビ会議等を通じて、職員への機構運営やICTへの対応に関する重要事項等の伝達、周知、情報共有を図ると共に、モニタリングとしての内部監査、会計監査人監査、情報セキュリティ監査、監事監査補助及び契約監視委員会運営等を通じて、機構の内部統制活動におけるC(チェック)を行い、その結果をもとにPDCAサイクルを回し改善のA(アクション)につなげた。</p>		

ウ 業務執行に必要な法令等の改正情報を適時確認し、法令遵守に努める。

エ 運営会議を原則毎週開催する。

オ 目標・業務進捗管理のための理事長ヒアリングを年3回以上実施し、経営陣と職員間における意見交換を積極的に行い、機構の組織目標、実施計画等について共有を図る。

・理事長の指示及び機構の重要決定事項に係る伝達・周知方法及び回数(運営会議を毎週、業務進捗に係るヒアリングを定期(期初、期中、期末)に開催)

・理事長の指示及び機構の重要決定事項に係る伝達・周知方法及び回数(運営会議を毎週、業務進捗に係るヒアリングを定期(期初、期中、期末)に開催)
(再掲)

ウ 業務執行に必要な法令等の改正情報を適時確認し、法令遵守

業務執行に必要な法令等の改正情報を適時確認するために、必要な法令等を登録することで改正情報が通知されるサービスを導入するとともに、業務執行に関わる全ての法令等について一覧表を共有し、各分野において一覧表を定期的に更新し、機構全体で法令遵守を管理する統括部署がその状況を随時確認することで、法令等の改正による手続き漏れ等の防止等に努めた。

また、業務執行に関わる法令が多いバイオテクノロジー分野については、平成 28 年度に分野内に専属の法令遵守を管理する部署を設置し、機構全体における法令遵守を管理する統括部署と連携しながら法令遵守を強化した。

エ 運営会議を原則毎週開催

理事長、理事、部長、本部長、各センター所長、次長、監査室長、情報統括官、企画管理部各課長、各支所長で構成する運営会議を原則として毎週(計 42 回)開催し、機構の運営に関する重要事項の基本方針検討及び事業執行に係る判断、機構の運営に関する情報の共有等を推進した。

オ 目標・業務進捗管理のための理事長ヒアリングを年3回以上実施し、経営陣と職員間における意見交換と機構の組織目標、実施計画等の共有

機構は、目標・業務進捗管理のため、経営陣と各分野の幹部職員が「機構の目標・計画、業務の進捗状況及び世の中への貢献(アウトカム)を踏まえた議論を行う場として、全 4 回(期初、期中(2 回)、期末)の理事長ヒアリングを開催した。このヒアリングは、支所等ともテレビ会議を接続し、全職員に公開する形で実施した。

この結果、機構の組織目標、実施計画、評価等の共有を図ることに加えて、事業の世の中への貢献(アウトカム)などを改めて認識することができ、PDCA を回しつつ、よりの確な法人運営が可能となった。

また、平成 28 年度からの新しい試みとして、理事長ヒアリングを大阪事業所やバイオテクノロジーセンター(木更津市)で開催し、理事長が本所以外の職員と直接議論できる場を増やすことで、職員の機構の運営に参加している意識を高め、組織の目標、実施計画等の共有・意識づけを行うことができた。

運営会議(42 回)等の会議運営を基にさまざまな統制環境の充実・強化を図るとともに、機構の重要決定事項や世の中への貢献(アウトカム)、監査結果等について積極的に機構全体に共有し、機構及び法制度に対する信頼性の維持や職員のモチベーション向上に努めながら、今後の事業につながるよう法人運営を行った。

目標・業務進捗管理のための全職員に公開の場で経営陣と各分野の幹部職員が「機構業務による世の中への貢献(アウトカム)」を踏まえた議論を行う場として理事等ヒアリングを開催することで、機構の組織目標、実施計画、評価等の共有を図ることに加えて、機構全体の事業のアピールポイントや世の中への貢献(アウトカム)などを再考することができ、PDCA を回しながら、よりの確な法人運営が可能となる取組を行った。

<p>カ 年度目標を達成するための計画(事業計画)案の策定及び業務実績に対する自己評価書の作成にあたっては、機構の各専門分野や財務・マネジメントに見識を有する外部有識者からの意見を聴取し適切に実施するとともに、意見聴取の結果等を職員に共有することにより職員のモチベーション向上に努める。 (※ ICT : Information and Communications Technology(情報通信技術)のこと。)</p>		<p><u>カ 年度目標を達成するための計画(事業計画)案の策定及び業務実績に対する自己評価書の作成にあたっては、機構の各専門分野や財務・マネジメントに見識を有する外部有識者からの意見を聴取し適切に実施するとともに、意見聴取の結果等を職員に共有することにより職員のモチベーションを向上</u></p> <p>平成 29 年度事業計画の策定では、各分野において、経済産業省による年度目標案及び各分野の業務上関係の深い経済産業省政策担当課と調整しながら計画案を作成し、理事長ヒアリングの実施や各専門分野、財務・マネジメントに見識を有する外部有識者委員で構成される評価・計画諮問会議に諮ることで、第三者視点を反映した適切な事業計画を策定した。</p> <p>また、平成 27 年度業務実績・自己評価の作成では、各分野において、各分野の業務上関係の深い経済産業省政策担当課と調整し、理事長ヒアリングの実施とその結果を反映した案を外部有識者で構成される評価・計画諮問会議に諮ることで、第三者視点を反映した適切な業務実績・自己評価書を作成することができた。</p> <p>なお、この一連の作業において、各分野において「機構業務による社会・経済への具体的な貢献(アウトカム)」をより一層意識した計画・業務管理を確立するとともに、業務実績や成果については、運営会議等において随時報告を行い、関係資料やトピックス等については積極的にイントラネットへ掲載するなど機構内へ共有を図り、職員に対してアウトカムの重要性についての認識を向上させた。</p>		
<p>(2)情報セキュリティ対策 政府の情報セキュリティ</p>	<p>(2)情報セキュリティ対策 政府の情報セキュリティ</p>	<p>(2)情報セキュリティ対策</p>	<p>情報セキュリティ対策について、指標も含め計画を達成した。</p> <p>年度当初 2 回としていた標的型攻撃メール訓練を 4 回に増やすことにより、セキュリティ意識の異なる職員に対応したメールの内容にするなど工夫して実施することで、機構全体としての標的型攻撃メールへの対応の練度を高めた。</p>	

<p>ティ対策における方針を踏まえ、機構の内部規律の充実及びその運営の徹底を通じて、情報セキュリティ対策のために必要な措置を講じる。特に、平成28年度は重点的に次の対策に取り組む。</p> <p>①不正アクセス及び標的型攻撃メールへの対策やインシデント発生に対する効果的な体制整備を含め、機構の情報セキュリティ対策の強化を行い、情報セキュリティインシデントの未然防止・低減を図る。</p> <p>②国の行政機関や他の独立行政法人等において重大な情報セキュリティインシ</p>	<p>ティ対策における方針を踏まえ、機構の内部規律の充実及びその運営の徹底を通じて、情報セキュリティ対策のために必要な措置を講じる。特に、平成28年度は重点的に次の対策に取り組む。</p> <p>①不正アクセス及び標的型攻撃メールへの対策やインシデント発生に対する効果的な体制整備を含め、機構の情報セキュリティ対策の強化を行い、情報セキュリティインシデントの未然防止・低減を図る。</p> <p>②国の行政機関や他の独立行政法人等において重大な情報セキュ</p>			<p>また、通常の情報セキュリティ教育に加え高度な標的型サイバー攻撃対応演習（APT 攻撃対応演習）を行い、サイバー攻撃があった際の対処方策に関するシミュレーションを行うことにより既存の対応の問題点の明確化を図り、サイバー攻撃発生時のリスク低減につなげた。</p> <p>さらに、標的型攻撃メールに対応するためセキュリティ機器の更なる増強を行うことで、今まで以上に情報セキュリティ対策を強化した。</p>	
---	---	--	--	--	--

<p>デントが発生した場合や NISC(内閣サイバーセキュリティセンター)から情報セキュリティに係る重要な情報の提供等があったときなどにおいては、速やかな役割職員への注意喚起や必要に応じて対策・対応を行うなど、役割職員の情報セキュリティに対する意識の向上やインシデント発生時の適切な対応能力の維持・向上を図る。</p>	<p>デントが発生した場合や NISC(内閣サイバーセキュリティセンター)から情報セキュリティに係る重要な情報の提供等があったときなどにおいては、速やかな役割職員への注意喚起や必要に応じて対策・対応を行うなど、役割職員の情報セキュリティに対する意識の向上やインシデント発生時の適切な対応能力の維持・向上を図る。</p> <p>具体的には、以下の取組を実施する。</p>				
	<p>ア 経済産業省・関係機関情報セキュリティ連絡会議(脅威情報共有 WG 含む)、内閣サイバーセキュリティ</p>		<p><u>ア 経済産業省・関係機関情報セキュリティ連絡会議(脅威情報共有 WG 含む)、内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)等、関係機関と連携し、セキュリティ関連情報やその対策について迅速に情報収集</u></p> <p>情報収集及び活用については、経済産業省関係機関情報セキュリティ連絡会議、NISC、JPCERT/CC(一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター)等からの脅威情報 173 件[2,059 情報](平成 27 年度は、192 件 [2,307 情報])に対して、迅速に機構の情報システムへの脅威の影響確認やログ等の迅速な解析を行い、影響するおそれがあるものについては、機構内に対して注意喚起を行った。</p> <p>情報セキュリティ上の脅威となる事案が発生したときに機動的かつ的確に対応するための体制を構築するため、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準を参考</p>		

<p>センター(NISC)等、関係機関と連携し、セキュリティ関連情報やその対策について迅速に情報収集を行う。また、これらの機関が提供する対策情報を踏まえ、情報セキュリティインシデント発生時等緊急時の対応能力を強化する。さらに、脅威情報共有WGからの各種脅威情報に対しては原則2営業日以内に対応する。</p>		<p>にしたCSIRT(情報セキュリティインシデントが起きたときに迅速かつ的確に対応することができるよう、適切な事前準備を実施するとともに、実際に事故などが発生したときに、関係省庁などとの連絡窓口となり、また機構内に対して具体的な対応の指示などを行う組織)を設置し、情報セキュリティインシデント発生時等緊急時の対応能力を強化した。</p> <p>脅威情報共有WGを含む関係機関からの各種脅威情報173件[2,059情報]に対しては、標的型攻撃メールに関する脅威情報であれば、メールの宛先となっている利用者を特定し、該当メールの削除を促すなど、原則2営業日以内に対応し、被害の発生を未然に防止した。</p>	
<p>イ 情報セキュリティに関するeラーニング・自己点検、新人研修を毎年各1回、標的型攻撃メール訓練を毎年2回実施し、役職員を含め、情報セキュリティに対する意識の向</p>	<p>・情報セキュリティeラーニングの指定期間内受講率(95%) ・情報セキュリティ自己点検の指定期間内実施率(95%)</p>	<p><u>イ 情報セキュリティに関するeラーニング・自己点検、新人研修を毎年各1回、標的型攻撃メール訓練を毎年2回実施し、役職員を含め、情報セキュリティに対する意識の向上</u></p> <p>情報セキュリティ教育については、eラーニング及び自己点検について、平成28年10月5日から11月末までの2ヶ月間、全職員を対象として実施するとともに、平成28年4月20日、22日に新規採用職員に対して集合研修を実施した。</p> <p>また、有識者による講演会を、平成28年7月21日(参加登録者126名)と平成28年11月7日(参加登録者136名)の2回実施した。</p> <p>研修や講演会等においては、情報セキュリティに関する正しい知識と標的型攻撃メールやランサムウェアによる攻撃等、最近の情報セキュリティに関わる動向について周知し注意喚起を行った。</p> <p>標的型攻撃メール訓練については、より実践的な形に近づけるため抜き打ちで訓練を実施したところ、添付ファイルを開封した者の対応に課題があったため、2回追加で訓練を行うとともに、職員によりセキュリティ意識が異なることに対応して標的メールの内容等を工夫して実施することで、職員の練度を高め、機構全体としての情報セキュリティの維持・向上を図ることができた。</p>	<p>全職員を対象としたeラーニングによる情報セキュリティ研修及びWEBアンケート方式による自己点検を実施し指定期間内受講率及び実施率について指標(95%)を超える99.6%、99.7%(最終的にはいずれも100%)を達成することで、全職員の情報セキュリティに関する意識の向上やルール徹底を行うことができた。</p>

上を図る。特に情報セキュリティ管理者については教育内容を拡充するとともに情報セキュリティに関する資格取得を促す。また、机上演習のみならず、トラブルの発生などにも踏み込んだ公開サーバ緊急連絡訓練を実施する。さらに、定期的な情報セキュリティ診断等を着実に実施する。

ウ 上記の情報収集やセキュリティ診断の結果について、機構で実施する情報セキュリティ対策へ反映する。また、標的型攻撃メールに対応した効果的なセキュリティ対策を検討する。

情報システムセキュリティ責任者・管理者には集合研修により情報セキュリティインシデント対応について知識の充実を図るとともに、独立行政法人情報処理推進機構が実施する情報セキュリティに関する資格取得や国が行った実践的サイバー防御演習への参加等を促進した。

公開サーバ緊急連絡訓練については、機構の公開システムからセンターごとに選定した各システムに対して、改ざんなどのインシデントが発生した際に緊急連絡が計画通り適切に行えるように訓練を実施し、確認を行った。

また、平成 28 年度は高度な標的型サイバー攻撃対応演習(APT 攻撃対応演習)として、これまでの単純な連絡訓練よりも一歩踏み込み、情報セキュリティインシデントなどトラブルが発生した際に実際に行うべき対応までを含めた訓練について関係者を 1 か所に集めてディスカッション形式で実施し、問題点を明確にすることでサイバー攻撃発生時のリスク低減を図った。

さらに、機構の公開システムについては、定期的に情報セキュリティ診断等を実施して、診断結果に基づき、セキュリティ対策を行った。

ウ セキュリティに関する情報収集やセキュリティ診断の結果について、機構で実施する情報セキュリティ対策へ反映、標的型攻撃メールに対応した効果的なセキュリティ対策の検討

セキュリティに関する情報収集の結果得られた有益な情報を、機構内の対策に反映するとともに、教育コンテンツなどに取り入れて充実を図り、機構内職員のセキュリティに関するリテラシーの更なる向上につなげた。特に、高度な標的型サイバー攻撃演習の結果は、機構の CSIRT の機能の向上を図るための材料として活用し、標的型攻撃メールへの対応力の向上を推進した。

さらに、従前より行っている 24 時間 365 日の不正侵入検知や脆弱性を利用した攻撃の防御に加え、標的型攻撃メール対策として平成 27 年度末に導入した機器を的確に運用し、不審なメールや通信などの検知情報に基づき適宜標的型メール対策機器の設定を見直すことにより、侵入の足がかりとなるマルウェア付メールや不審な通信をいち早く検知(約 100 件/月)し、職員に対する注意喚起や対応を行うとともに、更なる機器の導入で検知能力を強化し、標的型メールによる情報搾取等を未然に防止した。特に、平成 28 年 11 月には 500 件にも及ぶ不審メールを受信したが、上記対策によりインシデント発生には至らなかった。

また、可搬記録媒体を経由したマルウェア感染を防止するため、取り扱いに関する指針等を作成するとともに、事前登録したもの以外利用できない措置を施すなど、ソフト面のみならずハード面においても対応を行った。

<p>(3) 情報公開・個人情報保護 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を行う。</p>	<p>(3) 情報公開・個人情報保護 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を行う。</p> <p>具体的には、以下の取組を実施する。</p>		<p>(3)情報公開・個人情報保護</p>		
	<p>ア 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づき、文書の開示請求</p>		<p><u>ア 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づき、文書の開示請求の際に、関係者との調整履歴を残した電子メールを活用するなど、意思確認を円滑かつ適正化</u></p> <p>独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づく文書の開示請求(平成28年度27件)に対しては、請求者との連絡を電子メールで取ることで、連絡内容の履歴を残し、後からでも請求者の請求の意図を確認できる体制を整えることで、請求者との意思確認を円滑かつ適正に行った。</p>		

	<p>の際に、関係者との調整履歴を残した電子メールを活用するなど、意思確認を円滑かつ適正に行う。</p> <p>イ 開示・不開示決定の内部手続については、電子起案を活用し迅速に対応する。</p> <p>ウ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、保有個人情報を明確化し、個人情報ファイル簿の作成及び公開を徹底する。</p> <p>エ 保有個人情報の適切な管理を行う。</p> <p>オ 情報公開及び個</p>	<p>・個人情報保護に関す</p>	<p><u>イ 開示・不開示決定の内部手続については、電子起案を活用し迅速に対応</u></p> <p>独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づく文書の開示請求に対する開示・不開示決定の内部手続については、本所と支所など物理的な距離がある拠点間の手続きも含め、平成 28 年度の文書の開示請求(27 件)全てにおいて、電子起案(回付)により迅速な対応を行った結果、開示・不開示決定の期限である 30 日以内に決定を行った。</p> <p>また、弁護士法に基づく照会(平成 28 年度 3 件)についても、平成 28 年度から、迅速に回答を行うために電子起案を活用し、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づく文書の開示請求の開示・不開示決定の期限である 30 日以内に回答期限を合わせることにして、全ての文書において 30 日以内での回答を実現した。</p> <p><u>ウ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、保有個人情報を明確化し、個人情報ファイル簿の作成及び公開の徹底</u></p> <p>保有個人情報については、機構が保有する様々な種類の個人情報のうち、法令等及び個人情報保護管理規程で定める保有個人情報を明確化し、個人情報を保有する各部署において個人情報ファイル簿を作成し、個人情報保護に係る総括部署が機構の個人情報ファイル簿を一元管理するとともに、個人情報保護管理規程に基づき個人情報ファイル管理台帳を整備し、平成 28 年 12 月に点検を実施するなど、個人情報ファイル簿の作成及び公開漏れが生じない体制を構築し、徹底した。</p> <p><u>エ 保有個人情報の適切な管理</u></p> <p>個人情報保護管理規程において個人情報保護の責任者における権限と責任を明確化し、機構全体で組織として保有個人情報の管理を行う体制を構築するとともに、個人情報の保管場所への入場規制や保管庫の施錠、情報システムへのログイン制限、電子ファイルのパスワード設定などの情報流出防止措置を施すなど物理的な管理も徹底することで、保有個人情報の適切な管理を行った。</p> <p><u>オ 情報公開及び個人情報保護に関する eラーニング、新人研修の実施</u></p> <p>機構全職員に対して 2 月から 3 月に個人情報保護の eラーニングを実施し、個人情</p>	<p>個人情報保護に関するeラーニング及び新人研修を各 1 回実施し、指標を達成した。</p>
--	--	-------------------	--	---

<p>人 情 報 保 護 関 係 的 に e ラーニング、新人研修を各 1 回実施する。</p> <p>カ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、役職員に周知徹底させるなど遵守させるための措置を講じ、特に不要な特定個人情報を収集しないよう適正に特定個人情報等を取り扱う。</p>	<p>る周知の方法及び回数 (e ラーニング、新人研修 各 1 回)</p>	<p>報保護に対する職員への周知徹底及び意識・理解力の向上に努めた。</p> <p>また、平成 28 年 4 月に入構した新規採用職員に対して情報公開及び個人情報保護の新人研修を実施し、統括する部署の責任者及び実務担当者が直接説明することで、受講者が業務の実態をイメージしやすい研修を行い、情報公開及び個人情報保護に対する職員への周知徹底及びの意識・理解を向上させた。</p> <p>さらに、情報公開の業務担当者に対する説明も実施し、法令遵守等を含め情報公開に対する担当者意識・理解を向上させた。</p> <p><u>カ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、役職員に周知徹底させるなど遵守させるための措置を講じ、特に不要な特定個人情報を収集しないよう適正な特定個人情報等の取り扱い</u></p> <p>個人情報保護管理規程で機構における保有個人情報の定義や管理方法を明確化するとともに、社会における社会保障・税番号(いわゆる「マイナンバー」)への意識が高まる年末調整や支払調書の作成等の業務が行われる年末に向けて、運営会議(理事長をはじめ理事、各分野の長が参加)で特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(いわゆる「番号法」)における注意喚起し、番号法に対する意識や管理方法が浸透するように周知徹底を行った。</p> <p>また、特定個人情報等を取り扱う職員については、研修・セミナー等に参加させることでさらに意識を高めるとともに、具体的な特定個人情報等の収集・利用等の際には、規程の整備等の組織的安全管理措置に加え、担当者・責任者の指名など人的安全措施、取扱区域の制限・電子媒体等情報の漏えい防止などの物理的安全措置及びアクセス制限などの技術的安全措置に十分配慮した。</p> <p>さらに、人事・給与等の事務手続のために使用する役職員及びその扶養親族のマイナンバーについては、扶養でない親族のマイナンバーを収集しないように、また、外部審査員等への業務依頼等においては、謝金の支払いがない審査員の特定個人情報など不要な特定個人情報を収集しないよう周知を徹底し、保有個人情報とともに適正に管理した。</p>	
<p>(4) 保有資産、環境保全</p> <p>機構が保有する資産について、適切に管理するとともに、不要となった資産があれば、適切に処分する。また、環境負荷の低減に</p>	<p>(4) 保有資産、環境保全</p> <p>機構が保有する資産について、適切に管理するとともに、不要となった資産があれば、適切に処分する。また、環境負荷の低減に</p>	<p>(4) 保有資産、環境保全</p>	

<p>資する物品調達を進め、自主的な環境管理に積極的に取り組む。</p>	<p>資する物品調達を進め、自主的な環境管理に積極的に取り組む。</p> <p>具体的には、以下の取組を実施する。</p>			
<p>ア 機構が保有する資産について、適切に管理するとともに、各資産の保有の必要性について厳正に検証する。</p> <p>イ 特許権について、保有する目的を検証し、登録の絞り込みと不要なもの処分を進めることにより、登録・保有コストの削減等を図る。</p> <p>ウ 環境物品の調達の推進を図るための方針を定める。これに基づく物品の調</p>	<p>ア 機構が保有する資産について、適切に管理するとともに、各資産の保有の必要性について厳正に検証する。</p> <p>イ 特許権について、保有する目的を検証し、登録の絞り込みと不要なもの処分を進めることにより、登録・保有コストの削減等を図る。</p> <p>ウ 環境物品の調達の推進を図るための方針を定める。これに基づく物品の調</p>	<p>・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)に基づく</p>	<p><u>ア 機構が保有する資産の適切な管理と各資産の保有の必要性の厳正な検証</u></p> <p>資産管理の関連規程を改正し、資産の取得・保管・処分等の手続きをより明確化することで、資産の管理体制を強化し、適切な管理を行った。</p> <p>また、資産の使用責任者は、業務の実施状況等を基に資産の必要性を検証した結果、処分が妥当と判断した資産については、使用責任者が自ら処分の妥当性を検証するとともに、資産の管理責任者も資産の業務への使用状況等を踏まえ、資産の必要性を二重に厳正に検証することで、必要な資産を誤って処分することなく、各事業の目的に沿って資産を有効に活用する体制を維持した。</p> <p><u>イ 特許権について、保有する目的を検証し、登録の絞り込みと不要なもの処分を進めることにより、登録・保有コストの削減等の実施</u></p> <p>特許権については、既に保有または新たに登録する全事業を対象に、特許権を保有する必要性を考慮し、保有する目的や共同保有における保有持分の見直しを含め特許の必要性を検証した結果、既存の特許権については引き続き特許権を保有するとともに、有用性が明確でない新規登録の申請を抑制することで、登録に係るコストの削減を図った。</p> <p><u>ウ 環境物品の調達の推進を図るための方針を定め、これに基づく物品の調達を推進し、製品事故調査や技術上の評価等を行う上で調達せざるを得ない物品を除き、グリーン購入法に適合した物品の調達目標 100%の達成</u></p> <p>「環境物品の調達の推進を図るための方針」を策定し、運営会議(理事長をはじめ理事、各分野の長が参加)や関係者へのメールでの周知等を行い、方針に基づく調達を徹底した結果、対象物品 110 品目のうち製品事故調査や技術上の評価等を行う上で調達せざるを得ない物品を除いた全ての品目について調達目標の 100%を達成し、環</p>	<p>グリーン購入法に基づく調達目標について、100%の指標を達成できたことで、環境負荷を軽減することができた。</p>

	<p>達を推進し、製品事故調査や技術上の評価等を行う上で、調達せざるを得ない物品を除き、グリーン購入法に適合した物品の調達目標を100%とする。</p>	<p>調達目標の達成状況 ※ 各品目の達成すべき水準は環境物品等の調達の推進を図るための方針にて設定</p>	<p>境負荷を軽減することに貢献した。</p>		
<p>(5)安全管理、災害対策 大規模災害等へ備え、必要な施設の営繕を適切に行うとともに、自主的な防災訓練の実施や政府主導の防災訓練等への参加を確実にし、職員の安全を確保する。</p>	<p>(5)安全管理、災害対策 大規模災害等へ備え、必要な施設の営繕を適切に行うとともに、自主的な防災訓練の実施や政府主導の防災訓練等への参加を確実にし、職員の安全を確保する。 具体的には、以下の取組を実施する。</p>		<p>(5)安全管理、災害対策</p>		
	<p>ア 必要な施設の営繕を適切に行う。</p>		<p><u>ア 必要な施設の営繕の適切な実施</u> 建設から30年以上経過している施設などの老朽化の問題が発生している中で、機構の営繕計画に基づき本所の空調工事などの営繕を適切に行った。 また、突発的な故障等にも迅速に対応するとともに、施設の安全を確保するため、営繕を取りまとめる部署において、本所、支所の施設の視察を行い、老朽化で不具合が</p>		

	<p>イ 職員からヒヤリ・ハット情報を収集し、大きな事故に至る前に事故を予防する。</p> <p>ウ 防災訓練を1回実施するとともに、政府主導の政府総合防災訓練に参加する。これにより、職員の意識向上と、役割把握を進め、災害時の被害縮小を図る。</p>	<p>・防災訓練等の回数(防災訓練、緊急連絡訓練 各1回)</p>	<p>生じていた受変電装置などについて迅速に営繕を行うとともに、車いすでの来場に対応するため、本所入口付近の段差の解消、ブラインドの交換、監事室の執務環境の改善、人事企画課の拡充に伴う執務環境の改善、監視カメラの設置等を行った。</p> <p>(以下、再掲)</p> <p>さらに、業務の基盤となる変電設備や空調設備等、経年劣化等により故障や事故の危険性が増している施設・設備を改修するため、平成28年度の政府の補正予算で約10億円の施設整備費補助金が計上されたこともあり、早急な整備を行うべく、不用資産の処分をはじめとする各種手続きを確実に進めるなど、計画的に調達を行った。</p> <p>イ 職員からのヒヤリ・ハット情報収集による、大きな事故に至る前の事故予防</p> <p>ヒヤリ・ハット情報収集については、労働安全衛生法に基づく衛生委員会での事例研究や大阪事業所の新たに行われる蓄電池の試験業務の実施に伴う情報などを収集し、衛生委員会や運営会議(理事長をはじめ理事、各分野の長が参加)等で機構全体に周知を行い、機構職員の意識づけや対策を行う体制を構築することで、事故の未然防止を推進した。</p> <p>ウ 防災訓練を1回実施及び政府主導の政府総合防災訓練に参加</p> <p>地震や台風などの大規模災害に備えた防災訓練や緊急連絡訓練を行い、決められた各職員の役割を再確認させるとともに、防災に対する職員の意識の向上を図った。</p> <p>防災訓練については、職員の意識向上と役割把握を進め、災害時の被害縮小を図るため、消防署や合同庁舎、地域と連携をしながら、全国の事業所で各1回、計11回(東京1回、大阪1回、各支所等計9回)を実施し、政府主導の政府総合防災訓練にも参加した。</p> <p>また、緊急時の連絡網を整備して機構職員全員の安否確認を行える体制を整え、平成29年3月に携帯電話を利用した緊急連絡/安否確認サービスを利用した緊急連絡訓練を実施し、円滑に安否確認が行えること等を確認した。</p>	<p>防災訓練は全国の事業所で各1回、計11回実施するとともに、携帯電話を利用した緊急連絡/安否確認訓練を3月に実施し、いずれも指標を達成した。</p>	
<p>(6) 広報、情報提供の推進</p> <p>機構の業務活動の成果を広く国民・社会に対して提供するため、効果的かつ効率的</p>	<p>(6) 広報、情報提供の推進</p> <p>機構の業務活動の成果を広く国民・社会に対して提供するため、効果的かつ効率的</p>		<p>(6) 広報、情報提供の推進</p>		

<p>的な広報活動を推進する。</p>	<p>な広報活動を推進する。</p> <p>具体的には、以下の取組を実施する。</p>				
	<p>ア 機構の業務活動の成果を広く国民・社会に対して円滑、効果的に普及させるため、マスメディアを活用した最新情報のタイムリーな発信や、情報の受け手との双方向のコミュニケーションが可能な仕組みを構築するため、各種展示会等への出展、機構施設の一般公開等の取組を実施する。また、このための広報ツールを整理し、分野間・事業所間で共有することで、共同での広報など効果的な活</p>	<p>・展示会等への出展、一般公開等の取組の回数(講師派遣 200 回以上、展示会等への出展 90 回以上、報告会等 25 回以上)</p> <p>・マスメディアへの情報提供回数(100 回以上)</p>	<p>政策的・社会的ニーズに対応するために特に取り組んだ内容</p> <p>機構の取組が特に社会や産業界に大きく貢献した内容</p> <p>ア マスメディアを活用した最新情報のタイムリーな発信や各種展示会等への出展、機構施設の一般公開等の取組の実施</p> <p>●マスメディアへの情報提供</p> <p>講師派遣 245 回(前年比 107%)、展示会等への出展 103 回(前年比 127%)、報告会等 29 回(前年比 100%)、マスメディアへの情報提供 104 回(前年比 78%)を実施し指標を達成した。</p> <p>マスメディア等への情報提供では、発表者や広報担当者、幹部が連携して、ターゲットが必要としている情報を迅速に、より解りやすく、効果的なアピールを行うよう配慮して報道機関に積極的に情報を提供した。</p> <p>製品安全分野では、特定の製品について事故が多く発生する季節を選んだり、また、最近の事故の状況を踏まえ、国民にとって重要かつ関心の高いトピックスを選びプレス発表を実施したり、マスメディアからの問い合わせや取材依頼、映像等の資料提供にも積極的かつ迅速に対応した。</p> <p>さらに、<u>製品安全以外の情報提供も強化し、適合性認定分野及び国際評価技術分野においてそれぞれ 2 件及び 4 件の情報提供を新たに実施した。</u></p> <p>その結果、年間で 170 以上のニュース・番組等で放映されるとともに、<u>新聞掲載は 251 件(平成 27 年度は 185 件)と大幅に増加した。これにより、機構全体でテレビ放映時間が延べ 4 時間を超えたとともに(広告料換算(推計)で 5 億円以上)、新聞掲載は 251 件(広告料換算(推計)で 1 億円以上、平成 27 年度は 185 件)と増加し、さらにインターネットニュースにも多数取り上げられ、機構の活動についての理解や信頼性の向上につながった。</u></p> <p>また、<u>製品安全分野以外の分野でも 103 件マスコミに取り上げられ(平成 27 年度は 86 件)、前年度と比較しても増加した。</u></p> <p>●展示会等への出展、機構施設の一般公開、報告会・シンポジウムの主催・共催等</p> <p>①展示会等への出展、報告会・シンポジウムの主催・共催</p> <p>一般消費者を対象とした消費生活展や学都「仙台・宮城」サイエンスデイ、企業などを対象としたバイオフィーマージャパン 2016、日本生物工学会などの学会への出展、発表等を計 103 回(平成 27 年度は 81 回)行った。</p> <p>また、バイオテクノロジー分野及び化学物質管理分野においては、事業者や海外の専門家が集まるセミナー、講座、研究会等に積極的に講師を派遣し、バイオテクノロジー分野においては 33 回(平成 27 年度は 24 回)、化学物質管理分野においては 48 回(平成 27 年度 33 回)と、大幅に回数を増やし、ターゲットに対して効果的に必要な情報を提供することができた。</p> <p>また、その他の分野も含め、国、自治体、大学、消費者団体などが主催するセミナ</p>	<p>業務実績が特に社会や産業界に大きく貢献</p> <p>講師派遣 245 回、展示会等への出展 103 回、報告会等 29 回、マスメディアへの情報提供 104 回等の取組を実施し、指標も含め計画を達成した。</p> <p>製品安全以外の情報提供も強化したことで、テレビ・新聞で取り上げられる件数が 120%と大幅に増加したことは、機構全体として価値の高い情報を提供していることの証左であり、機構の知名度向上にも貢献する大きな効果。</p> <p>YouTube への NITE チャンネルの開設や、開所式と連動したプレス発表などの新たな取組は、これまで必ずしも情報が届いていなかった国民への必要な情報提供や、機構施設の新規ユーザー開拓につながる大きな成果。</p> <p>(通則法第 28 条の 4 に基づく評価結果の反映状況)</p> <p>平成 27 年度の主務大臣による評価で出された意見「広報については、製品安全のみならず他分野の広報も積極的に行うこと。」を反映するため、分野ごとに提供したい情報やターゲットを踏まえて有効な広報手段を選択し、適合性認定分野及び国際評価技術分野においてはマスメディアへの情報提供を強化するとともに、バイオテクノロジー分野及び化学物質管理分野においては、事業者や海外の専門家が集まるセミナー、講座、研究会等に積極的に講師を派遣した結果、製品安全以外の分野においてマスメディアに取り上げられる件数も約 120%と大幅に増加するなど、効果的に必要な情報を提供することができた。</p>	

	<p>用方法を検討する。</p>	<p>一、講座、研究会等に講師計 245 回(平成 27 年度は 228 回)派遣した。</p> <p>さらに、各分野において国内外での制度説明会、研修会、講習会等の主催や、製品事故 100 選説明会、モンゴルでワークショップの共催等を計 29 回(平成 27 年度は 29 件)実施することにより業務や評価技術等の紹介、普及啓発、注意喚起などを行った。</p> <p>②大阪事業所開所式及び機構施設の一般公開等</p> <p>新たに運用を開始した蓄電池評価センター(NLAB)においては、<u>展示会、セミナー、個社訪問等により積極的に認知度の向上、利用促進に努めたことにより、130 以上の社・機関から総勢 2,000 名以上の見学依頼に応じ、施設設備の説明や見学に効率的かつ適切に対応した。</u></p> <p>これにより、事業者等の施設への理解が深まり、試験設備の利用の一つの契機にもなった。</p> <p><u>5 月に実施した大阪事業所の開所式においては、事前にメディア向けのプレス発表を行うなど、積極的な広報活動を行うことにより、開所式当日は、大阪府知事、大阪市副市長、産業界、学識経験者及び経済産業省幹部を初め総数 211 名に参加いただいた。また、報道機関(6 社)の取材を受け、開所式や機構の業務を新聞(7 件)や TV(2 件)で取り上げられた。</u></p> <p>また、本所及び大阪事業所の近隣住民を中心とした国民に機構の業務活動について周知するため、「一般公開日(NITE フレンドシップデイ)」を開催(本所 7 月 30 日:来場者 251 名、大阪 9 月 10 日:来場者 70 名)し、機構業務に関する展示、体験やパンフレット等の配布などを通じて機構の業務や成果をアピールした。</p> <p>③他機関からの寄稿依頼</p> <p>他機関からの寄稿依頼については各分野と調整しつつ対応を行った。特に、国民に向けた広報として主婦連合会発行の「主婦連たより」(発行部数 1 万部)に機構の全ての分野が毎月交代で執筆を担当し、安全なくらしに役立つ情報提供を行った。</p> <p>●広報ツールの活用</p> <p>機構の業務紹介をより効率的、効果的に行うことを目的として、成果やデータベースなどの具体例も盛り込む等、理解のしやすさに配慮して日英語版の機構紹介パンフレットを改訂し、産業界等に対して約 6,000 部配布した。</p> <p>また、各分野における業務活動についても、状況に応じてより効果的な広報を展開するため、以下のリーフレット等を作成、配布、ホームページからもダウンロード可能とするとともに、各種ツールを整理し、産業技術連携推進会議における 9 回の業務紹介や資料配付も含め、分野間・支所間で共有して積極的に広報活動を展開した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品安全分野:身・守りハンドブック 2016(17, 000 部作成)。 ・化学物質管理分野:「化学物質管理分野パンフレット」(約 2,500 部配布)、 「CHRIP リーフレット」(約 2,900 部配布)や、リスク評価に関して解説する「化学物質と上手に付き合うために」(約 1,500 部配布)、化学物質のリスク評価について(約 1,200 部配布) ・バイオテクノロジー分野:バイオテクノロジー分野の業務ごとの説明、アピール用リーフレット(前年度の 2 倍となる 2,068 部配布) ・適合性認定分野:適合性認定分野の業務を紹介するパンフレット(650 部配布)、各認定プログラム(JCSS、JNLA、ASNITE)の説明パンフレット(計 680 部配布)、JCSS の制度や校正証明書の説明リーフレット(計 690 部配布) 	
--	------------------	---	--

	<p>イ ホームページ、市民講座等の様々な広報手段を活用するとともに、SNS等の新たな広報ツールの活用を検討し、効果的かつ効率的な広報活動を推進する。</p>		<p>・国際評価技術本部：NLABパンフレット(日本語、約 5,000 部配布)、NLABパンフレット(英語、約 400 部配布)</p> <p><u>イ ホームページ、市民講座等の様々な広報手段を活用するとともに、SNS等の新たな広報ツールの活用を検討し、効果的かつ効率的な広報活動の推進</u></p> <p>ホームページについては、機構各分野の業務やトピックスを効果的にアピールするため、ホームページのトップページにおいてキービジュアルを活用して一目で把握できるよう工夫等も行い情報発信に努めた。</p> <p>メディアの多様化によるインターネットやSNSの普及に伴い、多様なツールを利用して情報収集を行っている国民に対して効果的な広報活動を行うため、新たにSNS等の活用を推進した。</p> <p>その結果、<u>1月16日にYouTubeに機構の公式チャンネルを開設し</u>、製品安全分野の製品事故の注意の呼びかけや、バイオテクノロジー分野のガラスアンプルの開封手順、国際評価技術分野のファインバブルについての解説動画等を公開した。</p> <p>●メールマガジンの配信強化</p> <p>分野ごとの最新情報を必要とするユーザーに迅速に提供するため、以下のメールマガジンを配信するとともに、一般公開や報告会の開催案内を含め効率的、効果的な情報提供を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品安全分野：製品安全情報(PS)マガジンを25回配信。(登録者数：約7,620名) ・化学物質管理分野：NITEケミマガを48回配信。(登録者数：約6,550名) ・バイオテクノロジー分野：NBRCニュースを6回配信。(登録者数：約1,540名) <p>●NITE講座(社会人講座)の開催</p> <p>機構の持つ知見や技術情報などを広く提供するため、社会人を対象として、以下の3分野においてNITE講座を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品安全分野：「製品安全対策の基礎知識」講座 前期(大阪)全12回(参加者数47名)、後期(東京)全12回(参加者数48名) 計27回開催 ・化学物質管理分野：「化学物質に関するリスク評価とリスク管理の基礎知識」前期(東京)全13回開催(参加者数41名)、後期(大阪)全12回(参加者数54名) ・バイオテクノロジー分野「微生物資源の活用とバイオ安全の基礎知識」全1回(参加者数41名) <p>化学物質管理分野では、初めて大阪でも開催したが、ともに短期間で受講希望者が定員に達した。製品安全分野では全12回の出席率平均が75%となるなど、高い関心が得られた。バイオテクノロジー分野では、1日に集中開催した結果、前年度の約3倍となる参加者があった。</p> <p>受講者のアンケート結果では、いずれの講座も高い満足度が得られた。</p>	
<p>(7)事業所の円滑な移転 製品安全センター、化学物質管理センタ</p>	<p>(7)事業所の円滑な移転 製品安全センター、化学物質管理センタ</p>		<p>(7)事業所の円滑な移転</p> <p>大阪合同庁舎から大阪事業所への移転については、関連する全ての部署が緊密に連携を図り円滑に実施した。製品安全分野については、大阪で業務を行う製品安全技術課等が移転に専念できるように事故調査などの業務について一時的に本所及び各支所の業務分担を見直した。各種試験研究機器、検査機器などの大型機器類の設置や移動、処分については、本所の営繕部署や会計部署と連携するなど他事業所との連携を図った。その結果、平成28年4月30日に業務を停滞させることなく移転を完了し</p>	

<p>一、近畿認定事務所、国際評価技術本部が入居する大阪合同庁舎の廃止に伴う新庁舎への移転に関連し、他事業所との連携により業務を停滞させることなく移転を円滑に実施する。</p>	<p>一、近畿認定事務所、国際評価技術本部が入居する大阪合同庁舎の廃止に伴う新庁舎への移転に関連し、他事業所との連携により業務を停滞させることなく移転を円滑に実施する。</p>		<p>た。 移転後の大阪合同庁舎については、合同庁舎の管理部署と連絡を密にし、現場確認等を適宜行うとともに、必要な廃棄物の廃棄手続きや原状回復を最終的に平成 28 年 10 月に完了させた。</p>		
--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

特になし。